

林田村土地所有状況 (昭和十四年末現在)

所有面積	戸数	所有面積	戸数
二〇甲以上	1	二甲以上	9
一〇甲以上	2	一甲以上	1
五甲以上	22	一甲以下	1
三甲以上	140	計	173

首位とする。昭和十四年の農作状況を示せば次の如くである。

林田村農作状況 (昭和十四年末現在)

種別	作付面積	收穫高	價額	甲當收量
水稲	六五〇甲	一五、六六石	三九、七四圓	二四、〇〇石
甘藷	九	一〇、六〇石	四九、一四〇	三三〇、〇〇石
煙草	二二	三六、六〇石	三九七、八九圓	一、五九八石
甘藷	七〇	一六、〇〇石	六、八〇〇	二、四〇〇石
豆類	四〇	二、四〇石	七、一〇〇	九、〇〇〇
蔬菜	八	一、八〇石	九、〇〇〇	六、八八八
キャツサバ	七	一、九〇石	一、九〇〇	六、四八五
果樹類	三	六、〇〇石	六、〇〇〇	三、一〇〇
計	一、〇〇甲	六八、〇〇石	六〇八、六八圓	六〇八、六八

四、花蓮港廳下に於ける三自由移民村

1、瑞穂村(鳳林郡瑞穂庄)

昭和七年專賣局の葉煙草増産計畫に基き、當村に於てその試作が行はれた處可成りの成績を挙げたので、煙草栽培適地として昭和八年より十年の三ヶ年に亘り、計四十一戸の移住を見、此處に玉苑(十一戸)瑞原(九戸)宮の里(二十一戸)の三部落を形成するに至つた。耕地は嘗て紅葉溪、マシロ溪の氾濫によつて耕土流出せる砂礫地で、從來煙草移民の入村する迄は殆んど荒蕪地として放擲せられたる土地である故、煙草單作であつて、幾分殘留肥料による落花生又は甘藷の跡作を見るのみである。貸下地總面積二〇七甲は約二千筆に分れ、六百甲に亘る官有地内に散在してゐるが、現在之を二六〇甲に纏めて開墾豫約拂下げを出願中であると共に、嘗て廳より貸下げを受けてゐた三十甲の畑地を甲當千圓で昭和十五年買収、之を水田に造成して飯米の自給を目下計畫中である。現在煙草乾燥室棟數七十、昭和十五年度に於ける栽培面積一〇七甲、賠償金十九萬八千餘圓であつた。

口、上大和村(鳳林郡鳳林街)

昭和十二年の創設に掛り、花蓮港廳有地に小作移民として廳下在住民中より銓衡許可されし者二十三戸、次いで昭和十四年四戸入植、現在合計二十七戸。之等多く前記豐田村、林田村より分村せる者である。

る。割當貸下地は平均一戸當り七甲余で、耕地は畑地なるため甘蔗作を専業とし、一部は煙草作を副業としてゐる。

ハ、三笠村(玉里郡玉里街)

昭和十年の創設にかかり、河川地に煙草耕作移民として三戸入植、續いて十三年に一戸、十四年に三戸、十五年に二戸入植し、現在八戸在住す。前者と同じく廳下在住農民より銓衡許可されたものである。

臺東廳下

一、臺東製糖株式會社による私營移民村

イ、旭村(臺東郡臺東街)

大正五年十一月會社の豫約拂下地三百餘甲に對して三十戸の新潟縣人を招致する豫定だったが、實際集つた者二十八戸、その後退散する者もあつて昭和十七年現在二十三戸を數へる。然して最初の聚落地は海岸に近い處であつたが大正八年の大暴風雨で全村潰滅したため現在の場所に移つた。十四年度末現在に於ける所屬地の状況を示すと次の如くである。

旭村地目別面積 (昭和十四年度末)

總面積	田	畑	宅地	道路其他	未墾地
三、〇八五	一、〇〇一	一、〇〇一	八、五三三	七、三九二	可能地二四〇甲他の六〇甲は荒地であり、一戸當り割當

分と宅地一分とは開墾實費として甲當四、五百圓の年賦償還により所有權を附與せられるものとし、他は墾耕料甲當一三〇圓(内水租三〇圓を含む)を以て小作するものである。現在最も成功せる者には、附近の蕃人の所有地を買収して既に十餘町歩の地主となつてゐる者がある。

旭村農作状況 (昭和十四年現在)

種別	作付面積	收穫高	價額
水稲	八五〇甲	一五、七〇石	三六、〇〇〇

本村の農産物中最も重要なものは甘蔗であるが、其他の農作物を挙げれば上の如くである。

口、鹿野村(關山郡鹿野庄)

大正四年十二月甘蔗耕作のための單

果その被害も次第に減じ、先に述べし開墾上の有利は明治製糖會社所有のヒースプラウを使用する事によつて顯著に且つ迅速に現はれ、濕地帯に於ける排水工事の進捗と共に漸次耕地は良化し、入植後四年乃至八年にして既に安定の域に達せんとしてゐる。

入植年度別戸数は昭和七年度十八戸、八年度十八戸、九年度二十戸、十年度九十戸、十一年度十戸合計一五六戸で十五年末總人口は七八四人である。部落別に戸数及び人口を示せば次の如くである。

秋津村部落別戸数及人口(昭和十五年末現在)

部落名	戸数	人口	部落名	戸数	人口
東口	二六	一四八	川邊	二七	一三〇
中ノ平	三〇	一五〇	川合	二〇	一〇〇
南ヶ原	三三	一五九	計	一五六	七八四
山北	三〇	一三三			

本村に對する割當地總面積は八八一甲四〇で、既に全部の開墾が成つてゐる地目別面積を示せば次の如し。

秋津村地目別土地面積(昭和十五年末現在)	總面積	田	畑	宅地
	八八一・四〇	一八〇・八四	六七〇・二六	三三・三〇

秋津村一戸當割當面積

地目	面積	經營基準
田	四・二〇	水稻(一、二期)
畑	四・五〇	甘蔗、甘藷其他雜作
共有地	〇・五〇	雜菜
宅地	〇・二五	雜菜
計	五・四五	

次に本村に於ける移民一戸當り拂下げ面積は五甲六分五厘で、之を大要上の基準により經營する。

本村は北斗街に二十軒、二林街に七軒、即ち消費地に對して餘りにも遠からず又近からず、農作は甘蔗及び水稻を主として其他甘藷、豆類、小麥、蔬菜等栽培作物の種類も多く、臺灣移民村中最も農村らしき農村としてその順調なる發展には多くの期待が掛けられるであらう。最後に昭和十五年に於ける農作狀況を示せば次の如くである。

秋津村農作狀況(昭和十五年度)

種別	作付面積	收穫高	價額
水稻	二七・〇八	七九四・四五	六、四六・六六

二、豐里村(昭和十一年度建設官營移民村) 豐里村は北斗街北斗街西北斗に位置し、元舊濁水溪の流域であつたが、大正八、

種別	作付面積	收穫高	價額
甘蔗	三五・五	一九、三九、四〇	八三、二九・四三
甘藷	五・三	三、八、(五)	六、三六・三〇
豆類	七五・〇	四、六、四四	一〇、八〇・三〇
小麥	一一・〇〇	一、九、〇〇	二、二七・五〇
蔬菜	一一・七	三、一、八〇	四、三三・六
其他	四・九六	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇
計	八九、〇〇	一、一、七、八、六	一、一、七、八、六

九年度總督府に於て施行せられたる河川整理により新生した地域の一部である。西北に向ひ緩傾斜をなす既墾地で、土質は砂土又は壤質砂土である。昭和十一年度に八十六戸四百八十六人、昭和十二年度に三十三戸百六十七人が入村した。昭和十五年末現在戸數百十九戸、人口六百四十名である。部落毎に戸數並びに人口を示せば左上の如くである。

豐里村部落別戸數並びに人口(昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口	部落別	戸數	人口
大橋	三三	一五三	豐平	二〇	一〇〇
川上	二六	一三六	宮北	三三	一五〇
七星	二六	一三六	計	一〇二	五〇〇

豐里村土地開墾狀況(昭和十五年末現在)

本村への割當總面積は四九四甲であるが現在その開墾狀況は次の如くである。

分割面積	開墾面積	未開墾地
田	一三三	三六一
畑	三三三	一六一
宅地	一八	一
計	四八四	四九四

一戸當り豫約拂下げ面積は四甲一分五厘で、耕地四甲の内田は一甲二分、畑は二甲八分を占めてゐる。

本村に於ける主要農作物は水稻及び甘蔗と昭和十五年以降は葉煙草が加はり、十七年現在耕作農家七十九戸乾燥場四十

種別	作付面積	收穫高	價額
水稻	二七・〇八	七九四・四五	六、四六・六六
甘蔗	三五・五	一九、三九、四〇	八三、二九・四三
甘藷	五・三	三、八、(五)	六、三六・三〇
豆類	七五・〇	四、六、四四	一〇、八〇・三〇
小麥	一一・〇〇	一、九、〇〇	二、二七・五〇
蔬菜	一一・七	三、一、八〇	四、三三・六
其他	四・九六	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇
計	八九、〇〇	一、一、七、八、六	一、一、七、八、六

四棟を數へる。昭和十四年農作狀況は上の如くであつた。本村は入植後日猶淺く、未だ建設時代の試煉期に屬し、加ふるに十五年度は暴風雨の災害を蒙り、今猶赤字状態を脱しないが、地味も稍々良く、市地街に近き等他の隣接二村に比して有利の地位にあると云ふべきである。猶秋津村を除き以下三村は事變發生のため未だ電燈の便なきは同情を禁じ得ない。

甘蔗	九・五	二、七九八、〇〇〇斤	六〇、四〇〇・六〇
甘藷	七・〇	二五、〇〇〇斤	一、五〇〇・〇〇
豆類	三・〇	五〇石	七五〇・〇〇
蔬菜	四・〇	—	一、一〇〇・〇〇
合計	一九・五	—	六三、〇〇〇・六〇

期移民として二百二十八名の主として新潟縣人が招致されたが、五年六月之等の内の十六戸が先づ定着する事となり、漸次増加して七年末頃には建設家屋百五十戸中一三九戸が塞がる盛況であつたが、九年末から十年初めに掛けて著しく減少し、十一年には既に六十數戸となつた。然して其後も漸次減少しつゝ、現在（昭和十七年一月末）僅かに三十四戸である。離散の原因は暴風雨の被害、野獸の被害、戦後の不景氣による甘蔗作の不利、水利の便に恵まれずして飯米自給の不可能なりし事等多々挙げられるであらうが、結局に於いては移住地の選定を誤まつたと見るべきであらう。

割當地は前者と同様、宅地共一甲六分の耕地を貸與せられ、二甲に永小作權を附與せられてゐる。別に一戸平均四甲乃至八甲の土地を借受けて居り、其他に南側下段地四十四甲の官有地に鹿野下段埤圳の水利施設を行ひ、その埤下げを出願中である。右の如く述べると一戸當り面積は相當有り、自然的災害さへなければ經營は十分立ち行くが如く感ぜられるが、地味の瘠薄なる事は眞に同情に堪へざる所で、甘蔗畑の收量は甲當り七、八萬斤、水田收量は反當一俵乃至二俵であるといふ。然も之に自然的災害が加へるのである。先に土地選定を誤まつたと稱した所以である。

ハ、鹿 寮（關山郡鹿野庄） 大正六年十二月より永住者が入植し、翌年三月迄に三十五戸が定着したが、前者と殆んど同じ理由により漸減、大正十二年頃より急に減少し現在僅か六戸を餘すのみである。六戸に對する割當面積九十甲、その内一戸は六十甲を主として自營してゐる。一般に見て地味は鹿野村より稍々良好である。

ニ、敷島村（昭和十二年建設官營移民村） 敷島村は臺東街の西部馬蘭及び卑南庄に跨る地域を占め、北に卑南大圳幹線を控へ、部落の中央部を臺東製糖株式會社軌道貫通し、南方二軒を距てて旭村に對してゐる。本村は昭和十二年度の建設に係るが、久しく中絶してゐた東部臺灣官營移民事業の再興地として、その成否には重大なる關心が拂はれつつあ

る。割當總面積二四六甲、入植戸數五十九戸、其後退村者が二戸あつて、昭和十六年十二月末現在戸數五十七戸、人口男一六一人、女一八八人計二八九人である。又所屬土地面積二四六甲の開墾狀況を示せば次の如くである。

敷島村地目別土地面積（昭和十六年十二月末現在）			
總面積	二四六甲		
開墾面積	一三六甲		
未開墾面積	一一〇甲		
田	六、七〇		
畑	七、九七		
宅地	八、八五		
計	二三、五二		
種別	作付面積	收穫高	價額
水	七、三〇	三三、六七	二九、五七
甘藷	二、八〇	二〇、〇〇	一、三三
甘藷	三、六五	五五、八八	七、七五
落花生	二、四四	三九、六〇	四、三三
蔬菜	九、三	四七、六〇	一一、〇一

臺 中 州 下

本村に於ける一戸當り豫約拂下地は耕地三甲五分宅地一分五厘計三甲六分五厘で、現在その六割餘が開墾せられ、他は未だ石礫地として手を觸れ得ざるの状態である。開墾には多大の勞力と費用とを要するので、資力乏しき移民としてその困難は察ぬか、昭和十六年度基本調査の結果は著しく收支の均衡を失し、所謂赤字生活を爲しつつあるの事情が判明し、昭和十七年二月二日を期し敷島村更生會なるものが組織され、建設事業に對する再發足が村民の間に誓はれたのは洵に機宜を得たものと云ふべきである。

昭和十六年に於ける本村の農作狀況は上の如くである。

一、秋津村（昭和七年度建設官營移民村） 秋津村は北斗郡沙山庄草湖に位置し、舊濁水溪の流域に屬する保安林の解除地で海岸より一里乃至一里半の地點にある。その名の示す如く大部分沙山を以て覆はれ、其の間處々低濕地をなす。従つて上層部は砂土なれど下層は粘土層を構成し、兩者を混和することにより適宜の壤土となし得るの便あることは他の移民村の多く石礫地なるに比し、本村が開墾上極めて有利なる點である。然しながら中部西海岸に特有なる烈風一度び訪れる時は、飛砂天に舞ひ農耕は勿論居住さへも困難を感ずる程で、彼等を脅威する事大であつたが、防風林造成に努めた結

果その被害も次第に減じ、先に述べし開墾上の有利は明治製糖會社所有のヒースプラウを使用する事によつて顯著に且つ迅速に現はれ、濕地帯に於ける排水工事の進捗と共に漸次耕地は良化し、入植後四年乃至八年にして既に安定の域に達せんとしてゐる。

入植年度別戸數は昭和七年度十八戸、八年度十八戸、九年度二十戸、十年度九十戸、十一年度十戸合計一五六戸で十五年末總人口は七八四人である。部落別に戸數及び人口を示せば次の如くである。

秋津村部落別戸數及人口(昭和十五年末現在)

部落名	戸數	人口	部落名	戸數	人口
東ノ口	二六	一四八	川邊	二七	一三〇
中ノ平	三〇	一五〇	川合	二〇	一〇〇
南ヶ原	一七	一〇九	計	一五六	七八四
山北	三〇	一三三			

本村に對する割當地總面積は八八一甲四〇で、既に全部の開墾が成つてゐる地目別面積を示せば次の如し。

秋津村地目別土地面積(昭和十五年末現在)	總面積	田	畑	宅地
	八八一・四〇	一八〇・八〇	六七・二六	三三・三〇

秋津村一戸當割當面積

次に本村に於ける移民一戸當り拂下げ面積は五甲六分五厘で、之を大要上の基準により經營する。

地目	面積	經營基準
田	六・〇	水稻(一、二期)
畑	四・五〇	甘蔗、甘藷其他雜作
共有地	〇・五〇	雜菜
宅地	〇・二五	菜類
計	五・五五	

秋津村農作狀況(昭和十五年度)

種別	作付面積	收穫高	價額
水稻	二七・〇八	七九四・五五	六、四六六・六

本村は北斗街に二十軒、二林街に七軒、即ち消費地に對して餘りにも遠からず又近からず、農作は甘蔗及び水稻を主として其他甘藷、豆類、小麥、蔬菜等栽培作物の種類も多く、臺灣移民村中最も農村らしき農村としてその順調なる發展には多くの期待が掛けられるであらう。最後に昭和十五年に於ける農作狀況を示せば次の如くである。

二、豐里村(昭和十一年度建設官營移民村)

豐里村は北斗郡北斗街西北斗に位置し、元舊濁水溪の流域であつたが、大正八、

種別	作付面積	收穫高	價額
甘蔗	三六・五〇	一九、三九、四〇	八三、五九・四二
甘藷	三三・三〇	三、八、五二	六、三六四・三〇
豆類	七五・四〇	四、六、四四	一〇、八四〇・一〇
小麥	一一・〇〇	一七、〇、〇〇	二、三二七・五〇
蔬菜	一一・八〇	三、三、八〇	四、三三・六〇
其他	四・九六	一、〇、〇〇	一〇、四六・六
計	八四九・〇〇	—	一七、五八・六

九年度總督府に於て施行せられたる河川整理により新生した地域の一部である。西北に向ひ緩傾斜をなす既墾地で、土質は砂土又は壤質砂土である。昭和十一年度に八十六戸四百八十六人、昭和十二年度に三十三戸百六十七人が入村した。昭和十五年末現在戸數百十九戸、人口六百四十名である。部落毎に戸數並びに人口を示せば左上の如くである。

豐里村部落別戸數並びに人口(昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口	部落別	戸數	人口
大橋	三三	一五三	豐平	三〇	一四三
福住	三二	一五二	宮北	三三	一五〇
川上	二六	一三〇	計	一二二	六一〇
七星	一六	七九			

豐里村土地開墾狀況(昭和十五年末現在)

本村への割當總面積は四九四甲であるが現在その開墾狀況は次の如くである。

分割面積	開墾面積	未開墾地
田	一三三	三六一
畑	三三	一八
宅地	一八	—
計	一九四	—

一戸當り豫約拂下げ面積は四甲一分五厘で、耕地四甲の内田は一甲二分、畑は二甲八分を占めてゐる。

四棟を數へる。昭和十四年農作狀況は上の如くであつた。

本村は入植後日猶淺く、未だ建設時代の試煉期に屬し、加ふるに十五年度は暴風雨の災害を蒙り、今猶赤字状態を脱しないが、地味も稍々良く、市地街に近き等他の隣接二村に比して有利の地位にあると云ふべきである。猶秋津村を除き以下三村は事變發生のため未だ電燈の便なきは同情を禁じ得ない。

三、鹿島村(昭和十二年度建設官營移民) 鹿島村は北斗街の北方田尾庄及び西南埠頭庄の二庄に跨り豊里村の下流域帯状の地帯に擴つて居る。昭和十三年五月(十二年度移民)熊本、鹿児島以下主として九州方面の移民七十八戸が先づ入植、續いて翌年五月同様の地方より五十戸が更に加はり合計百二十八戸が定植し、其後脱退六戸補缺一戸、昭和十七年二月現在百二十三戸を數へる。

鹿島村部落別戸數並びに人口

(昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口
八號	三	一七〇
九號	三	一七〇
十號	三	一七〇
十一號	三	一七〇
計	一三	五〇〇

本村の割當地は五三一甲二分にしてその利用狀況は次の如くである。

鹿島村土地開墾狀況(昭和十五年末現在)

割當總面積	田	畑	宅地	計
五三一・二〇	一五九	三五三	九・三〇	五三〇

然して一戸當りの分配は田一甲二分畑二甲八分宅地一分五厘計四甲一分五厘である。

栽培の許可を得現在二十二戸が之に従事してゐる。一戸の許可面積は前後期を併せて五分、二戸共同にて一棟を經營する事は豊里及び香取兩村と同一方針である。昭和十五年農作狀況は次の如くであつた。

鹿島村農作狀況(昭和十五年現在)

種別	作付面積	收穫高	價額
水稲	一四〇	六、三〇〇	八、八二〇
甘蔗	一、二九	一〇、四〇〇	一三、三六〇
甘藷	四〇	六、九〇〇	二、七六〇
落花生	三	二、五〇〇	七、五〇〇
胡麻	三	三〇〇	一、八〇〇

四、香取村(昭和十五年度分村官營移民村)

本村移民は昭和十二年臺中州下移民として昭和十三年五月豊里、鹿島兩村に分割移住したるものであるが、兩村とも地域稍々廣きに失し指導上不都合多きため、豊里村の二部落と鹿島村の三部落を以て一村を分村せしめ、昭和十五年十二月之に香取村と命名せしに始まる。故にその地位は右兩村の中間を結ぶもので、北斗街の西方四軒の地點に在り行政上は北斗街と隣

頭庄に分屬する。昭和十五年末現在として戸數八十九戸、人口四百十八人である。

香取村部落別戸數並びに人口

(昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口
北勢	一七	六六
川並	一五	六六
五號	九	三三
六號	九	三三
七號	九	三三
計	六〇	二一八

所屬土地總面積は三六八・一八甲でその開墾狀況は次の如くである。

割當總面積	開墾面積			未開墾面積
	田	畑	宅地	
三六八・一八	七六・〇六	二七・七	三三・八	二六四・三五
	計	計	計	計
	農耕地	農耕地	農耕地	農耕地
	適地	適地	適地	適地
	計	計	計	計

農作物の主要なるものは水稲、甘蔗、甘藷であるが、最近は他の二村と同じく煙草栽培を初め、現在(昭和十七年)五十三戸が之に従事し棟數は二十七棟、各戸六分づつを耕作してゐる。昭和十五年農作狀況は次の如くであつた。

五、臺灣拓殖株式會社による私營移民村

イ、昭和村(大甲郡清水街)

本村は臺中州下在住の渡臺後四十年以上の者二十二名が集り、本地の拂下を受けて永住の地たらしめんとして昭和村土地開拓組合を組織し出願中の所、昭和十三年九月拂下許可が臺拓に下りることになつたので、組合は直接官に對する出願を斷念し、改めて臺拓に對し開墾及び小作並びに墾成後一部土地の分讓を

種別	作付面積	收穫高	價額
水稲	七・六	一、六五〇	一、二四〇
甘蔗	一〇四・〇〇	七、六九〇	三、八四〇
甘藷	八・三	六、八四〇	二、五八〇
豆類	八・五	一、五〇〇	三、七〇〇
蔬菜	一三・五	三、三〇〇	一、六〇〇
其他	一・七〇	二、五五〇	二、六
計	一三三・七	一、一五五〇	六、七八七

陳情し、會社又之を承認し、茲に會社移民として内十五戸が本地に定植することとなつたものである。

土地は大甲溪改修による新生地で、濁水の注入及び客土による開墾整地は難事業であり、成業の日は猶遠きを思はせる。然しながら本村は將來新高港完成の暁はその市街地に編入せらるべき幸運を有し、移住者はその來るべき未來を夢み

つつあるやうである。農業移民村としての興味は極めて乏しい。現在所屬面積九十四甲は次の如く利用區分せられてゐる。

1、分譲地	農耕地	一戸當り二甲三分五厘	十五戸計三十七甲五分
2、貸付地	農耕地	一戸當り二分五厘	十五戸計三十七甲五分
3、共同貸付地	農耕地	一戸當り二分五厘	十五戸計三十七甲五分
4、道路水路並びに除地			十一甲五分
合計			九十四甲

口、新高村(南投郡名間) 昭和十三年六月臺拓の募集に應じて十九戸の農家或は非農家が本地に來住、會社の開拓事業規約に従ひ二甲五分分譲、二甲五分永小作の條件の下に開墾に従事した。現在戸數十七戸、所屬地總面積百十五甲である。地は濁水溪上流の浮覆地であるが、開墾の困難地味の瘠薄、交通の不便、都市への遠隔等殆んど總ての條件に恵まれず、成功の日の何時なるやを期し難い。一言土地選擇を誤つたと云ふべきであらう。事業の徹底的再検討か、然らずんば當局者の英斷を願つて已まないものがある。

臺南州下

一、榮村(昭和十年度建設官營移民村)

榮村は斗六郡蔴桐庄並びに虎尾郡虎尾街に跨り、斗六郡蔴桐庄新庄子附近に源を有し、虎尾郡の中央部を西方に緩流する新虎尾溪の新生地官有原野の一部を占め、東西約九軒の細長き帯狀を呈してゐる。土地は表土薄く砂土にして、下層は石礫を以て覆はれてゐる。

榮村部落別戸數並びに人口 (昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口
東園	一四	四八
中園	二六	一〇六
西園	三五	一三五
尾園	三五	一三五
計	九〇	三九二

本村は既述の如く昭和十年六月、嘉南塾第一期生六名を移住定着せしめ、たの初めとして(東園)以後十一年に三十四戸、十二年に五十戸を入植せしめ、かくて東園、中園、西園、尾園四部落九十戸を收容して今日に至つてゐる。昭和十五年末戸數及び人口を示せば上の如くである。本村の割當總面積四七一・五五甲の開墾狀況を示せば次の如し。

榮村土地開墾狀況 (昭和十五年末現在)

部落別	割當總面積	開墾面積		未開墾面積	
		畑	宅地	農耕適地	農耕不適地
東園	七五・一七	三三・一一	二・八〇	六九・四八	三・六八
中園	一三二・二九	七二・四四	三・九〇	三三・〇〇	二・〇一
西園	一三〇・五七	八〇・二九	三・七五	三六・八八	一・〇〇
尾園	一三三・五五	七〇・二二	三・七五	三三・一九	〇・四八
計	四七二・五五	二八七・三五	一三・二〇	四四〇・〇八	三・九八

本村に於ける一戸當り分配耕地は四甲五分共有地五分にして、之等の耕地は東園を除きて嘉南大坵區域に屬するため、三年輪作の灌溉水分配の掣肘を受けなければならぬ。即ち年々その耕地の三分の一の地域に對してのみ五月から九月に

榮村農作狀況 (昭和十五年)

種別	作付面積	收穫高	價額
水稲	八七七・四	三六・八五	三、四七
甘蔗	一七・八七	五、八一、〇〇〇	三、二五
甘藷	一〇一・〇〇	一、四三〇、〇〇〇	八、四九
豆類	四八・八〇	一、四七、〇〇〇	五、四九
蔬菜	一〇・五二	一、〇〇〇	一、九七

甘蔗は一萬五千斤を平均とし地味の瘠薄なることを物語つてゐる。猶現在東園の内七戸は煙草作を行ひ相當の成績を擧げてゐる者がある。本村に於ける農作狀況を示せば上の如くである。

二、春日村(昭和十三年建設官營移民村)

榮村建設に續いて昭和十三年その隣接地に先づ三十一戸の移民を入植せしめ、之を松園及び竹園二部落に收容し、更に昭和十五年に至り二十五戸を招致して梅園部落を加へ、合計五十六戸二四

春日村部落別戸數並びに人口

(昭和十五年末現在)

部落別	戸數	人口
松園	三	七
竹園	八	三
梅園	二五	三三
計	五六	二四五

五人を定植せしめた。所在は虎尾郡虎尾街にして新虎尾溪の新生地なること、地味其他すべて榮村と同様である。
本村割當總面積三二二・六三甲の開墾状況は昭和十五年末に於て次表の如くである。

本村が嘉南大圳區域に屬し、灌溉水供給の掣肘を受ける事は榮村と同様であり、然も建設日猶淺きが故に村の經濟は未だ安定せず、凡ゆる間

春日村開墾状況 (昭和十五年末現在)

部落別	割當總面積	開墾面積		未開墾面積	
		田	畑	農耕適地	農耕不適地
松園	一・九〇甲	〇・五	一・四〇	〇・五	一・四〇
竹園	四・〇	一・六〇	二・四〇	〇・三	〇・八
梅園	一三・三	五・〇〇	八・三〇	一・六〇	一・六〇
計	三三・五	一六・一〇	二二・四〇	二・四〇	二・四〇

題は未來に屬してゐる。昭和十五年に於ける農作状況を示せば次の如くである。

春日村農作状況 (昭和十五年)

高雄州下

種別	作付面積	收穫高	價額
水稻	五・五〇	五・七〇斤	三・〇三五
甘藷	九三・五	一・三〇〇斤	一・二九〇
豆類	一・七〇	一・五〇〇斤	一・一〇〇
蔬菜	三・六〇	—	—

が、この地に葉煙草を栽培せしめるため豫定を變更し、十七戸の豫算額を二十五戸に按分して入植せしめたものであり、

一、日出村(昭和十年年度建設官營移民村) 日出村は屏東郡九塊庄

に所在し、屏東市の北方約一里半、バス通じ交通極めて便である。本

村移民は元來昭和十年年度臺中州下に入植せしめる豫定計畫であつた

三戸を除き全部本島在住者を以て之れに當てた。然も彼等は内地よりの三戸を除き大部分警察官吏、專賣局官吏、會社員

日出村土地開墾状況 (昭和十五年末現在)

割當總面積	田	畑	宅地	計	未開墾面積 (農耕適地)
三・五	一・一五	一・一〇	一・二五	三・五〇	—

然して本村に於ける一戸當り拂下地は五甲分であるがそれを次の如く利用せしむ。

一戸當地目別拂下地

地目	拂下地	利用經營の方法
田 (兩期作)	〇・五五	飯米用來作
畑	三・九〇	
宅地	〇・五	毎年黄色種煙草一甲三分を輪作し、他の二甲六分には甘藷、甘藷等を栽培する
共有地	〇・五〇	
計	五・〇〇	内三四〇坪は住宅、一〇〇坪は葉煙草苗床地 移民共同經營により備荒用作物栽培

本村以下三村は普通高雄州下の煙草移民の名を以て呼ばれる如く、殆んど煙草專業の移民であり、臺中州下秋津村等に比して最も農村らしからぬ農村の姿である。然してその事は非は暫らく措き、斯くの如き趨勢は最近漸く飯米の自給はなし得るやうになつたが、蔬菜類の如き總て購入により、全力を煙草作に傾注しつつあるの現状である。即ち水田の四分

日出村一戸當り連年平均煙草賠償金 (概數)

昭和十一年	一、九三〇	昭和十四年	三、八〇〇
十二年	一、九〇〇	十五年	三、三〇〇
十三年	二、三〇〇	十六年	三、九〇〇

五厘と煙草作の一甲三分(昭和十六一十七年度よりは一甲五分となつた)を自作するのみ他は全部賤耕せしめる。擬煙草作の状況を見るに幸ひ入植以來漸次成績向上し、その一戸當り賠償金額を見るに上の如く連年増加の途を辿りつつある。

前記耕地を一甲三分より一甲五分に増加せしめたるも斯くの如き好調に對する村民の氣構ではあるが、煙草生産の投機性は栽培面積の増大によつて一層深化せられた譯であり、他方多角的經營は益々不可能に驅られるであらう。

二、常盤村(昭和十一年度建設官營移民村) 常盤村の位置は豊平(九塊庄に屬す)を除き鹽埭庄に屬し、日出村の東北武洛溪支流を隔てて約一里の地點にある。昭和十一年七月此の地に主として中國四國方面よりの募集移民六十五戸(三五人)の移民を收容、之を清原へ三十三戸、中富へ二十戸、豊平へ十二戸づつ分割入植せしめた。昭和十五年末現在戸數は入植當時のまま、人口は三六六人に増加してゐる。本村の所屬土地面積三二五甲の開墾狀況は次の如くである。

常盤村土地開墾狀況(昭和十五年末現在)

割當總面積	開墾面積	未開墾面積
三・五〇	計	(農墾適地)
一・四〇〇	田	七・七〇
二・一〇〇	畑	七・七〇
七・五五	宅地	七・七〇
三〇・三三	計	七・七〇

一戸當割當面積及びその利用狀況は日出村と同様であり、昭和十四年七月本分割を行つた。本村は水利日出村より悪く、水田は統計上は十四甲となつてゐるが、現在その半分に過ぎず、然もその所在は豊平部落のみで、従つて同部落以外は全部飯米を購入するの狀況であり、近き將來に於て改善の見込みなきやうである。畑地三甲九分の内三分の一は出贖せられる。全村煙草耕作農家たる事は日出村と同様で、昭和十六年に於ける一戸平均賠償金は四千四百圓であつた。

三、千歲村(昭和十一年度建設官營移民村) 千歲村は老濃溪を越えて里港の北方約一里の地點にあり、雨期には同溪の増水によつて屏東方面との交通杜絶せられる。本村は常盤村入植と同時に主として九州方面よりの募集移民百戸(四九七人)を收容し、之を上里に二十戸、中園に二十五戸、川北に二十五戸及び下平に三十戸を散在居住せしめた。然るに昭和十六年夏老濃溪及び本流下淡水溪の氾濫によつて下平部落三十戸は全滅、ために全戸は二十二戸と八戸に分割されて東北住吉方面に移轉した。昭和十五年末現在全戸數百戸人口五五五人である。

本村所屬土地總面積五百甲の開墾狀況は次の如くである。

割當總面積	開墾面積	未開墾面積
五〇〇	計	(農墾適地)
一七・五	田	一五・〇
三〇・五	畑	一五・〇
二・五	宅地	一五・〇
三〇・五	計	一五・〇

一戸當り割當面積及びその利用狀況は前二村と同様である。

本村は三煙草移民村中交通最も不便で都市(屏東市)を去る事最も大なる關係もあり、三村中最も土の香りが高く、飯米は勿論蔬菜等の自給部分も他村に比して大であると共に、煙草作の投機性に村民も漸く目覺めんとするが如くである。昭和十六年煙草賠償金一戸當り平均額は四千六百圓であつた。猶本村に於て特筆すべき事は昭和十六年三月設立せられたる千歲村購買組合の存在であつて、購買組合の組織は花蓮港廳下の舊三移民村を別にして西部臺灣移民村中唯本村あるのみで、平均月四千圓の賣上げがあり、極めて順調なる發展を遂げつつある。

附 録

一、移民募集並に移民の保護

(1) 移民募集

1、移住應募者並に其の家族の資格要件

- (イ) 應募者は農業に經驗ある滿二十歳以上五十五歳未満の男子にして成るべく在郷軍人たること。
- (ロ) 應募者は有家族(内縁の妻を含む)たること。
- (ハ) 應募者並に其の家族は臺灣に永住するの意志鞏固にして、移住後専ら農業に従事し困苦に堪へ得る者たること。
- (ニ) 應募者並に其の家族は素行正しく大酒賭博等の惡癖なき者たること。
- (ホ) 應募者並に其の家族は身分不相應の負債を有せざること。
- (ヘ) 應募者並に其の家族は身體強健にして、他人に嫌惡せらるべき疾患なき者たること。

(ト) 應募者並に其の家族は官の指定する期間内に全員移住し得ること、但し官に於て已むを得ざる事由ありと認むる場合は此の限にあらず。

(チ) 應募者の親族にして戸主の同意を得て應募者と同居する爲移住せんとする者及び各自の家庭的事情に依り應募者と同居する爲移住するの必要ある者は之を應募者の家族と看做す。

(リ) 應募者は移住當初の耕作資金並に移住後の不時の支出等に充つる爲本人及其の家族の移住地迄の旅費を除き三〇〇圓以上を現金(郵便貯金を含む)にて携帶し得るものたること。(昭和十二年度は一五〇圓とせり)

(ヌ) 應募者は臺灣に於ける官營移民たる構戸者及其の後繼者たらざること。

(2) 移民の保護

臺灣に於ける移民事業は本島人皇民化を目的とし移住者の日常生活は直ちに以て本島人の範たらしめねばならぬものであるから、總督府に於ては素質優秀なる移住者を招致すると共に移住者に對しては相當の保護を與へて其の繁榮、永住を圖つて居る。近年に於ける移民保護の大要下記の如し。

1、土地割當及拂下

(イ) 一戸に對し耕地となるべき土地三甲六分乃至五甲(地味地質其他に依り異なるものとす)宅地となるべき土地一分五厘を割當標準として臺灣官有森林原野豫約賣渡規則に依り移民に土地の拂下を爲す。

(ロ) 割當土地は一箇年乃至四箇年(地勢地味其他に依り相違あり)を限り開墾するものとす其の間貸付料は無料とす。

(ハ) 地代金は開墾後十箇年に無利息等額年賦償還の方法に依り支拂ふものとす。

(ニ) 土地所有權は地代金完納の時を以て移轉するものとす。所有權移轉後と雖も十箇年間は官に於て買戻權を留保す。

(ホ) 凶作又は不時の災害に備へしむる爲、移民部落(一部落は二十戸乃至五十戸とするも地域に依り多少増減あり)毎に移民一戸に對し耕地となるべき土地五分の割合にて共有耕地を設定し共同經營を爲さしめ之より生ずる利益の處分は別に定むる組合規約に依り之を處理するものとす。尙該共有地拂下の方法及條件は前記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)と同様とす。

(一) 移住者にして拂下土地の外、耕地借受の希望あるときは、其の農家の勞働力を參酌したる上、本事業遂行上支障を來さざる範圍内に於て、臺灣官有森林原野貸渡規則に依り二甲以内を貸付くことあるものとす。

(ト) 土地の拂下料及貸付料は當該地並に比隣の土地の地味、地質、位置、開墾費及生産條件等を參酌して之を定む。

2、補助金の交付

官は移住農家各戸に對し移住初年度一回を限り下記費目に付補助金を交付す。

(イ) 移民家屋建築費

(ロ) 飲料水施設費

(ハ) 荒開墾費

(ニ) 農具及役畜費

(ホ) 醫療費

(一) 其の他必要と認むる費目

以上の外移住者に對して現住地より移住地迄の官設鐵道及內臺航路(近海郵船、大阪商船)の三等運賃の五割引證を交付す。大貨物は二割引とす。

尙移住の許可を受けたる者は命令に基き移住後直に既設の組合に加入するものとす官は豫算の範圍内に於て組合を通じ前掲各費目の補助金を支給するものとす。

組合は補助金を以て移民家屋の建築、飲料水の設備を爲し又農具役畜を購入して之を組合員たる新移住者に交付す。荒開墾費、醫療費に對する補助金は組合を經て組合員に夫々交付するものとす。

二、移民の遵守すべき命令條項

總督府に於ては移民に對し前述の如き保護を與へて、其の繁榮永住を企圖するものであるが、之と同時に移民の遵守す

べき命令條項を定め以て移民の恣意放縱を制し移民村の健全なる發展を圖つて居る。

移民に對する命令

- 第一條 移民は官の指定する移住地に移住し農業に従事すべし。
- 第二條 移民は移住後直に既設の自治組合に加入すべし。
- 第三條 移民割當土地にして賣渡を受くる者は臺灣官有森林原野豫約賣渡規則に依り、貸渡を受くるものは臺灣官有森林原野貸渡規則に依り願出づべし、所有權は地代金完納の日に移轉するものとす、但し所有權移轉後と雖も十箇年間は官に於て買戻權を留保す。
- 第四條 移民は土地割當後直に起業方法に従ひ開墾に着手し一箇年乃至四箇年（地味地勢等に依り異なるものとす）以内に開墾を遂行すべし、但し已むを得ざる事由に依り右期間内に成功すること能はざる場合は事由を具し官の承認を受くべし。
- 第五條 官が組合を通して交付したる補助金は其の目的以外に使用することを不得す。
- 第六條 拂下を受けたる土地は官の許可を得ずして之を讓渡、貸與又は擔保の目的に供することを不得す。
- 第七條 官が組合を通して交付したる補助金を以て建設したる建物其の他の諸設備は官の許可を得ずして之を讓渡貸與又は擔保の目的に供することを不得す。
- 第八條 移民にして本命令並に之に基きて發する命令を遵守せざる時、善良なる風俗を害し又は公安を紊すの虞ありと認めたる時、内地人たる品位を毀損したるとき及移民として成功の見込みなきものと認めたる時は官は之に對する移住許可を取消し移住地より退去せしむ。
- 第九條 移住許可を取消されたる移民の割當土地にして豫約賣渡又は貸渡許可中のものは其の許可を取消し返地せしめ所有權移轉せるものは買戻權を行使す。
- 第十條 移住許可を取消されたる移民の家屋其の他の物件にして補助金を以て建設又は購入したるものは之を返還せしむることあるべし。

第十一條 移住許可を取消されたる移民所有の建物其の他の物件は官の指定期間内に之を取拂ふべし指定期間内に前項の取拂を了せざるときは官は當該移民の費用を以て之を除去することあるべし。

第十二條 官は移民の指導保護上必要と認むる場合は本命令以外に命令を發することあるべし。

第十三條 本命令及之に基きて發する命令に違反したる場合は補助金の全部又は一部を返納せしむることあるべし但し之に依り損害を生ずることあるも官に於ては其の責に任せず。

註 總督府殖産局農務課發行「臺灣の農業移民」より摘記。

第三節 移民村と經濟問題

一、土地問題

廣く農業が地力を利用する生産業である限り、農業生産に於て先づ問題とせらるべきものは土地でなければならぬ。然も新しき地を求めて農業生産を営まんとする移植民事業に於て何よりも先づ土地が問題とせられるのは云ふ迄もない。即ちその選定、獲得から始まつて分配、利用並びに管理の法に至る迄、土地を遶る諸問題は複雑多岐であると共に、實に事業成否の鍵を握るものと云ふべきである。茲にそれ等諸問題を促へて論議を盡すことは固より不可能であるから、以下若干の問題を選んで批判して見たい。

臺灣に於ける移民地が一般に他の耕地に比して地味著しく劣り、然も多く交通不便の地に在る事は普く人の知る處である。勤勉なる先住民族の間に少數介在してその文化的指導の任に當らしめんとする、その理想は雄大であるが事實右の如き不利な環境に彼等を投じてその結果をのみ期待するならばその道德的意義に於て認められるものがあるとしても、これは同國人間の問題であつて、農民族間に於ては寧ろ逆効果となつて現はれるであらう。然らば斯くの如き失策が萬止むを

得ざる必然であつたであらうか。聞く處によると領臺當時所有不明の耕地又は未墾可耕地極めて多く、當時當路者に將來内地農民移植の大目的あるならば、そのために十分なる優良耕地を保留し得たであらうものを、彼等に定見なく、目前の地租収入のために將來の國家的利益を放棄するの愚を敢てした由であるが、斯くの如きは我に當時植民地統治に關する何等の經驗なく、將來を達見して計畫を立てる抱負と識見に缺けてゐた譯であり、今にして後悔しつつあるの有様であるが、之こそは實に將來に生かすべき良き教訓でなければならぬ。

次に割當地の分配を見るに平均四甲乃至五甲なる事は移民地に於ける比較生産力と臺灣農家一戸當り平均耕地面積の二甲餘なることを考へ併せて妥當と云ふべきで、この規模の上に健全なる自作農家を建設せんとする當局の意圖に對しては何等批判の餘地なしと考へる者であるが、之を實際の經營の上に見るに、若干の例外を除いてそれ等の土地全部を自作する者殆んどなく、半ば或はそれ以上を小作に出しつある者極めて多き現狀である。元來自作地たらしめんとして割當てた土地である。それが現在一般に斯くの如き事情にあるとするならば、割當地を二甲乃至三甲に減すべしとの議論が成立するであらう。然しそれでは移民の經濟が立ち行かない、この墾耕料收入（所により異なるが一甲百圓内外である）が彼等の生活上の主要なものでであると云ふならば、彼等には自己の耕作又は經濟能力を以て自家を支へ得ないといふ重大結論が其處から生ずる事となり問題は更に重要化するであらう。

耕地出贖の問題は農業經營方式と密接な關聯を有するものであるが故に、後來その項に於て再説する事とし、茲にその問題と關聯して特に觸れなければならぬ重要問題は出贖による被害即ち掠奪農法による地味の低下と本島人の狡智による種々の被害であり、更にそれを通じて起る移民本島人間のトラブルである。小作地に於ける掠奪耕作による地味の低下は内地に於てさへ屢々問題とせられる事である。元來土地を愛する事内地人に劣る本島人によつてこの被害あるは當然であり、その一例として豊田村に於ける話では、甘蔗栽培に於て嘗て十三萬斤から種れた畑が最近七、八萬斤に減少してゐる所があるとの事で、その被害の甚大なのに驚かされるのである。云ふ迄もなく一度荒された地味の回復には、その數

倍の年月を要する事を忘れてはならない。後者の問題に關しては茲では敢て觸れない事とする。臺灣に於ける小作關係が極めて複雑であり、大租權整理にも拘らず今日依然として四重五重の關係あるものあるは有名であるが、僅少なる移民地に於て斯くの如き關係の存在せる事實は（彼等の内には自分の土地が實際誰によつて耕作されてゐるかを知らない者があるといふ）土地を愛する事我子の如しと賞揚せられる我が農民にとつて決して名譽ではないであらう。

次に取上げたい問題は耕地分散の問題である。之は直接移民地に於ける土地分割法に關聯する事で、一應その方法を説明する必要があるが、最初吉野村建設に際しては耕地を一甲歩に區劃し、その各々に就き周密なる調査を行ひ、その位置地形、土性、表土の深さ、石礫地の占める割合を採點標準とし、合計百點を滿點として以下順次減點して、その區劃の等級を點數を以て規定し、その三區劃分（吉野村に於ては最初耕地三甲分を割當した）の合計が各人同一となるやうに組合せたのである。（註）

註 官督移民事業報告書六七頁以下参照

此の方法は所謂公平なる分割法としては最も合理的と考へられるのであるが、然し單なる個々の公平が屢々全體の能率と背馳する事實を我々は屢々發見する。交換分合による耕地の集團化は今日農業經營の常識である。この問題に對して或は移民村の指導官は「此處では一區劃が五反あるのだから（現在は五分單位に區劃されてゐる）内地に於ける耕地の分散とは意味が違ふ」と無關心を以て答へたのであるが、之は臺灣に於ける農業經營を内地に於ける所謂五反百姓と同一方法を以て行ふといふ前提の下に於てのみ是認せられる考へ方で、四甲乃至五甲の土地を與へられその上に自作農たらんとする移民にとつては何よりも先づ改められなければならない考へ方である。何となれば斯く考へる事それ自身の中に既に割當地を自作經營する能力の缺如を暗示してゐるからである。分配の公平は固より必要であるが、それを單に土地面積の均等化を以て行はず、一法として生産力の均等を以て之に換へ、更に根本的には十分なる水利工事整地工事を行ふ事によつて、分割地の地味の可能なる均等化を前以て行ふべきであらう。

二、水利及び水害問題

熱帯の農業は水の農業であると云はれる。我が移民地に於て水は善悪共に密接に關聯してその存立を規定する。

古來米作を生命として其處に特殊の執着と誇りとを感じ來つた我等の農民にとつて、米作を行ふことなしでは、世界の何處の果に移り住まうとも、農業は營み得ないものではなからうか。米を食べる事は即ち米を作る事なのだから。甘蔗作又南部に於ては煙草作に於ても灌溉を必要とするが、固よりその量は米作に及ばない。米作こそは最も水を必要とし、米作を生命とする事は水を生命とするのと同じである。かくて移民村に埤圳工事成つて、流水通ずる日の村民の喜び、彼等の經濟はこの日を以て安定の第一歩に入るのである。映畫に見るかのムツソリアの大掛りな近代的灌溉施設の模様はそれが國家的宣傳の一つであるとしても、我が移民村に於けるその及ばざる事餘りにも遠きを嘆ぜざるを得ない。

更に治水工事の各地未だ完からざるは、臺灣に於ける自然的脅威の劇しき點を差し引くとしても、猶又財政的負擔の過重を考慮に入れるとしても、一に當局の責任にありと云ふべく、今後可能なる範圍に於て一日も早くその完成を願つて止まない。一日怠つて一年を無にし、千を惜んで萬を損する事を忘れてはならない。そしてこの治水問題と關聯して一つの重要な問題が提出されるであらう。それは現在行ひつゝある高山蕃の下山定着の徹底と急速化である。彼等の下山定着問題に就ては一部では人道的理由を以て反對する者があるが、彼等を現在の狀態に於て十分教化し得ず、従つて茲に問題とする限りに於て彼等の火田式原始農法を阻止し得ざる以上、彼等を下山せしめる事は既に人道問題の範圍を越えてゐるのである。勿論彼等を狂人に比するのではないが、例へば狂人の礫が我に被害を及ぼすが故に、それを一處に送つて自由を拘束する事は決して人道に反しないであらう。社會生活はより多數の者の幸福のために一部の者の犠牲をさへ時には要求する。嚴に感傷的同情論を廢したう。

三、労働問題

祖先の靈眠る家郷に袂別し、千里波濤を越えて未知の境に新しき家を爲さんとするには、必ずや人知れぬ勇氣と果斷を必要とするであらう。そして斯かる勇氣は唯青年にのみ與へられてゐる。斯くて移民たるの人は大體年若く、従つてその家族員は尠いか、又多くともそれ等は幼少にして勞働力としては却つてマイナスの力しか持たないのを普通とする。自家勞力の不足は滿洲國開拓民の間に於ても主要課題とせられるものであるが、凡そ小農經濟の最大の所得源は自家勞働に對する報酬であつて、その不足に對しては經營面積を縮小せしめるか、然らずんば雇傭勞力に頼る外に途はない。

この場合前者に於て収益の減少するは云ふ迄もなく、後者にあつては若し雇傭勞銀が低率であるならば問題は起らないが、然らざる場合には生産費過大のために収益は著しく低下し、甚しき場合にはその収益にさへ食ひ込むであらう。結局する所それが小農經濟である限り、自家勞力豊富にしてそれに對する報酬を多く見積れば見積る程、假令その収益率は低くとも全般としての農業所得は大きくなるのである。内地農村に於ける所謂篤農なる者が大抵勞働家族員に恵まれた農家であるのは正にこの間の事情を物語るものであつて、この點移民は一應篤農たるの資格に缺くる者と見るべきであらう。然して自家勞働力の過小は與へられたる條件であつて、之に對しては唯雇傭勞力を以て補ふより途がないであらう。

扱臺灣移民村内に於ける雇傭勞働事情を見るに、勞働供給は極めて豊富であり、現下凡ゆる方面に勞力不足の啣たられる中に、此處許りは何處へ行つて尋ねても苦力がなくて困るといふ聲を聞かないのである。従つてその勞銀も、少くとも滿洲開拓村に比して相當低額である。即ち前者が一圓五十錢乃至二圓なるに比して臺灣は一圓二十錢乃至一圓六十錢で、臺灣移住農家にとつて此の點極めて幸運なりと云ふべきである。

然しながらこの事は現在に於ける雇傭狀況を以て經營上満足なりと云ふのではない。大抵の農家に於て苦力賃は經營費

目中最も大なる部分を占め、普通農家に於て大體三、四百圓に及んでゐる。更に煙草耕作農家に至つては耕作面積一甲に對して大體五百圓を見積らねばならないであらう。固より必要なるべき雇傭労働を徒らに減ぜよと云ふのではないが、經營問題と關聯せしめて勞銀節約が猶可能であり、そこに所得増大の重大要因の存する事を主張したい。

四、經營問題

經營問題は前述の土地問題、労働問題或は水利問題等それ等のすべての総合的考察の上に検討せらるべき複雑な問題であるが、此處では問題を單に經營の規模乃至方式の點に限定して述べるに止める。

移民村に於ける經營規模は云ふ迄もなく小農經營であつて、然る限り本來自家勞作的であり、可及的に自給主義的でないければならない。小農經濟に於ける主要所得源が自家労働の報酬なることは既に見た。萬止むを得ざる場合即ち特別の農繁期を除いて、作付の種類作付の順序及び作付の面積を自家保有労働量を基準として決定すべきであり、收益を追ふて徒らに經營面積を増大せしめ、大農業者たるの自己満足に陶醉すべきではない。元來收益の少い小農經營に於ては、その目標は斯かる僅少なる收益に置くべきでなく、寧ろ直接的なる生活の安定に置かなくてはならない。斯くて要求せられるものは家計用經營用物資の出來得る限りの自給化である。固より農家なるの故を以て原始的自給生活を強要するの時代錯誤に賛する者ではないが、特に移住農家に於てその經營の安定を見るに至る迄は、自給化を以て經營の指導原理とすべきである。

自給化は當然多角經營と關聯する。本島の如く年中耕作適期である地域に於ては、多角經營と經營方式の顧慮により、労働の分配を月別平均ならしめる事が極めて可能でなければならぬ。斯くて自家労働を最も能率的に利用すると共に雇傭労働を出來得る限り排除してその出費の節減を計るべきである。労働問題に關しては既に見たのであるが、その對策からするも經營方式の問題は移住農家に於ける最大關心事ではなければならぬ。與へられたる四甲乃至五甲の耕地を如何に

與へられたる自家労働を以て經營すべきか。之は移民村成立のための根本命題であつて、實に指導者の熱誠と移民自らの實踐によつて徐々に答へらるべきであると共に、その明示のために個々の農家の經營調査が忠實になされなければならぬであらう。

經營調査の具體的資料を持たずして經營問題を論ずる事はそれ自らとして固より無謀であるが、細論に觸れずして問題の方向を暗示する事は必ずしも不可能ではないであらう。稍々公式論的嫌ひがないではないが、多角化を以て經營原理と見る時移住諸農家に對し、その經營方式に次の如き要求のなされるのは當然であらう。

都會の如き流動を生命とする社會に於ては優勝劣敗は寧ろその進展のために歡迎すべきかも知れないが、農村の如く平和と安住を求むべき地に於ては共存共榮こそ只管願はしき理想であつて、少數者が利益して階級的差別を生ずるといふ事は嚴に避くべきである。斯くの如き見地より見る時は収益性大にして且危険多き作物の如きは、寧ろ避くべきであり、假令耕作するとしても一定限度に制限すべきである。本島移民村に於て重要意義を有する煙草耕作は周知の如く最も集約的にして高級技術を要するものであると共に、極めて投機性に富む栽培である。高級技術を要する集約作物なる點に於ては内地人農家に適する作物と見られるが、その危険性多き點に於て、農家がそれを専業とする事は嚴に戒むべきである。然るに拘はらず、一小農家にして千を單位とする所謂手の切れるやうな札束(賠償金)を一時に手に握る事の快味は彼等の容易に逃れ難き誘惑である。然し煙草耕作による赤字の農家にとつて致命的なることを考へる時、假令他方に非常に成功せる農家あるとするも、移民村全體から見ると、決して之を以て移植事業の成功とは云ひ得ないのである。前述の如く煙草耕作許可面積は臺中州移民村に於て一戸當り早植晚植三分づつ併せて六分、高雄州に於ては併せて一甲五分となつてゐる。内地に於ける煙草耕作一戸當り平均面積の一反三畝餘りなるに比してその面積の如何に大なるかを見るのである。

更に營利會社の浮沈と運命を共にするが如き作物に偏する事も、經營の安定の上からして嚴に戒むべきである。大資本を擁する營利會社に依存する事は、資力薄弱の農家としてその經營資金の前借りのために極めて便利ではあらうが、斯く

ては永久に經營の獨立を獲得する事が不可能であり、我等の主張する健全なる自作農家の建設は遂に放棄せざるを得ないであらう。従來移民村擁立のために糖業資本の盡したる力を無視する者ではないが、移民村は移民村として發展すべき自主性と義務とを負つてゐる事は一層無視されてはならない。更に大共榮團成立に伴ふ臺灣糖業の將來の點からしても、移民村はその準備をなすべきであらう。

由來我が農民は米を作つてさへ居ればどうにかやつて行けると云はれてゐる。米のみに偏する事は固より危険であるが、米を主作物とする經營方式の確立は唯に日本内地に於けるのみならず、北は滿洲より南は臺灣に至る迄同様に妥當である。我が農民の行く處、水田經營の不可能なる特殊地帯は別として、臺灣より更に南方に發展する場合と雖も、水稻を主作物とする其他雜作の多角經營化は我が自作農確立の第一原理とせらるべきであらう。固より臺灣移民村が熱帯農業植民の一エクスベリメントとして企圖せられたる事は本事業の一大目標であり、今日世人はその成果に多大の期待を掛けてゐるのであるが、本島移民は果して幾何の自信を以てそれに答へ得るであらうか。更に小農經營の合理的運營のために當然考へられねばならぬ共同耕作乃至共同經營の問題がある。現在移民地には既述の如く備荒的意義を有する若干の共同耕作地がある。然し之は經營からは寧ろ除外せられた部分であつて、茲に云ふ共同耕作乃至共同經營とは成立の意義を異にしてゐる。資本及び勞働力の合理的利用のためにする個人的獨立經營の部分的乃至全般的協力の面よりして、經營方式の諸々の適切なる實驗が行はるべきであらう。

最後に一言加へたい事は昨年公布せられたる農地監理令の經營方式合理化に對する拘束である。經營方式に對する國家命令と個人意志との調和、そしてその背馳する場合に於ける國家の指導的責任、それは現代農業政策上の一般的主要課題であらう。小論固よりこの重要課題を論ずべきではない。唯一應茲に問題を提出して注意を喚起するに止まる。

五、經濟的援助

異境の地に資力乏しき農家が自立し得るためには他よりの經濟的援助が絶対に必要であらう。それは直接的並びに間接的援助として現はれ、直接的援助は更に金錢或は物資の授與並びに金融的援助により行はれ、間接的援助は公共施設費或は復舊事業費となつて現はれるであらう。今本島に於ける移民補助を見んに、既述「移民募集並びに移民の保護」の項に示される如く、各移民は移住初年度一回を限り一戸當り大體次の如き現金又は現物による補助を受ける。

1、移民家屋建築費(現物支給)	三〇〇	此の外に現住地より移住地迄の官設鐵道及び内臺航路汽船の三等汽車
2、飲料水施設費	三〇	汽船賃の五割引證が交付せられる。以上の個人的補助と一人當り必要携
3、荒開墾費	三〇	帶資金百五十圓と併せて、それは新農家建設費としては餘りにも基礎薄
4、農具費及役畜費	一〇〇	弱と云はなければならぬ。現在相當成功せる農家が多く二、三千圓の
5、醫療費	三〇	資金を携行せる事を考へる時、新農家建設の基礎として資金の豊富なる
合計	五〇〇	事が重要要素たる事を見るのである。尤も移民に對する官廳的援助は以

上はその一部分に過ぎない。間接的に行はれる公共施設費、即ち主として治水及び水利工事のために支出せられる金額は移民地の地勢的關係から見て相當巨額に達して居る。

今後總督府農務課移民係の計算になる内地人農業移民村に對する總督府經費の累年合計を見るに、昭和十六年九月末現在に於て、施設費として四、八〇八、八七九圓、補助費として七七六、二四九圓、災害復舊費として九六四、三七七圓合計六、五四九、五〇五圓となつて居り、それを移民戸數に割當てると一戸當り三、八九三圓の多額となり、從來秘密の雲に閉されてゐる滿洲開拓移民の補助費に對しても、敢て遜色なき金額と云へるであらう。三十餘年に亙る長年月とは云へ、一地方的財政としてこの金額の支出は相當な負擔と云ふべきで、この巨大な失費を眞に生かす意味に於ても此の移民事業の再検討の重要なる事を痛感するのである。

第四節 移民村と社會問題

一、居住問題 居住問題として此處に聚落の形式及び住居並びにその施設に關し若干の考察を試みたい。社會生活を營む者にとつてその聚落の形式は其處に生活する各人の凡ゆる社會的個人的生活様式を一義的に規定する。今本島移民村のそれを見るに、總て部落別密居制を採り、小は秋津村川合の十戸より大は吉野村宮前の百九戸に至る迄、一部落内戸數は極めて區々であるが、大體に於て花蓮港廳下の舊移民村に於て大であり、西部臺灣の新移民村に於て小である。尤もこの問題に就ては地形的關係による自然的制約が強く影響する譯であるが、文化的經濟的諸面より考へて、三十戸乃至四十戸を以て一部落とし、二百戸乃至二百五十戸を以て一村を形成せしめる事が理想的である。然し臺灣に於ける移民村の如く、二、三里にも及ぶ狹長なる地域を一村内に取り入れなければならぬ事情の下に於ては、斯くの如き理想的村落形成は極めて困難であるが、移民村自體の順調なる文化的經濟的發展のために、出來得る限りに於て移民村としてはこの理想に近からしめ得るが如き地帯を選定すべきである。「數の力」を利用する事なくして異民族間に異質的小文化圏を建設せんと企てるが如きは、唯彼等をして徒らに摩擦を生ぜしめるに過ぎないであらう。移民村自らが内に頼む所があつてこそ始めて外に友愛の手を差しのべる事が出来るのである。

土地を愛せんがためには先づ家を愛さねばならない。住みよき家なくして住みよき永住の地を求むるが如きは唯不可能を強ひる事である。更に故國に於ては彼等の住む家もその土地も、謂はゞその一木一草が總て古き祖先の思ひ出と結び付いて居り、四季に移らふ山河の美は自然の與へる共有の庭として農村の單調な生活を限りなく慰めるであらう。然し此處新開の移住地に於ては、固より祖父の思ひ出もなく、内地の如き自然の美にも恵まれず、求むべき生活の慰安は唯一つ家庭とそれを取り巻く若干の園圃とに於てのみ發見せられるであらう。斯く考へる時建築費三百圓なる移民の家屋は餘りにも粗末であり、唯雨露を凌ぐと云ふに過ぎず、園圃の利用は餘りにも實用的であつて、彼等の心の生活に何等の温ひを

も與へないであらう。新來の移住農家にとつては經濟生活の樹立こそ緊急事には相違ないが、新農家の確立には普通長期戦が覺悟せらるべきである。農業經濟それ自體が斯くの如き性格をその發展的過程に於て要請してゐるのであつて、その點を考へる時建設當初は唯經濟にのみ専心し、他の文化的方面を全然省みないといふ事は極めて危険多き道の採り方と云はなければならぬであらう。

二、消費生活 移住者の消費生活が可能なる限りに於て自給自足を旨とすべきは既に述べた所である。經濟生活は文化生活に於けるが如く封鎖的ではないが、それだけに意識せざる包圍攻撃を受けて居る譯で、その自衛手段として自給自足主義を堅持する事は、それが建設途上の新農村なるが故に特に重要である。尤も現代の農村がその消費生活の全面に互つて自給自足を企つるが如きは唯不可能を強ひる事であり、文化的見地からしても賛成し得ない所であつて、その或る部分を購入に待つ事は當然である。更にそれに加ふるに經營部面に於ける諸物資の購入があり、茲に新移民村として購買組合設立の急務が感ぜられるのである。現在購買組合を所有する移民村は花蓮港廳下の三舊移民村と、高雄州千歲村の四村に過ぎない。西部諸移民村に斯くも組合事業の不振なるは、建設日猶淺くして未だ經濟的基礎の確立せざるが爲ではあるが、一村構成人口の寡きに失するが故に、組合設立に困難ある事情をも忘れられてはならない。前項に於て一村の戸數を二百戸以上にせんとした理由の一部も茲にある譯で、産業組合の經濟性を否定し得ない限り、相當數の組合員數を確保せざるべからざるは云ふ迄もない。更に既設諸組合に於て見る如く、組合取扱品を組合員外にも販賣し得るの權限を組合に許すは、組合員の寡き場合特に必要なると共に、斯かる販賣を通じて本島人に諸種の經濟的便宜を與へ得る事は、内臺融和の實踐上極めて効果ありと認められるのである。然しながら内地人の組合なるが故に種々の保護と便宜とを與へ、本島人の組合なるが故にそれを與へないとするならば、組合開設のために却つて怨恨を招くの結果に陥るであらう。此の點に就ては特に注意が拂はねばならない。

三、文化生活

人々が一定地域に定着して其處に發展的社會を形成するためには、自ら獨自の文化を所有すると共に

常に他の社會群との間に文化の交流を必要とする。本島移民村も亦この原理を無視する事は許されない。家郷を異にする難多の人々の集合たる事は共通文化の形成に可成りの努力を要せしめるは勿論、多數異民族間に少數介在する事は自ら封鎖的文化圏の構成を餘儀なくせしめられるであらう。更に文化の下部構造たる經濟部面の安定に猶長時日を必要とする場合、移民地に於ける文化の形成にはその行手に幾多の困難が横はつてゐる事を見るのである。

神社を中心とする日本の文化生誕の基礎は各移民村とも既に遺漏なきが如くである。次いで初等教育の設備とその普及も、以て異民族を率ゐるに足るものある事を感じた。衛生及び醫療施設も官廳的配慮は極めて適切に行はれ、現在移民村に於ける風土病傳染者の發生は著しく減少せられつつあり、嘗ての如くそれが移民村存続のための重大なる障碍たるが如き事はなくなつたが、猶マラリヤの發生は場所により今日も相當盛んであり、殊に煙草耕作農民等農繁期過勞の後の罹病者極めて多く、それによる死亡者の未だ根絶せざるは遺憾と云ふべきである。更に東部臺灣の奥地移民村に於ける恙蟲病の脅威も、その實際的被害の點よりも寧ろ移民事業に與へる精神的影響の點より更に眞剣に考慮せらるべきであらう。

移民の罹病者數に關する調査は各移民地に於て夫々適當に行はれて居るやうであるが、次に高雄州下三移民村に於ける狀況を表示すれば次の如くである。

高雄州下移民疾病患者數年別比較

村名	年 別	病名				計	總人口	同上に對する罹病率	患者數
		マラリヤ	呼吸器病	消化器病	其他				
日出村	昭和十一年 自七月至十月	七	三	一〇	六	二二	三三	三・三	九二
	昭和十二年 自一月至五月	六	三	六	一五	二二	三三	三・三	九二
	昭和十三年 自一月至五月	四	二	四	一〇	二〇	三三	三・三	九二
	昭和十四年 自一月至八月	五	二	八	一五	二二	三三	三・三	九二
常盤村	昭和十一年 自七月至十月	一	七	一	九	二二	三三	三・三	九二
	昭和十二年 自一月至五月	三	一	一	五	二二	三三	三・三	九二

千歳村	年 別	病名				計	總人口	同上に對する罹病率	患者數
		マラリヤ	呼吸器病	消化器病	其他				
千歳村	昭和十一年 自一月至五月	三	一	一〇	一四	二二	三三	三・三	九二
	昭和十二年 自七月至十月	二	七	一〇	一九	二二	三三	三・三	九二
	昭和十三年 自一月至五月	八	三	九	二〇	二二	三三	三・三	九二
	昭和十四年 自一月至五月	九	七	一五	三一	二二	三三	三・三	九二
千歳村	昭和十一年 自一月至五月	四	一	一	六	二二	三三	三・三	九二
	昭和十二年 自一月至五月	五	一	一	七	二二	三三	三・三	九二

昭和十四年九月刊行高雄州下移民事業の概要より摘記

次に文化の問題と關聯して移民の修養及び娛樂の問題がある。之は内地農村に於ても常に問題とせらるる所であり、本島移民村の如き異民族間に於ける少數集團社會に於ては、その不便不利は眞に同情に價するものである。例へば新移民村の多くはまだ電燈の施設に恵まれず、殊に最近石油の配給が殆んど零に近い事情の下に於て、移民村は常時燈火管制下にあるが如き不便を忍びつつあるのである。更に電氣の不通は近代的慰安の隨一たるラジオの聴取をさへ困難ならしめ、狭小なる集團地域から僅かに外界に通ずる移民村の耳を閉いで居る。ラジオの持つ近代的文化使命を考へる時眞にゆるがせにすべからざる問題であらう。

四、二世問題 移民事業は子々孫々に傳ふべき事を企圖して行はれるものである。故に問題は單に移住者自身の成否を以て解決せられない。即ち假令移住者の刻苦勉勵によつて大なる成功を見たりとするも、後に續くべき二世、三世が無きにして父祖の業を継ぎ得ざるものとすれば、その開拓事業は結局失敗に終つたと見なければならぬであらう。

本島移民村に於ける二世問題は、西部新移民村に於ては未だ東部舊移民村の如き諸種の問題に當面せざるも將來同じ問題に逢着するは云ふ迄もなく、今日に於て十分その對策を考へ置かねばならないであらう。二世問題は量及び質の點より考察せられる。

先づ量の問題とは移民村に於ける二世出生率の高低であり、次いでその増加せる二世を如何に處置すべきかの問題であ

る。移民村に於ける出生率に就ては今手元に資料を缺くが故に之を明示し得ないのを遺憾とするが、移民に直接聴問せし處により、又都會移住内地人の状況により出生率は内地に於けるよりも高い事が豫想せられるのである。之は現國策に順應する處で洵に慶賀すべきであらう。然らばこの増加する二世を如何に處置すべきか、現代農村共通の現象たる農村子弟の離村或は離農事情は本島移民村間に於ても極めて顯著であり、二三男は勿論長男さへ有利なる職を求めて敢て轉出を辭せざるの事情は内地農村よりも遙かに劇しきが如くである。それに對する原因は種々考へられるであらうが、結果父祖の思ひ出を認めざる土地に對して愛着の念に乏しく、營農を單に經濟的觀念のみより見んとする傾向が極めて強いからで、斯く考へる移民の心にも同情は感ぜられるが、元來開拓民として農耕によつて異境に新しき安住の地を築かんと遙々渡航し來つた筈の彼等にして見れば、斯くの如き考へ方は最初の決心と根本的に矛盾せるものと云ふべく、その子弟にして斯く考へる者ありとすれば、それを善導すると共にそれに對する凡ゆる對策が講ぜらるべきであらう。昨年九月長男出村許可制が定められ長男の出村を防遏する方策が立てられたが、一片の法令のみによつて斯くの如き企圖が達せられるものではなく、それと同時に思想的嚮導、經濟的文化的發展への希望と信頼が十分與へられねばならないであらう。更に以上の問題と關聯して考慮せらるべき重要事項は分戸問題である。移民村中既に分戸の行はれたるは吉野村の三十戸のみで、現在豊田村に於ても四十戸の分戸を計畫してゐる。然し之等の分戸事情を見るにその土地所有の希望は眞に自作農を建設して新しき家郷を作り出さんとする熱望からではなく、舊移民地に於ける地價の値上りに眩惑されて濡手で粟を擱まうとする商人根性の如く感ぜられるのは遺憾である。豊田村の分戸計畫に於て營農せざるものには一旦與へた許可を取り消すと宣言したるは當然であり、分戸後と雖も相當期間に互つてこの規定を適用すべきである。

次に質の問題とは云ふ迄もなく二世の能力に關する問題である。印度其他南洋方面に移住し來る白人の二世三世が漸次退化して、後進民族の文化を高めるのではなく、彼等自らが反つて未開民族の水準に低下しつつありとは白人自らが告白する所であつて、既に熱帶圈に跨る本島移民村に於て若し斯くの如き事實ありとすれば由々しき大問題と云はなければならぬ。ハンチントン教授はその著「氣候と文明」に於て人間の精神的最適温度を三十八度とし、肉體的最適温度を六十五度とし、従つて三十八度乃至六十五度を人間が精神的にも肉體的にも最も活動に便なる氣候とし、世界の文明諸國は大體この氣候帯の内に存在すると結論してゐる。勿論氣候に關しては單に寒暖計の温度のみではなく温度、氣壓等の要素が考慮せられなければならないが、全體に於て溫帶中でも稍々寒冷に屬する方面に文明が發達してゐる事は争はれざる所であり、世界文化の發達過程を見るも文化は常に北方に向つて開け行きつつある事は歴史の教へる所である。

南方移民の問題が現實の問題として大和民族の眼前に逼り來りつつある現在に於て、この能力低下の問題は民族の永生發展上眞に重要課題として飽く迄探求せらるべきである。臺灣を以て南方移民の實驗地とする一般の考へは、臺灣移民村に於ける二世の能力如何を重要視しつつあるが如くであるが、本島南部は熱帶圈内とは云へ、事實は寧ろ亞熱帶、北部は暖帶と稱すべく、本島移民村を以て眞に南方移民の一エクスペリメントとは稱し難いのである。従つて本島移民子弟が何等能力の低下を見ずとするも、事實斯く斷言し得ると考へるのであるが、之を以て更に南方地帯へ適用せしむるは不可能であらう。大和民族は暑熱に適應せる能力ありと稱せられてゐるが、民族退化の問題は猶將來に残されたる重要課題であらう。

五、對異民族問題 單に本島移民村に於ける問題としてでなく、將來行はるべき南方移民の對南方異民族問題の實驗として善惡ともに徹底的に究明せられる必要がある。然し本問題は本島統治と直接に關聯ある事でもあるから、その記述と批判とは十分慎重なる考慮が拂はるべきで、茲にはその具體的問題には觸れないで、唯問題の所在と方向に就き若干の考察を試みるに止めたい。

對異民族關係の中核をなすものは結局經濟的利害關係の對立抗争である。人の住む處利害の對立は常に存するものであるが、異民族間には特殊なる偏見が加はり、殊に統治、被統治の關係が明かな場合には一層の困難が生ずるであらう。移民村は特別に保護切らしなければ存立が不可能であり、然も保護の程度が高ければ高い程原住民族は之に對して遣る方

き嫉視と忿懣を感じるであらう。従つて移民村に對する保護施設の利益が原住民族の方へも流れ行くやうに配慮する事は爲政者の智慧であり、出来る限り早く移民達をして自立せしむるやう導く事は指導者の責任である。既に云ふ如く移民自身が力ある存在となつて初めて原住民へ眞に友愛の手を差しのべ得るのである。即ち移民の經濟的獨立が對異民族問題解決の第一要件である。

經濟的獨立が達成されれば、其處に自ら文化的餘裕も生ずる譯であり、文化を通ずる民族的交驛も巧まずして行はれるであらう。若し斯くの如き日が到來したとすれば其時こそ我が移民事業が最後の成功の段階に到達したと稱すべきで、それは單に移民事業の成功であるのみならず、臺灣統治が眞の融和に迄發展した事の輝かしき證明となるであらう。

然し移民事業が成功せず、或は異民族との摩擦を増大せしめる方向に發展したとするならば假令幾分の成功ありとするも、それは臺灣統治上移民事業は禍根を蒔いた事になり、總督府の三十有餘年の苦心は總て水泡に歸し、寧ろ有害無益となり終るであらう。斯く考へる時移民事業は單に移民諸農家個々の問題ではなく、實に國家的根本政策と直接に關聯してゐる事が痛感せらるるのである。(吉武昌男)

後記 本篇の記述に關しては總督府殖産局農務課移民係金澤技師を初め各職並びに現地に於て直接間接移民事業に盡瘁せられる諸氏の御厚情に負ふ處が大である。記して感謝の徴とする。猶本篇は匆卒の間に筆を執り、折角得た資料さへ十分利用し得なかつた事を遺憾として、近き將來にその補正を期してゐる事を附記したい。

第八章 臺灣に於ける産業科學の進歩

其一 農業部門

緒言——臺灣に於ける農業進歩發達の技術的要因——臺灣に於ける農業生産の發達趨勢——結語

第一節 緒言

領有半世紀、臺灣の産業開發は農本主義を以て一貫して今日に及び、農は常に本島産業の主體をなし南瀛の寶庫たるの面目は之によつて發揮せられ來つたのである。近年各産業部門共に其の進展は目覺しく、殊に工業臺灣の新展開は本島の産業に一新紀元を劃するであらうけれども、之によつて本島農業の絶對的價値が低下するものではなく、益々以て生産技術の昂揚を圖り、工業振興への資源的寄與と國內食料資源の確保に應ずるところがなければならぬ。領有以後に於ける本島の産業政策は、基礎を科學に置き一意開發に努力し來つたものであつて、既に相當の進歩を示せる今日以後に於ける農業生産の擴充強化は、更に一段の科學的研究を絶對必須とする。凡そ産業發展のことたる、行政、司法、教育、衛生、交通、金融、財政等あらゆる部門の綜合的推進を必要とすること勿論であるが、最も直接的な重要性を有するものは生産技術である。以下科學を基礎とする技術的立場より、聊か過去に於ける本島農業進歩發達の跡を省み、將來の發展に期するところありたいと思ふ。

第二節 臺灣に於ける農業進歩發達の技術的要因

本島農業進歩發達の技術的要因たるや複雑多岐に互り、直接的なるあり、間接的なるあり、極めて多種多様であること云ふまでもないが、以下其の主要なるものに就て大要を述べることにする。

一、氣象調査 氣象に關する調査は交通、産業、衛生等各方面に互り極めて重要な基礎調査であり、農業上に於ける其の價値に至つては茲に喋々するまでもなく、農業氣象學なる一分科の存在するを以てしても明かなるところである。臺灣に於ける氣象調査は、遠く清國時代から既に施行せられてゐたのであるが、基隆、淡水、安平、打狗等何れも海港に於けるものであり、農業上に利用せらるることは少かつた。然も之等領臺以前の古い記録は、多くは散逸して今日見るべきものは殆んどない。本島氣象の正確なる記録は、明治二十九年總督府測候所が設立せられ、臺北測候所を中樞として臺中、臺南、恒春及澎湖島に於て夫々觀測を開始して以來のことである。其の後各地に測候所の増設せらるるあり、昭和十三年には臺北市に臺灣總督府氣象臺の設置を見、十三の測候所と九の出張所を擁する觀測陣が敷かれるに至つた。尙臺北帝國大學、各農業試驗場等に於ても、設立以來夫々氣象觀測が實施せられてゐる。

氣象觀測のことたる、豫報、警報によつて受くる農業上の便益は勿論、或る地方に於ける記録の集積は作物、家畜の發育或は生産の記録と相俟つて、其等の種類、品種の選定、栽培法、飼養管理法の確立或は豊凶豫察上の重要な資料となる等、之によつて著しく生産技術の確實性を増大するに至つたのである。過去半世紀に互る氣象調査の結果が、本島農業の發展の上に齎した貢獻は蓋し大なるものありと云はなければならぬ。併しながら植物の生育と氣象との關係は極めて微妙なるものがあり、僅少な温度、湿度或は日照の差が生育上に意外に大なる影響を及ぼす場合がある。従つて農業上の氣象調査は、更に地方的に詳細を期するを要し、斯くすることによつて農業生産上の確實性を一層増大せしむることが出来るであらう。殊に病害蟲の發生は、氣象條件と極めて密接なる關係を有するものであり、従つて氣象狀態の如何によつて

害蟲發生の豫察をなし、事前に対處方策を企圖することも可能となるであらう。此の目的の爲農業試驗所は、本年度より新たに全島十數箇所に互る農業氣象調査を施行せんとしてゐる。從來の氣象調査に加へ更に一步を進めたものであり、本島農業上に貢獻するところ蓋し大なるものがあらう。

二、土性調査 古來農業の要素として土地、勞力、資本の三者が擧げられる。土地とは即ち土壤の外、光熱、空氣、水濕等植物の生育に必要な自然環境のすべてを指すものであることは云ふまでもない。光熱、空氣、水濕等氣象要素に關する調査に就ては、既に半世紀に互る貴重な記録があり、農業の科學性附與に多大の貢獻をなしつつあることは既に述べた。次は土壤に關する基本的調査である。地質に關する調査の外に、一方明治四十三年以來主として農耕地一帯の土性調査が實施せられた。之は全島三四九箇所に互り土壤の成分、物理的性質、化學的性質に關する詳細な調査を行つたもので、之によつて本島農耕地土壤の性質の概要は明かとなり、同時に實施せられた主要河川の水質調査と共に、作物栽培上、特に施肥法考量の上に多大の寄與をなせるものである。併し乍ら氣象に關する調査と同様、土性に關しても、農業經營の集約化と共に、實際應用上には更に小地域別の詳細なる調査を必要とするのであつて、既に地方廳に於て實施せるものもある。土壤に關する調査は栽培上の重要基礎調査であり、將來此種事業の組織的進展に期待するところが大きい。

三、種類、品種の導入 作物或は家畜に於ける新しい種類、品種の導入は、夫れ自體の新産業を勃興せしむることあるのみならず、農業發達上の重要手段たる品種改良の第一歩である。領臺後導入せられた種類品種の數は、蓋し無數と云つてよい。本島は亞熱帶的氣候を有し、従つて熱帶、溫帶兩方面より導入せられ新作物として實用化せるもの、或は又在來品種に代つて優れた成績を擧ぐるに至つたものは極めて多數に上り、恐らく枚舉に遑がないであらうが、例へば領臺後導入せられ今日産業化するに至つた新作物としては、シサル、アンペリヘンブ、シトロネラグラス、亞麻等があり、領臺前既に栽培はせられてゐたが領臺後の導入試作の強化により産業化するに至つたものに、珈琲、キャッサバ、草棉等がある。之等の作物中には、時代の變遷と共に其の栽培價値に消長を來すもののあるのは當然であり、今後の變化も亦豫想せ

られるところであるが、新種類の導入が如何に該地方の農業發達上に貢献するところ大なるものであるかを知り得るのである。新品種の導入が、本島の農業生産向上に齎せる功績は更に至大なるものがある。即ち導入新品種は、その普及によつて本島の農業上に一大革新を齎せるもの少からざるのみならず、更に進んで優良新品種育成の基をなせるものであり、水稻内地品種の導入が今日の蓬萊米の基をなし、布哇、爪哇より輸入せる甘蔗品種が、糖業今日の隆盛を齎したことはあまりにも顯著である。其の他各種の作物に於て優良新品種の導入普及は、生産向上の重要な要素をなしてゐる。畜産亦然りであつて、種馬の導入馴化は本島馬産計畫の根幹をなし、パークシャーの導入によつて豚種改良は實現せられた。更にエリ蠶の導入によつて蓖麻蠶業は興らんとし、ラツク介殼蟲の導入は、重要必需物資たるラツク國內生産の曙光を見せてゐる。

作物、家畜を問はず、今後更に新種、新品種の導入を圖ることは、農業進歩の一重要手段と云ふべきである。種類、品種の導入は單なる事務的仕事ではなく、其處には技術者の科學的鑑識眼を必須とする。然らざれば其の成功率は低きを免れないであらう。過去に於ける成功の蔭に、此の勞苦のあることを知らねばならぬ。

四、品種改良 導入品種の適應性を檢定し、之が普及を圖ることは、廣義には一つの品種改良であるが、茲に品種改良とは既存品種（導入種を含む）を基とし、變異の利用によつて既存品種とは別な新型優良品種の育成を圖るを云ふ。品種改良は農事試験中最も重要な事業であり、生産の増加、品質の改善は此の品種改良に負ふところ至大である。本島に於ける品種改良事業は、各種作物、家畜に於て實施せられて來たが、特に主要作物たる米、甘蔗、甘藷並に最重要家畜たる豚に於て、其の實績は眞に顯著なものがある。先づ米に就て見ると、明治三十九年以後集團選擇法による在來種の改良事業が行はれ、次で大正四年以後純系分離法による品種改良を實施して、粗悪なりし在來種は收量品質共に面目を一新したのである。此の純系分離法は、科學的育種法の第一歩であつて、内地に於ける此種事業の實施に遅ること僅かに二年であつた。大正十一年に至り導入内地品種の栽培に確信を得るや、初め中村の普及を見たが、次で移入品種の純系分離によ

る品種改良が行はれ、嘉義晚二號、臺中特一號、臺中特二號等の新育成品種が中村に代つて普及した。大正末期以後に於ては、更に進んで交雜による品種の改良が實施せられ、多數新品種が簇出したが、昭和七年以來臺中六五號の壓倒的普及となり、最近に於ては更に之に代る優良品種の育成を見るに至つたのであつて、米産地としての臺灣の今日あるは、全く品種改良の結果であると云はねばならぬ。

甘蔗品種に就ては、明治二十九年布哇よりローズバンブー、ラハイナを輸入せるを初めとし、同四十一年には三六P O J、一六一P O J等の爪哇實生小莖種、次で大正九年二七二五P O J、同十三年には二八七八P O J、二八八三P O J等大莖種の導入によつて、夫々の全盛時代を経て來たのであるが、一方之等の外、多數輸入品種を基礎とし交雜によつて本島独自の品種育成に力を注ぎ、今やF一〇八號外多數の優良品種を得、漸次輸入品種に代りつつあることは、本島に於ける品種改良事業の著しい進歩を物語るものであり、科學を基礎とせる技術の勝利である。

甘藷に就ても、廣く内外各地より新品種を導入し、適品種の選出に力めた結果白和蘭の如き廣く普及するに至つたが、大正十一年以降交雜による品種の改良に着手し、臺農一號より同三三號に至る優良品種の簇出を見、特に臺農三號、同九號、同一〇號等は顯著な普及を示してゐる。之等の品種は收量に於て優れたのみならず、品質に於ても在來品種或は導入品種に比して遙かに優れ、簽歩留、澱粉歩留高きを特長とする。

豚の品種改良は、之亦實績極めて顯著なものがある。本島在來の豚品種は、系統區々で體質亦不良であつたが、明治三十年パークシャー種の導入と共に、漸次之を種牡豚とする品種改良に力め、現在に於ては本品種系統の豚は九五%の普及を示すに至つた。此の雜種は體質強健、生育迅速で且肥臚性に富み、在來種に比し遙かに優良な成績を擧げてゐる。

品種改良の方法は大別して、分離育種法、交雜育種法及び突然變異利用の三とすることが出来る。而して從來本島に於て實施せられ實績を擧げ來つたものは、前二者である。突然變異は形質上劣變する場合が多く、品種改良の方法として未だ一般的に行はれるに至つてゐないが、コルヒチンによつて誘發せられた同質四倍植物中には、實用的優良形質を備ふる

ものがあり、將來の品種改良は此の方面に向つても相當の進歩を示すであらう。

五、栽培法の進歩 領臺當時の栽培は一般に極めて幼稚粗放で、單なる古老の言傳へ或は迷信的慣行が少くなかつた。氣象調査、土性調査等の基礎的調査が進み、種類、品種の變遷と共に、栽培法に於ても其の改善進歩は眞に著しいものがある。苗代日數の短縮が蓬萊米成立の鍵をなし、甘蔗の所謂早植が試験結果に基く栽培法の一大改革であつて、收量、可製糖率の著しい向上を來した如きは、蓋し耕種法上の顯著な實例である。又領臺當時は一般に施肥の觀念に乏しく、若干の堆肥、土糞を施す程度に過ぎなかつたのであるが、漸次人造肥料を用ゐるに至り、而も多年の試験結果に基き施肥法は著しく合理化されるに至つた。最近に於ては各州廳に肥料配合所が設けられ、主要作物別に肥料要素の合理的配合が行はれてゐる。尙近年堆肥、綠肥の積極的獎勵が行はれてゐるが、之は單に金肥不足を補ふためばかりでなく、地力維持上有機質の施用を絶對必要とする根本原理に立脚せるものである。本島の如く高温にして有機質の分解消耗早く、而も二毛作、三毛作の行はるる場合特に然りとす。

要するに栽培法に關しては、整地より播種、施肥、管理、收穫に至るまで各作物共に改善の跡を示さざるはない。而も嘗に各作物毎に著しく改善せられたるのみならず、更に顯著なる進歩は輪作、間作等作物の相互連關的、綜合的栽培法にありとする。本島の輪作式は五百餘例の多きに及んでゐるが、嘉南大坵區域に於ける甘蔗、水稻、雜作（甘蔗、落花生、大麥、陸稻、綠肥等）の三年一輪作、或は小麥、亞麻、蔬菜、綠肥等を裏作とする水田の三毛作等は其の代表的なものであり、本島は一年を通じて作物の栽培可能なるが故に、全島的に輪作關係には多大の考慮が拂はれるに至つた。殊に前作物の收穫前、既に後作物の播種を行ふが如き集約的栽培法の發達を見、水稻の後作に此の種栽培法を行ふ場合之を糊仔と稱し、甘蔗、甘藷、小麥等の糊仔栽培は著しく普及するに至つた。間作は一作物の生育期間の大部分を他作物の間に過すもので、甘蔗畑に於ける甘藷、落花生、棉の如きは最も普遍的なものである。

斯くの如く、本島に於ける栽培法は集約の一途を辿りつつあるのであるが、耕地の利用率は内地の一三三に對して一五六となつてゐる。本島の氣候風土よりすれば、此の利用率はまだまだ向上の餘地がある。あらゆる産業中農業は最も舊慣に囚はれ易いものであり、従つて單なる一片の指導獎勵のみでは、舊慣を打破して新法に據らしむることは困難で、其處には必らず試験研究に基く確たる基礎がなければならぬ。今日迄の進歩が此の基礎の上に立脚せるものであることは云ふまでもない。

六、病害蟲対策 病害蟲の防除対策は農業生産上の重要問題であり、これなくして農業の健全なる發達は望まれな

い。領臺當時は全く自然發生の止むなき状態であつたが、撓みなき基礎的調査研究の結果は本島産害益蟲並に病菌類の所屬、生態等を明かにすると共に、病害蟲の驅除豫防、有用有益昆蟲の利用方策に就ても著しい進歩を遂げ、明治四十一年には之等の調査研究の結果が基礎となり、臺灣害蟲驅除豫防規則の公布を見るに至つたのである。嘗て相思樹、柑橋等到大災害を及ぼした入殖害蟲綿吹介殼蟲は、明治四十一年天敵ベタリヤ瓢蟲の輸入によつて異狀蕃殖を抑制せられ、其の害は最早問題にする程の事もない現狀である。又明治末葉より大正初期にかけて猖獗を極めた甘蔗露菌病は、全島的に驅除の功を奏して今や本病の終熄を見るに至つた。之等は本島に於ける植物病害蟲驅除の最も顯著な實例である。

農用藥劑に就ても本島独自の研究が進められてゐるが、最近に於ける特許品たる柑橋果實蠅誘殺劑の創製、或は蝸牛誘殺劑の調製活用の如きは蓋し其の尤たるものである。

病害蟲の發生は、氣象と密接なる關係を有してゐる。従つて氣象との聯關的調査研究を進めることは最も肝要である。此の方面の研究が、將來積極的に強化されんとすることに就ては既に述べた。病害蟲對處方策は、之によつて更に躍進を示すであらうことは疑ひを容れぬ。

本島の家畜傳染病は、領臺前より猖獗を極め、就中牛疫、炭疽、氣腫症、豚コレラ、家禽コレラ等の被害は甚大であつたが、領臺後は免疫血清の製造配布、豫防注射の普及徹底等によつて其の被害は著しく輕減するに至つた。

七、農業土木事業 熱と光に恵まれ、南瀛の寶庫と稱せられる臺灣も、土質に於ては一般に恵まれたとは云ひ得な

い。殊に中北部の酸性土壤、南部のアルカリ土壤の如き低收或は不毛地帯は、全島の平均收量をして一層低下せしめる要因をなしてゐた。従つて土地の生産力増強の重要施設たる水利に關し、特に意を注がれたのは當然である。本島は領臺前より水稻を主作物とせる關係上、灌漑排水の施設に就ては相當に考慮せられてゐたが、水利行政は極めて亂脈なる状態であつたので、明治三十四年臺灣公共埤圳規則を設けて埤圳の普及改良と利用關係者の統制を圖り、又必要に應じて國庫又は地方費による補助を行つた。大正十年には水利組合令が制定せられ、公共埤圳組合は殆んど水利組合に改められて、積極的に新設及改良が實施せられることとなつたのである。昭和十五年度に於ては水利組合六三、公共埤圳組合一、私設埤圳一〇、九九七で、之等の總灌漑排水面積は耕地面積八十八萬甲の中五十五萬甲となつて居り、明治三十八年に比し實に三十五萬甲の増加である。之によつて受けた農業生産上の利益は、蓋し莫大なるものがあらう。彼の大正九年起工し、十箇年の長年月を要して完成せる嘉南大圳が、早魃と排水不良に悩む看天田、蔗園其の他の土地十五萬甲歩を化して、稻、甘蔗の適地となすに至つた大工事の功績は、最も高く評價されねばならぬ。其の他土地改良、畑地擴張、干拓或は耕地防風林設置等の諸事業は、近年愈々積極的に實施せられつつあり、其の成果には多大の期待が懸けられてゐる。

八、農具の改良 農具は農業生産戰の重要武器であり、生産の集約合理化を圖らんとすれば、農具の精巧利便なるものを伴はなければならぬは云ふまでもない。本島在來の農具は、製糖、製茶、製油、製粉等、規模の點より工業に類する農産製造用の器具機械を除いて百五十餘種に及び、一般に極めて幼稚粗製のものが多かつたが、優良農具の移入と改良により漸次進歩して、其の面目を一新するに至つた。ステイムプラウの如き大農具は別とし、一般的な脱穀機、穀摺機等に就てみても、在來のものに比し今日の夫れが如何に作業の能率を増進してゐるか計り知れないものがある。單に能率上の問題のみならず、深耕犁の普及、土地の生産力を増強し、穀摺機の改良によつて玄米の品質は良好となり、優良剥皮機の出現によつて芋麻纖維の歩留を向上せる等、本島農業の躍進は農具の進歩發達に負ふところ頗る大なるものがある。農具は作業機なるが故に、絶對的優良なるものはあり得ない。即ち氣候、土性、役畜、使用者の慣習、經營組織等、之

と關聯する諸要素によつて自ら良否を生ずるものである。換言すれば、内地に於ける優良農具も其儘の形態構造に於て必ずしも本島の優良農具とはなし難いのである。従つて本島独自の立場に於ける改良が必要であり、内地農具にして、聊かの變改もなく其の儘に本島に好適せる農具として一般に普及せるものは一つもないと云つてよい。此の意味に於て、東亞共榮圏の中心に位する本島は、農具の改良に關する恰好な試験地であり、將來益々本島農具の進歩を圖ると共に、南方に對する農具供給地たるの任務を負ふべきである。

九、検査事業 本島農業の發展は、又直接間接に諸検査事業の實施に負ふところが少くない。農業に直接的關係を有する主要な検査事業は、植物検査である。植物検査所は大正十年設置せられ、輸移出入植物に對して嚴重なる検査取締を勵行し、植物病菌害蟲の侵入傳播を防止すると共に、内地其の他に輸移出する植物に對しても検査を行ひ、取引の安全を期し以て本島農業の保護助長に努めてゐる。蔗苗に關しては、之より先大正三年蔗苗取締規則が發布せられ、輸移入蔗苗に對して嚴密なる検査を施行すると同時に、苗圃を特設して病害蟲の有無を一定期間監視することとなつてゐる。即ち此の事業は、本島に於ける病害蟲豫防の重要な一手段であつて、島内既存の病害蟲對策と共に唇齒輔車の關係にあり、一貫して本島農業の發達に多大の寄與をなせるものである。

尙同種の意義目的を有するものに、蠶種検査及び家畜の海港檢疫がある。米穀検査は明治三十七年、製茶検査は大正十二年、農産物罐詰検査は昭和二年以來夫々實施せられ、斯業に多くの示唆を與へつつ其の健全なる發展に貢獻し來つたのである。

肥料検査は昭和二年より實施せられ、肥料取扱者をして不正行爲をなすの餘地なからしめ、農民をして公正なる品質の肥料を安んじて購入せしむるの方策を採り來つた。肥料は農業生産上の重要資材であり、本事業が本島農業の發達に寄與せるところ亦大なりと云はねばならぬ。

第三節 臺灣に於ける農業生産の發達趨勢

本島に於ける農業進展の技術的諸要因に就ては、前節に其の概要を述べた。本節に於ては之等技術的進歩を背景として現實的には如何なる相貌を示し來つたか、主要農産物たる米、甘藷、小麥、甘蔗、茶、落花生、煙草、黃麻、キヤツサ

バ、バナナ、パイナップル、蔬菜、豚、雞及び鶩に就て、之が發達の趨勢を窺ひ見ることとする。尙之等種類の農業生産總價額に對する割合は上記の如くである。

即ち以上各種類の生産價額は、農業生産總價額の九六%を占め、其の發達趨勢を窺ふことによつて、本島農業發達の大勢を知り得るのであらう。而して累年の趨勢大要を比較するに便ならしめんが爲、其の生産状況を五箇年毎の平均を以て表示することとした。

品名	價額 (千圓)	農業生産總價額に對する比率 (%)
米	二二,四四九	五九・四二
甘藷	四三,二五四	七九・九
小麥	八九五	〇・二
甘蔗	九五,九四六	二七・七
茶	一六,九四八	三・三
落花生	七六,九四四	一・四
煙草	六,五五五	一・二
黃麻	四,〇三三	〇・八
キヤツサバ	三,〇九〇	〇・七
バナナ	一八,七四八	三・四
パイナップル	五,四二二	一・〇
蔬菜	五,〇〇五	〇・二
豚	二四,三七七	四・五
雞	六,〇〇四	一・三
鶩	一〇,八七三	二・四
計	三六,九九九	〇・八
計	五〇,一九六	九六・〇

一、米 本島の米は統計に明かな明治三十三年—三十七年を基礎として比較するに、昭和十年—十四年には作付面積に於て一・八倍、收穫高に於て三倍、甲當收量に於て一・七倍となつてゐる。即ち面積の増加と甲當收量の増加は、兩々相俟つて三倍の生産を擧ぐるに至つたのであるが、特に大正末期以後に於ける生産の急激なる増加が、蓬萊米の普及にあることを見逃してはならない。蓬萊とは内地種系品種の米の謂であつて、領臺後多年の試験結果に基き、大正十年に至つて漸くこれが栽培法は闡明せられ、同十一年初めて統計に現はるるに至り、同年は殆ど一期作のみであつたが、爾後北部より南部へ、第一期作よ

り第二期作へと急激に發展し、今日に於ては米全産額の過半數を占むるに至り、今後更に増加の勢にある。本島産米の大勢が蓬萊米によつて決せられる日も近きにあるであらう。昭和十五年に於ける生産額の著しく低きは、主として同年兩三度に互る暴風雨の結果で、最近に於ける肥料不足も、よく栽培技術の向上によつて補はれつつあることは偉としなければならぬ。領臺當時の全島平均甲當收量は、二作合して漸く内地並であつたのであるが、昭和十年—十四年に於ては、二作の合計は内地の四割増程度に向上した。將來一作を以て内地に比肩し得るの日を期すべきである。次表の示すところは量に關してのみであるが、本島産米の發達に就ては質的向上の著しいことを忘れてはならない。領臺當時の産米は、品種雜駁、品質粗惡で、特に赤米、茶米其の他種等の混淆甚しく、商品的價値は著しく劣つてゐた。それが明治三十九年以後實施せられた米種改良事業の結果、品質の向上見るべきものがあつた。蓬萊米の發達は、内地人の嗜好に適する優良米の生産となり、今日に及んだのであつて、本島産米の發達は蓬萊米の發達と云ふも過言ではない。

米種類別作付面積累年表

年	總數 (甲)	蓬萊米 (甲)	在來梗米 (甲)	丸糯及長糯 (甲)	陸稻 (甲)	指數
明治三三—三七年	三二,二〇一	—	三二,二〇一	—	—	100
明治三八—四二年	四一,六〇三	—	四一,六〇三	—	—	126
明治四三—大正三年	四九,七〇〇	—	四九,七〇〇	—	—	154
大正四—八年	四九,八〇六	—	四九,八〇六	—	—	154
大正九—一三年	五五,〇〇六	—	五五,〇〇六	—	—	171
大正一四—昭和四年	五八,八八三	—	五八,八八三	—	—	182
昭和五—九年	六七,一六八	—	六七,一六八	—	—	208
昭和一〇—一四年	六七,四一七	—	六七,四一七	—	—	209
昭和一一—一五年	六八,四八八	—	六八,四八八	—	—	212

米種類別收穫高累年表 (玄米)

年	總數	蓬萊米	在來梗米	丸糯及長糯	陸稻
明治三三—三七年	三,一七四,八七三	100	100	100	100
明治三八—四二年	四,四四,三三〇	100	100	100	100
明治四三—大正三年	四,四九一,八五三	100	100	100	100
大正四—八年	四,七六四,六〇三	100	100	100	100
大正九—一三年	五,二四一,三三四	100	100	100	100
大正一四—昭和四年	六,五六六,三五五	100	100	100	100
昭和五—九 年	八,二五〇,〇六一	100	100	100	100
昭和一〇—一四年	九,三三六,四六三	100	100	100	100
昭和 一五年	七,九〇一,四九三	100	100	100	100

米種類別甲當收量累年表(玄米)

年	平均	蓬萊米	在來梗米	丸糯及長糯	陸稻
明治三三—三七年	八・三〇	100	100	100	100
明治三八—四二年	九・〇九	100	100	100	100
明治四三—大正三年	九・〇四	100	100	100	100
大正四—八年	九・五九	100	100	100	100
大正九—一三年	九・九八	100	100	100	100
大正一四—昭和四年	二・二五	100	100	100	100
昭和五—九 年	三・三九	100	100	100	100
昭和一〇—一四年	三・三九	100	100	100	100
昭和 一五年	三・〇〇	100	100	100	100

二、甘 藷

米に於てもさうであるが、甘藷に於ても大正末期頃迄の生産増加は概して漸進的であり、昭和年代に入

つて躍進的となつてゐるが、之は生産に關係する各種要因特に栽培法の改善、品種の改良等、技術的要因の然らしむるところ大なるものあるを知るべきである。既に述べたやうに甘藷品種の改良は收量に於てのみならず、品質に於ても顯著な向上を齎し、目下著しい普及を示しつつある。臺灣系品種は、澱粉含量極めて高く、在來種代表品種の平均甲當澱粉收量を一〇〇とすれば、獎勵臺農種一〇品種平均は一六九に達し、従つて澱粉收量も亦高い。甘藷は食料として、飼料として、更に近年に至つては酒精原料として、其の重要性は益々加重せられつつあり、將來一段の躍進を圖らなければならぬ。従來の栽培法は著しく改善せられたりとは云へ、概して尙粗放的であるから、水稻或は甘蔗に比して甲當收量の引上げによる生産額の増加は、一層期待し易い状態にある。近い將來に、甲當三萬斤を豫想することも可能となるであらう。

甘藷生産状況累年表

年	作付面積	指數	收穫高	指數	甲當收量	指數
明治三三—三七年	六五,三二一	100	六五五,一七八	100	10,079	100
明治三八—四二年	109,846	167	1,151,996	176	11,611	116
明治四三—大正三年	115,033	177	1,113,355	170	10,736	107
大正四—八年	115,332	178	1,358,699	207	11,750	117
大正九—一三年	133,081	204	1,595,277	243	13,961	139
大正一四—昭和四年	177,555	273	1,997,749	305	15,661	156
昭和五—九 年	135,526	208	2,395,031	366	17,673	176
昭和一〇—一四年	139,866	215	2,966,873	443	19,353	193
昭和 一五年	136,860	210	2,520,701	385	18,456	184

三、小 麥

本島の小麥は、明治末期に於ては六千餘甲の栽培面積を有し、多くは中南部海岸地方のアルカリ土壤地帯に栽培せられたのであるが、其の後土地改良の進捗に伴つて、米、甘蔗、甘藷等他の有利な作物に壓せられ、次第に減少して、昭和の初め頃は僅かに數百甲歩に過ぎないものとなつた。然るに再び増加して、昭和十五年には臺中州を主とす

五千七百餘甲の作付を見るに至つたのである。近年の本島小麥作は、水田の第三作として栽培せらるるもので、此の點明治、大正年代の小麥作とは著しく其の事情を異にし、他作物との摩擦なく栽培が出来ることを特長とする。斯くの如き栽培法が可能となつた主たる原因は、在來種水稻に比して早生な蓬萊種が普及せる結果、水田の冬季休閑期間が長くなつた事と、移入による早生小麥品種選出の成功とである。之によつて一年間に水稻二回と小麥一回の收穫が可能となつた。此の様な土地の利用法は、實に臺灣の有する天恵と人智の綜合的結果と云はねばならぬ。品質的には、今日の本島産小麥は一般に鉄質に富むを著しい特長としてゐる。而して今少しく早生且銹病に對する抵抗性強き品種の育成せらるるに於ては、將來更に一層の飛躍的増産を示すであらう。

小麥生産狀況累年表

年	作付面積 甲	指數	收穫高 石	指數	甲當收量 石	指數
明治三三—三七年	三、三九五	100	二〇、五八五	100	六・三五	100
明治三八—四二年	六、五七	一九九	三四、七三六	一六九	五・二九	八五
明治四三—大正三年	六、〇九五	一八五	三三、八九二	一五五	五・三三	八四
大正四—八年	六、二七五	一九〇	二八、三三三	一三六	四・五三	七三
大正九—一三年	四、一六八	一二七	一七、六九〇	八六	四・二四	六六
大正一四—昭和四年	五、九二	一八	三、二六七	一六	五・五三	九〇
昭和五—九年	六、五〇	二〇	四、八四六	二四	七・四六	二九
昭和一〇—一四年	一、八〇九	五五	三、六七七	一八	七・五六	三二
昭和一一—一五年	五、七六八	一七六	二九、三六五	一四三	五・〇七	八二

四、甘蔗 明治三十五年糖業政策の確立せられて以來、本島糖業の飛躍的發展たるや眞に驚異と云ふも愚である。領臺當時は年産僅かに粗糖八—九千萬斤に過ぎず、我國需要の四分の三は之を海外に仰がねばならなかつた。それが半世紀に充たざるに、産糖二十餘億斤を示すに至つたのである。工業生産物たる砂糖に關しては暫く措き、農業生産物たる蔗

莖に就て見るに、明治三十三年—三十七年に比して今日に於ては、八倍餘の面積と二倍餘の甲當收量によつて二〇倍の收穫高を擧ぐるに至つた。甲當收量増加の技術的主たる要因は、優良品種の普及、灌漑排水設備の改善及び耕種肥培管理等栽培法の著しい集約化にあり、特に顯著な実績を擧げたものは、輸入品種の徹底的普及と之に次ぐ本島育成品種の擡頭である。品種の變遷は必然的に砂糖歩留の向上を齎し、明治三十五—三十六年の七・四%は近年一二%を越ゆるに至つてゐる。甘蔗は植付より收穫迄約十六箇月を要する稍長期に互る作物であるが、これを一年以内に短縮し得る品種があれば農業經營上に齎す利益は蓋し少からざるものがあるであらう。今後の品種改良に俟つべき重要問題である。

甘蔗生産狀況累年表

年	收穫面積 甲	指數	收穫高 千斤	指數	甲當收量 斤	指數
明治三三—三七年	10,116	100	4,610	100	457.0	100
明治三八—四二年	31,668	一五七	一五、三、六六	一三二	四九、六九八	一三三
明治四三—大正三年	七、四六四	三六八	三、二九、八九七	二八〇	四二、〇八四	一〇三
大正四—八年	110,078	五九四	六、三三、一一〇	七四三	五〇、九九九	一一五
大正九—一三年	111,000	六〇四	六、〇五、六四四	七四〇	四九、九五三	一一三
大正一四—昭和四年	二六、七六〇	五七八	九、三六、五五五	一、一三七	八〇、二四〇	一七七
昭和五—九年	九八、六九九	四八八	一〇、七四、七九	一、三〇三	一〇八、七六二	二三七
昭和一〇—一四年	一三五、一〇一	六六九	一五、四八、一九八	一、八七九	一一四、五〇五	二五二
昭和一一—一五年	一七四、二九四	八六二	一六、六八、四六六	二、〇一八	九五、四〇四	二一三

五、茶 本島の茶業は、支那民族の移住と共に漸次發達したもので、専ら支那種茶樹を栽培し、烏龍茶、包種茶を主として製造してゐたが、近年紅茶の製造が著しく發展して來ると共に、在來の樹種を以てしては不滿の點多きに鑑み、極力印度アッサム種の増殖に努め來つた。此の種茶樹は、中南部の高地によく適することが明かとなり、此の方面に廣く栽培せられるに至つたのである。左表によつて見るに、明治三十三年以來摘葉面積（作付面積の大體九—九五割）に於て

は漸次増加を示してゐるが、粗製茶の生産高は、大正九年以後著しく減少してゐる。大正九年の激減は第一次歐洲大戰後の不況の爲、北米向烏龍茶價暴落の影響によるもので、爾後一進一退して昭和十五年には約二千萬斤の生産となつてゐる。總じて本島の茶園は地力に恵まれざるが故に、甲當收量の増加は他作物に比して容易ならざるものと云へよう。左表は、之を單に數量的に見れば、進歩の跡が見えないのであるが、茶業の内容を検討すれば、紅茶の生産が近年著しく増加し、且つ品質も顯著な向上を示せる等、進歩の跡歴然たるものがあるのである。併しながら時局下本島茶業の將來は特に慎重考慮を要する問題であると云へよう。

茶生産狀況累年表

年	摘葉面積 甲	指數	粗製茶生産高 千斤	指數	甲當收量 斤	指數
明治三三—三七年	二九、〇八一	100	110、五五	100	六八五	100
明治三八—四二年	三三、〇〇〇	113	三三、〇〇〇	100	六五七	九六
明治四三—大正三年	三五、三〇〇	121	三三、〇〇〇	113	六五一	八八
大正四—八年	四〇、〇〇〇	137	二六、八六四	113	六三九	九三
大正九—一三年	四九、〇〇〇	169	一八、六四四	九二	四七三	六九
大正一四—昭和四年	四四、〇七二	151	一九、一九八	九四	四三六	六三
昭和五—九年	四三、〇〇〇	148	一六、四一七	八八	三八五	五六
昭和一〇—一四年	四三、二四八	149	二〇、三三三	100	四七五	六九
昭和一一—一五年	四四、三九九	153	一九、四七四	九五	四三九	六四

備考 大正三年以前ハ作付面積ナリ。

六、落花生 昭和十年—十四年の生産額は、明治三十三年—三十七年に比すれば正に四倍に近い。本島の落花生は、領臺前既に主要作物の一となつてゐたものであるが、領臺後に於ける顯著な進歩の一役を負へるものは、優良品種の選出である。在來種は其の數少く、主要なるものは三種に過ぎなかつた。明治三十五年以來、内地或は外國より多數品種の導

入試作に力めた結果、爪哇小粒三號、同六號、爪哇大粒等優良品種の選出に成功し、特に爪哇小粒三號は成績良好で廣く普及するに至つたのである。本島の落花生は甘蔗、甘藷其の他作物との輪作に、或は果樹園其の他の間作に栽培せられるが、又河川の沿岸や地味瘠薄な砂地等の不良耕地或は新開墾地等を利用して栽培せられるものが多く、従つて栽培法は著しく進歩したとは云へ、尙一般に粗放的であり改善の餘地を多分に存してゐる。

落花生々産狀況累年表

年	作付面積 甲	指數	收穫高 石	指數	甲當收量 石	指數
明治三三—三七年	一四、六三三	100	一五、九七七	100	一〇、三九	100
明治三八—四二年	二〇、八六三	142	二五、六六〇	一六	一二、三五	一二
明治四三—大正三年	一九、一五九	131	一八、六六九	一一	九、八五	九五
大正四—八年	二二、九三〇	156	二八、四〇六	一七	一二、三三	一二
大正九—一三年	二四、六三三	168	三五、〇〇〇	二二	一四、三四	一四
大正一四—昭和四年	二六、七七三	183	四四、〇〇〇	二九	一六、四九	一六
昭和五—九年	三九、〇〇〇	二六六	五〇、三〇〇	三三	一七、八	一七
昭和一〇—一四年	三三、五七八	二三〇	五八、三三五	三七	一八、三	一八
昭和一一—一五年	三三、五六七	二二六	五七、六六六	三七	一七、六	一七

七、煙草 明治の末期迄は、本島の煙草の作付は五百甲に満たず、眞に微々たるものであつたが、大正年代に入つて漸次増加し、近年に至り激増して昭和十五年には三千餘甲、收穫高九百萬斤となつた。明治三十三年—三十七年に比し、作付面積に於て六倍餘、收穫高に於て一六倍の著増である。此の著増の誘因は要するに輸入の杜絶であるが、かやうな時局に際會して要望に應じ得たる所以のものは、過去に於ける輸入品種の栽培確保と栽培技術の習熟とである。即ち明治四十一年には葉巻種、大正二年には黄色種の栽培が既に試みられ、今日の基礎を作つたのである。現今黄色種は作付面積の大部分を占め、兩切紙巻煙草の原料となつてゐる。

煙草生産状況累年表

年	作付面積 甲	指數	收穫高 斤	指數	甲當收量 斤	指數
明治三三—三七年	五二一	100	六、〇九五	100	一、一九四	100
明治三八—四二年	三、四六六	六六	四、三二二	六九	一、三三三	101
明治四三—大正三年	四、四三四	八五	八、五、六、六六	一四七	二、〇六四	一七三
大正四—八年	六、五三三	一三六	一、五九、九、九三	二三八	二、三三六	一七九
大正九—一三年	一、一〇〇	二二五	二、五八、四、四七	四二四	二、二九八	一八二
大正一四—昭和四年	八、三三七	一六四	二、〇八、〇、八九	三三四	二、四八八	二〇八
昭和五—九 年	八、五	一六二	二、五五、七、七六	四三三	三、三三三	二六一
昭和一〇—一四年	一、五五七	三三五	四、五五、七、七六	七五三	二、九五二	二四七
昭和 一五年	三、二八三	六四二	九、八〇、八、八〇	一、六六六	三、〇〇四	二五二

八、黃 麻

本島の黃麻栽培は、古く支那人の移住と共に始まり、素繩、黃麻布等に使用せられてゐたが、近年に至るまで主として自家用に供せられ、従つて生産額は顯著な増加を示さなかつた。之は黃麻が本島の氣候風土に適しないためではなく、米、甘蔗等の有利な作物に牽制せられたことと、安價な印度黃麻に壓せられたが爲である。然るに當局の積極的獎勵により、昭和九年以後急激に増加しつつあつたのであるが、時局は急轉して輸入の制限となり、杜絶となつて此の重要物資の供給は一に本島の負ふところとなり、遂に昭和十四年には割當制により一舉に二萬三千甲の作付を見るに至つた。昭和十年—十四年の平均甲當收量並に昭和十五年の甲當數量の低下は、急激に作付の増大せることが主たる原因をなしてゐる。本島は共榮圏内に於ける黃麻栽培の最適地であり、今後品種改良と集約栽培法の普及により、生産増加の餘地は多分に存するのである。尙ジュート工業原料として、黃麻を補ふものにアムバリヘンプがある。アムバリヘンプは明治末期に印度より輸入せるもので、試作の結果本島に於ける生育は極めて良好なるを認められてゐたのであるが、黃麻の必要さへ痛感せられなかつた時代として、一般の認むるところとならなかつたのであつて、時局は當然本作物の栽培を慫慂

することとなつたのである。アムバリヘンプは黃麻に比し乾燥に耐へるを特長とし、黃麻に不適な畑地を利用して之が増産を圖るべきである。

黃麻生産状況累年表

年	作付面積 甲	指數	收穫高 斤	指數	甲當收量 斤	指數
明治三三—三七年	一、四〇四	100	二、〇九、一、二二	100	一、六〇〇	100
明治三八—四二年	二、〇六六	一五八	三、三九、三、七八	一六二	一、六四一	101
明治四三—大正三年	二、四三七	一八七	四、〇四、八、九三	一九三	一、六六二	103
大正四—八年	二、七〇二	一九九	四、四八、二、〇〇	二一四	一、六九九	105
大正九—一三年	二、二八五	一七五	四、八三、七、三六	二二九	二、一〇七	131
大正一四—昭和四年	三、五三三	一九三	六、三〇、〇、五三	三〇一	二、五三四	一五七
昭和五—九 年	三、二〇八	二四六	九、〇四、九、三四	四三三	二、八二二	一七五
昭和 一〇—一四年	一、〇、〇、六、九	七七三	三、八八、八、四九	一、〇八八	二、三六八	一四八
昭和 一五年	一、七、七、三、六	一、三五九	二、九三、九、九三	一、四〇〇	一、六六六	一〇五

備考 收穫高は幼麻換算とす。

九、キヤツサバ

キヤツサバは、領臺前既に輸入栽培せられてゐたのであるが、領臺後は明治三十五年以來爪哇、印度、ボルネオ等より多數品種の輸入をなし、その試作によつて優良品種が選出せられてゐる。キヤツサバが、作物として

キヤツサバ生産状況累年表

年	作付面積 甲	指數	收穫高 千斤	指數	甲當收量 斤	指數
昭和一二—一五年	五、七、三、三	100	一、六、三、九、七	100	二、八、五、七、三	100
昭和 一三年	六、七、五、三	一一八	一、四、七、五、八	九〇	二、一、八、四、四	七六
昭和 一四年	五、八、〇、八	一〇二	一、四、七、九、六	九〇	二、五、四、六、六	八九
昭和 一五年	七、八、二、九	一三七	一、六、二、七、五	一〇一	二、一、三、三、九	七四

一般に認識せられ盛に栽培せられるやうになつたのは、漸く昭和五年頃のことであるが、甘藷と共に澱粉作物として重きをなすに至り、工業用に、食料原料に著しく用途の擴大を見、昭和十五年には早や七千八百甲の作付を有し、一億六千萬斤の生産を擧ぐるに至つた。

十、バナナ 臺灣のバナナは、支那民族の移住後南支那より移植されたもので、少くとも二百餘年前から栽培されてゐる。本島のバナナ産業は、明治四十一年、内地との取引が開始されるに至つて俄かに勃興したもので、甘藷に次ぐ一大農産物となり、青果物中の首位を占めてゐる。品種の改良に關しては未だ見るべきものなく、栽培技術に關しても尙研究を要するものが多い。

バナナ生産状況累年表

年次	栽培面積 甲	指数	收穫高 千斤	甲當收量 斤	指数
明治四三—大正三年	一、三三九	100	七、六九元	一四、三三二	100
大正四—八年	二、九五三	二四〇	四七、二六四	一六、〇三三	一一三
大正九—一三年	一〇、四四〇	八五	一五、六五八	一四、九五六	一〇四
大正一四—昭和四年	一六、〇九七	一、三〇〇	二四〇、五九一	一四、九四六	一〇四
昭和五—九年	一六、三三三	一、三三九	二四〇、八二二	一五、五八二	一一六
昭和一〇—一四年	二二、三三七	一、七五五	三三三、三三三	一五、六〇〇	一〇九
昭和一一—一五年	一九、二二七	一、五五四	二八二、一〇九	一四、六八〇	一〇三

十一、パイナップル パイナップルもバナナと同じく、古くより輸入栽培せられてゐるが、罐詰原料として産業的に栽培されるやうになつたのは、漸く三十數年來のことである。本島に於けるパイナップル産業の發達に、最も貢獻せるものは優良外國種の普及である。在來種は風味色澤共に良好であるが、果形が小さく、纖維多く、種子は深く果肉内に没せる等の缺點があつて商品的に罐詰原料として不適當なるを免れなかつた。然るに明治末期より大正初期にかけて輸入せられた布哇産スミース

カイエン種及びボルネオ産サラワツク種は、風味色澤は多少在來種に劣るが、果形大きく纖維少く罐詰原料として適當なるため、頗る本島産パイナップルの生産増加と聲價の昂騰を致したのである。更に未だ一般的には普及してゐないが、外國種と在來種の交雜により兩者の美點を兼ね備ふる新品種も育成せらるるに至つた。

パイナップル生産状況累年表

年次	栽培面積 甲	指数	收穫高 千斤	甲當收量 斤	指数
明治四三—大正三年	九〇〇	100	七、〇〇〇	八、一〇九	100
大正四—八年	九二四	一〇三	七、八〇三	八、五三六	一〇五
大正九—一三年	一、三六三	一五〇	九、四〇二	六、七九七	八四
大正一四—昭和四年	二、八四九	三七	二六、七七一	九、三九七	二六
昭和五—九年	五、九八〇	六六四	七、七四八	一、〇六一	一六〇
昭和一〇—一四年	八、八八六	九八八	一三、一〇五	一、五五三	一七七
昭和一一—一五年	一〇、三三五	一、一三六	二八、八五八	三、七四八	一七五

十二、柑橘類 本島に於ける柑橘栽培の歴史も亦頗る古いが、領臺當時迄は地方消費に充てられる外、僅に對岸支那に輸出されるのみであつた。而して當時の生要種類は、椪柑、桶柑、文旦、斗柚であつた。近年に至つても主要種類に變りはないが、肥培、管理の集約化と面積の増加により收穫高は明治末期に比して一〇倍に達してゐる。近年に於ける特記すべき實績は、レモン、グレープフルーツ、ヴァレンシア等、特殊柑橘栽培法の確立と其の進出である。未だ尙微々たるものであるが、斯くて種類の増加と共に、僅に七、八月の二箇月を除き、周年柑橘類の收穫を見ること

柑橘類生産状況累年表

年次	栽培面積 甲	指数	收穫高 千斤	甲當收量 斤	指数
明治四三—大正三年	一、〇八	100	五、七四六	一〇〇	100
大正四—八年	一、五九九	一五七	九、三三四	一六三	一六〇
大正九—一三年	二、三三七	三七	一六、六八三	二九〇	二九〇
大正一四—昭和四年	三、九九七	二九四	二八、四九七	四九五	四九五
昭和五—九年	四、〇六六	四〇	四六、四四九	八〇八	八〇八
昭和一〇—一四年	四、八四四	四七七	五七、一五九	九九五	九九五
昭和一一—一五年	五、三五六	五三六	五九、九〇九	九三二	九三二

が出来るに至つたことは、眞に長足の進歩と云はねばならぬ。

十三、蔬菜 古來本島農民は、蔬菜の栽培を賤業視する風習があり、従つて領臺當時迄は品質の改善、耕種法の進歩等は殆どなかつたものと見られる。明治三十二年、初めて内地種蔬菜の試作が行はれ、爾來相次ぐ内地種、西洋種の多數種類品種の導入試作により、優良適應品種の選出を圖ると共に、栽培法に就ても試験研究が重ねられ、一方農民に對する指導獎勵宜敷きを得て、昭和十年—十四年には作付四萬餘甲、收穫高七億斤に達する大産業となつた。大正九年—十三年に比して、二倍強の増加である。大正七年以前は、統計の據るべきものが無いので詳になし得ないが、領臺後の蔬菜の發達は量に於ては勿論、種類、品種に於ても蓋し著しきものがあらう。現在栽培せらるる種類は百十餘種あるが、其の主要なものは約二十種である。近年顯著な發達をしたものは水田裏作としての蔬菜栽培であつて、冬春季輪移出蔬菜や加工用蕃茄等は殆どこれである。尙高冷地栽培にも、相當見るべきものがある。

本島に於ける蔬菜需給上の弱點は、夏季蔬菜の乏しきことと、採種事業の不十分なることである。夏季は高温多雨なるため、栽培に適する種類品種に乏しく、加ふるに此の時期は病害蟲の發生多き困難性があるのであるが、將來高冷地栽培の普及は、需給緩和に役立つであらうし、又品種改良、栽培法、病虫害驅除豫防法の進歩によつて、平地に於ける夏季蔬菜の栽培も更に發展するであらう。從來、本島に於いて採種事業が盛に行はれなかつたのは、蔬菜栽培を賤業視する慣習と、安價に輸入が出来たといふ經濟的理由、並に氣候風土の關係から採種困難なものが多しといふ技術的理由等によるものである。時局は島外よりの輸入を困難ならしむるに至り、採種事業の勃興は不可欠の喫緊事である。

蔬菜類生産狀況累年表

年	作付面積	指數	收穫高	指數
大正九—一三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正一四—昭和四年	二六、八九四	二五〇	四七、三三三	二六一
昭和五—九 年	三〇、〇四四	二九二	六〇、九七〇	三〇〇
昭和一〇—一四年	三三、七〇〇	三三〇	六〇、三三五	二三八
昭和 一五年	四一、六〇八	三九六	六三、四三三	二五五

採種の困難性克復に關しては、將來の研究に俟つべきものが少なくないが、一方既に解決せられたものも多く、蔬菜栽培を

賤業視する陋習は最早消滅した。本島に於ける此の種事業の將來には、多大の期待が懸けられるのである。即ち本島の需を充すのみならず、進んで南方に對する蔬菜種子供給地たるの任務を有するからである。

十四、豚 豚は古くより高砂族の飼育せるところであるが、現在の在來種の大部分は支那人の移住と共に導入せられたものである。領臺當時の飼養頭数は四十萬頭内外であつたと云はれ、品種も劣悪で、飼養法、衛生状態も極めて原始的なものであつた。明治三十年パークシャーを導入し其の適品種なることを確め得たのであるが、當時島民の養豚技術は幼稚であり、且つ豚の衛生状態の不良であつたのと、一種の迷信から外來品種の飼育を歓迎しなかつたので、先づ品種改良の第一歩として明治四十一年以降在來種中の比較的優良なものを選定普及に努めたのである。養豚技術の進歩と共に、一般農民も漸く品種に對する認識を深め來つたので、昭和元年よりは積極的に種牡豚の配付を行つてパークシャー系品種の普及に力めた結果、現在に於ては本品種系統の豚は、全飼育頭数の九五%を占むるに至つた。此の間飼養技術並に衛生施設の向上著しきものあつたことは云ふまでもない。斯くして昭和十年—十四年に於ける屠殺頭数は百十餘萬頭に達し、

豚屠殺狀況累年表

年	屠殺頭數	指數	數量	指數	平均一頭數量	指數
明治三三—三七年	三九、元一	一〇〇	—	—	—	—
明治三八—四二年	五五、五六一	一四〇	—	—	—	—
明治四三—大正三年	六九、〇三三	一七五	—	—	—	—
大正四—八年	七四、三九三	一八八	—	—	—	—
大正九—一三年	八四、五五三	二一三	—	—	—	—
大正一四—昭和四年	九八、六三九	二五〇	—	—	—	—
昭和五—九 年	一〇四、九九一	二六八	—	—	—	—
昭和一〇—一四年	一、七、八四九	四四七	—	—	—	—
昭和 一五年	九、八、六五八	二五〇	—	—	—	—

雞及鶩飼養狀況累年表

年次	雞		鶩	
	羽數	指數	羽數	指數
明治四三—大正三年	三、六五、〇六〇	六二〇	六、九三、二八	一〇〇
大正四—八年	四、四〇、二〇九	二一九	七、三三、八〇〇	一〇〇
大正九—一三年	四、三三、二三四	二一七	八、六四、九三三	一〇〇
大正一四—昭和四年	四、五〇、六〇九	二二三	九、九六、九五	一〇〇
昭和五—九年	五、四三、六八七	二四七	一、六五、五三三	二〇〇
昭和一〇—一四年	六、八三、八四〇	一八五	一、〇九、〇三八	二七五
昭和一一—一五年	五、九八、四七〇	一六〇	二、三九、〇二六	三三三

一頭重量に於ても顯著な進歩を示すに至つたのである。

十五、雞及鶩 雞の在來品種は産卵能力低く、從來主として肉用に飼養せられてゐたのであるが、領臺後これが改良の目的を以て各種洋雞の導入をなし、優良種の普及に力めた結果、近年卵用種の飼養が著しく増加するに至つた。

鶩には卵用、肉用の二種があり、飼養羽數増加の勢は雞よりも遙かに大となつてゐる。

第四節 結語

以上極めて概略ながら、臺灣に於ける農業進歩發達の技術的要因と、之を背景とする生産發達の趨勢に就て述ぶるところがあつた。前述の技術的諸要因は、其の何れを缺くも今日の進歩は望み得なかつたであらうが、就中此の進歩の上に最も直接的な効果を齎したるものは、品種の改良であつたと云へる。産業科學の干與する範圍は極めて廣いが、其の進歩は技術の進歩に貢献するところが最も大きい。従つて本島に於ける農業技術の進歩を語ることにより、農學の進歩の一半を語り得たと信するのである。

學の進歩、技術向上の原動力は、試験研究機關にある。本島に於ける農業關係の試験研究機關としては、領臺直後明治廿八年臺北城内に試作場を設けたるを其濫觴とし、爾後幾多の變遷、増設を見、現在では農業試験所、糖業試験所を始め、各州立農事試験場、花蓮港廳立農事試験場があり、更に臺北帝國大學創設せられて、研究陣營は階段の強化を見るに至つた。科學の振興は我國是であり、之等試験研究機關を原動力とする本島農業の飛躍又期して待つべきである。(加茂 巖)

其二 工業部門

製糖工業—釀酵工業—纖維工業—油脂工業—香料工業—燃料工業—
礦產物利用工業—其他の産業に關するもの

臺灣に於ける産業發達の跡を顧るに、植民地開發に就いて常に見るが如く先づ農業林業の振興が行はれ、次で農産加工工業が著手されたのである。化學工業或は其他の工業は比較的新しく、只其緒に就いたのみと言ふべきものが多いのである。農産加工工業として先づ建設されたものは製糖業にして、之に次ぐものは專賣局官營工業である。製茶並果物加工工業の如きは相當な規模を有するけれども、其他のもの例へば油脂、澱粉、調味料、飲料水等に關するものは大部分家内工業の域を出でず、紡織工業の如きは操業開始以來相當の歴史を経ては居るけれども未だ其規模小である。機械工業、金屬工業の擴張は漸く其緒に就いたと見るべく、たゞアルミニウム工業は可成の發達を遂げて居ると云へよう。窯業に就て見るに、セメント工業最も大にして、しかも擴張計畫も進行中であり、煉瓦製造に於ても相當大なる生産を示して居るけれども、陶磁器、硝子製造に至つては、未だ見るべきものがない。化學工業に於ては近年各方面に發達を見、なほ今後更に擴充さるゝ計畫が立てられて居るが、現在は其種類も數も多からず、相當發達を見たるものに香料工業があり、肥料、製紙、皮革工業と共に更に擴充の途上に在り、カーバイド工業も有機合成工業の創設と共に増設の豫定であり、其他將來の發達を期して其の緒に就いたものに曹達工業あり、以上各種工業の統制ある發達に依り、臺灣は南方へ對して重要な役割を果す事とならう。

以上略述せる臺灣産業の各部門に關する研究の中に、臺灣に於て行はれ且つ直接産業に關係するものにして、昭和十年以降に於て發表されたものを紹介して、最近に於ける臺灣産業科學の發達としたのである。而して臺灣の産業は未だ其發

達途上に在るとは謂へ、其種類も多岐にして、各研究個々の内容を略述する事すら本篇の範圍に於ては不可能であるので、たゞ研究の主目標のみを掲げるととゞまる事とする。又主として化學的研究のみ取り上ぐるが故に、原料の栽培等に關しては悉く省略し、即ち臺灣産業化學の進歩を記述する事にした。なほ産業と間接に關係ありと見るべき純學術研究も多數にのぼるのであるが、是等も省略する事にした。引照文献、著者名は、代表研究者のもののみ記載して共同研究者名を省略し、重複引用されたる著者名は姓のみを記入した。詳細は原報を参照せられ度し。

第一節 製糖工業

臺灣の甘蔗栽培が何れの時代に初められたかは詳かでない、既に十七世紀頃には砂糖が臺灣の重要産物であつたとの記録より見て、相當昔より製糖業が行はれたと見るべきであるが、近代工業の色彩を帯び初めたのは領臺以後である。即ち明治三十三年創立の臺灣製糖會社により初めて建設された橋子頭工場が、新式工場の嚆矢である。新渡戸博士の糖業改良意見書に基いて臺灣糖業政策の根本方針が確立してより、種々な起伏消長を経て其間長足の進歩をなし遂げ、新品種の育成、耕作様式の確立、製糖技術上のたゆまざる研究は、遂に今日の最高水準の糖業を築きあげたのである。臺灣の製糖技術をジャバ、ハワイの夫れと比較して見ると、甘蔗壓搾の技術は臺灣第一位、ハワイ之に次ぎ、ジャバは遙かに下位に在り、蔗汁より製品糖に至る迄の技術も亦臺灣第一位にして、ハワイ、ジャバの夫は遙かに下位に在り、比島の糖業技術は更にハワイ、ジャバの下位に在るのである。参考の爲に、製糖技術と並行すべき蔗糖の減耗率に就き、一九三〇年より一九三四年に至る五ヶ年の平均値をあげる。即ち全蔗糖を一〇〇とすれば、

	濾滓中	廢蜜中	不明減耗	製造全減耗	バガス中	總減耗
臺灣	0.33%	5.7%	0.3%	5.9%	2.93%	8.73%
ハワイ	0.33%	7.5%	0.84%	8.3%	2.9%	10.81%

ジャバ	0.6%	6.3%	1.21%	9.0%	5.35%	14.1元
フィリッピン	0.7%	7.2%	0.33%	8.1%	7.6%	15.8元

右表に於て製造全減耗とは、濾滓中及廢蜜中に含まるゝもの並に不明減耗の和にして、蔗汁より製品に至る間に生じた減耗であり、バガス中に含まるゝものは即ち甘蔗壓搾工程の減耗である。之を以て見ると、臺灣製糖技術の水準は明らかである。從來先づ粗糖を製し、更に之を精製糖工場に移して、精製糖に變じて使用に供したのであるが、耕地白糖製造技術の進歩によつて直接白糖が製造せられ、粗糖は漸次減少し、遂に昭和十五年精製糖工場は何れも閉鎖するに至り、耕地白糖は精製糖に代つて廣く用ひられて居る。又耕地白糖製造にあたり主として用ひられ來つた炭酸法に比し、資材の所要量少き長所を有する公定亞硫酸法の工場化が、臺北帝大理農學部製糖化學研究室に於て研究され、此方法に依る耕地白糖工場も漸次増加しつゝある。以上の如き製糖技術の進歩を齎したる研究は、舊中央研究所農産部糖業科、臺北帝大理農學部製糖化學研究室、糖業試験所等の官立機關並に各製糖會社の工場並に研究室に於て行はれたのである。以下製糖工業に關し、昭和十年以降の發表にかゝる主な研究を紹介するが、會社側の研究は殆んど公表されないもので、之等を記述する自由を有しない。廢糖蜜に關しては、其の成因、物理化學的性質等につきて研究し、廢蜜中への蔗糖の逸散の阻止に寄與し、又其利用としては肥料的價値或は醱酵原料として研究されて居る。即ち臺灣産糖蜜の二、三の性質（濱口榮次郎・熱農昭九、七八四、製糖昭一〇、三一）、同上膠狀物質（濱口・製糖昭一三、三四）、甘蔗糖蜜の無機沈澱物（濱口・製糖昭七、一、昭八、六、昭一〇、一、昭一二、一、熱農昭九、二九五）、廢糖蜜の成因に關する電氣化學的研究、鹽化加里の影響（稻見忠・電化昭一一、一一六）、電解透析に依り糖蜜醱酵蒸溜殘渣より加里の採集（内田謙一・中研工報昭一〇、一四六號）、蔗汁糖蜜混合醱酵附分蜜車糖耕地白糖醱酵試驗（鈴木進一・糖試報昭一四、一〇七）

甘蔗を壓搾して得らるゝ蔗汁の處理法如何は、製糖技術の重要部分であつて、蔗汁の成分性質が複雑であるが故に、其の研究は多岐に別れ、殊に糖汁の清淨は重要因子であり、蔗糖晶出即ち生産得率を左右するのであり、之に關しては多數

の發表を見る。即ち耕地白糖製造法の清淨、炭酸法に於ける殘留石灰量とナチユラルアルカリニテイとの關係（濱口・製糖昭一、一）、同石灰添加量と清淨汁の石灰量（同・製糖昭一、八）、同糖汁の著色（同・製糖昭一、一二）、同各種炭酸飽充法（同・製糖昭二、七）、同第一炭酸飽充のpH値（同・昭二、二二）、同重炭酸石灰の形成（同・昭一三、一）、同炭酸飽充法に於ける著色の豫防（同・昭一四、一）、同還元糖の存在と石灰含量（同・昭一四、九）、同第一壓濾の水洗水のアルカリ度（同・昭一四、二四、昭五、六）、同窒素化合物の除去（同・昭一五、一）、同亞硫酸の酸化（同・昭一五、一五）、同炭酸飽充法に於ける種々の添加物の影響（同・昭一五、二三）、炭酸法糖液に於ける殘留石灰の成因（山名道夫・製糖昭一、一六）、炭酸法に於ける各灰分の含量の變化（守田富吉・製糖昭九、六九）、耕地白糖製造に鹽素の利用、甘蔗汁に對する鹽素の作用（鈴木幸三・糖試報昭一〇、五六、昭二、五九）、蔗汁の清淨、蔗汁の有機酸（田邊敏一・糖試報昭一二、三三）、甘蔗糖工場の清淨汁並にシラップ中の懸濁質（濱口・製糖昭一二、二九）、耕地白糖工場に於ける糖汁中無機物の定量的關係（山根武雄・熱農昭一二、三六四）、蔗糖溶液の性質、蔗糖溶液の蒸氣壓と夫に及ぼす炭酸加里の影響、蔗糖濃厚溶液中鹽類の存在に於ける硫酸石灰の溶解度、附甘蔗糖汁の有機酸量並硝酸量（山根・製糖昭一三、四六）、蔗糖濃厚溶液中電氣傳導度（山根・熱農昭一六、一八三）、蔗糖の色素或は糖汁の色素並之が製糖熱農昭一四、八七）、甘蔗糖工場糖汁の電氣傳導度（山根・熱農昭一六、一八三）、蔗糖の色素或は糖汁の色素並之が製糖に對する影響に就ては甘蔗糖色素研究（佐久間巖・工化昭一〇、三八一、五五一、七一七）、甘蔗糖汁中の色素の性質と其製造工程に及ぼす影響（山根・工化昭一四、二八一）、甘蔗中の色素サツカレチンの吸收曲線（山根・熱農昭九、三九

六）等なり。なほ砂糖の著色に對しては、清淨工程に於けるカラメルの吸著に就て及び成長しつゝある蔗糖結晶に依るカラメルの吸著並蔗糖結晶の吸著極（山根・工化昭一五、三三〇）に於て興味ある結果を出して居る。蔗汁濾過工程に就ては、耕地白糖工場の濾滓の糖成分（濱口・製糖昭八、三一）、原料糖濾過試驗（濱口・製糖昭一四、七五、昭一五、三五）甘蔗の成分等に關しては、甘蔗中のアスコルビン酸（足利實・熱農昭一四、四二二）、甘蔗莖の成分（本田幸一郎・農化昭一五、四九、昭一六、七一）、甘蔗のベントザン（立野恒夫・農化昭一六、八一）、甘蔗梢頭部中のビタミンB含有量（山本亮・理研彙昭一五、一三一八）、分析法としては、蔗糖の存在に於ける葡萄糖及果糖の定量及其應用（吉田忠・糖試報昭一五、七二）、砂糖の分析法（吉田・糖試報昭一五、一一四）、甘蔗汁中の糖分定量（吉田・農化昭一四、四九）還元糖定量法（吉田・糖試報昭一六、一三五）、製糖の微生物學的考察としては、甘蔗汁の各種酵素、甘蔗成育中に於ける酵素作用（三宅捷・製糖昭一〇、七、二五、昭二、二〇）、甘蔗汁の微生物、微生物による蔗糖轉化と其防止法（中澤亮治・農化昭一一、七四九）、各地工場に於ける甘蔗汁中の微生物並蔗糖分解作用（中澤・農化昭一三、七三）砂糖を變質せしむる酵母（中澤・農化昭一三、八六）等あり。

第二節 醱酵工業

製糖の副産物たる糖蜜を原料とするアルコールの製造は、明治四十一年臺灣製糖橋子頭工場に於て初めてアルコール工場が建設せられてより逐年増加し、現在官營一、民營一四の工場を數ふるに至り、又普通酒精以外に代用燃料用無水酒精の生産も増加して居る。醱酵菌、方法、装置等に關して多數の研究が行はれ、進歩著しいものがあり、むしろ近時研究や減じて居る。其二三をあぐれば次の如し。優良酵母の檢索中間工業的糖蜜密閉醱酵試驗（武田義人・農化昭一一、一九六）、甘蔗病蟲被害蜜汁の醱酵（岩田芳・糖試報昭一四、九七）、蔗汁の醱酵試驗（鈴木幸三・糖試報昭一二、四〇）、岩田・糖試報昭一三、一八三）、蔗汁醱酵に於ける酵母の選擇（岩田・糖試報昭一五、一五二、一七一）、甘蔗汁濃度の酒精醱酵

に及ぼす影響（大津嘉納・醸造昭一五、二二三）、月齡別蔗汁の醱酵（古田邦幹・糖試報昭一五、一三二）、バガスを強酸を以て糖化し酒精或は高級アルコールの原料となさんとする研究（市川信敏・工化昭一六、七九七）。

臺灣に於ける酒專賣は大正十一年より實施せられ、多數の酒類、即ち醸造酒四種、蒸溜酒六種、再製酒三種、藥酒二種、洋酒六種が官業に於て製造せらるゝのであるが、是が基礎をなす研究は中央研究所工業部、工業研究所及臺灣專賣局に於て行はれたものであり、多種類にのぼつて居るのであるが、多くは昭和十年以前に發表されて居る。夫れ以後のものとしては、紅糊菌の長糯米に對する醱酵化學的作用、（佐藤嘉吉・醸造昭一〇、一〇七三）紅糊菌の榮養體としての酸及酒精（佐藤・農化昭一〇、四七三）、紅酒の製造に關する研究（中澤・農化昭一二、一一七七）、臺灣產清酒の微生物に關する研究、（中澤・農化昭一〇、八五）泡盛醱酵菌アスペルギルス屬、（中澤・農化昭一一、五〇七）同風味に干與する微生物並に混合醱酵試験）中澤・農化昭一三、五七三）、醱酵化アミロ法に依る泡盛の製造（霜三雄・農化昭一六、九三七）。なほ一般的に酒精醱酵に就て見るに、先に記した糖蜜以外のものを原料とするものとしては、甘藷生芋より酒精の製造、酸糖化及びアミロ法、（中澤・農化昭一二、八一五、中野政弘・農化昭一三、五三二）切干糖糖化試験及酸糖化醱酵試験（鈴木信一・糖試報昭一五、一七九）酒精製造を目的とする甘藷の研究、各品種の一般的成分と夫等を原料とせる醱の比粘度（末松勝利・農化昭一五、一一〇七）、カツサバ澱粉より酒精の製造、（武下武雄・農化昭一五、七二五）鳳梨果汁より酒精醱酵（鹽入英次・醸造昭一五、四二七）。糖及澱粉質より醱酵に依つて有機酸或は高級アルコールを製造することは、工業導品原料を微生物の力によつて製造する一方法で、種々の方面に於いて發達すべきものであるが、之に屬するものとしては、醱酵に依る枸橼酸の製造（中澤・農化昭一二、五二）、中野・農化昭一五、五六一）、臺灣產醋酸菌の研究（田中庄助・農化昭一〇、四三五、昭一一、二八五、四二五、七二六、昭一二、八四四）などあり。

第三節 纖維工業

纖維に關する工業としては、パルプ、製紙、紡績などであるが、科學的研究の見らるゝのはパルプ工業に就てである。本島産パルプ原料として見るべきは、竹、木材、バガス並に雜纖維である。又時局柄纖維不足に刺戟されて、雜多な野生又は栽培植物の纖維の採集が行はれたが、主なもの芭蕉である。竹類の中有力なる原料は桂竹であつて、古來竹紙と稱する粗紙を土法に依つて製造しつゝある。やゝ大規模のものは、明治四十三年、三菱製紙會社により臺南州下にて試みられた曹達法のものであるが種々の理由により中止した。現在工場設備をなせるものは、豐原製紙會社にて、石灰煎煮法に依り粗製を製造しつゝあるが、竹類のパルプ化に就ては技術的に見て再考慮すべきものがあらう。竹のパルプ化についての研究は、臺中工業試験所に於て行はれて居る。臺灣竹類、桂竹、刺竹、孟宗竹のパルプ原料としての研究（土屋穰・農化、昭一四、四二九）一七・五%苛性曹達にて處理せるパルプの灰成分（同・農化、昭一四、一〇五二）桂竹の亞硫酸マグネシヤ法の研究、（同・農化、昭一五、六二二、昭一六、四七九）各種煮解法の比較、酸法アルカリ法併用の硝酸法、（同・農化、昭一六、七五五）桂竹の硫酸鹽法パルプ（同・農化、昭一六、六二三）等あり、製紙用パルプとしては十分良質のものを得て居れど、優良人絹パルプを得るに至つて居ない。

バガスは、從來燃料として製糖工場で用ひられて居たのであるが、パルプ原料としても早くより注目されて居た。本島バガスパルプの製造の初めは、大正八年操業開始の臺南製糖會社宜蘭の曹達法によるものであるが、不成功のうちに閉鎖、其後曹達法或はクラフト法によつてパルプ製造の工場試験も行はれたのであるが、收支相償はず、昭和八年臺灣製紙會社の二結工場に於て、亞硫酸マグネシヤ法に依る製造開始され、後昭和十年臺灣興業會社に繼承されて現在に至り、木材及鬼萱と混合してバガスを製造して居る。又昭和十三年操業開始の臺灣パルプ會社並に昭和十四年操業開始の鹽水港パルプ會社は、いづれもバガスのみを原料とし、亞硫酸マグネシヤ法によつて製紙パルプを製造して居る。斯くの如くバガスのパルプ化は歴史も古く、従つて様々な研究も積まれたのであるが、會社側の研究は公表されず、文献は主として臺北帝大理農學部並に糖業試験所工業研究所に於て行はれたものである。即ちバガスの利用研究、曹達法によるパルプの製造、バ

ガスに對する稀薄酸の態度並に人絹パルプの製造法、鹽水及蔞酸アムモニヤ溶液抽出物の化學的性質、バガスヘミセルロースに就て、人絹パルプを製造する一新法並紡絲實驗、稀薄酸豫備處理と曹達法による製紙用パルプの製造法、パルプ廢液の利用・廢液中のペントーズを主糖資源とする酵母の増殖試驗、アルカリ性亞硫酸曹達法による多收量易漂白製紙用パルプの製造、(濱口・熱農昭一三、二二五、昭一五、三〇九、昭一四、二〇七、昭一五、九、一七、二九〇、昭一六、二六一)製紙用バガスパルプ製造・曹達法蒸解に要する苛性曹達の極限量決定並ソーダパルプの一新製法(大野一月・熱農昭一六、八九)。なほ前述と略同内容のものが、臺大理農學部製糖化學研究室發刊の雜誌製糖化學に掲載されて居る。(濱口・製糖昭一三、九、昭一四、七〇、六一、昭一五、四六、六七)。大體製紙パルプに關しては、アルカリ性亞硫酸曹達に依るときは、亞硫酸マグネシヤ法に比して藥品費高けれど、五割の増收を見る故に有利であり、且つ稀薄酸處理後、苛性曹達蒸煮法による時は、木材を原料としたるものに遜色なき人絹パルプが得らるゝとの結果を得て居る。なほ其他、バガスの蒸煮並曹達法に依るパルプ(田中庄助・農化昭一三、七二四、昭一四、二五、本田幸一郎・糖試報昭一五、二三八、織工昭一五、四二四)あり、又バガスを原料とせる脱色炭の研究として苦汁及炭酸石灰を用ひて賦活する方法によつて、原料糖の脱色に對し相當有力なる炭を製造(濱口・熱農昭一六、七三)し得て居る。

木材パルプに就て見るに、臺灣産潤葉樹一二種に關し、パルプ原料として内地産針葉樹、潤葉樹に比較し有望なもの數種を論じ(土屋・農化昭一五、二二四)又臺灣産材をパルプ原料として考察し、一四一種に就きて纖維形態を、二四種に就き木材成分を研究(野中忠彦・林試報四號)して居る。

時局の影響をうけて採集利用された雜纖維は多種類にのぼるのであるが、次の如き研究が見らるゝ。臺灣に於ける新興纖維に就き、纖維作物として栽培せるもの十種、農作物副産物として纖維を採集せるもの五種、野生植物より採集せるもの一四種に就きて研究し、(田崎佐市・工研彙昭一五、八號)又臺灣産植物纖維として芭蕉類四種、麻類五種、百合科一種に就き纖維の強力試驗、(田崎・工研彙昭一五、九號)又芭蕉科五種、薑荷科三種の葉鞘部纖維の形態を測定し、芭蕉科纖維

は綱索用又は紡績用原料として十分利用し得る事を報じて居る(田崎・工研彙昭一五、八號)。

第四節 油脂工業

本島の油脂工業は、未だ幼稚の域を脱しない。生産量最も大なるは落花生油であるが、多くは家内工業に屬し、技術設備等不完全である。島産支那油桐、蓖麻、胡麻、茶等の採油も行はれて居るが其量は大ならず、たゞ米糠は油脂資源として相當著目すべきであり、將來糠油工業は見るべきものがあらう。魚類に於ては、小規模乍ら從來肝臟或は粗油のまゝ移出されて居つたのであるが、島内に於て多量の採油も計畫されて居ると聞く。島産油脂資源に關する研究は、主として工業研究所に於て行はれたものであり、殊に種子油は殆ど總てのものが調査されて居る。昭和十年以後發表のものとしては、臺灣産植物種子油、赤鐵科、夾竹桃科、インドシクンシ外五種、アナ、ス外三種、タイワンクロモジ、イヌカウジユ屬、アンナンウルシ等の種子油(畑忠太・日化昭一〇、一〇八一、昭一一、七二三、七二七、昭一三、一〇九九、昭一四、一二二、八〇一、昭一五、一一八八)、茄苳、石栗、苦棟、時計草種子油(市川・工研彙、一七號)、南方産植物油脂資源としては、海南島産海棠油に就て(畑・工化、昭一六、一〇七九)、又蓖麻子油及落花生油に就き(佐久間・臺南高工、昭一六、四一)、油脂資源として米糠油の利用、各種糠油の性状並精製(畑・工研報、昭一五、二號)、米糠油(佐久間・臺南高工、昭一四、二二二)、木蠟の漂白(佐久間・工化、昭一〇、二八二、五一四、一一四四、昭一一、三三五、三九〇、七三二、昭一五、八六、三三七、昭一六、一三八、臺南高工、昭一二より一六迄)、臺灣産蜜蠟の成分(畑・日化、昭一二、一一八八)等あり、水産動物油脂資源としては、養殖虱目魚の油脂成分(畑・工化、昭一〇、一)、青海鱸油、シナガメ油脂(畑・工化、昭一四、一五二、六八八)、臺灣産蓖麻蠟油(畑・日化、昭一五、一二〇七)、油鮫(猫江鱈)肝油及其炭化水素、アルコール及脂肪酸成分(畑・日化昭一五、一二九二、昭一六、四三六)などあり。

第五節 香料工業

臺灣は、其地理的條件の具備に依り香料植物に富み、幾多の香料植物が研究されて居る。又香料工業として最大なるは樟腦關係工業であり、臺灣專賣局によつて行はれ、島産本樟油、芳樟油、牛樟油及オホバグス油より樟腦及各種樟腦副産油と稱する香料、防殺蟲用、浮鏢油等の多數の原料を製造して居る。之に聯關する多數の研究は、主として專賣局南門工場研究室及工業研究所（中央研究所工業部時代を含む）に於て行はれ、樟腦工業發達に資する所大であつたのであるが、大部分は昭和十年以前の發表にかゝり、或は直接作業に關係するが故に發表の自由を有しないのである。最近のものをおぐれば、サフロールの接觸的變化、（藤田安二・日化昭一〇、一一二〇）リナロールの加壓加熱下に於ける變化、（池田鐵作・日化昭一一、四二五、四三五、昭一二、七一）リナロールの水並に鹽基性水溶液の存在に於ける變化、（池田・昭一一、五五五）リナロールとハロゲン化水素の作用（池田・日化昭一二、八〇）等は、樟腦油の主成分の利用に關し、又異種樟腦油に就ては、牛樟油の研究、（池田・日化昭一三、二二三、三八五、昭一四、一〇八一）オホバグス精油、（池田・日化昭一五、五八三）樟腦生體式に於ける精油の生成様式・暗所に生育せる樟幼苗の精油。（藤田・日化昭一二、一一八二）又樟樹材より樟腦並に樟腦油製造の山地技術に就ては、專賣局鹽腦課に於て研究されて居るが、いづれも未發表である。例へば木片削取機、蒸溜装置竈等の改良並に蒸溜廢液の利用等である。樟腦副産油を原料とする事業は、高砂化學工業會社、日本香料藥品會社に於て行はれ、時局下各種香料の自給に大なる役割をはたして居る。

一般香料資源の中、實際工業的に使用されつゝあるものは、レモンガラス、シトロネラ、レモン其他柑橘類皮、葉、花香油、パチュリ油などであつて、若干類似したるものに檜油があり、之等の利用は前記二者の外に、鹽野香料會社、小川香料會社等によつて行はれて居る。

臺灣の香料資源に關する多數の基礎的調査は、専ら工業研究所（中央研究所工業部時代をも含む）に於て行はれたのであるが、其中最高の主なものをあぐれば次の如し。高嶺五葉、臺灣五葉、臺灣赤松、沖繩松、テイダ松の樹脂及精油（加福・中研工報昭九）、臺灣五葉松樹油（瀨邊惠鎧・日化昭一〇、一一一八、一一三七）臺灣産ビバア屬キンマベンキンマ葉油、（加福・日化昭一〇、一一五〇）ランタナ精油、（池田・日化昭一〇、一一八四、一一八六）ニイタカジヤコウサウ、タイワンナギナタカウジュの精油、（藤田・日化昭一一、五七四）野生赤香薷油、（瀨邊・日化昭一三、三二二）東亞に特有なる唇形科植物イヌカウジュ屬のもの、シラゲヒメジソ、オホヤマジソ、シロバナヤマジソ、ホソバヤマジソ、シラゲヒメジソ、ヒカゲヒメジソ、臺灣産イヌカウジュ、オヤイヌカウジュ、沖繩産ヒメジソ、ヒメジソモドキ、タイワンヒメジソ、イヌカウジュダマシの精油、（藤田・日化昭一三、四九三、五〇〇、九二七、九三一、昭一四、一〇八一、昭一五、一三七、七二九、七八二、昭一六、一三四、四二四、八五六、八六八、一〇一四）タイワンサツサフラスの精油、（藤田・日化昭一三、九三五）臺灣鈎樟の精油、（加福・日化昭一三、一〇九六）沈香の研究、（市川信敏・日化昭一〇、二五五、昭一五、七七）ダイワソウコンジソク精油、（市川・日化昭一六、七八七、七九三）南方産のものに就ては、フリッツピン産サルビシヤ油、パピナ油及タゴグニリツト油（藤田・日化昭一五、一一二三、昭一六、四三一）などあり。島産植物精油の調査の昭和十年以前に行はれたるものは、臺灣産植物精油聚報（中研工報一一號）に記載されて居る。なほ分析法に關しては、サフロール定量法、（池田・日化昭一一、五六五）樟腦定量法、オキシム法、（池田・日化昭一一、九六〇）サフロール微量檢出法、（藤田・日化昭一二、一一八五）精油中の樟腦定量法、（藤田・日化昭一五、七七）サフロール定量法（藤田・日化昭一六、五）あり。

第六節 燃料工業

此條に於ては石炭、石油及天然瓦斯工業をあげる。臺灣の石炭は、主として北部の炭層より採掘せられ、其質も殆んど全部が瀝青炭若くは褐炭であつて、弱粘結性にして灰分比較的少けれど、揮發分多し。目下調査中の新竹州下炭田のもの

は、良質なる粘結炭であるが故に、是が開發さるゝに至らば興味あり。炭田調査は殖産局鑛務課によつてなされつゝあるが、總て發表されず、試料炭の分析は工業研究所に於て行はれて居る。島産石炭に關係する研究の中若干をあぐれば下の如し。臺灣瑞芳一炭坑炭の性状、(服部武彦・中研工報昭一、一七〇號) 臺北州海山郡竹崙産及七星郡内湖産石炭の性状、(服部・中研工報一九四號) 工業分析の結果より見たる臺灣産石炭、(荒木孝興・中研工業昭九、九號) 臺灣炭の炭質及用途、(長谷章・工研彙昭一四、二號) 臺灣炭の液化、(小川亨・工化昭一二、一〇〇) なほ木炭に就ては、臺灣産二、三樹木榕樹木麻黃龍眼相思樹チークの木炭の性質について調査して居る。(長谷・工研彙昭一四、四號)

油田調査は、殖産局鑛務課によつて行はれて居る。油田は新竹州下及臺南州下に賦存し、原油の性質も特徴あり、芳香屬炭化水素及蠟に富む。是等成分の分離及檢索に就ては、工業研究所及日本石油會社に於て行はれた。即ち臺灣産石油の各種溶劑の抽出による成分の分離に關して、凍子脚及出磺坑原油の一般性状、同揮發油及燈油溜分の濃硫酸處理、凍子脚燈油溜分の液體亞硫酸處理、出磺坑燈油並揮發油溜分の亞硫酸處理及同上多量抽出試験、出磺坑揮發油のアニリン處理、同上フルフルル處理、同上エチレンクロロヒドリン處理及燈油溜分アニリン處理、同揮發油の混合溶劑(石炭酸—水、アニリン—潤滑油)に依る抽出、同燈油の水醋酸、エチレンクロロヒドリン或はフルフルルによる選擇的溶解處理、同輕質溜分のメタノールによる選擇的抽出、出磺坑産石油の潤滑油又は添加劑資源としての性状(庄野信司・工化昭一二、五〇五、八五二、九六二、昭一三、一〇三、五〇二、八一九、八九〇、昭一四、三七二、四七六、昭一六、二六、二八、五一八)等あり。臺灣産石油中の芳香屬炭化水素或蠟は選擇的抽出により分離し得られ、又化學工業原料として用ふべきことを示して居る。なほ臺灣産石油揮發油よりベンゾールトルオール及キシロールの分離に要する單獨式蒸溜塔の研究(水田政吉・工化昭一〇、五九) ベンゾール溜分よりベンゾールの分離(同・工化昭一〇、二二〇、三七九)、出磺坑原油キシロール溜分に含まるゝ芳香屬炭化水素の成分(同・工化昭一一、六五四、八五六)等あり。

燃料對策上其活用の要望さるゝ天然瓦斯は、北は臺北州より南は高雄州恒春郡に至る全島西半部の殆ど全部、並に臺東

花蓮港兩廳下の一部にも及び、廣く賦存して居る。しかも瓦斯層は數層を構成し居る事等より考へて、埋藏豊富かつ永續性を有するものと推定さるゝ。従來行はれし利用としては、含有さるゝ揮發油の分離採集とカーボンブラツクの製造及自動車用代用燃料としてある。天然瓦斯に就ては、主として天然瓦斯研究所に於て研究されて居る。即ち天然瓦斯の熱重合(桑名彦次・瓦斯研報昭一二、二號)、天然瓦斯より水素の製造、メタン—水蒸氣反應、同連續式外熱爐による半工業試験、天然瓦斯より水素及水素含有混合ガス製造(小倉豐三郎・瓦斯研報昭一四、四號、昭一五、七號、工化昭一五、三九五、瓦斯研報昭一四、一一號)、メタンの酸化内熱式に依る實驗、メタンと酸化鐵との反應(小川・工化昭一五、一二五七、瓦斯研報昭一五、六號)、錦水産アロパン瓦斯の脱水素反應(鹽見賢吾・工化昭一五、九五三)、天然瓦斯より炭素及水素の製造(絹卷蒸・工化昭一五、四二六)、メタンの鹽素化(小倉・瓦斯研報昭一二、三號)、などあり、總括的分析其他は全島天然瓦斯發生地及分析調査表(中研工業、一三號)を参照され度い。

第七節 鑛産物利用工業

セメント工業に關する方面に就いて述べる。臺灣は臺北州、新竹州、花蓮港廳下に相當良質な又豊富な石灰石を産し、セメント工業は大正六年建設の淺野セメント高雄工場によつて開始され、爾來繼續されて居るが、時局に伴ふ需要激増に應じ難く、同工場に増産計畫が實行さるゝと共に、他に臺北州及新竹州下に二社の工場建設されつゝあり。既發表の研究は、工業研究所(舊中研工業部を含む)に於て行はれた。即ちセメントモルタル並にコンクリートの強度の相互的關係、本島産並移入セメントの強度及化學的性質、道路鋪裝用コンクリートの試験(服部武彦・中研工報昭一一、一六九號、一八二號、昭一二、中研工業一六號)、臺灣の工用砂を用ひて作れる軟練モルタルの耐壓力及磨耗試験、竹筋コンクリート梁の彎曲試験、臺灣産火山灰試験、ポルトランドセメントの強度に及ぼす鐵化合物添加の影響、(藤澤國太郎・中研工報昭一三、二一〇號、工研彙昭一四、五號、工研報昭一五、一九號、同二九號) 新竹州大溪桃園兩郡下石灰岩及石炭に關す

る調査。(國府健次・臺鑛昭一四、一五八)

本島に鐵鑛の見るべきものはない。工業研究所の調査によれば、臺北州西北部海岸及臺東廳海岸には相當量の砂鐵存在し、臺北州下のはワナジウムの含量に於て特徴を有して居るのであるが、之に關しては未だ發表されて居ない。新竹州下に褐鐵鑛あり、之を用ひて電氣製鐵試驗が行はれたのであるが(白土四郎・中研工報昭一三、二〇號、工研報昭一五、一三號)、鑛量に於ても鐵含有率より見ても先づ問題にならぬ。金瓜石鑛山に屬する硫化鐵鑛は稍々硫黃資源として考慮さるゝ程度である。他に臺北州蘇澳郡東澳附近に在る含銅硫化鐵及滿掩鑛床に關する調査あり。(小笠原美津雄・臺鑛昭一五、五五)

本島には良質の粘土耐火材料少く、陶磁器、耐火煉瓦等の製造に見るべきものなし。之に關して工業研究所に於て行はれた若干の研究をあげる。新竹州苗栗郡管内の陶土に關する調査(國府・中研工報昭一三、十九號)、新竹州管内の珪砂に關する調査(同上)、魚池産粘土試驗(松井七郎・工研報昭一四、四號)、臺灣産粘土の耐火度試驗(松井・工研報昭一四、一號)、臺灣産普通煉瓦の試験、(藤澤・工研報六號)臺灣産粘土のX線の研究、(徳岡松雄・熱農昭一三、一五八)臺北州下大屯山嶽に在る白色土壤は明礬土に類するもので、屢々工業研究所に於て其利用が試みられたのであるが、未だ適切なる用途を見出すに至らず研究結果も殆ど未發表である。臺灣産明礬石とアムモニヤ水との反應に就て(内田謙一・中研工報昭一〇、一四六號)

臺中州下に存する海綠石は其鑛量少にして加里工業原料としては論ずるに足らず、二三の調査がある。臺灣の海綠石含有岩に就て(市村毅・學協報昭一〇、三三四)臺中州南投郡下の海綠石(國府・中研工報昭一二、一八五號)又本島砂金地帯の中臺北州の新舊河床に存する砂金の尾鑛として、或は新竹州下の新舊河床中に産するものにジルコン及モナズ石あり、いづれも觸媒資源として注目に價する。之に關する調査としては、新竹州下馬武督産銅玉石及ジルコンに就て(國府・昭一〇、中研工報一四五號)、臺灣のジルコン(市村・臺鑛昭一二、二五)、あり。其他地下資源に關するもの數種あり。

花蓮港廳下産クロム含有白雲母に就て、(國府・昭一一、中研工報一七八號)新高山の含金石英脈、(市村・臺鑛昭一五、二三)臺北州蘇澳郡東澳粉島林附近及び南澳大南澳北溪附近白雲母鑛床調査、(宇佐美衛・臺鑛昭一五、三一)花蓮港廳豐田村山地に産する石綿に關する調査(國府・中研工報二二三號、市村・臺鑛昭一六、二〇三)。上記豐田村山地産石綿は、品質中級品に屬し相當の埋藏量を有し、資源的に注目すべきものと思ふ。

第八節 其他の産業に關するもの

以下種々なる産業に關する研究を一括して述べよう。製茶業に就いて見るに、烏龍茶、包種茶、紅茶三種類の中紅茶は他と異なり、三井農林拓殖社により昭和初年以來大量生産され、工場技術に幾多の進歩を見たのであるが、研究の發表されたるもの少なし。二三散見するものをあげれば、紅茶香氣の研究(山本亮・農化昭一〇、六三九、昭一二、七三六)、紅茶製造の酵素化學的研究、茶葉の研究(大島康義・農化昭一〇、七五七)、紅茶を變敗せしむる菌(中澤・農化昭一二、八〇五)。鞣皮用タンニン資源の探求は、時局に刺戟されて興り、新竹にタンニン製造の一工場も設けられた。島産植物の中タンニンを含むものは多數であるが、輸入原料ナタルバーク等に匹敵するものは無い。たゞ僅かに相思樹皮、木麻黃樹皮及マングローブ樹皮等が取り上げらるゝのみで、其量も、本邦需要量より見る時は殆んど論ずるに足らぬ。之等に就ての研究は主として工業研究所及臺大理農學部に於て行はれ次の如し。相思樹皮の化學的組成、相思樹タンニンエキスの試製に就いて(田崎佐一・工研報二三號、工化昭一四、六五二)各種含タンニン植物のタンニン含量並性質、海南島産テリハボク(海棠)樹皮のタンニンに就き(田崎)、臺灣産植物タンニンの化學的研究、(大島・農化昭一四、一五六、二五三、昭一五、二八八、六二五)相思樹タンニンの化學的研究(大島・農化昭一五、四七六、石井稔・農化昭一六、五四四)臺灣産タンニン原料植物殊にナタル皮成分、(荒木忠郎・臺鑛昭一四、四)臺灣産ワツトル樹皮のタンニン成分、(野仲・林試報彙昭一六、三號)茶葉タンニンの化學的構造の研究(大島・農化昭一〇、七五〇)。煙草製造は專賣局官營であり、

之に就て二三の研究がある。黄色葉煙草の一般成分(金兵志雄・熱農昭九、三六九)、黄色種葉煙草の各等級及葉分別に依る成分比較、(同・熱農昭一二、一六二)原料葉煙草乾燥醱酵中の酵素作用(同・熱農昭一二、四四)、黄色種葉煙草の產地別に依る化學成分の比較(同・農專昭一六、一六五)。ビタミン原料としては次の如し。鳳梨果汁より酸化マグネシウムに依るビタミンCの分離(山本・農化昭一五、三七三、三八一)、果樹及二三有用植物葉部のビタミンCの含有量(同・農化昭一五、三八四)。マキナ装置に關するものとしては、臺灣産キナ樹皮の主要成分に就て(荒木・中研報昭一二、三七二號)、キナ樹皮主要成分の垂直的分布に就て(同・中研報三七三號)、臺灣産キナ樹皮中の無機成分に就て(同・熱農昭一二、三〇九)などあり、なほ他に薬用として海人草の研究あり(佐久間・臺高工昭一四、一八三號)。(池田鐵作)

第三部 臺灣と南方圈

第三部に於ては、特に臺灣經濟と密接な關係を有する南方圏の諸問題を取上げ、その分析的及び記述的説明により、第二部と合して南方に對して臺灣の持つ基地的使命を明かならしめることとする。

第一章 大東亞戰爭と臺灣産業

臺灣の「南進基地的性格」の一般的意義——基地としての意義達成のための工業化の當面の主要方向——産業立地計畫への要請——調査機關の整備の要請

第一節 臺灣の「南進基地的性格」の一般的意義

一 は し が き

大東亞戰爭における帝國の歴史的戰勝と南方諸地域に於ける政治的・經濟的工作の急速な發展、この偉大なる歴史の轉換期に當面して、臺灣の經濟的・政治的發展の必然的過程を今後如何なる方向に求めるべきであらうか、一定の歴史的發展の段階における臺灣の客觀的地位を正確に規定付け、この基礎の上にその向ふべき歴史の齒車を押し進めるためには、如何なる適切な諸對策が取り上げられなくてはならないであらうか、着々と築き上げられつつある南方共榮圏の構想の現實の進展を眼前にし、これと即應して臺灣は如何なる歴史的角色を擔當し、之を果して行くべきであらうか。この課題に對する解答は、ひとへに臺灣の所謂「南方基地的性格」の正しき規定、即ち大東亞戰爭が、この「基地的性格」の上に今後如何なる變更を齎すであらうかといふ點に關する正しい認識によつてのみ得られるであらう。

大東亞共榮圏の確立は、日本が今日の世界經濟の發展段階に於て自己の存立と發展とを確保するための方式であり、日本の南方對策はこの雄大なる方式の一環である。而もこの南方對策は、大東亞戰爭が緒戰的段階を終へたばかりで、漸く

本格的戦争の段階に這入つたのであるといふ事情を基礎にして考へられなくてはならないし、又有効適切なる南方対策こそ、この戦争を戦ひ抜くための最大の要因であるといふ點に思ひを致さなくてはならない。その故に「臺灣を基礎とすることが南進上効果的であるかどうか」といふことも、まづ第一に、この現實の武力戦争の遂行上のための軍事行動上臺灣が如何なる地位を占めてきたか、又今後占めざるを得ないかといふ、この地位の評價如何によつて決定付けられるのである、更に所謂有効適切なる南方対策に關連して、今後臺灣が如何なる分野の具體的な役割を擔當しうるや、又せざるを得ないかの點に關連しての臺灣自體の政治的、經濟的能力の評價によつて（勿論この能力は發展的に解すべきであるが）決定されるのである。

二 臺灣の今後の一般的方向に關する諸見解

戦争勃發以來、南方圏の展開につれて、特に南方地域に於ける經濟的工作の進展と關連して「既に臺灣が南方基地としての意義を失つたのではないか、第二の沖繩へ轉落の必然的運命にあるのではなからうか」といふ様な見解さへ之を聞くのである。

この見解は臺灣が南方圏の展開に立遅れることなくして、之に逸早く即應して適切なる順應の準備をし、即ち、南方圏の展開といふ臺灣の經濟的發展のための有利な條件の成熟しつつある事情に當面して、この條件を受入れるだけの方策と準備を示し、以て中央の南方対策へ參畫することなくしては、絶好な機會を取逃し、臺灣自體が全體的な經濟的發展から取殘されるであらうとの警戒的な意見としてのみ意義を有するものであつて、これ以外には臺灣の向ふべき方向に對して自信を失へる敗北主義以外の何物でもない。

さりとて臺灣が事南方に關する限り「全面的な策源地たならねばならない、」或は「その指導的地位が與へられなければならない」といふ様な見解は、現在の帝國の南方に對する共榮圏の經濟的工作なるものは、（既に一月廿三日の衆議院豫算

總會において、東條首相並に鈴木企畫院總裁によつて所謂我國の南方經濟建設の大綱といふべきものが明示されてゐる）大東亞共榮圏を目標とする帝國の高度國防國家體制樹立のための総合的な統一政策の中に織込まれて包有されてゐるのであつて、南方に對する臺灣の結びつきなるものは、この全體性の中に於ける一部分的問題としてのみ意義があり、結局臺灣の社會的・經濟的發展の度合に相應して容認さるべき筋合のものであるといふことを忘れた見解である。

又「全面的な策源地たりうる力を持つとは言はれない」のは勿論であるが「基地たらしむべきが南進上効果的かどうかは明かでない」といふ懷疑的態度を示し、「むしろ臺灣はその從來の經驗と地理的地位からして國防基地たる以外は、南方に對して一つの試験場的な役割が適當ではないかと思ふ、」それは自然科学の研究に止まらず、人文科學研究もさうである。特に民族を中心とする政治・經濟・文化の研究は中央の水準さへも決して高くない。従つて現在臺灣がかかる方面を擔當するのが正しい。又南方に必要な人的資源の育成の一部分をも臺灣が擔當すべきであらう。かくの如く經濟的試験場的な部分的役割を十分に臺灣が果して、廣汎なる政治・經濟・文化の問題は中央にまかすべきである。」この見解は一應「臺灣の南方に對する全面的な指導的役割」といふ思想に對して警戒した點では正しい。だがその試験場的役割といふ事は、現實的な社會的・經濟的問題として成立可能であるかといふ點に疑問がある。

臺灣自體の内部的な社會的・政治的・經濟的體制的發展なくして、如何にしてこの試験場的若くは人的資源の養成等の役割が完全に果されるであらうか。臺灣を擧げて試験場化するといふことは、單なる十や二十の研究機關の設置や試験場設置で解決せられるものではなくして、これらは全く、臺灣自體の一定の社會的・經濟的段階の發展と完全な一脈の繋りをもち、之を基礎としてのみ有効な成果を期待出来るのである。研究所・試験場的なもの社會的な役割は、斯様な方向に結びつけてこそその生産的な意義を果すことが出来るのである。生産的な意義をもち得ない試験場的役割といふ概念は無意義ですらある。そしてこの試験場的成果の基礎となるべき臺灣自體の社會的・經濟的體制的整備發展こそは、臺灣が南方基地としての性格を漸次獲得してゆく實踐的な過程を通じてのみ可能に達成せられるのである。

更に「臺灣を據點とし、進んで基地として南進し、敵性諸國の包圍を突破しようとした時代から、敵が最大據點としてゐた昭南島確保時代に入ったのである。臺灣たるもの變らざらんとしても變らざるを得ない」といふのである。然らば如何なる方向に變るといふのか。「前進基地たらんとする時の如き積極的のものとは云へないであらうが、内地と南方を永久に固く結ぶ最も強い綱——據點でもよい——となることである。臺灣のみがその綱となるのではない。からと云つて臺灣が綱たることを止め得るものでなく、氣を弛めることも許されない。多少消極的な感じがするのであるが、廣大な南方諸地域と、内地を結ぶために臺灣のなすべきことは決して輕んぜられてはならぬ……」即ち今日臺灣は南方に對する前進基地としての意義は減少したが、據點としての意義（而も臺灣のみがその據點となるのではなくして、他の昭南島等々が據點たるると同一の意味に於て）は失はれないといふのである。

かかる役割の中に今後の臺灣の方向を見出さうとするのである。勿論臺灣は南方基地としての體制を整へんとしつつあつたが、既にそれが十分に整備せりとは考へるものはない。而も尙基地としての體制の整備を急速に發展せしめなければならぬ客觀的な要請は、今日少しも減じて居ないのである。

昭南島等々の確保は、帝國が之によつて東南アジアに進出する攻撃的據點を把握するに至つたといふ事が出来るであらう。しかしこの事は臺灣が基地たる事を捨てて昭南島等々と同一の意味での據點となつて仕舞つて好い事を意味するものではない。その自然的地理的地位からして、「南方海洋權力の投錨せる汽船に似た價値を持ち」而も既に領有以來四十有餘年の久しきに互つて帝國治下にあり、早くより日本の高度國防國家體制の一環として、單に經濟的體制のみならず、その社會的體制の整備再編成（文化、教育の部門における施設の整備——義務教育制度の樹立等は勿論、最近に於ける志願兵制度の確立、憲兵補の採用、俘虜監督の採用等の、一切の民族統治の成功的方面を云ふ）に進んでゐた臺灣を、又現に右の様な條件を基礎として、日本はその南端臺灣に十二分なる政治的信賴を與へて基地としての役割を課し、而もこの信賴に十二分に即應せんと熱意を示しつつあつた臺灣を、單なる據點といふ様な言葉を以て前者と同一な意義しか見出しえないといふのは當を得たものでないと考へる。

南進基地としての適格性は、所謂勢力圏に對する最短距離にあるといふ地形的な觀點からのみならず、更に軍事的裝備の完備如何の觀點からのみならず、所謂自國の領土の中に求めるべきである。而も「より領土化されたる領土」の中に、その地域の住民が民族的にもより皇民化されたる領土の中にこそ之を求めべきである。この事は、南方經營構想の現實的な展開は、大東亞戦争が漸く本格的戦争の段階に這入つたばかりの唯中に於て遂行されてゐるのであるといふ事實に立脚する限り絶對的な要請である。南方圏の確保、その經營の成否は勿論大東亞戦争の最後の勝敗を決定するものであらう。だが日本としても、南方經營と同時に所謂日滿支綜合經濟圏を中心とする大東亞圏の核心を先づ固めることは、それにも増して重要な意義をもつ事を忘れてはならない。この意味に於て、先づこの核心の一環として經濟的にも、政治的にも「より領土化された領土」として現實に成長しつつある臺灣の南方基地としての意義は、より一層強調されなくてはならないであらう。

南方の確保、その經營は、飽くまでも大東亞共榮圏の一環として行はれねばならない。所謂國民の關心の大部分が南方現地にのみ集中されて、この大東亞共榮圏の核心の一環を形成する臺灣の南方に對する基地的意義を少しでも後方に押しやるといふことは、寧ろ國防上極めて危険なことであるとさへ云ひうるではなからうか。

三 南進基地としての一般的意義

右に述べた様な見解の依つて生ずる所以のものは、要するに「基地」といふ概念について正確なる理解を有せざること、そして具體的にはこの「基地」としての地位を占める現實の臺灣についての正確なる認識に於て缺くるところのあるに基因するのである。

まづ地形的に見て北緯二一度と二五度の間を占め亞熱帯及び熱帯に在る臺灣が、一方では澎湖島を通じて日本を南支那

と結合し、南はフィリピン群島を指呼の間に見つつ、佛印、蘭印、タイ等放射線上に廣がる南方諸地方に對して扇の要の地位にあり、その地形上、武力戦の展開上、軍事的戰略地點として重大な意義をもつてゐることは今更いふまでもない。この意味に於て臺灣はまづ南方基地としての第一前提的適格性を有する。極めて抽象的な云ひ方になるが、大東亞戦争に於いて果しつある臺灣の役割は軍事的戰略地點といふ點からしても、兵站基地といふ點からしても相當評價されるべきものが現實に存在してゐる事實は、臺灣在住の者のみが日常目前に經驗してゐるところである。

そして臺灣が海岸線の出入に乏しいためと適當な港灣の缺如せるために、北の基隆と南の高雄とが早くより對外的活動の二つの重要な根據地となつてゐるのである。基隆が臺灣を内地へ、更に北方の大陸地域へ結ぶ紐帶たる意味に於て重要地點をなすと共に、南端の高雄は、南支那へ對し更に南洋諸地域へ結ぶ意味に於て重大なる意義をもつて來たし、現在でもかかる「地位それ自身の價值といふものは減少するものではない」ことは勿論である。

この高雄よりの南支、南洋諸地域に至るまでの距離は次のやうである。

厦門	汕頭	福州	因に高雄より東京までの距離は、一、三五五哩、神戸一、
二六五	二四〇	二四三	
香港	廣東	マニラ	〇五四哩、門司九五一哩、鹿兒島八三四哩であるからして
三五五	四〇五	五五三	
上海	西貢	昭南島	臺灣の存在そのものが、内地と南方の各地との距離をそれ
六〇五	一、三五五	一、三三三	
盤谷	バタビヤ	スラバヤ	ぞれ短縮半分にしてゐる理由である。距離を以て示された
一、七五五	二、一六〇	二、二二二	

る臺灣の地位は單なる地形的存在を示すのみではなくして、その政治的・軍事的意義の重要性を包蔵してゐるのである。大東亞戦争は、所謂本國を遠く離れての據點が、それ自身として軍事的戰略上極めて不利であるといふ事實を、素人にさへ會得出来るやうに如實に示しつある。

「島嶼はその位置により海洋權力に對し、丁度投錨した汽船に似た價值を持つて居る」。かかる價值をもつ島をして、外洋に海上權を現實に推し進める手段としての意義を有効に達成せしめるためには、この好地位たる條件へもつて他の力を

加へ、即ち「地位の重要性によつて單なる空間性の過大評價が正しいものとなる。しかし人間は位置自身に内在してゐた力に他の力を加へ、此處に各手段を集中」せしめなければならぬ。ここに云ふ各手段の集中化こそは、結局工業組織の特に軍需工業組織の充足によつてのみ到達することが出来るのである。

臺灣がその産業體系を日本經濟の一環として、戦時國防經濟樹立の方向に再編成してゆく中心的目標を、我國の南進政策のための軍事的・經濟的兵站基地としての特殊任務にありとし、この目的に向つて臺灣の一切の經濟的活動を集中・統合しつ、而もこの目的を遂行するには、何よりも先づここに於ける軍需的工業組織の確立が必然であるとされたのは蓋し右の如き南方基地としての性格形成の客觀的要請に基くものであつた。勿論、今日、この役割を果すに十分なる産業的組織が臺灣に確立されてゐると考へる者はない。

基地としての適格性は、固定せる抽象的な概念として認識されるべきではなく、一の歴史的な範疇である。不十分な處があれば、十分な方向に發展せしめなければならぬ。

今日の臺灣について素直に云へば、即ち臺灣の現實に到達してゐる社會的・經濟的段階なるものは、所謂第二の沖繩に轉落せざるを得ない要素」をも多分に包含してゐる。(之等の要素について一々之を擧げるまでもないであらう。基地としての意義を達成するための一つの重要なモメントたるべき工業的充足の條件に於て極めて缺けるところのあるのは貧弱な地下資源、勞働力の量的・質的未發展、蓄積大資本の皆無等)今更いふまでもない。

だが之と同時にこの惡條件を克服しつ、之を好條件にまで引上げつある事實も見逃し得ないであらう。(この方面は所謂電力資源を唯一の基礎とする軍事的化學工業を楨杆とする工業化政策の發展、更に之が一層の促進のための所謂臺灣に於ける産業立地條件の積極的建設、大甲溪電力資源の開發、臺中新高港の建設等、或は既述の如き社會的條件の側に於ける體制的整備、この過程を通じて日本の南方に對する基地的性格を獲得せんとする熱意)。惡條件と好條件の要素の交錯とをそれ自身具現しつ、而も尙之等の要素から逸脱して、近代的な産業的體系にまでそれ自身を發展せしめんとす

る極めて眞摯なる態度、此處に臺灣の南方基地性の確保上に於ける主體的方面に於ける好條件を見ることが出来るのである。勿論基地性は、單なる主體的な意欲によつては達せられない。熱意が客觀的な條件を過當に評價する場合は、却つてこの熱意が單なる「意欲」として評價されざるを得ない。この眞摯なる熱意が單なる意欲たらざる爲めには、臺灣自體の内的な社會的・經濟的能力（現在のそして發展すべき將來の）を正當に評價し、この基礎の上に「臺灣を基地とすることが南進上効果的であるかどうか」が考へられなくてはならない。基地としての適格性は臺灣自體の社會的・經濟的體制を整備すること自體の中に存在する。

産業的に舗装せられない所謂「基地」なるものが如何に國防上薄弱なるものであるかについては、大河内博士が、「科學主義工業」（昭和十五年十二月號）に於いて指摘されてゐる。「英吉利のシンガポール、亞米利加のハワイは、東洋に對する彼等の前進基地と謂はれてゐる。從來の基地は、砲臺を築き軍港を造り、飛行場や船渠を設備する等、本國からの諸物質の持出し基地に過ぎない。だから若し本國との連絡が斷たれたら、無論基地としての役をしない。國防上極めて薄弱のものである。併し前進基地の面積が相當廣大にして糧食、軍需品の生産が此處で一部補はれてゐたら、前進基地としての効力は數倍加せられる。此の點から考へても、吾人はシンガポール、ハワイの如き貧弱な基地でなく、農業生産と、加工程度の高い工業とを爲し得る有力な前進基地を要求する。亞細亞大陸に對する前進基地として朝鮮の工業立地と、南支南洋に對する前進基地としての臺灣の工業立地とは、國防上頗る重大な意義をもつ。」

今日尙産業的立場から見て、食糧品以外は基地としての役割を十分に果し得ない段階にある臺灣は、急速に育成せられなければならない。此處で所謂基地としての適格性の要素の一つに、所謂その地域が「より領土化されたる領土」であること、少くとも其の地域に居住する住民がその地域を護ること、祖國を護るといふ氣持にまで鍊成されてゐること、換言すれば單に經濟的のみならず精神的にも、内地的な體制にまで到達しつつあること、を附加したい。この點に關して臺灣が新たな他の領土の何れにも比して基地としての適性を有するのは明かである。

以上の觀點から、臺灣が現實に基地的適性を備へてゐるか如何かがさしたる問題なのではなくして、基地的適性を備へるための諸要素が漸次成長しつつあること、そしてまた臺灣をこの方向に急速に發展せしめなければならぬこと、この事は結局日本の大東亞戦争を戦ひ抜くための必至的な條件ですらある、といふことが理解されなければならない。

臺灣の南方基地的意義は、大東亞戦争の發展と南方圏の展開によつて益々加重化されつつあるとは云へ、決して減少して居ないといふ理論的基礎に立脚する限り、所謂臺灣の産業編成上に於いて從來採られつつあつた根本的方針が何等かの轉換を受けるであらうと考へるのは、當を得て居ない。（勿論部分的な農業生産物に對する修正はあるが）要は工業化政策の一段の強力的促進であり、農業生産上に於ける、特に我が國の戰時食糧的基礎としての意義を益々達成せしめる事である。この事によつてのみ臺灣は所謂日本の南方基地的性格を獲得することが出来るのであり、日本としても、この地域に軍事上の戰略的基地を求め、更に之を産業的基地にまで發展せしめることによつて、所謂南方に對する政治的・經濟的指導力の重要な基石を配置することが出来るのである。

第二節 基地としての意義達成のための工業化の當面の方向について

一 工業の一般的方向

右に述べた様な意味での基地としての使命を達成するための臺灣の工業的組織充足の基本的方向は、如何様なものでなければならぬかは自ら明かである。

1 軍事的作戦行動は、常に軍需的資源の敏活なる、そして充實せる組織を以て裏付けられなければならない。その故に基地たるべき臺灣に、南方戰場諸地域に對して可及的迅速に兵器、彈藥、食糧品はもとより、凡ゆる軍需的必需品を調達しうる地形があり、最も理想的には、この使命を效果的に果し得るまでの經濟的段階に到達せねばならない。所謂單なる軍需品の中繼的補給の中

繼地たる地位より脱却して、臺灣自體が之の生産補給地たること、(所謂、したがつてこの概念の中には、軍需品の修理補給が臺灣で或る程度まで出来るといふ段階をも包含してゐる。)

2 右の使命をより完全に果すためには、所謂港灣設備の完成と、これに附屬して考へられるものは造船、ドック工業等の發展である。

特に現實の戦争の段階に直面して、右の産業的裝備充足の意義は、臺灣が東支那海を以つて内地と地形的に隔てられて居るが故に、一層客觀的な切實性を以て要請せられてゐるのである。

當面の臺灣の工業化の基本的適性格は、右の意味の如く具體的に規定把握されなければならない。臺灣が具體的には、我が國の南進政策のための軍事的・經濟的兵站基地としての特殊の任務の達成にありとし、この目的を遂行するには何よりも先づここに於ける軍需的工業組織の確立が必然であるとされて、この方向への臺灣の工業化が現實的課題として提出されたのは、すでに四、五年の過去に屬する。而も現實の客觀的情勢は、かかる特殊の任務の十分なる發揮を要請してゐる。だが端的に云へば、臺灣の現在の工業的段階は、この特殊の任務を十分に發揮しうるまでに發展してゐるとは云へない。この意味に於て臺灣の工業化問題も、新たな情勢に處して新たな構想の下に更に一線を劃すべき段階にあるのではなからうか。即ち工業的發展の一般が問題ではなくして、この工業的發展の具體的内容が、換言すれば、凡ゆる工業を振興させることが問題でないばかりでは無く、軍需工業といふ意味自體も極めて嚴密に規定せられて、先づ臺灣自體の政治的軍事的地位の正確なる判断に基礎を置いた軍需工業に、當面の重點を置くことが絶対に必要である。即ち臺灣が我が國の國防經濟體制の一環として、軍需的工業の確立に参加するのは勿論當然であるが、この際極めて一般的な意義での軍需的工業に參畫するのが目的ではなくして、日本經濟を直接に軍事的に防衛すると共に、更に此處を基地としての攻撃態勢を一層完備するために、臺灣自體を現實的に武装化する意味での工業化に中心的な目標が置かれるべきであらう。

この種の工業の大部分は所謂機械工業に屬するのであるが、かかる機械工業の發展によつて、先に發展しつつあるアル

ミニウム、マグネシウム等の電氣化學工業を一層島内に結び付ける事が出来、かくて軍需工業としての更に高度な形態へと發展することが出来るのである。又之等の製作機械工業と並行して、諸種の冶金工業が極めて現實的な意義をもつて登場して来る。

勿論此處では當面の工業化の基本的方向に就いて述べてゐるのであつて、臺灣の工業的發展の方向を右に述べたものに限定せんとするものではない。重要な點は、この種の工業の造成は、臺灣が軍事的基地たる性格を形成保育するために立地條件に於ける多少の不利を忍んでも、或は爾餘の工業の育成を犠牲にしても、如何なる方策を盡しても實現化されなくてはならないといふ事にある。

一般的に云つて、臺灣の工業化の進行は、極く最近までは、一面圓滑な軌道の上を進行して居たといふことが出来るのである。即ち、今日自ら産業體系の轉換に身を以て當つてゐる我が國の資本家に取つて、「臺灣の工業化」が極めて現實的な意義をもつてゐるのは、臺灣が、所謂南方基地としての地位にあるといふのみならず、極めて豊富にして低コストの電力資源をもつてゐるといふ點に、重大な根據を求めてゐたからである。即ち臺灣は我が資本家に取つて、新たな利潤のための投資地としての意義をもつて居たのである。この意味に於ては、所謂従來工業化問題の實施と關聯して臺灣を視察した實業家團は、その工業化條件の規ひどころが凡て一致して、所謂工業家のために純經濟的條件の検討に重點を置いて居た様に思はれる。従つて多くの場合、この經濟的條件と所謂國防的條件とが一致した限度に於て、極めて圓滑に進行し得たのである。ここに所謂電力を基礎とする軍需的電氣化學工業が、急速に勃興した根據がある。だが純經濟的條件が、國防上の要求と衝突する場合は、換言すれば、純經濟的條件に合致しない場合でも、一定の地域について一定の工業地帯を設定する必要がある場合は、當然經濟上の犠牲を拂つても之が建設を圖らなければならぬのであるが、斯かる觀念から「臺灣の工業化」を押し進めるといふ方向については、強力な積極的な見解を聞くことが出来なかつた。

之を要するに「工業化計畫」は、それ自體は單なる自由主義經濟に於けるが如き利潤追求の觀點からのみによつて計畫

設置さるべき性質のものではなく、高度國防經濟樹立の立前からして、生産擴充の線に沿ひ、特に軍需的工業の優先的配
置への方向が基本的方向として取られなくてはならなかつたと云へ、又この反面に於て、所謂利潤追求の原則に制約さ
れた限度に於てのみ、その急速な發展を見たといふことが出来る。この事は臺灣に電氣化學工業のみが急速に發展したの
にも拘はらず、南方戰略の現實的基地としての意義を達成する意味での工業、即ち兵器、自動車、飛行機等の修理製作工
業、並に之に伴ふ精密高度な機械製作工業、各種の電氣器具製造工業、造船、ドック工業並に之等と並行する製鐵工業等
が、より立遅れにある事實が之を裏書してゐるところである。

だが今日では、かかる自由主義經濟の殘滓から決然として脱却すべきである。そして工業化計畫も「單なる資本の投資
地としての外地」(勿論かかる側面のみが工業投資の基礎となつてゐる理由ではないが、少くとも従來は主要な基礎をこ
れに求めた)を脱却して、眞に日本の國防經濟樹立體制の重要な一環であるといふ立場からして考へなくてはならない
であらう。

二 工業化の限度に關する見解

次に臺灣の工業化の限度といふ問題に關聯して、「臺灣は工業化に邁進することによつて始めて其の南方基地としての現
實的基礎を得る」と共に、「臺灣の工業化の限度は又南方問題の進展度に制約せられる」といふ見解であるが、この見解が
臺灣の工業立地條件の不利、特に軍需的工業のための地下資源に乏しい點に拘泥して、今日尙廣く行き互つてゐる點に鑑
み、一言觸れざるを得ない(この見解は所謂第二の沖繩へ轉落の理論的基礎となる)。即ちかかる理論的結果の到達するこ
ころは、結局臺灣の工業化の促進を南方圏の展開の程度如何に懸らしめてゐる。従つてこの見解に立つものは、臺灣の工
業化問題に對して極めて消極的な日和見的態度に陥るといふ危険性がある。

だが南方問題を解決するためにこそ、臺灣の工業化は押し進めなくてはならないのである。南方問題の進展は、勿論臺

灣の工業的發展のための極めて有利な條件となるであらう。だが臺灣工業化のための決定的要因であつてはならない。問
題の正しい立て方は、南方問題の解決のために、否、現實の南方作戦を戦ひ抜くためにこそ、臺灣の工業的組織の充足
を、直接的軍需のための工業を、強力に造成して行かなければならないといふにある。これが臺灣工業化のための決定的
原因なのである。

歴史的發展の決定的要因と、一つの條件若くはその發展の結果の反作用とは混同すべきではない。

一方また極めて安直に、臺灣を南方資源と結びつけて、南方にその資源を有するものは、之を基礎とする工業——加工
業をも含めて——が今日でも臺灣に實現せられるが如き、或はまた明日にでもその計畫化が可能であるが如き見解も絶對
に排されなくてはならない。

多くは斯うまでは云はないにしても、臺灣の工業化の目標は南方諸地域の資源を廣く包攝せらるべきであることを主張
して、之を例へば主要對象物として之等の諸地域における鐵礦、ボーキサイト、マンガン、ニッケル等の重要地下資源其
他の農産原料等の存在を指摘するに止まり、現實に臺灣のもつ經濟的能力の深さと其の立地諸條件の精密なる検討の上に
これらの資源を如何に開發利用すべきやの具體的政策の何等示されてゐない場合が大部分である。實際斯ういふ問題を提
出されても、現實に工業化の糸口を何處に求めて好いか、何處から手を附けて好いかを解するに苦しむといふのが、臺灣
の現状ではなからうか。

勿論臺灣の工業化發展の基礎として、將來の方向をここに求める點においては正しいであらう。この見透しをもつとも
必要である。だが次の事を、即ち之等の原料的資源の需要の量並に資源の確保、開發の方法、之が利用のための諸經營方
策といふものは、我が國の高度國防經濟體制の樹立のための統一的政策の中に織込まれて包有せられ、この中に於ける臺
灣の受持つ分野なるものは、結局臺灣の工業的發展に相應して容認されるであらうといふことを、その故に、之等の南方
資源が工業化のための有利な條件として現實に臺灣に結びつくためには、臺灣自體の工業的充足の一定の段階が常に前提

的條件となることを忘れてはならない。

この意味に於て、前述の軍需工業と並行して、臺灣に於ける適地適業主義に基いた、臺灣の農業、林業、水産、畜産に於ける工業的原料を基礎として、之を強力に利用した輕工業の強化、促進を當面の目標に組み入れなければならないであらう。

三 如何なる工業をまづ勃興せしむべきや

さて以上述べたところを前提として、工業化の當面の基本的方向を結論的に要約すると次の様である。

第一に、直接的軍需工業、即ち臺灣の地理的特殊的地位に基く、我が國の南方戰略の現實的基地としての意義を達成する意味での工業——兵器、自動車、飛行機等の修理製作並に之に伴ふ精密高度なる機械製作工業、之と並行する製鐵工業及び造船、ドック工業。第二に軍需的輕工業、各種の農産原料を基礎とせる纖維工業(麻類)、油脂工業、軍需的藥品工業、水産、畜産加工業、(軍需食糧として各種の罐詰、ハム等ともよりとするも、皮革、製革工業等) 第三に島内の自給を目標とする一般的輕工業、製紙工業(パガス利用)、醸造業、製材並に木製品工業の強化。

總動員法は軍需品として次のやうに規定してゐる。

- 一 兵器、艦艇、航空機並に軍用機械器具及物品。
- 二 軍用に供し得べき船舶、海陸連絡輸送設備、鐵道軌道及び其の他附屬設備、其の他輸送物件。
- 三 軍用に供し得べき燃料、被服及糧秣。
- 四 軍用に供し得べき衛生材料及び醫療材料。
- 五 軍用に供し得べき通信物件。
- 六 前各號に掲げるものの生産又は修理に要する材料、原料、器具、機械設備及び建築材料。

七 前各號に掲ぐるものを除く外、勅令を以て指定する軍用に供し得べき物件。

之等の軍需品の大部分は、機械工業の製造であることは明かである。近代武力戦争の特徴が軍裝備の機械化と物資の莫大な消費とに存すること、従つてまた、かかる關係に於ける機械工業の發展の如何にあると云つても過言ではない。臺灣の軍事的兵站基地としての意義を成功的に達成せしめるためには、何よりもかかる部門の工業的充足が急速に計られなくてはならないであらう。

勿論今日臺灣が、工業化の方向に進んでゐるのは之を見ることが出来る。既に昭和十四年度に於ける數字は、從來の農業と工業との地位を顛倒させてゐる。即ち農業の生産額五億五千八百八十二萬六千圓に比して、工業は五億七千七十六萬三千圓を示してゐる。(昭和十三年度、農業の四億六千二百一十一萬二千圓に比し工業は三億九千四百十四萬七千圓。)

臺灣の産業が統計によつて示されて以來、常に農業に一蹶を輸してゐた工業が、縦へ僅かであらうとも、之を追ひ越した事實に、臺灣の産業的構造の漸次的工業化への現實的な一指標を見ることが出来るのである。そしてこの工業の内的構成に於ける各業種間の比重の變化、即ち紡織工業(十二年以來の工業生産額中に於ける各業種間の比重は、一・四、一・五、一・六、) 製材及び木製品工業(一・五、一・七、一・三、) 印刷製本(一・四、一・八、一・四、) 食料品工業(七・一、九、六七・四、六六・九、) 其他の工業(五・九、六・三、五・五、) 等が事變以後停滯的若くは減退的現象を示して居るのに反して、機械器具工業(二・四、三・四、四・三、) 金屬工業(三・九、五・三、五・五、) 化學工業(九・二、一〇・一、一〇・九、) 等の比重が漸次に増加してゐるのを見ることが出来る。

だが尙依然として食料品工業が六六・九%の三億八千二百二十六萬九千圓に達するに比して、機械器具工業は四・三%の二千四百萬七千圓を占めるに過ぎない。(金屬は五・五%の三千二百二十九萬八千圓、化學工業は一〇・九%の六千二百二十五萬四千圓。)

又全工業生産額の十三年度より十四年度までの増加額は一億七千六百六十一萬六千圓であるが、この中食料品工業の増

加が一億一千六百四十九萬二千圓である。(金屬工業一千三十九萬八千圓、化學工業は二千二百五十八萬八千圓、紡績、窯業、製材及び木製品其他で一千六百六十四萬一千圓の増加である。)

若し百人以上を使用する工場を掲げるならば、機械器具工業に於て全島に互つて數工場を數へるに過ぎないであらう。而も軍需的機械工業は、大量生産と相俟つてその内容の精密高度なものが要請せられるのであるが、大部分製糖用機械器具、農業用機械器具の生産に従事しつつある現状に於て、之を期待することは出来ないであらう。あらゆる點から見ても機械器具工業の低位性を指摘することが出来る。勿論單に低位性を指摘するのが目的ではなくして、低位性の強調は之が育成のための強力なる活動の必要の要請である。

右は統計上よりの極めて一般的な觀察である。十四年度以降に於て新たに設置せられた近代的工業としては、電氣化學、金屬精鍊並に若干の大規模な輕工業(製紙)を擧げうるが、機械製作工業として掲げるに足るものを見ることが出来ない。電氣化學精鍊工業の勃興促進は、勿論望ましいものである。だが遺憾ながら今日の臺灣の工業的水準に於て、之が製品への過程は全部何れも之を内地に俟たなければならぬ。この意味では、到底臺灣は原料資材の供給地たる限度に止まつてゐるのであつて、この種の工業が臺灣に於て造成された事によつて、臺灣の軍需的兵站基地としての意義は依然として充されるべくもないであらう。即ちこの種の工業は、經濟的立地條件さへ備はるならば、他の地域に於て建設されようと臺灣に於て建設されようと、我國の國防經濟樹立の點からすれば、同一意義をもつものであつて、これ(經濟的立地條件)以外には特に臺灣に起すことによつて生ずる特殊の意義は見出せない。事實他の地域でなく臺灣に建設されたのは、低廉な電力が基礎となつてゐるのである。勿論之が建設によつて、我が國防經濟の一翼として軍需工業の一般的擴充と發展に寄與する事は明白である。だが之を以つて、直に臺灣の地形的、並に軍略上の特殊的地置に於ける工業といふ事は出来ないであらう。

かくて今後に於ける工業的發展の主要方向を、兵器、自動車、航空機等の修理(製作)工場の設置、並に之に伴ふ精密

高度な機械器具工業・電氣器具工業の急速な育成に置かれなければならない事を強調するものである。勿論此處では、工業化の當面の主要方向に關してのべてゐるのであるからして、既に一、二の工場に於てこの方向に發展しつつある事實はこの主要方向を示す例示とはなり得ない。この場合は他の工業と同一の促進度を以つて、同一の熱意を以つて進められてゐるに過ぎないのである。之等のものは、右に述べた意義での工業化の主要方向の一環としての新たな意義の下に推し進められなくてはならない。

南方基地としての臺灣は、又海洋作戰の基地たらねばならない。この意味に於ける軍事的施設を目標とする造船、ドック工業は不可缺である。今日臺灣に於て造船工業として見るべきものは、基隆に於ける臺灣ドックがあるのみである。南の高雄港に臺灣ドック支所工場並に其他二三を數ふると雖も、何れも百名内外使用工場であつて、〇〇、〇〇の修理建造の程度にすぎない現状である。これらの工業的發展は、また臺灣の水産業の發展といふ見地からも要請されてゐるところである。特に南方圏の展開につれて、漸次漁船の大型のものが要求され、母船隊式遠洋漁業の方向が叫ばれてゐる折柄、發達した造船技術を持つといふ事は絶対に必要であらう。

最近三菱重工業の手によつて、臺灣鐵工所高雄工場に造船、船渠部の設置が傳へられてゐる。造船並に修理に關しては新たに設置されるものは大規模なものが設けられることを理想とするが、南方圏の展開が所謂小型機帆船程度の船舶を要請してゐる事情に鑑み、勿論大規模なものの設置を俟つまでもなく、まづ所謂現在の臺灣の持つ技術並に規模を再編成して「造船業者の組織的合同」による能率ある生産をなしうる方向への發展を計畫すべきであらう。勿論造船、ドック工業の發展は、一方臺灣を基點とする航路の確立を前提とするものである。この意味において港灣設備の整備と相俟つて、臺灣を中心とする新たな航路の確立された事——臺灣、海南島、廣東を結ぶ新航路並に海南島を結ぶ開南航運株式會社(臺拓、大日洋行の共同出資を以て臺北本店、海口に支店、高雄に出張所)の設置は——此處に於ける、右に述べた意味での造船工業發展のための好條件である。之等の工業は必然に、内燃機、汽罐、汽機、機械製作工業等の所謂精密機械等の製

作修理工業等の相互的發展と相俟たなければならぬ。

更に之等の工業と並行して育成されなければならないのは、之等の機械製作工業の基礎ともなるべき製鐵事業である。これに關する臺灣の條件は不利な地位にある。原料たる鐵は全くない。且つ之に要する石炭に乏しい。而もこれが建設には巨大な建設費を要する。従つて現實的問題としては、先づ比較的建設費の安い、電力を基礎とした電氣製鐵—鋼工場の造成が考へられるべきである。

もちろん之等の工業の育成については幾多の困難を伴ふことは豫期せねばならないであらう。特に從來の電氣化學工業の生産行程に於ける化學的處理が、巨大な装置の内部に於ける自動的操作による部分の多いのに比して、機械工業に於ける生産行程の大部分が機械的處理による結果、熟練労働を必要とする度合の極めて多く、この事は今日の臺灣の労働力の質的水準からして、機械工業促進に於ける一の障害とならざるを得ない。「熟練労働者は内地よりの移入に」といふ態度は、今日情勢が之を許さない状態にある。その質的向上は事實問題として本島人の間に之を期待せねばならない。而もこの事は、單なる一つや二つの養成機關の設置によつてその目的が達せられるものではなくして、根本的には、臺灣全體の社會的生活程度の一般的向上を前提條件とするものである。

この點からして、且つ又この種の工業が資本の有機的構成の高い結果巨大な資本を要する點からして、この種の工業の實現に當つては、全島の中心ともなるべき大規模なものを一つ國家資本によつて建設することが最も妥當と考へられらる。特にこの種の工業は、直接的軍需的工業としての意義をもつものであるが故に、かかる形態による建設が考へられなければならない。そしてこの周圍に下請工場としての中小工場を培養する様に、且つ又既存の中小工場は少くとも現在の鍛冶工の程度を脱却して、この種の大工場の下請工場として結びつきうる様に再編成されることが必要である。所謂臺灣に於ける機械工業者の全島的な組織たる「鐵工業協會」の昭和十六年末に於ける「臺灣鐵工業統制會」への發展的な解消は、かかる方向に對應せんとする臺灣機械工業者の主體的條件の確立の意圖の發現として之を見ることが出来るのである。

る。

斯うした方向を取る事によつて、當面内地人職工に求めなければならない所謂多能熟練工の必要量を最少限度に止め、まづ各下請工場に於ける本島人労働者を單能熟練工として養成することが、最も當を得たものでなからうか。中心的な大規模工場の急速な實現が困難な場合は、必ずしも一舉に起す必要はないのであつて、二、三十人使用程度の中小規模のもので、内容の精密高度な機械修理工場から着手すべきである。この場合には精密高度なこの種の中小工場が多数に存在するといふ事實が、大工場の設置を促進するための有利な條件ともなるのである。即ち機械製作工業の本來的性質からして大工場はその周邊に下請工場としての中小工場を保持することが、自らの發展の有力なる條件なのである。

四 輕 工 業

右は臺灣の工業的發展の重點に關してである。この事を強調することによつて臺灣に於ける輕工業的發展を後方に押しやつてはならない。臺灣が輕工業的方面において食料品工業以外には全く見るべきものがないのは、今更詳細な煩はしい數字を擧げて検討するまでもない。臺灣が内地よりの依存性から脱却することなくして、如何にして南方諸地域に對する經濟的優位的地位を保持することが出来よう。優位性の伴はない經濟的基地といふことは無意味でさへある。

今日までの臺灣の經濟は、内地に對置する經濟であつた。農業生産物、並に之が加工品と生産財はもとより、食料品以外の生活必需品との交流過程に於ける臺灣の經濟的地位は、特別利潤供給地としての域を脱したものでなかつた。この意味に於て、所謂「南方資源を基礎とする電氣化學工業の發展は、臺灣の工業化を促進しつつ、臺灣經濟の自主的傾向を濃厚とする。このことはたしかに、内地に對する從來の經濟的依存關係からの部分的離脱を意味する」といふ見解に對して賛し得ない。この種の工業が如何に大規模に遂行されようとも、この段階に止まつてゐる限り、そしてその製品過程を常に内地に依存せざるを得ない段階に止つて居る限り、臺灣の經濟の自主的傾向の指標とはなり得ない。

一般的に云つて、外地經濟の自立性、自主化といふこと自體は、常に絶對的な意味では成立し得ないものではなからうか。要は相對的概念である。その故に現在の段階では所謂從來の如き所謂外地經濟としての對置的地位より、一步進んで我が國の全經濟體制の一翼として包有せられ、有機的な連結がなされなくてはならない。臺灣が内地經濟への依存から脱却するといふ意味は、臺灣經濟が内地と同一の規模と水準を得ようといふ意味ではなくして、より内地經濟へ接近するといふ意味において、かかる限度においての自主性である。そしてこれは又所謂南方諸地域との比較において、所謂臺灣は從來の如き外地經濟の地位を脱却せねばならない。我が國の全經濟體系の一翼として、臺灣自體をかかるとして、臺灣自體を引上げるといふことは、將來我が國の廣汎なる南方經營に於ける臺灣の參畫活動の度合を深くすることであるからして、我が國としては、この地點に現實的な經濟的基礎をもつた楔を打ち込むことになるのである。

まづこの内地經濟への依存程度を減少せしめるといふ事は、臺灣に於ける輕工業の發展に俟たなければならない。更にまた輕工業の發展は、機械工業の發展と兩者相互に補足し合ふ。特に臺灣に於ける輕工業の振興は、戦後經濟經營の問題と關聯して重大な意味をもつ。現在臺灣について見るに、雜工業の比較的發展した臺北地域を除外すると、重・化學工業と輕工業との比重の相違が著しい。(勿論この場合の輕工業の意味は、砂糖を中心とする食品工業以外の消費財の生産といふ意味に於てである。)

この事實は、所謂重・化學工業に於ける生産財を消費すべき、島内市場に缺けてゐることを示すに他ならない。現在に於ける重・化學工業の生産品が特殊方面に消費されてゐるだけに、島内市場といふ問題がさしたる切實性を持つて要請されてゐないが、何れ戦後到來すべき經濟的經營期に於いては、之が切實なる問題となるのは自明の理である。勿論此處では、島内に於ける生産財として生産されたものを、全部島内市場に向けなければならぬといふ様なことを云ふのでは無い。要は島内に於ける輕工業の發展の限度は、將來において、生産財を島内に於て消費しうる限度を示すものであるが故に、兩者の相互的發展によつて、重・化學工業の消費地盤の一部は之を島内に求めつつ、以てこの部面における臺灣の内

地依存度を減少させて行かなくてはならない。かくすることによつて、島内の重・化學工業は、その足場を島内に見出すことも出来るし、又輕工業は之に要する設備並に原料資材を島内によつて充足することが出来るのであり(この程度において自主的となる)、斯く發達して行く事が所謂南方との資源交流に於ける優越的地位を確保する所以である。

特に臺灣はその地理的關係からして、且つは資源的基礎の關係からして、南方との物質に結びつかなくてはならない特質的地位にある以上、この輸入されるべき資源と結合交流する商品を持つといふ事は、絶對に必要である。我が國としても所謂南方地域から獲得すべき多大な軍需原料資源を裏付ける反對給付の一部を臺灣に擔當せしむるといふ方向を約する事によつて、少くとも若しさうでなかつたなら、内地經濟の擔當せざるを得ない負擔を、軽くすることが出来るといふべきではなからうか。

輸出する商品を持ちうるといふことは、結局一朝一夕にして到達しうるものではなく、既に一定の輕工業的發展の存在を前提とするものである。従つて、今日只今南方から資源を持つてくるといふ情勢に到達してゐないといふ事は、輕工業の振興の障害の理由とはならない。

當面まづ、島内の資源を極度に利用する工業的發展が考へられなくてはならない。勿論既述の如く、廣く南方經濟圏を攝取包含する意味での適地適業主義、即ち南方資源を利用せる加工工業等を考へる事は、將來の見透しとしては正しい。だが今日の島内の資源に基礎を置く輕工業の強化、建設、發展は結局明日の南方資源の利用による加工工業的發展の基礎となるものである。理想を求めて手近かなものを忘れてはならない。

化學工業 甘蔗及び甘藷利用によるアルコール、アセトン、ブタノール製造、或はバガスバルブ工業等、所謂砂糖製造より一段の化學工業化への發展、所謂南方諸地域に於ける砂糖生産量の過剩と關聯して、臺灣製糖業の再編成、轉換を言ふものもあるが、既述の如く、先づ戦時食糧資源の基礎を一應帝國の領土に依存するといふ事は、所謂國防經濟の中核を確立する意味からしても絶對的な要請であるのみならず、所謂砂糖工業の多角的經營への發展が考へられなくてはなら

ない立前に立つ限り、今後ますます臺灣の砂糖工業の擴充は必要ですらある。要は臺灣砂糖業の企業形態の、企業組織の再編成による「生産費の一層の低下」の問題である。

更に油脂製造及利用工業特に鯨、鯨等の魚油製造等は、更に大規模なものに發展せしめなければならない。之等の油脂工業の發展と並行して、硬化油工業、石鹼工業の振興を圖るべきである。特に石鹼工業は高雄州の曹達工業、マグネシウム工業と結合すべき條件が十分に存在してゐる。(今日臺灣自らは約五百萬圓の需要に對して五分の一を充すに足りない。) **皮革工業** 今日水牛、黄牛、豚皮、鮫皮等原皮の儘島外に搬出されるものが多數あるといふ状態であるが、之等のもの一層の促進こそ必要である。更に化學工業中、肥料製造は調合肥料に於てのみ生産を見てゐるが、其他に於ては無である。所謂電力利用による大規模な單味化學肥料の振興は、臺灣の多大な肥料の移入依存を脱却する上からしても、農業生産力の増大を期する點からしても、極めて重要である。この意味に於て臺灣では、石灰窒素工業は最も可能性が大であらう。

工業鹽の増産と、之が工業化の一層の促進も臺灣に於ける適業である。最近設立された海鹽—苦汁—苛性曹達、マグネシウム製造工業と並行して、更に苦汁を利用した加里肥料製造等の最も適地適業といふことが出來よう。

木材工業 現在ベニヤ板(ラワン材を原料とする)工場が高雄にあるが、建築用として利用増大の折柄、之が一層の振興を計るべきであり、一方竹並に木製品工業の振興は適業といふことが出來る。

食料品工業 所謂水産品の加工業は、今日軍需食料品として重要な意義をもつてゐる。其他の醸造、清涼飲料水原料の製造。

五 輕工業における土着資本の動員

輕工業の發展に關連して、この部門に特に土着の資本を出來るだけ動員し、工業化の同一目標に向つて之と提携協力の

方向を取ることが考へられなくてはならない。從來臺灣の輕工業は、中小規模に於て本島人によつて占められてゐる。臺灣に於ける中小工業の意義は、まづ第一に工業の生産的地位は極めて低いが(砂糖工業の九十九工場の生産額二億圓、一工場當り生産額二百萬圓を除外すれば、其他の工場八、一五八工場を以つて一億九千四百十四萬七千圓であるから、一工場當り生産額二萬三千八百圓にすぎない)その大部分が本島人によつて占められてゐるといふ點にある。而も多分に本島人の生活様式に基礎をもとめて、その生活必需品に結合した生産物を製造する工業の多くあること、之を例へば醬油製造における臺灣醬油、製綿業に於ける臺灣綿、鑄物製造に於ける臺灣鍋、機械器具製造に於ける農具、窯業に於ける本島人向陶器製造、臺灣煉瓦、製薬に於ける漢藥、製紙に於ける塵紙、竹紙、木製品に於ける本島人向家具製造、其他麵類製茶等はその特徴あるものである。

特に、最近勃興しつつある大規模な近代工業といふべきものは、殆ど内地資本による經營であつて、本島人經營、若くはこれとの協同的經營によるものは殆どない。すでに臺灣の工業が我が國の生産力擴充計畫の線に沿ひ、かかる體制に即應するために全經濟的活動を之に向つて集中せしめてゐる限り、その工業的發展に於ても一方土着の民族資本を出來るだけ動員すべきであり、之が最も適當な分野こそ、所謂輕工業方面ではなからうか。所謂臺灣を經濟的にも基地たらしめるべき經濟的經營自體の中に本島人を參畫せしめることによつて、新たに民族資本を動員する過程を通じて、より基地としての適格性を確保してゆかなければならない。

工業化は新たな工業を勃興せしめると同時に、既述の如き既存の工業の強化が考へられなくてはならない。即ち從來の中小企業の組織化、その再編成の過程を通じて、企業單位の性能の向上を齎す方向に於てのみ之が強化は考へられるのである。大部分が極めて零細な規模によつて構成されて、而も大部分本島人によつて經營されてゐる此處の工業の企業單位の向上こそは、組織化過程を通じての生産の分野における内地人による有力なる指導的共同協營の方向によつてのみ可能である。

「協同的經營による協力體制の意識の昂揚、」即ち中小企業に於ける組合組織化の中心的目标を一面配給統制におくと共に、この範圍より出でて、生産それ自體の協同的經營による企業單位の向上におくこと、即ち協同の力で、共同設備を設け、資力、技術等の結合による一個の企業組織體にまで發展せしめること、かかる一個の組織體的活動が結局は生産費の低下となり、従つてまたこの事は低物價政策への協力の具體的な實踐でもある。

かくて本島人企業を、この地位にまで引上げて再組織してゆくこと、この過程を通じて統制經濟に即應する内臺人間の戦時の協力的體制を整へること、此處にも所謂生産を通じての皇民化運動の具體的な實踐の姿を見出さうとするのである。

第三節 産業立地計畫の要請

一 産業立地計畫の特殊性

臺灣の工業化が國防經濟の樹立の立前より進められなくてはならないものである限り、全島的な、綜合一體の見地より意識的・計畫的な配置、育成、助長が計畫化されなくてはならないであらう。

もちろん、かかる工業的配分は臺灣だけの範圍内で計畫する事は出来ないであつて、全日本の見地よりの、否むしろ大東亞經濟圏の立場に立脚せる國土計畫の一環としての臺灣の産業的分野の規定が與へられなくてはならないのである。

今日大東亞の國土計畫なるものは、東亞國土計畫の綜合の下に、計畫區域は日滿支の地域に分割され、即ち日本國土計畫（中央計畫）滿洲國土計畫（滿洲綜合立地計畫）及び支那國土計畫（中國開發計畫）をもち、夫々の國土計畫の區域の下に、日本は内地、（北海道、東北、關東、東海、近畿、北陸、中國、四國、九州の九單位を對象とする）朝鮮、臺灣等に分れ、滿洲は北滿、南滿、東邊道等に、支那は北支、中支、南支等に分區されてゐる。

もとより國土計畫は單なる産業立地計畫のみではなく、當然に人口政策、教育、文化施設、衛生施設、都市計畫を抱括

する國防國家完成に向けられたる廣汎なる國家的計畫である。だが國土計畫の當面の中心課題が、「新東亞建設の聖業を完遂するためには東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立し、これを基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊なるものあり。即ち日滿支を通ずる國防國家體制の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め……」とあり、次いで昭和十五年末の經濟新體制確立の基本方針中にも「日滿華を一環とし、大東亞を包容して自給自足の共榮圏を確立し、その圈内に於ける資源に基きて國防經濟の自主制を確保し、官民協力のもとに重要産業を中心として、綜合的計畫經濟を遂行し、もつて時局の緊急に對處し、國防國家體制の完成に資し、よつて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恆久的繁榮をはからんとす」とある以上、その中心的概念を爲すものは所謂産業立地計畫たるは疑ひない。

この中の中央計畫中、外地に關聯したものは、「内外地方の特性を發揮せしめて、國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす」とある。然らば、ここで云はれてゐる「外地」の「特性の發揮」の方向・限度が、即ち國土計畫の一環としての臺灣産業計畫の全體的性格を與へるわけであるが、これについては未だ具體的な内容が規定されてゐない。即ち臺灣の産業立地計畫も、國土計畫に從屬すべきものであるといふ一般的な方向しか與へられてゐないのである。

この事は、今日臺灣の工業的發展の計畫的遂行についての一の支障となつてゐる。「もとより外地としての臺灣が、例へば關東地方、中部地方と同様な意味で日本の一地方として取扱はるべきでなく、日本の内部に於ける特殊地域として取扱ふを以つて足るのであつて……」（「國土計畫論」一〇〇頁、吉田秀夫著）といふ見解もあるが、然らば特殊地域としての意義を如何なる點に求めるべきであらうか。

特殊的地域の意義は、もちろん單に一般的な抽象的な觀念に於ける「外地」といふのではなくして、一定の社會的發展の（政治的・經濟的）現實的な段階を示す「外地」といふ具體的な姿において取り上げられなくてはならない。そしてかかる内容をもつ「外地」の地理上の存在の條件が、「特殊的地域」としての内容を構成するのである。従つて臺灣が國土計

畫上「特殊的地域」として如何なる取扱を受けるかといふことは、今日臺灣の政治的・經濟的發展の現實的段階並にその地理上の存在の條件が、之を規定するわけである。即ち臺灣の特殊的地域としての意義は、かかる具體的内容をもつ臺灣が、現實の我が帝國の大東亞戦争遂行上に於て既述の如き「南方基地」としての性格をもつといふこと、この意味に解さなければならぬのである。而も漸次戦果の擴大につれて、東亞共榮圏の建設が、日滿支を中核として、南方諸地域をも包有して形成せらるべき條件が刻々と展開しつつある現狀に鑑みて、國土計畫に於ける臺灣の特殊の意義は一層強調せられなくてはならない。

臺灣が日本の南進基地としての特殊的分野を擔當すべきは、外地朝鮮が日本本土と大陸經濟地域を結ぶ大陸兵站基地として、特殊的分野を擔當して居る點と揆を同じくするものである。然し南進ルートとしての臺灣のもつ意義は、朝鮮の大陸に於て持つ意義と自ら異なつたものがある。即ち朝鮮については、日滿支の經濟的交流が一應友好的に進められつつある點に比し、南方諸地域は尙これが障害排除のための戦争遂行の途上にある。そして朝鮮の所謂大陸兵站基地の性格に比して、所謂臺灣の基地的性格は一方海洋的性格を帯びざるを得ない。

これらのことは、まづ所謂臺灣の工業的發展の方向を急速に直接的軍需的工業の方向へ促進せしめなければならぬと同時に、第二に眞に臺灣が經濟的並に軍事的にも内地—臺灣—南洋諸地域を結ぶ紐帶地帯としての役割を完全に果たすためには、更に海洋基地としての役割を果たすためには、海上交通の強化は、特に内地と臺灣に横はる東支那海の海上距離の一層の接近確保は、絶對的である。この事は我が國の戦時食糧資源地としての意義と關聯して考へるとき、極めて明白である。もちろんこの事は今日我が海上制覇によつて些かの不安もなく果されつつあるが、それにしても、臺灣自體に於ける海洋基地としての體制の完備が計畫化されなくてはならない。そしてこれこそは港灣計畫、造船計畫等と關聯して産業立地計畫の重要部分を占めるものであり、且つ國家的な計畫において遂行さるべき性質のものである。

この點に關しては總督府の所謂根本對策なるものは、極めて消極的にしか發表されてゐない。即ち「……さきの經濟審議會の答申に基き、十數種の工業振興對策が擧げられてゐるが、南方資源がどの程度本島に割當てられるや今の處疑問であるが、其の殆ど新たに勃興せしめんとする工業であるから、選擇の自由もあり、中央の計畫に即應しその中幾種類が認められるにしても、本島の工業化には多彩な將來が約束されてゐる。」といふのみであつて、何が基本的方向であるかに關しては觸れてゐない。

そして更に臺灣を一單位計畫地域として、工業を如何に分散し、何處に中心工業的地帯を置き、而してこの中心的工業基地は如何にしてその周圍の工業地帯と有機的な聯絡を保ちつつ、全島の工業的發展を促進せしむべきやは、臺灣の工業が尙育成すべき段階にあり、従つて工業化は全く新たな工業地帯として建設さるべき多くの部面を持つが故に、重大な意義をもつてゐるのである。

中心的基地を何れに求むべきやは、何れの地に軍需基地を求むべきやによつて決定され、軍需基地は所謂現實の作戰基地と關聯して建設鋪裝せらるべきであり、この軍需的基地は、必然的に工業的にも中心地帯を構成して、地方に分散せる各工業地帯と密接なる關聯をもちつつ、全島地域の産業發達を促進せしむべきは當然である。そしてこの地域こそ又、展開されるべき南方諸地域との經濟的紐帶としての役割を果たすべきであらう。

二 工業立地計畫と農業立地計畫との統一

更にまた臺灣が特に「特殊的地域」として受持つべき産業分野の規定である。即ち地域的に見て、一單位計畫地域として内地に對する關係（内地計畫に對する）である。この關係が國土計畫的意義をもつことは勿論であり、この關係が明かにされることは——即ち全日本の立場に於て臺灣の特殊的地域に基いた擔當すべき産業分野が明かにされる事は、また必然に臺灣自體の農業・工業配分の限度・方向を明かにする所以である。

「本島の地位は愈々その重要性を加重し、一朝有事の際は南方唯一の兵站基地たらんとするの情勢極めて濃厚となつて來

たので、刻下最大の急務たる食糧資源の充實確保には、舉島一致更に一層の協力を爲さねばならない（昭和十六年度地方長官會議に於ける齊藤總務長官の訓示）は、少くとも臺灣に於ける産業計畫中に於ける農業計畫の計畫的な組み入れの要請を示すものであらう。

而もこの食糧的給源地としての客觀的任務の達成については、現實の大東亞戦争遂行過程に於て相當評價されるべきものをもつたし、尙今後と雖も臺灣經濟の重要な局面を構成せざるを得ないことは、勿論である。

最近に於ける總督府の南方圏の展開に對應する農業政策なるものは、この方向を明示してゐる。

農業 米―減産の理由なく、戦時下國民生活の安定上、國防的見地より寧ろ今後とも一段の増産政策がとられる。

甘蔗 南方諸地域との競合關係が生ずるが、工業原料的立場から見れば、本島糖業も新たな重要性を加へるから之亦減退することは出来ない。

實麻 之等の纖維資源は、東亞共榮圏内に於いて最も不足してゐる資源である。

蔬菜その他青果物 廣東デルタ地方も青果類の適地であり、従つて南方への供給を臺灣が擔當するか、或は南支方面に任せるかに就いては、若し本島を北支の冬季青果物給源地とすれば、結局廣東を中心とする南支青果物が南進することとなり、本島の青果物生産計畫も其の範圍を限定されるわけである。然し乍ら將來需要の激増は必至であり、何れにしても本島の青果物に對しては、高冷地利用その他増産施策が行はれる。

パイナップル 南方圏に比し本島が遙に適地であり、且つ生産技術も優秀であるから、南方のパイナップル産業の抑制に俟ち、本島パイナップルの南進が要望されてゐる。

茶 強ひて犧牲産業と云へば本島の茶産業であるが、之とても南方圏の茶は紅茶のみであるから、本島の茶は今後包種茶の生産に主力が注がれなくてはならない。

（林業） 純熟帶樹は縮小を見、潤葉樹活用が注目される。**水産業** 内地業者との競合があり、内地との關係については目下本島の擔當分野は必ずしも豫定出来ない事情にある。

之等の事情は、臺灣の食糧資源の供給地としての立場は、單に内地に對する關係においてのみならず、鮮・滿・支地域との關聯が常に考慮されてゐなければならぬことを物語つてゐる。かくて臺灣に於いて産業立地計畫中に於ける農業立地計畫、特に工業立地計畫と戦時食糧資源確保の立前からする農業増産計畫との調和點が決定されなければならぬことを強く要請してゐるものであらう。

工業的發展は、農村經濟の犠牲の上にその發展の基礎を求め、工業化の遂行は大量的な勞働力の要求を必然とする。だが量的にも質的にも本來的な意味での勞働者といふべきものの發展が極めて低度な臺灣において、兎も角、農村よりの轉嫁勞働に期待するより他はない。廣大な工業用敷地は農耕地を直接に犠牲としないまでも、少くとも可能耕作地の範圍を縮小する。この事は農地價格騰貴の要因となり、小作料引上げの原因ともなる。而も依然として農業生産物の増大といふ客觀的要請に即應せざるを得ない事情、これらの諸事情こそ、十分なる計畫性をもつ農業政策が工業化政策と意識的に計畫化されて一致して行はれない場合は、食糧的資源地としての臺灣の意義を失ふのみならず、日本經濟の多難な「食糧確保」の問題をより深みに引き込む結果となるであらう。

而も現實の事態は必ずしも樂觀を許しえない状態にある。増産政策遂上に於ける悩みの一つは可能耕地の不足である。（昭和十五年十月調査によると農耕可能の土地にして之を未利用の儘放置せられてゐる面積は、永年作物の栽培地にして現に荒廢中のもの二、五四四甲、耕地にして現に耕作し居らざるもの三、一九六甲、耕地以外にして耕作可能なるもの二〇、七九八甲、計二六、五三八甲といふ僅かな數字を示してゐる。高雄州について見るも、十六年度に於ける田畑擴張改良獎勵費が七萬二千二百四十圓で、造成耕地が四百甲歩に過ぎないといふ状態に徴するも、極めて明白である。）治水工事の完備による浮覆地の造成・灌漑排水の施設による看田の積極的利用も極力取られてゐるが、結果耕地擴張のための補助的手段にすぎない。而も資材の不足は、之が十分なる遂行を期待しえない状態にある。かくて臺灣においても限られた土地に對しての戦時農業生産力の擴充の要請は、不急作物に對する作付け制限、禁止となり、農業に於ける重點主義が

採用されるに至つてゐる。(バナナ、香料作物、落花生、胡麻、サイザル、姜黄、キャッサバ)

一方農會による原種田の設置、模範田の設置、防風林の設置等の方策が取られて来たが、勿論これらの方策が増産政策として有意義たるは疑ひないところであるが、戦時下増産政策の中心は、結局労働の集約化を更に徹底せしめ、單位當り收穫量を増加せしめることにその基本的方策が置かれた。全島的に米穀増産強調週間が設定され、農事實行組合を單位として督勵班を組織し、或はこの目的のために米穀増産挺身隊として女子青年團が動員され、或は米穀増産講演會等が企画される一方、所謂正條密植による立體的増收政策等に之を見ることが出来る。

之等の方策の展開が、結局より労働の集約化によつて單位面積當りの收穫の増大を計らんとするものであるが、この爲に極めて多くの労働力を土地に結びつけざるを得ない結果となり、結局女子労働をも必要動員する程の労働の供出が、基本的な前提条件となつてゐる。

結局農業の増産は、單位労働力の生産性を向上せしめて、餘剩労働を創出する方向に於いて解決されなければならない。かくて農業機械化の重要性が現實的問題となるのであるが、(特に所謂農業地域たる南方圏の展開に即應する臺灣の態度としては、この方向に進むことによつて極力農業生産能率の増加を計る以外に妥當な方法はない)この點に關しては、臺灣の農業は極めて初歩的な段階にある。(僅かに之に對する積極的態度として、農會の斡旋による深耕鋤、正條密植器、水田除草器等の利用が計畫されてゐる。)

現在に於ける臺灣農業に課せられてゐる役割の客觀的要請と、臺灣農業自體が現在當面してゐる能力を鑑みたとき、工業立地計畫と農業立地計畫とが並行して企劃され、兩者の調和的發展のための方策の設定といふ事が、臺灣産業計畫の中心的な課題である。

しかもかかる農業立地計畫こそ、全日本の農業立地計畫の一分野を構成するものであるが故に、國土的計畫の地位において取り上げられるべき性質のものであることは疑ひのないところである。

第四節 調査機關の整備の要請

以上述べたところは、既に部分的には提起されてゐるものであつて、別に新しい事ではない。唯所謂大東亞戰爭の展開過程に於いて、之に即應して臺灣で最も重點的に取り上げなければならない對策といふのは、臺灣自體の社會的・經濟的體制の強力的な整備といふ點ではなからうか。そして所謂之を産業的分野について云へば、工業化政策の一層の強化であり、農業生産に於ける所謂生産性の増大でなければならぬ。この方向に於ける確固たる臺灣自體の大方針が確立されることによつて、所謂臺灣が名實共に南方基地としての適格性を確保することが出来るのである。

最後に所謂基地としての適格性は、一の歴史的な範疇であるといふこと、その故に之が適格性の不斷の向上は、結局人的努力に俟たなければならないといふ事を附加したい。この意味において、工業化を促進する契機は單なる客觀的條件のみにあるのではなくして、この客觀的條件を不斷に變化、是正せしめ、向上せしめて、之を一つの計畫的方向へ引上げてゆくところの主體的條件の確立如何に存在してゐるのである。かかる意味での主體的條件の確立を強調したい。

工業化の進むべき目標を決定し、この目標達成のための工業化立地計畫を計畫し、此の計畫案を實行に移すための最高の綜合的常時機關の設置、これである。

この機關は工業化計畫の年度計畫を決定するのみならず、その遂行状態をも検討監督する権限を有す。この機關は當然にまた工業化と農業増産との調和的發展、即ち工業立地計畫と農業立地計畫との相互的統一、工業化と運輸、動力資源との跛行的發展の防止、工業化と原料資材確保の見透し、労働力の確保、生産と市場の調節(勿論單に島内の範圍のみでなく)等に最高政策を決定する。この最高機關の下に接続して、各種の試験所(工業、農業、水産、畜産並に糖業等)並に全島的な經濟調査機關が設置されるべきである。

現在臺灣が全島的な強力な經濟調査機關を持たないといふ事實は、工業化促進上に於ける最大の弱點ではなからうか。

この經濟調査機關は各商業、金融、財政、交通運輸、動力、労働、水産、農業、工業等の専門的分野に分れる。調査機關は各専門的分野からの調査に基いて、之が統一性を附與すると共に、各試験所よりの専門的研究の成果を全體的經濟體制の立場から、最も生産的に攝收する具體的方法を討議研究して、この成果を最高機關に送る。

更に之等の調査機關の活動を立體的に云へば、

- (1) 臺灣に於ける産業發展の性格、段階の特質を正確に認識し、將來への發展のための現實的地盤を分析把握する事が必要である。この目的のための、工業、農、鑛、水等各産業に關する發展の史的特質の分析——過去よりの各産業統計の蒐集、整理。
- (2) 進行しつつある産業的發展の鳥瞰圖。
- (3) 南支、南洋に於ける政治、經濟的工作の進展に對する資料の整理。
- (4) 滿・鮮・支に於ける東亞經濟の進行展開に關する理論的並に數字的資料の整理。

等はその重なるものである。

かかる三者の有機的な組織化とその活動こそ、工業化促進のための主體的條件の確立を意味すると共に、所謂「基地性獲得」のための絶對的な條件である。(田中 偷)

第二章 臺灣籍民の南洋に於ける活動狀況

一、臺灣と南洋——二、臺灣籍民と南洋華僑との種族關係——三、臺灣籍民の性格の變遷——四、臺灣籍民の南洋への渡航——五、臺灣籍民の南洋に於ける活動狀況(泰、佛印、比律賓、昭南島及馬來、關印、北ボルネオ、華南銀行と臺灣籍民)

一 臺灣と南洋

五百年以前に於ける臺灣は一つの孤島であつた。其處には兇暴な原住民が至る處に棲み、支那に對して通商上の利益も文化的な恩恵も齎らさなかつた。漢民族の臺灣への渡來は、比律賓或は其の他の南洋に對する漢民族の移住と同時期に行はれたのである。此意味に於いて、漢民族にとつては臺灣は南洋の一部分であつた。

漢民族の爪哇、馬來、泰等への交通が當初より通商を目的としたるに反し、臺灣への漢民族の渡來は、最初から農業の開拓を目的として居たのである。然し之等漢民族が臺灣に渡來後に於て、原住民との交易に依る商業上の利益の追及等になされたる其の性格の發揮は、南洋華僑が南洋に於てなせると何等異なる處はなかつた。

臺灣に於ける漢民族と南洋に於ける華僑とを區別したものは、清朝三百年の臺灣統治其のものである。これが臺灣と大陸とを隔絶せしめなかつたのである。蓋し現代の臺灣籍民の血液の中に奔流するものは、依然として華僑の性格である。大陸より臺灣に渡航したものは、南支那に於ける人口過剩と明末以後に於ける南支那に於ける政治的情勢である。それが

南海に於ける自由の天地に對する憧憬となつたのである。當時の南支から見たなら、比律賓も臺灣も爪哇も自由の新天地であつた。其の流を汲んだ現在の臺灣籍民が、南洋に對して強い執着を有し關心を怠らないのは、領臺四十餘年帝國の統治の下にあつても、微動だもしないのである。臺灣籍民に對しては、南洋は希望の天地である。

二 臺灣籍民と南洋華僑との種族關係

臺灣籍民は所謂福建人であつて、福建省南部よりの移住者が最多である。此等は漳州を故郷としたものと、泉州を故郷としたものによつて、同じ臺灣に於ける福建語に於いても語訛を異にして居る。臺灣に於いては、泉州訛を使用するものは、他の語訛を使用するものより最も勢力的である。それは泉州が臺灣と澎湖島を距てて至近の距離にあつた關係上、自然であらう。廈門が海港場としての意義を有する以前に於ける泉州は、臺灣への渡航起點であり、順風による一晝夜の「ジャンク」の航程は大陸と臺灣間の最も捷路であつたからである。次は漳州であるが、漳州訛を使用するものは漳州を渡航の起點としたものである。其後廈門の開港は、支那大陸と臺灣の淡水を結ぶコースが、唯一の大陸と臺灣との間の航路となつて、領臺時に至つたのである。廈門と淡水を結ぶルートは、臺灣に大陸の文化其の他を注入する導管であつた。廈門音は淡水音であつて、言語習俗共に最も密接な關係を有したのである。故に臺灣籍民は、廈門に最も根強い因縁を保持し乍ら今日に至つたのである。

所謂福建人たる漳州人、泉州人は、南洋各地に於ける華僑中の特異の存在にして、其の性質は溫和であつて然も堅忍不拔の精神に富み、よく移住地に同化永住し、南洋各地に於ける商權を殆ど掌握し、巨富を蓄積せるものが非常に多いのであるが、臺灣に於いてもよく此の性格を露して居るのである。福建人の臺灣に渡來した歴史は、勿論他の廣東人よりは古いにせよ、商才に長じ忍苦に堪へ協調性に富み、臺灣に於いては、北部臺灣乃至は南部臺灣に於ける豊饒な土地は全く是等福建人に依つて占められ、是等は共に其の特有の性格によつて、今日迄は廣東人に比し安易な生活を續けて來たのである。廣東人は、福建人の渡來後久しくして渡來して來たものであるが、始め福建人は臺灣に渡來し、原住民との交易に足し、已に平地に居住せる原住民の農耕に従事せるものとの間に交易を開始し、其の農耕地を漸次入手し、或は現住民との婚姻其の他各種の方法に依る接觸を保ちつゝ臺灣を開拓して來たのであつて、後述の所謂廣東人と若干其の性格を異にして土着したのである。

臺灣在住の廣東人は、現在中部臺灣新竹州の山地及び臺中州の北部山地を中心とし、高雄州下に一部居住して居るが、其の勢力は福建人に對比すべくもない。廣東人とは、其の名の如く廣東省出身であつて、廣東省北部地方の客人と稱せらるゝものである。其の出身地は海豐、陸豐、梅縣、饒平等を故郷として居り、是等は汕頭の開港前、潮州等を中心として渡航し、中部臺灣の瘠地に上陸して纔に海岸地方を占據開拓を開始したるに始まり、後福建人の武力或は經濟的の壓迫に堪へかねて山地に侵入し、其の不撓の精神を以て瘠地を肥田良圃と化し、今日に至つたのである。所謂廣東人の客人人は、耐勞働的性格を以つて南支各地種族中特異の存在である。其の性質は伶俐にして商才に富み、商業に従事するものは、藥種商、質屋等をなすものは此の種族に多いと謂はれ、福建人の投機的事業を好むに反し、其の性格は理智的であり計畫的である。従つて官公吏、醫師、辯護士等を崇敬し、之に依つて身を立てることを志すものが多い。福建人が稍々外柔内剛

	潮州人	廣東人	福建人	海南人	客人	其他
臺灣	漳州 2,010, 泉州 2,300, 4,650	1	1	1	1	1
泰國	1,500	2,500	2,500	2,000	2,000	2,000
馬來	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
荷蘭	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
佛印	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
比律賓	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
北ボルネオ	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

南洋華僑の出身地と臺灣籍民の祖先の原住地とを對照すると、上表の通りである。(單位千人)

上記の表中佛印、比律賓、北ボルネオの三地方は、客家人と廣東人を區別して居ないが、尠くとも比律賓に於いては、相當数の客家人が廣東人の中に包含されて居ることは、想像に難くないのである。それと其の渡航の事情が、臺灣と同様に想像し難いからである。又北ボルネオに於ける華僑は、所謂開拓労働者の拉致移民であるが故に、労働力のある潮州人及び客家人が又最多数を占め居ることは、想像に難くない。

如斯に臺灣人と南洋華僑は血族的に深い關係を有するのである。

三 臺灣籍民の性格の變遷

臺灣は、明治二十八年、清國より帝國に割讓されたのであるが、當時臺灣には、詳かでない高砂族と二百卅萬の清國民が居住し、其歸屬は其の好むところに従ひ、帝國の國籍を收得し或は清國の國籍を保有せしめたのであつたが、勿論當時の臺灣在住民が特に清國籍を態々表明するものは稀であつた。一應は日本籍民と表明し乍らも、東支那海を渡れば立派な清國民になることが出来たからである。此の關係は現在に於いても同様で、臺灣籍民は大陸に渡れば中國人で立派に通るのである。支那にあつては、戶籍法は存在し乍らそれは單に文章文であつて、法律的性格を有しない法文に過ぎないからであり、支那の政治情勢が然らしめて居るからである。然し領臺四十數年の帝國の臺灣統治は、臺灣籍民と其の祖先の地である南支各地とを殆ど完全に近き迄に隔絶し得たのである。今日では、既に廈門に生れ廈門に成長したるが如き特別な臺灣籍民は別として、臺灣に生れ臺灣に成長した臺灣籍民は、廈門に於いても汕頭、廣東に於いても、臺灣籍民として支那人と斷然區別せらるべき特異な存在となり、又なりつゝあるのである。臺灣統治者の臺灣籍民に對する皇民化運動其の他は、急速に籍民の日本人的性格を完成せしめつつあるからである。此の現象は、大正末期に於ける廈門福州の排日に對抗するために演ぜられたる臺灣籍民の自衛行動と甚だその趣を異にするものであつて、當時の状態は、日露戦争後特に第一次世界大戦後に於ける帝國の急激な興隆に伴ふ無自覺なる帝國民の支那に對する威武政策に馴れたる臺灣籍民中の無

智なる者が、支那人に對して行はれた帝國々權の濫用に基因して發生した支那民衆の反臺灣籍民行動に對する臺灣籍民の自衛行動に過ぎないので、それは帝國臣民としての自覺ではなかつた。當時の臺灣籍民は、籍民なる事を表明する事に依つて帝國官憲の保護を受けられ特權を享受し得たのであつて、籍民と稱する事、領事館に身分を登録する事が彼等の生活であつたのである。これに依つて籍民と支那人とは區別されたのであつて、臺灣籍民と稱するは無賴漢を意味した時代もあつた程である。然るに今日の籍民は、當時の籍民とは其の性格を一變し得たのである。現在に於いては、籍民たるの矜持は、日本人的性格に生きて來たのであり、日本人たるの自覺が然らしめたのである。籍民の最も蝟集する廈門や廣東に於いても、疊の上に起居し浴衣に寛ぐことは、籍民の慰藉である程に日本的に訓練されて來て居り、又歩行舉措共に中國人と全く區別する可き状態に置かるゝに至つたのである。言語の如きも、支那音日本語の外は、簡易なる日常語を除いて文化的用語、學術語等は話せない様になつたのである。特に其の正義感に至りては、斷然區別するべき域に到達しつつあるのである。臺灣籍民は、今日全く支那人としての性格は喪失して了つて居るのである。

臺灣に於ける國語の普及率は急速に向上し、國語不解者の一掃は近き將來に實現の可能性のあるものとの前提の下に、國語普及運動はなされつゝあるが、臺灣籍民中には尙現在に於いて臺灣語を解せず、國語のみを解するものは絶無に近い状態であるが爲に、其の特長は支那語に極めて容易に慣熟し得る點にあつて、國民學校卒業程度なものであれば、二三ヶ月の練習を以つて、福建人は廣東語を廣東人は福建語を解する様になり、類似音の語訛を容易に慣熟し得るの利點がある。今次支那事變或は大東亞戦争に際し、軍通辯として従軍し、良く其の職責を完うし、軍夫として従軍しては、其の固有の語學の力を以つて作戰上幾多の便宜を供與したる等、功績として没却し得ざる所であると謂へるであらう。これは臺灣籍民に國語の普及せる結果であつて、若し臺灣に國語普及が今日の如く徹底せるものでなかつたら、反對に幾多の困難を來したであらうことも想像出来るのである。

臺灣に於ける日本國語の普及は、臺灣籍民と支那人とを隔絶しつゝある最も重要な要素である。臺灣に於ては、國語

に慣熟せるものは最も進歩的であり、皇民化されて居る。臺灣籍民は今日國語以外に依つて何等知識も得られないし、先づ生活し得ないのである。國語の普及は中國人と隔絶したばかりでなく、日本人的たらしめる上に最も重要であつたのである。新しく臺灣に來た國語は、日本の最も進歩的なものを持つて來た。國語は日本の文化と共に來た爲に、籍民の文化水準を引上げる上に非常に役立つた。臺灣籍民の國語に慣熟せるものの文化水準は、相當高く評價しても良い程である。臺灣籍民を南洋に發展せしめんとする上に於ては、國語を解するものと云ふことは絶対條件である。國語を解する者は帝國を最も解して居るものであるからでもある。

四 臺灣籍民の南洋への渡航

臺灣と南洋との關係は相當古い。南支に於て、一族中或者は南洋に、或者は臺灣に渡航したものがあつた筈である。此意味に於て、臺灣と南洋には濃い血で繋がれたものがある。漳州人泉州人は、比律賓にも馬來にも爪哇にも多數居る。臺灣籍民が南洋各地を旅行して、言語不通で困難したことはないと云ふ。それは新嘉坡でも盤谷でも、臺灣語で呼べば車夫は走つて來る。旅館でも料理屋でも、華僑が其多數を占めて居る限り、不自由はないのである。更に原地住民とは、是等華僑を通譯に使用すれば、直ちに用を通じ得るのである。臺灣籍民が極めて容易に大陸に渡り、支那籍を收得して南洋に華僑として渡航することは、最も捷徑であつた。法律的な各種の手續を踏む代りに、此經路を経て南洋に渡つたものは少くない筈である。臺灣籍民が、過去に於て臺灣より直接支那に渡ることは、手續を要した。然し内地人が無證明無許可で支那に渡航出來た當時、臺灣籍民は内地を經由した歴史がある。此點實に臺灣籍民は交通自在であつた。日本人は香港に渡航するには、支那に於ても英國官憲の査證を要した。然し支那人は、香港上陸に二十弗の香港紙幣の贖札を英國官憲に提示すれば、上陸可能であつたから、臺灣籍民は誰も査證の必要もなく、簡單に此贖札で香港に出入出來たのである。然し乍ら、前述の様な臺灣籍民の特性も漸次失はれつゝあつて、内地人と區別に困難な様なものの輩出あつては、自然

これにも變化は免れ得ないであらう。それは、臺灣籍民の性格の變遷である。臺灣籍民の皇民としての自覺が、支那人と自ら區別し差別さるゝ様になつたからである。第一に臺灣籍民と南洋との關係は、南洋華僑と臺灣籍民とが種族を同うして居る外に、通商上の關係がある。臺灣籍民と南洋華僑が血液を以て繋がるゝ以上、其處に通商上の關係の發生を見ずにはまいりのは理の當然である。其の最も新しき顯著の例は、臺灣北部に於ける茶は元來烏龍茶であり、此茶は米英人によりて主として米國に輸出されたのであつた。此米英人の買辦は福建人が當つて居り、大正末期頃迄は臺灣籍民の茶商は極めて稀であつて、茶館に於ては買辦と更に其手先となる茶買集人に至る迄、支那人を利用して居たのであつた。これ等茶館は、上海、香港等に於ける米英人の茶商と連絡があつて、大陸からは等を引連れて來たからである。所が第一次歐洲大戰當時、南洋に於ける華僑の黄金時代の出現した時に、南洋華僑は臺灣に包種茶を要求して來りたる時に、臺灣籍民自體に依る茶の對外取引が南洋との間に始まり、一時臺灣に於ては實に此包種茶が烏龍茶を壓倒するの勢となり、數百萬圓の包種茶が、泰國、馬來、ジャバの華僑に輸出された。此包種茶の南洋輸出は、臺灣籍民と支那人の茶商によつて行はれ、臺灣籍民と南洋華僑とを連接聯繫せしめ、今日に至つて居る。今日尙錦記茶行其他數行の茶商は南洋に店舗を有し、派遣員を駐在せしめ連絡店を有するに至つたのである。

其の他には、臺灣の物産にして臺灣籍民の手を通じて直接南洋と交易されたものは、極く僅少である。多くは南支に於ける支那人に依りて仲介されて居る。包種茶の如きも、其の大部分は支那人の手を経て南洋華僑に賣捌かれたが、此間覺醒せる一部の臺灣籍民商人が、此間に伍して直接進出したのである。

昭南港（新嘉坡）に本據を有し、香港、廣東、上海等に店舗を開いて黄金油を賣り出し、南洋華僑の雄と謳はれた永安堂胡文虎は、一時臺北市に支店を設け全島に黄金油を賣り出した事があつたが、これなどは臺灣籍民を華僑と同様に考へた支那人の商業の手段であつた。これも一種の臺灣籍民と華僑との連繫である。これが爲臺灣籍民中には、香港に渡り態態胡文虎を訪問して、南洋進出を策したものとさへ生じ、臺北醫專出の籍民青年で、胡文虎の後援に依つて馬來に醫師を開

業した者さへ生ずるに至つた。これと類似のことは、福建華僑の陳嘉庚にもある。陳の福建出身であることを利用せんと、其縁故を辿つて遂に新嘉坡に陳嘉庚を訪問して、得意になつた者さへあつた。是等が陳嘉庚の福建首席陳儀の稅政彈劾當時、陳は親日的である等稱して、陳嘉庚は和平陣營に引入るゝ可能性ありと宣傳したこともあつた。何と云つても臺灣籍民と華僑との間には、一脈通ずる處があるのである。

臺灣籍民中、南洋に進出して華僑に伍して實業に従事するものゝ内には、現在全く異なる二つの型を有して居る者がある。其の一は、領臺前後に於て臺灣を一應故郷として南洋に進出せるものであつて、是は全く華僑と同一である。海南島人は元大陸から渡つたものであるが、今日南洋に於ては海南島華僑として一の有力なる存在なるが如く、臺灣からも同様にして南洋に出でたのである。是等は全く臺灣に一家眷屬が居住し、それが日本籍なるが故に本人も日本籍であると謂ふに止まり、全く華僑と本質的に何等選ぶ所はないのである。勿論國語を解するに非ず、甚だしきは日本そのものを解さないものである。現地に於ても都合に依りては、日本籍を祕匿して華僑に伍し、排日抗日の仲間入も敢て辭せぬ部類である。

第二は日本人として進出して居るものである。大正四年頃、臺灣總督府は南洋に對する農業拓殖移民を計畫し、一千名の農民を高雄臺南州下より募集し、英領北ボルネオのボルネオ拓殖組合を通して送り、サンダカンを中心として開拓に従事せしめたが、數年間は稍々順調に成長したるが、其の後に於ける歐洲大戰後の世界的不況に遭遇し、農地を捨て、他に轉業するの已むなきに至つた。此農地を捨てた原因としては、籍民の特有の性格より來たもので、商業に轉じ華僑に伍し原住民相手の小賣業者等となつた。安易の生活に慣れて、熱地に於ける過重なる労働を必要とする農業より商業に移行するのは、南洋華僑の自然的現象である。將來に於ける研究問題である。其後日本人として進出したる者は、相當の教育を受けたるもので、或は臺北の醫專等を卒業して、馬來、爪哇、比律賓等に進出して醫師を開業し、特に臺灣醫專等に於て熱帯病を研究せるものは、現地に於いて大いに人氣を博して居るものである。其の他は華僑と言語が通ずるを以つて、三井物産其の他の商社員として進出したものである。是等は共に皇民的自覺の上に立つて居るが故に、帝國在外官憲とも連

絡し、將來籍民の南洋發展上の基幹をなすものである。其の他此部類に屬するものとしては、昭和十年頃、籍民青年中より選抜して馬來に於ける三五公司農場、石炭礦業及飯塚礦業の鐵礦山に於ける華僑苦力の通譯、監督、鐵工、大工業等であつた。是等は共に皇民としての自覺の上に立つて居たが爲に、相當の成績を上げて居たのであるが、支那事變勃發後に於ける華僑苦力の下山等の爲、遂に引揚の已むなきに至つた者もあるが、蓋し適材を適所に配置した事例と言へよう。又これに稍々類似せる例として、籍民青年の通譯兼店員としての南洋進出である。この例は新嘉坡其の他に於て僅かに有る例であるが、内地人商店特に現地に於て華僑を相手とする商店にて、店頭に於ける通譯兼販賣員として進出したものである。これ等は内地人に依りて連行されたる者が多いが、其の成績は相當見るべきものであつたが、これ等籍民青年が一刻も早く獨立せんと成功の念に驅られて、店舗に落付かざる傾向にあるのは、將來研究を要すべき問題である。臺灣總督府に於ては、將來是等の本島籍民青年の重要性に鑑み、昭和十五年より中等學校卒業程度の青年を選抜して、之に必要な期間訓練を實施したる上泰國に派遣し、帝國領事館指導の下に、臺灣人公會をして邦人商社に就職せしめ、實業を實習せしめつゝあるが、年々其の需要も増加する傾向にあり、年々實施中である。現地の要望は年少氣銳の者たること、少くとも中等教育を終りたるものと特に指定し來りたる等の點より、將來に於ける本島青年の將來を示唆して居るのである。之の成績に鑑み昭和十七年度に於てはこの制度を佛印にも實施すべく計畫中である。要するに將來本島の南洋進出は、最低中等學校卒業程度と云ふことになるが、それは日本人たる以上、中等學校卒業程度を以て日本人の普通の文化水準を示すものと始めて謂ひ得るであらうが故に、之を要求するのであらう。又年少を希望する所以は、年を重ねたるものは功を急ぎ、一刻も早く獨立を期待し、却つて落付かざる傾向あるが爲なりと謂はれて居る。總督府に於て此制度を計畫したる當時は、泰國に於ける華僑と對抗せしめ、帝國の商權擴張維持に重點を置き、一定の見習期間經過後は、華僑の間に伍して獨立せしむる目的であつたが、大東亞戰爭勃發後に於ける帝國の對華僑策にも若干の修正を餘儀なくせしめられて居る際として、この制度も其の性格を變へる必要があらう。

臺灣に於ては、醫師となるには嚴重なる資格試験を必要とし、之が爲相當の技倆を有するも醫師として開業し得ざるものが多數あり、之等は南支に渡り開業して居るものも尠くないが、南洋に進出したものも相當數に達し、約二百人に達するであらうと想像されて居る。此外に資格を有する醫師が、二、三十人を下らないものがある。これ等は正式な渡航手続を経たものも有るが、特に無資格者の如きは、一旦南支に渡り、南支より華僑に伍して渡航したものが多い。

第三は籍民の特異な進出である。それは臺灣より南支に渡り、厦門、汕頭等を経て南洋に進出せる例である。これには各種の者を含んで居り、最近に於ては、昭和五、六年頃臺灣に於て臺灣在來の歌子劇（歌劇の如きもの）を風俗を素る傾向あるを以て其の取締を嚴にしたる爲、遂に興業不能となり、俳優等は南支に渡り、厦門其の他の奥地等に於て興業したことがあつたが、これ等が馬來其の他華僑の労働者等の蟻集する地方に華僑として渡航したものである。これ等は、南洋各地に於て卑猥なる俗歌を以つて下級労働者間に受け、今日尙繼續されて居るのであるが、勿論其の大部分は國語を解するものであるが、日本籍なることは秘匿して居るのが通例である。此の一群は、馬來に於て、其家族等を合すると約二百名に達して居る。共に相變らず浮草の様な生活を續けて居る分子である。

又稍々これに類するものとしては、臺北に於ける臺灣籍民の藝妓は、一時其の容姿等を特に垢抜けして居ると稱し、厦門等を風靡した時代があり、多數の藝妓が渡航したのが、南洋に眩惑され馬尼刺其他に渡航し、華僑間に人氣を博したることもあり、一時は是等藝妓が馬尼刺のみにも數十名に達したと稱せられた事があつた。又臺北を中心として島内に發生したダンス熱は、昭和七年頃を極最盛期として漸次非常時國家體制化と共に退萎し、今日は全く其の影を没したるが、これが爲臺灣に於ては一時相當數の籍民女子がダンサシとして出現したるが、之等は臺灣に於けるダンスの取締の爲めに、厦門其の他南支を経て比島、馬來等に渡り、熱帯の狂躁樂裡に華僑相手に踊り狂ひ、其の態度容姿は斷然他を歴し、有産華僑間にセンセーションを巻き起し、遂に其の妾等となつて終つたものが多い。其の數は數十名に達し、昭和十三年には新嘉坡に於てのみ臺灣籍民のダンサーは二〇人を記録された。此の外に賣藥行商人或は農民等にして、南支を經由し

て南洋に密渡航したものも少くはない筈である。之等は共に現地に於ても帝國の機關に居住の登録も出来ない爲に、華僑として居住して居り、今次の大東亞戰爭前の邦人の引揚の際も引揚げて來たものは稀であつた。

大東亞戰爭勃發前に、南洋情勢の險惡化に伴つて臺灣に引上げた籍民の數は、約三百人に達したが、其直前に於ける臺灣籍民の南洋各地に於ける散布状況は、左表の通りである。

地名	男	女	子供	計
河内	1	1	1	3
西貢	1	1	1	3
泰	1	1	1	3
新嘉坡	26	20	1	47
バタビヤ	1	1	1	3
スラバヤ	154	133	1	288
メダン	2	1	2	5
メナド	4	2	1	7
サンダカン	5	6	1	12
マニラ	9	9	6	24
ダバオ	8	3	1	12
計	253	237	23	513

上表は在外帝國機關、日本人會等に於て登録されたる籍民の數であつて、其實數は三千人を下らざることは常識的である。華僑の間に伍して表面に出ぬ數は、相當あるものと豫想出来る。今次の大東亞戰爭を契機として、多數の臺灣籍民は華僑の假面を剥がれるであらう。

五 臺灣籍民の南洋に於ける活動状況

臺灣籍民にして、南洋に於て——南支も同様であるが——勞働に従事する者は、北ボルネオに於ける臺灣拓殖株式會社の拓殖民の農業に従事する者以外は、絶無である。其の多くは、商業其他に従事するものである。馬來、爪哇に於ては、相當數

の籍民の數を豫想されるのであるが、南支を經由したものが相當數を占め、領事館に登録は勿論、各地に存在する臺灣籍民の會にも入會せず、只抗日渦中に自己保全策として日本國籍を秘匿し、華僑と稱して居る爲、正確なる數の調査は不可能であつた。今次作戰に依つて、これ等のものも其の身分を正確にするの必要あるを以て、明確となるであらう。此點泰國は帝國と特殊の關係があり、最も明確になされて居たが爲に、泰國に於ける臺灣籍民が最も組織的であり、活動的の様

に解されて居るが、事實は爪哇に於ける臺灣籍民が、最も活動して居るのではないかと解される節があるのである。

(一) 泰 國

泰國に於ける臺灣籍民の活動の歴史は古い。泰國の暹羅國の時代には、帝國は同國に於て列強と同様に治外法權を享有して居た時代があつた。南支の福州、厦門に於けると同様に、此治外法權を利用して臺灣籍民の阿片と賭博の暗の勢力が張られたのであつた。籍民不良の徒は、日の丸の國旗の陰に匿れて在泰華僑相手の阿片と賭博の巢窟を作り、甘い汁を吸つて居たのであるが、此巢窟には自衛的に暴力を必要としたために、南支南洋各地方から蟻集して華僑を恐怖せしめたものである。今日南洋華僑の間に臺灣籍民と謂へば、暴力團を聯想せしむるが如き惡印象を與へたのは、全く遺憾な事と謂はなければならぬ。其後治外法權の撤廢、帝國官憲の取締の爲に、全然其の影を斷ち、一時泰國に於ける籍民は、遂に二三の商社に止まるに至つた。

泰國に於ける臺灣籍民の新しい發足は、實に支那事變勃發後に於てなされ、此意味に於ては最も新しい。新しいが故に組織的であるのである。泰國の臺灣籍民は、事變前に於て一時は全く見るべきものはなかつたものを、事變を契機とする華僑の排日抗日に對しては、泰國は西洋各地中最も之を公正に取締つたのであるが、在泰二百五十萬と稱せらるる華僑の泰に於ける經濟的の潛勢力は、到底抜く能はざるものがあり、當時泰國の當面せる最も重大なる政治問題であつた。これに對し泰國當事者は、克く此の困難なる政治問題の解決に邁進しつゝあつたのである。華僑の日貨排斥には、泰國政府は最も公正なる取締を以て臨んだのであるが、これを抑壓するのには未だ無力と云うても支障ない程であつた。事實泰國國民或は華僑間に於ても、日本物資特に雜貨の入らぬ事は、最も苦痛の一であつた。此處に臺灣籍民の進出の餘地が發生し、臺灣籍民は日本人商社と華僑或は泰國商人との間に於ける役割を演ずる存在として、擡頭して來たのである。籍民商社の總てが、此の必要より生じたる中間的存在として發生したるが爲に、組織の必要を生じ組織化されたのである。盤谷に於

ける美達、海南、興發、泰興、泰雄、捷輪、福非等の商社は、皆事變勃發後、三井、三菱等の下請販賣業者として濺出したのである。之等は共に日貨販路の維持に、或は商權の擴張に幾多の功績を残したのである。之等は尙外に華僑郷里への送金に、日本側の銀行を通し送金を斡旋し、日本側銀行との相互理解に寄與し、華僑を感情的にも實質的にも日本に接近せしめたる功績をも見逃すことは出来ない。

泰國に於ける臺灣籍民は、支那各地に於ける籍民を除き、南洋に於いては最も組織化されて居ることは前述の通であるが、それは泰國臺灣公會を中心として團結して居る。

泰國臺灣公會 其の發生は、南洋各地に於ける華僑同郷會の發生と揆を一にし、元來親睦の機關として誕生したものであるが、之に對しては在外帝國公館の指導と臺灣總督府の援助に依つて、今日の如く稍々活動期に入つた觀があるのである。南洋各地に於ける華僑の福建公會、或は潮州公會等其の他各公會が經濟文化各方面に互に、自主的に華僑勢力發展の推進的役割を演じ、政治的に重要意義を有して居るのに反し、現在の泰國臺灣公會は政治的性格を全然有せず、帝國の在外地公館の一種の機關として活動して居る。巷間往々にして、臺灣公會に對して政治的性格を附與して其の積極的活動を促進し、帝國の南進の先驅的役割を演ぜしめようと説をなすものがあつたのに對しては、今日全く事情を異にするに至つた。

泰國臺灣公會の事業として現在行ひつつある事業の中に、幼稚園の經營がある。臺灣籍民は、其の間其の性格からして華僑と雜居するものが多い關係と、其の生活環境からして子弟の日本語慣熟に不便不利を免れず、日本人學校に於ては内臺共學なるを、入學前の子弟の日本語教育は、籍民子弟に對する重要問題である。籍民はこれらを放任するときは、困難を感じ努力を要する日本の生活より、安易な華僑的生活に移行する傾向を有するが爲に、常に適當なる指導力を必要とする。これが適當なる施設としての幼稚園の教育、日本人學校の内臺子弟の共學等は、華僑と籍民とを隔絶せしめ、籍民の有する特性を發揮せしめるに最も適當なる施設事業と謂へるであらう。現在此幼稚園に對しては、年々臺灣總督府より

二千圓乃至三千圓の經常費を補助し、内地人の保姆をして之に當らしめて居るが、相當の好成績を収めて居る。他に前述の泰國に對する實業實習生の派遣がある。それは泰國臺灣公會をして、帝國大使館監督の下に實施せしめてゐる事業の一つである。

泰國に於ける特異の存在としては、籍民にして泰國に於て二等醫師の資格を收得して、地方に於て開業して居るものが二、三あり、他に齒科醫師もある。共に臺灣に於ては資格を有せざるものが、齒科の技工として或は藥局生等として種々習得せる醫術を以て、泰國に於て醫師の資格を收得する便宜となつたが爲であらう。因に現在泰國に於て活動中の主なる籍民の職業別統計は左の通りである。

職業別	數	職業別	數
醫師	三	個人商店員	二六
嶺山業	一	酒輸入業	一
自轉車商	一	個人商店	一七
臺灣茶輸入業	六	官吏	一
會計	一三	計	六八

それは臺灣より相當建識の者を送り、相互連絡の下に支店或は出張所として經營されて來たからである。昭和十六年七月の英蘭の資金凍結に際しては、盤谷に滞貨した臺灣茶は自由に馬來方面に流れたので、臺灣の茶商中には盤谷を通じて新嘉坡方面に臺灣包種茶の輸出を計畫したものがあつたが、計畫的に實行されず大東亞戰爭の勃發となり、泰國も其の渦中に入つた。

會社員は内地一流貿易商の店員であり、三井、三菱等の社員であり、華僑との取引に於て通譯其の他で特に重寶がられて居る。將來此種の地位に籍民の進出は促進されるであらう。

個人商店は、所謂三井、三菱等の大貿易商の下請業者で、華僑に對抗し或は其の中間的媒介者として重要であつた。臺

灣總督府に於ける規ひ處でもあつた。然も今後此地位は變化を免れ得ないであらう。在泰國臺灣籍民有力商社名を列記すれば、次の通りである。

- 一、美達洋行 經營者 陳大棟 三井、三菱の下請販賣。雜貨の販賣、土産物の買上げ。約二〇萬バートの資金を有す。
- 一、海南洋行 經營者 洪培煙 三菱の下請販賣。十數萬バートの資金を有し活動中、洪培煙は現在臺灣公會の會長。
- 一、泰興實業公司 經營者 紀澤來 輸出入雜貨取扱。
- 一、芳春棧茶行 茶販賣專門 臺北市新芳春茶棧の女婿なり。
- 一、南海洋行 經營者 郭文彬 茶及雜貨の取扱。
- 一、福非公司 經營者 蔡樹本 三井の下請け雜貨の取扱。
- 一、泰雄洋行 經營者 王彩雲 五金取扱(金物商)、王彩雲は早大出身者にして、資産十數萬バートを有す。
- 一、捷輪公司 經營者 林正發 自轉車、自轉車販賣並に雜貨取扱。
- 一、秀峯茶棧 經營者 王啓瀛 茶専門販賣。
- 一、興發公司 經營者 辜炳衡 米の輸出、信局、東亞海運切符取扱等。資力約二十萬バートを有す。
- 一、協同公司 經營者 郭讚壽 三井の下請販賣、土産品の買上げ。資力十數萬バートを有す。

(III) 佛 印

佛領印度支那は、佛蘭西當局の措置として外國の經濟的進出を最も頑強に拒み、殆んど禁止的制限をした爲に、臺灣籍民の今日迄の發展上最も困難な地方であつた。只纔に西貢に於て、福泉盛、川記等の貿易商の進出あるに過ぎないが、其

の活動の範圍は自ら制限があつた。然し籍民の發展は、南部佛印に於ける産米に對する臺灣籍民の活動上の新しい分野が
残されてゐる。河内に於ては全く籍民の活動として見るべきものはないが、西貢に於ては左記は稍々見るべきものとして
掲記する。

一、福泉盛洋行 經營者 周金假 雜貨、茶、海產物取扱。

一、川 記 經營者 陳朝陽 雜貨取扱。

一、海南洋行 經營者 陳學海 雜貨輸出入、土產品買上げ。

一、連 信 經營者 邱連信 大南公司代理店、雜貨取扱。

以上は共に堤岸に店舗を開き、華僑と雜居し、原出人乃至は華僑を對象として營業して居る。

(三) 比 律 賓

比島に於ける臺灣籍民は、臺灣とは地理的に近接し、在比華僑と殆んど其の祖先の故郷を同うしたる點等より、相當數
に上り、且つ活動に便宜の如く考察されりたる處なるが、事實は之に反し、從來同地は内地人に比し籍民の渡航困難な
りし、臺北間の貿易の旺盛ならざりし爲、蘭印、馬來等に比し其數大ならず、且つ、經濟活動又微々たるものにして、今
後に俟つべきもの多し。

比島在留の臺灣籍民は、概ねマニラ地方に在住し、醫業雜貨業等に相當の成功を收めたるものもあるも、他は概ね商社使
用人にして、經濟的地盤確定せるものと謂ひ難し。尙比島に於ても、華僑に伍し臺灣籍民たることを表明し或は表明せざ
る者あるが、内、籍民を公表し相互の親睦と福祉の増進を圖り、皇國臣民としての義務觀念を有する團體としては、臺灣同
郷會なるものがある。同會は會員二十名程度にして、創立後日尙淺く、其の活動に特に認むべきものなく、未だ事業等を
實施する程度に組織化されず、未だ俱樂部の域を脱せざるものである。然も此等會員は、臺灣關係の内臺人を問はず其の
親しみを厚くし、臺灣より知名の士等渡比するときは、共同して歡迎會を催して旅の勞を備ひ、且つ同郷の念を温むる外、
旅行調査等には便宜を與へて、其の本分を盡して居る。又臺灣籍民中には、其の會に入會することに躊躇逡巡せるもの多
數あるが、特に比島に於ては帝國の國威の宣揚せらるゝと共に、自ら馳せ參するに至るべきは火を踏るより諒かにして、
臺灣籍民の同郷會等の盛衰が、皇國の國力と微妙なる關係に置かるるのである。

現在マニラ居住の臺灣籍民の職業別人口は左表の通りである。

職業種別	人數
醫 師	三
雜 貨 商	五
會社商店員	八〇
新聞記者其他	三五
計	一二三

上記の醫師の内一名は、臺北醫學專門學校卒業生にして、一名は慶應醫學部出
身であり、他は不明なるも、共に比律賓に於ける醫師資格試験に合格したるもの
である。此外マニラ以外に於て開業中のもも若干ある。雜貨商は華僑に伍し、
比島人相手の小賣商であり、會社銀行員は三井物産、大同貿易其他邦人バザーの
店員又は華商の店員である。新聞記者は東亞時報社の記者、漢藥種商等にしてピ

ール會社の技師二名も含まれて居る。

前表はマニラ市に於ける臺灣籍を表明せるものの數であり、他に臺灣籍を表明せざるものも數十人と推定され、全比島
に於てはこれに數倍するであらう。

(四) 昭南島及馬來

舊英領馬來は、英領時代に於ても同地開發上華僑の勞力を要求した爲に、渡航は他の諸地域に比し安易であつた爲に、
南支を経て華僑として密渡航した籍民が、最も多數に上つて居ると豫想さるゝ處である。且つ同地は、最も安易に求職し
得られたのである。然し同地には、全く臺灣籍民の同郷會の如きものなく、一部の有産者若くは知識階級の一部が新嘉坡
日本人會に入會して居るに止まり、臺灣籍民のみの團體に依る活動は全くなかつた。

籍民の経済的の活動も非常に消極的であり、華僑其の他の経済的勢力には全く對抗し得べくもなく、所謂籍民の勤勞階級の集合した處と見ても差支ないであらう。それは左の昭南島に於ける帝國總領事館に登録された昭南島籍民の職業表に依つても明かである。

職業種別	人口	職業種別	人口
醫師	二	會社社員	二
藥局及藥局生	七	骨董商	一
印刷業	二	錫礦業	一
商業	四	俳優	三九
看護婦	一	計	五九

馬來のゴム林或は錫礦山の華僑勞働者の間を卑俗な歌劇を演じて歩いて、簡易な生活を續けて居るのである。其の他醫師は、共に臺北醫專の卒業生であり、藥局は漢藥種商である。印刷業の二は特異の存在であるが、商業の四、錫礦業の一の如きは、甚だ淋しい感を與へる。然しシンガポールの昭南港としての新發足は、籍民の將來に於ける活動に新たな希望を見出し得るのである。

馬來半島に於ける籍民の活動狀況も之と大同小異であつて、次表の通りである。

職業種別	數	職業種別	數
會社員	九	製糖職	一
醫師	四	其他工	一八
護謨園主	一	其他	一〇
護謨公司	一	計	四五
藥劑師	一		

護謨園を小規模乍ら經營して居るものがある。醫師は登録されて居るのは四人であるが、共に臺北醫專專門學校の出身者

であり、中には事業會社の雇醫師として渡航し、後現地に於て開業したものもある。其對象は華僑を主として居り、馬來に於ける籍民中では最も高級の生活をして居るのである。自ら護謨園を經營して居るものがあるが、三五公司に於て勤務中習得したる經驗を基に、自營するに至つたものであるが、其成否は將來に屬する。護謨公司の經營者も亦然り。同地に於て籍民にして雜貨商を華僑に伍して經營中のものもある筈であるが、表面に出て來ないのは華僑の排斥を怖れて、日本籍を表明しないからであらう。馬來では特に排抗日は熾烈であつて、邦人商社の看板が夜間コイルタールで塗潰されてあつたと云ふ様な例もあり、邦人の自營商業は容易ではなかつたのである。職工として登録されて居る十八人は、日本鑛業に働いて居る大工、鐵工、電工、製材工其他である。之等は共に臺灣より日本鑛業の手で渡航したものであり、最近渡航したものが多い。石原鑛業、飯塚鑛業に於ても、同様苦力監督として事務員として渡つた臺灣籍民は相當數あつたが、排日の爲の支那人苦力の下山に伴ひ歸國したり、或は現地に於て轉業したものが相當ある。其の他に屬するものは俳優と賣藥行商等で、極めて低級な生活をなして居るものである。

馬來半島は、臺灣籍民が將來に於て最も重要な役割を演ずべき處であり、其の將來は期待さるゝ所がある。

(五) 蘭 印

蘭印に於ける臺灣籍民の狀況は、最も詳かでない。それは爪哇と臺灣との關係は最も古いに係らず、遠距離にありたる爲領事後の海外渡航は近きを選んだ關係であらう。然し統計的には、兎角臺灣籍民が最も経済的に活動したる舞臺は、爪哇を中心としたる蘭印である。籍民の數も最も多く、特に日本籍を表明しない籍民も亦最も多いのである。爪哇に於ける臺灣籍民を統合して、これに組織を與へ、経済的に活動せしめ、帝國の商權擴張或は日本品の販路維持の先驅たらしむることは、最も効果的であるとの前提の下に、臺灣總督府に於ては之が指導に乗り出し、調査を開始した事もあつたが、地理的に非常に遠隔であつたのと、籍民が各地に散在して居り、これを團結せしむることに困難であつたのと、更に大きな

原因は、蘭印に於ける籍民は其發展が經濟的であり、且つ古い關係上在蘭印華僑との關係が密接不可分の状態に置かれて居た爲に、華僑と接觸して居る方が生活に安易であつたからである。

蘭印爪哇の中心都市バタビヤ、スマラン及スラバヤに於ては、臺灣總督府指導の下に一時臺灣公會の結成を見たが、其の會員數餘りに僅少なりし爲、會自體の活動は不能であり、全く俱樂部の範圍を出でず、事業等の實施不可能であつたために、總領事館、領事館の指導下にある日本人會に加入せしめて居たのであつた。然し爪哇等に在留する籍民の大部分は

職業別	店主	店員	計
小賣雜貨商	三二	七	三九
木炭商	五	四	九
鐵工業	四	五	九
野菜栽培	四	一	五
醬油業	一	一	二
製菓業	一	一	二
帆布商	一	一	二
清涼飲料水製造	一	一	二
漁業	一	一	二
賣藥業	一	一	二
醫藥師	一	一	二
無免許醫師	一	一	二
齒方醫者	一	一	二
漢方醫者	一	一	二
齒科材料商	一	一	二
無職	三九	二六	六五
計	七〇	九六	一六六

此日本人會に加入を喜ばず、加入する者は有力商社の社員或は醫師等の一部インテリ階級に屬するものであつて、他は自由なる立場に在り、都合の好い時は帝國領事の世話になり、都合の悪い時はこれを離れると云ふ地位を保ち、又全然籍民たることを内外に秘匿して居たものが多い。特に華僑を装つて、經濟的に安定して居る者に此部類に屬するものが多い状態であつた。日本人を表明して排日の矢面に立つより、華僑の仲間入りをして自らの安泰を願つて居たものが多かつたのである。此結果蘭印に關する限り、帝國の領事館に登録されない籍民が、最も多いと豫想されるのである。

蘭印に於ける籍民の職業の業態は、千態萬様である。最も有力なる華僑の仲間入をして居る者から、下は労働者に至る迄あつて、其の統計の正確を期することは最も困難である。上表はバタビヤ在留の籍民の調査表であるが、籍民のバタビ

ヤ市に於ける一面を表示したに止まり、奥地其他に於て日本籍を秘匿して居る者は、此數の二倍以上に達するであらうと謂はれて居る。特に子供の出生等に當つては届出をなすものは稀であるとさへ謂はれて居る。

前掲表中、雜貨小賣商三二を除いて、製造業に従事するものゝ多いのは、特異なる現象と謂ふべきであるが、これ等はバタビヤに於て相當の生活をして居る籍民の統計であると見て好いであらう。次に其の資産の状態を調査したるものを見れば上表の様である。

スラバヤ市に於ける日本人會員たる臺灣籍民の職業別人數は次表(上)の通りで男三〇名であるが、此處でも同様國籍秘匿の者は相當豫想出来るのである。

職業別	人數	職業別	男	女
日用雜貨、物産仲介、輸出入	八	茶商	一	一
鐵工業	一	齒科醫	一	一
齒科醫師	四	會社員	一	一
醫藥師	二	商社員	一	一
藥房	二	計	一〇	二
會社員	一			

註 此の表には業主のみを掲げて其家族使用人は計上されて居ない。

男三人と女一人で、男は會社員と店員である。メダンに於ては藥種商一と齒科醫一があるのみで、他は詳細不明である。

蘭印に於ける臺灣籍民の數は、數千に上つて居るとも想像出来るのであるが、其の一例はチェリボン市に於ける昭和十五年六月の日本人會々員たる籍民は齒科醫師一名であるが、同地に於ける籍民は事實上四〇名に達して居るのであつた。

(六) 北ボルネオ

北ボルネオは、曩の大正四年ボルネオ拓殖組合を通じての一千名の農業移民後に於ける現地事情調査の結果、臺灣籍民の農業移民地と最も將來性あるを以て、臺灣拓殖株式會社にて之を計畫し、臺灣總督府後援の下に昭和十三年第一次移民として、籍民農民中の希望者より選抜して、家族移民七家族三十八名單獨移民十七名を入植せしめたが、其成績は臺灣籍民の素質の向上が反映して極めて良好であつた。其後第二次入植を計畫せるが、現地の政治情勢上實行困難を豫想され實現を見ず今日に至つたが、今後に於ける最も重要な事業の一となるであらう。

サンダカンを中心として在留せる臺灣籍民の職業別人数は左表の通りである。

職業種別	人数
農業	二八
醫業	一〇
商業	九
労働者	三
その他	九
計	五九

上表の中には、大正四年渡航した農業移民五家族が含まれて居り、他は新しい臺灣拓殖株式會社の農業移民である。曩の農業移民一千名は、既に全蘭印に散在し其の詳細は知るべくもない。

醫業の十人は、全部臺灣に於ては無資格者であるが、技術優秀なるを以て、華僑原住民間に絶大の信用を博して居る。

醫師としての臺灣籍民の南洋各地に進出せるものは、脈々とした一聯の關係を有するが如くである。佛印は極端なる入國制限と營業上の手續困難の爲に、籍民醫師の例を見ないが、泰國に入りては盤谷市及南部泰シンゴラに各々一人宛の泰國二等醫師として華僑泰人間に重きをなして居るものがあり、他に盤谷市に齒科醫一名あり、馬來に入りてはクアラルンプール、イボ等にも籍民にして醫師を開業して居る事實があり、ジョホール州の護謨園及昭南港に於て開業中の有資格者若干の外は、無資格者が相當數に達する見込であり、更にスマトラに渡りてはメダンに於て齒科醫師一名の籍民が日本人會に加入して居るが、華僑に伍して開業して居ることは旅行者の語る所である。

爪哇に渡りては、バタビヤに無免許醫師を含めて三人の醫師と五人の齒科醫師が登録され、スラバヤに於ては齒科醫師二人、醫師二人が、スマラン、チェリボンに於ては各一名宛の齒科醫師が登録されて居る。其中バタビヤに於て醫院を開業して居るのは、慶應醫大出身で蘭語に依つて正式に蘭印の醫師試験に合格したもので、臺灣籍民の爲に萬丈の氣を吐いた一人である。

舊蘭領の南ボルネオ、セレベスに於ける醫業の状態は明かにされて居ないが、北ボルネオに於ては醫業として一〇人が臺灣籍民から登録されて居り、比島に於てはマニラ市に於て二人の醫師が居るが、それは比島の醫師試験に合格したる錚々たるものである。

南洋に於てはマラリヤの治療法一つ知つて居れば、醫師として生活して行かれると謂はれるが、臺灣に於ける熱帯醫學の進歩は、臺灣より殆んどマラリヤを驅逐して、今日の臺灣を出現したのであるが、臺灣に於て苟も醫業に携つたものはマラリヤに關する知識のないものはない。これが南洋に於て人氣を博した所以であらう。將來に於ける臺灣籍民の南方に對する發展性を示唆したるものとして、特に興味深い。

(七) 華南銀行と臺灣籍民

臺北市に本店を有する株式會社華南銀行は、臺灣籍民の資本と其の人的要素を結合せしめて成り、華僑の金融工作を目的として大正七年臺北市に設立して、其翌年河内、海防、新嘉坡、蘭貢、スマランの各地に支店を設立し、臺灣銀行後援の下に華々しい出立を見たが、間もなく歐洲大戰後の不況と南洋華僑の排日に遭遇し、遂に昭和三年に至り其の一部、即ち蘭貢、河内、海防の三支店閉鎖の已むなきに至りたるは、今次の支那事變に遭遇し始めて痛切に其の不覺を悟りたる處なるが、新嘉坡及スマランの兩支店は克く困難と闘ひ、臺灣銀行の新嘉坡、スラバヤ、バタビヤ支店と共に、大東亞戰爭に及んだ。華南銀行の金融の對象は、總て華僑若くは臺灣籍民であつた。其の將來に於ける同銀行の華僑に對する金融上

第三部 第二章 臺灣籍民の南洋に於ける活動状況
の種蕃は、益々傾倒さるゝであらうことは期待さるゝ所である。(大田修吉)

第三章 南方圈に對する臺灣の施策

總説——文化關係施策(文化關係施策機關—新聞事業—教育施策—醫療施設—其他文化關係施策)——經濟關係施策(金融施策—國策會社の設立及び其の助成)——公共事業施策——(交通通信施策—大東亞戰爭勃發に伴ふ總督府の協力概要)——結語

第一章 總説

臺灣總督府の南方に對する具體的施策の實施は早くも領臺直後の明治三十年に初まる。即ち臺灣の地理的位置及其の宿命的使命に鑑み、總督府に於ては領臺直後の治安確保、臺灣經濟の開發等、多忙なるにも拘らず、之と併行して南支南洋に對しても深き關心を拂ひ、之が各種の既策となつて現はれて來たものであるが、然し之等の施策は頭初南支那に對する文化關係施策を主體とし、經濟的のものに及ぶこと尠く、又南洋に對するものは大正年間の初頭第一次歐洲大戰勃發頃迄は誠に微々たるものであつた。

然し此の期間に到る迄は、日本自體が未だ南洋との關係が盛んならざる時代であつて、臺灣としても止むを得ない時ではあつた。然もそれにも拘らず臺灣經濟の開發と云ふ重大事業と併行して、臺灣を中心とする南方への經濟發展を企圖してゐた總督府の努力は、第一次歐洲大戰を一大契機として邦人の南方に關心を有する者次第に多きを加へ、一方大正三年爪哇スマランに開催された萬國博覽會に於ける本邦商品の壓倒的稱讚に基く對南洋貿易の進展機運に乗じ、大正五年總督

府の提案によつて大阪商船新高丸に我國朝野の有志六十數名を便乗せしめ、約二ヶ月間に亘つて南洋各地を巡航せしめると共に府内の調査課をして南洋の政治經濟及一般事情に關する調査を率先開始せしめたのである。

此の南洋巡航船の巡航は貿易のみならず其の後我國の南洋に對する農企業其他の事業の經營發展に重大な意義を持つものであり、調査課の調査（現在外事部繼承）は所謂縁の下力持ちながら我國人の南洋に關する啓蒙に貢献し、其の蒐集せる資料（現在主として南方資料館委管）は我國に於ける比類なき資料として誇るに足るものである。

斯くの如く第一次歐洲大戰當時、臺灣は極めて活潑に南方發展への努力を拂つたが、戦後の反動的現象として臺灣の斯かる南進性は著しく萎微し、此の振はざる状態は昭和十年頃迄続いたのである。

斯かる現象は、臺灣總督府の努力にも拘らず、臺灣産業の發展段階よりして臺灣と南洋との經濟關係が極めて稀薄なる事に由來する。即ち從來南方との經濟發展の主力をなした商品交流に於ても、臺灣は包種茶を除いては南洋に輸出すべき何物も持たず、企業方面に於ても輸出すべき臺灣独自の資本を持つてゐなかつた。此の事は臺灣の從來の植民地的性格と臺灣の過去の産業政策の然らしむる處であつて、南洋との經濟的關係の稀薄性の一因も其處に端的に之を窺ひ得られるのである。

過去の臺灣の産業政策は、勿論臺灣其のものに内在する産業發展の諸條件に基礎を置くものではあつた。然し斯かる内在的諸條件を基礎として如何なる産業の發展を選ぶべきかと云ふ點に於ては、先づ第一に考慮されたものは内臺間の經濟上の利害關係の調整と云ふ點であり、其の爲に日本内地の經濟的乃至政治的要求が其の根幹をなして居たものであつて、過去の臺灣は日本内地の經濟整備の一翼としての寄與をなすに餘りに忙しく、従つて經濟的には我日本の南方政策の基地として活躍するに足る程の餘力を發揮する餘裕に豊かで無かつたとも云へるのであり、又農業を主體とする臺灣産業の利潤が其の地元還元の相當高きにも拘らず之等は多くの場合土地に投資され、爲に他企業に用ふべき資本の蓄積に見るべきものがなかつた事にも因るのである。

然し臺灣が帝國の一部として經濟的に受持つべき役割は、今迄の如く日本内地の經濟的寄與のみに止まるべきではなく、又日本内地の經濟發展段階よりしても、臺灣の地位を十分に活用し、且つ其の機能を遺憾なく發揮せしむる事が再認識されて來た。そして臺灣の物心兩面を擧げて本來の使命に立戻るべき新たな施策への考慮が眞剣に要求され、昭和十年頃より臺灣の南方に關する施策も此の方面に沿うて再び活潑となり將來の一大發展を期待され、又努力されてゐるのである。

蓋し臺灣の持つ對漢民族政策及熱帯地經營上の具體的知識及經驗と、從來外的要素の爲に兎角間歇的に陥り勝ちたる惡條件にも拘らず、努力し續けて來た多年に亘る南方施策の結果は、南方に對する特殊の知識經驗と現地に於ける相當の既存施設を有し、更に外地綜合行政の利點として各部門に亘る人的物的の陣容を擁し、必要に應じて直ちに之を南方に引き得る體制に在るが故に、之等臺灣の特性が各般の施策に於て事實上如何に顯現反映せられるかは今次事變以來南支各地に於ける應急處理及其の後の建設過程に於ける實績に徴しても明かであつて、斯かる事は、今後帝國南方施策遂行上臺灣の受持つべき分野を明確に指すものであり、既に總督府は、大東亞戰爭による南方圈建設途上に於て最も有效適切なる施策を講じ、其の使命達成に邁進しつゝあるのである。

第二章 文化關係施策

第一節 文化關係施策機關

臺灣總督府の文化關係施策機關として擧ぐべき主なるものは善鄰協會、博愛會、共榮會の三者である。此内善鄰協會は新聞事業に、博愛會は醫療施設に從來共に従事し夫々古き歴史を有するものであつて、今次事變、更に大東亞戰爭への進展と共に益々陣容を整備擴張し、目まぐるしき活躍を呈してゐるが、共榮會は今次事變によつて新に總督府により設立さ

れた文化宣傳機關であつて、昭和十三年十月三日、厦門の復興建設に關し、和平親善工作の遂行上取り敢へず厦門を目標として創設せられた半官半民の團體であつたが、其後南支情勢の進展により廣東、汕頭、海南島に對しても同會事業の進出を見るに到つて本部を臺北に移し大東亞戰爭への發展と共に南方地域にも進出しつゝある。共榮會は臺灣と南洋を一環とする文化、經濟の相互提携並に共同の福祉を増進することを目的とし、其の事業は日語講習所の開設助成、育英事業、施療施設、映畫館の經營及巡回映寫、救護事業等の文化社會事業の外、農事助成、畜産改良等の投産事業等も行ふものである。

第二節 新聞事業

臺灣總督府の南方に對する施策中、最も早く手を着けられたのは南支那に於ける新聞事業の經營である。即ち領臺直後の明治三十年早くも福州に於ける漢字紙福報を買収し、之を「閩報」と改稱經營を開始し、續いて明治四十年には厦門に於て臺灣籍民江保成を社長として「全閩新日報」を創刊せしめた。全閩新日報は當時厦門唯一の新聞として活躍したが、大正六年總督府外郎團體として善鄰協會設立せられるや、大正七年に閩報、大正八年に全閩新日報の經營を同協會の手に移した。之等兩紙は共に社勢に消長はあつたが、終始一貫よく日支親善の帝國々是の闡明等所期の使命を遂行して來た。而も滿洲上海事變を契機とする辛辣なる排抗日運動を乗越え、今次事變勃發後は支那側新聞のデマ宣傳に對處し、事變真相の闡明を第一とし、堂々の論陣を張つて最後迄奮闘したが遂に臺灣引揚げの爲一時停刊の已むなきに到つた。

然し南支作戦の進捗に伴ひ、昭和十二年金門島の攻略成るや、同島に於て全閩新日報を復刊して積極的新聞宣傳工作を開始し、更に昭和十三年五月厦門の攻略に従ひ同地に復歸し、日刊紙を發行すると共に南洋華僑向旬刊小型紙「華僑新報」「民聲報」同月刊雜誌閩譯を刊行する等事變對處工作に邁進しつゝあつた。

更に事變の進展に伴ひ、香港島に難を避くる支那要人の益々多きを加へ、蔣政權の策動と米英等の對支權益擁護挽回の

奸策によつて香港は對日抗戰の策源地と化し、各種の逆宣傳行はれ居たる爲、之を打破する爲に、同地唯一の邦人經營紙たる「香港日報」を昭和十三年十一月より善鄰協會をして買収經營せしめたが、更に同社に歐文印刷部の設置を待つて昭和十四年七月より週刊英字紙「ホンコン・ニュース」を發行し、大東亞戰爭に到る迄之を繼續發行した。

尙、昭和十三年待望の廣東攻略を終るや、元一星粵日報社跡に創設間なき「廣東迅報社」の經營を同じく善鄰協會をして引受けしめ、同社は「廣東迅報」の外に和文紙「南支日報」を發刊し、更に汕頭に於ても汕頭攻略後、昭和十四年九月より日刊新聞「粵東報」の發刊を引受け汕頭粵東報社の經營をなさしめて來た。粵東報社は粵東報の外、和文版及週刊紙の刊行にも當つてゐる。

以上の如く總督府は外郎團體善鄰協會をして帝國南支言論宣傳上必要なる一環狀線を完成したが、此の言論環狀線は昭和十五年を期して遠く泰國に延び、更に馬來、比律賓其他各他に於て適當なる新聞の經營をなす計畫の下に着々準備を進め、既に買収經營を具體化せんとしつゝある時に大東亞戰爭を迎へたものであつた。

第三節 教育施策

總督府の南方に對する教育施策は、獨り南方在留邦人兒童に限らず、現地人子弟にも及んでゐる。即ち總督府は臺灣の特殊性に鑑み、相互提携の基調として且又臺灣關係者進出の促進策としても、教育機關の設置を痛感し、特に南支に於ては内地人子弟教育の爲に日支事變前、福州、厦門、汕頭及廣東に小學校（現在國民學校）各一校、又臺灣人子弟教育の爲福州（東瀛學校）、厦門（旭瀛學院及其分校三）、汕頭（東瀛學校及其分校一）を設置してゐた。之等は何れも日本居留民會又は臺灣公會の設立に係るものであるが、其の教員は總督府より之を派遣し經營費及臨時費の補助をなしつゝあつたもので、校運漸次隆盛となると共に支那人の子弟をも收容して親善増進に資して來たものである。

南支に於ける教育事業としての歴史は既に明治三十二年より厦門に於て東亞書院の設立又本願寺經營に係る泉州彰化學

堂等に對する援助に始まるものであるが、之等は何れも外的要素の爲に數年を出でずして廢絶するに到つた。

然し臺灣の開発に伴ひ南支との關係一層緊密の度を加へ來ると共に、南支在留臺灣人子弟に教育を施し忠良なる日本臣民たらしめ、且つ彼等を介して日支親善の基礎を固むる事は東亞に於ける帝國國運の伸展上須要缺くべからざる事なりとの見地よりして、先づ明治四十一年福州に東瀛學堂（後東瀛學校と改稱）を創設したが、更に在留内地人の數を増すにつれ、日本人小學校開設の必要を認め、明治四十三年に福州日本尋常高等小學校を設立した。此年厦門に於ては旭瀛書院の設立成り明治年間既に相當の經綸を行つて來たが、大正六年には旭瀛書院の一部を假校舍として厦門日本尋常高等小學校を開校し、更に南支各地に於ける在留内地人及臺灣籍民の増加及び之が活動の積極化に伴ひ、昭和三年に汕頭東瀛學校、同四年には廣東及汕頭に日本尋常高等小學校の開設によつて、南支要地に於ける邦人子弟教育施設の完備を圖つて來たが、之等學校は事變勃發後一時全校引揚げの運命に遭つたのである。

然し之等教育施設は其後各地の攻略成るや現在福州を除き總督府の復舊費によつて何れも再開せられた。即ち先づ厦門に於ては昭和十三年九月旭瀛書院及小學校（現在國民學校以下同）が厦門に本校、鼓浪嶼に分校を再開し、昭和十四年五月廣東小學校、昭和十五年一月には汕頭日本人小學校及東瀛學校が夫々開校せられた。

更に新に昭和十七年度より第二懸案計畫中の厦門商業學校が開設された事は從來の教育施設が初等教育に限られて居た事よりの一大前進であり特筆すべきである。

次に今次事變後に於ける新施設教育機關として共榮會の助成經營に係る日語學校乃至日語講習所の開設があり、其の數は既に數十を數へてゐる。

南洋方面への教育施設に就ては、從來南洋各地の指定國民學校が外務省管轄のものたる爲、積極的に之に及ばなかつたが、昭和十五年度より南洋各地の指定國民學校に對し總督府より臺灣の現職國民學校訓導を派遣し、之等南洋所在國民學校經營の後顧の憂を輕からしめ、更に海外在留邦人子弟の中等教育に便ならしむる爲、特殊の使命を帯びて設立せられ、

南方在留邦人子弟の多數在學する臺灣高雄商業學校に對し、臺灣南方協會より所要經費の補助をなさしめて來たが、他の學校入學者に對しても之を均霑せしめ且つ多數入學を獎勵すべく適切なる工作を計畫中である。

第四節 醫療施設

臺灣總督府の南方に對する醫療施設は從來博愛會を以てする南支那に於けるものを主體とした。即ち南支那各地は醫療施設の甚だ不備なる處多く、海外發展の第一線に立ちて永住的に活動せんとする在留邦人の保健上憂ふべき状態にあつた爲に、之等邦人の保健並に支那民衆の宣撫に資する目的を以て臺灣總督府は先づ大正六年厦門居留民會との協議打合せにより厦門博愛會の組織を見、博愛會醫院を開設したが、更に大正七年には廣東及福州、大正十一年には汕頭に何れも博愛會をして醫院を開設せしめ活躍中の處、今次事變勃發後何れも一時引揚げの止むなきに到つた。

然るに各地の占領により在來の各醫院は直に之を修理復舊せしめ診療を開始し、新に海南島海口に本院を、佛山、三亞及潮州に夫々分院を、其他附近の地に分診所を設置し、尙南寧及欽縣には診療防疫班を派遣せるが、其間各地博愛會は合同し、總督府總務長官を會長とする大博愛會を結成し、積極的活動を開始した。

南洋に對するものは從來ダバオ病院、ピレツ病院、タワオ病院及新嘉坡同仁醫院に補助金を交附し以て在留邦人の保健衛生の改善に資する程度であつたが、昭和十六年五月以降先づ泰國に對し總督府熱帯醫學研究所員を主體とする十數名の研究班を編成、之を派遣し、南北泰各地に互りマラリヤ其他の風土病、飲食物、住居等其他衛生各般に及ぶ調査研究に當らしめ、大東亞戰への進展後も繼續實施中であり、更に同派遣研究班員中泰國醫師試験に合格せるを機に盤谷市に博愛會診療所の開設を見た。

尙佛印に於ても在佛印特派大使府よりの要望により、河内及西貢に博愛會病院の進出の爲、取敢へず兩地に診療班を派遣する事とした。

更に香港に於ても博愛會醫療班及防疫團の派遣をなした。
以上の如く、從來南支那を主體とした博愛會の醫療施設は大東亞戰爭の進展に伴ひ、廣く南方園各地に及びつゝあるが、從來帝國に於ける唯一の熱帯地臺灣の熱帯醫學の修練經驗は南方各地に於て益々其の偉力を見せんとしつゝあるのである。

第五節 其他文化關係施策

其他文化關係の施策としては公榮會による親善事業あり、又總督府南方施策の綜合的實施を目的とする臺灣南方協會の設立、又日本文化及科學の紹介と自然的環境に依る親善増進を計る爲東亞諸地域との留學生の招致及交換其他交驛事業の實施及計畫、更に日本と南方との文化交驛、調査研究、提携促進等を目的とする南洋協會、大亞細亞協會、東洋協會、日泰協會其他十數個の公益團體に對し多年補助金を交付して之が事業の助成を圖つて來たこと等が擧げられる。

第三章 經濟關係施策

第一節 金融施策

南支南洋に對する邦人企業の進出及一般商業貿易の進展を圖る爲の總督府の金融施策を代行するものは臺灣銀行及華南銀行の二銀行であり、又臺灣拓殖會社を通ずる拓殖金融があるが、總督府は從來共何等かの形に於て邦人企業及諸團體に直接援助ヲ與へ之を助成して來たものである。然し其の内容は之を詳かにし得ない。

臺灣銀行は臺灣の中央銀行としての役割を果すと共に積極的に對南支南洋の貿易爲替資金の供給及拓殖金融機關として活躍すべく設立され、其の具體的表象は同行發行兌換券の圖案に迄取入れられたものであつて、開業の翌年たる明治三十

三年には早くも廈門に、又明治三十六年には香港に夫々支店を設け、更に福州、汕頭、廣東と明治年間既に南支那の要地に五つの支店出張所を開設し、更に南洋に於ては大正元年新嘉坡に邦人銀行として最初の支店を開設し、同四年スマラバ、六年スマラン、八年盤谷(大正十四年事業縮小の爲閉鎖)、十年バタビヤと大正年間に南洋各地に五つの支店或は出張所を増設し、一方華南銀行は大正八年進出邦人の資金供給及華僑を對象とする金融工作に當らしむる目的を以て日支合辦組織にて設立され廣東、新嘉坡、スマラン、西貢及海防(此の佛印二支店は昭和三年閉店)の五地方に支店又は出張所を進出せしめ、之等臺灣關係二銀行の南支南洋各地の支店網を以て臺灣總督府の南方に對する金融施策に當らしめてゐたが、第一次大戰の反動によつて之等兩銀行の業務は消極化へ轉換するの止む無きに到つて總督府の金融施策も活潑さを缺くに到つたが、然し昭和五、六年頃より邦人企業資金の助成に就ては總督府は依然努力に吝かならず、更に昭和十年頃よりの臺灣經濟の再進出に關聯し、昭和十三年にはマニラに臺灣銀行支店の新設を見たが、今次事變の進展に伴つて兩行共に南支那及海南島の要地に支店乃至出張所を増設し大東亞戰爭への進展と共に爪哇、比律賓、ボルネオ各地に支店の増置されたもの多く、それと共に公金取扱業務要員として行員を派遣せしめたる地方は甚だ多數に上つてゐる。

而して此の兩行特に華南銀行の邦人企業貸付金に對しては利子補給の組織を以て在留邦人の事業を助成しつゝあり、斯かる邦人企業の助成は更に擴張を見んとしつゝある。

第二節 國策會社の設立及び其の助成

(一) 臺灣拓殖株式會社

臺灣拓殖會社が、昭和十年の臺灣總督府主催になる熱帯産業調査會の答申に基き、臺灣産業の開発、南支南洋との經濟提携の目的遂行機關として昭和十一年秋設立された半官半民の國策會社たる事は既に年報第一輯に於て述べた如くである

が、臺灣の生産擴充に關聯し、南支南洋との經濟提携を益々緊密にする爲に同社は既に南支南洋に於て幾多の事業に着手して居り、總督府は之が事業實施上適切なる指導助成及監督をなすつゝあるものである。

其の南支南洋に於ける事業の概要は次の通りである。(公共事業に就ては其項参照のこと)

佛領印度支那—佛印に於ける臺灣の事業は其の持株會社たる昭和十三年設立の印度支那産業會社(佛國法人—本店河内)及昭和十五年設立の印度支那礦業會社(佛國法人—本店河内)の二社をして鐵、滿鐵、クロム、燐灰石、其他一切の礦物の調査、採掘、買鑛等に加へて農林、水産物、工業製品其他一般商品の買入、加工、輸出入並に運搬等の諸事業に従事して來たが、更に河内市附近に印度支那米ジユート試作農場の經營、及佛印の北部及南部に佛印棉花試作農場の經濟に醸金し以て米、ジユート及棉花栽培に關する基本的調査及試験を行ひ佛印の農産改良に資せんとしてゐる。

泰國—泰國に對しては其の持株會社たる臺灣棉花株式會社を進出せしめ棉作事業及之が附帶事業を經營中の處、更に臺灣の熱帯農業に關する技術經驗に依る同地の農業開發を圖る爲泰國農業試験所を盤谷附近に設け、育種農藝、農藝化學、病理昆蟲、畜産農具等に關する研究試験を行ふと共に優良種苗の育成配布、農業經營調査及研究並に試験企業の經營に及ばんとしつゝある。

比律賓—比律賓に於ては昭和十五年比律賓産業會社(比律賓法人—本店マニラ市)を設立し、農林、水産、鑛産物其他天然資源開發事業に對する投資、生産物の買入、加工、販賣並に其の附帶事業に着手した。

馬來—馬來に於ては昭和十二年の設立になる飯塚鐵鑛株式會社を援助する爲、其の株式の一部を引受け、同社の鐵鑛採收販賣に資金の一部を供給しつゝあり、更にジョホール州に於ける東拓經營の護謨園を譲受け之が經營にも當つてゐる。

北ボルネオ—同地方進出邦人農企業者の指導助成及同地方農業の開發に貢獻する爲昭和十二年よりタワオ農事試験場を總督府助成の下に設置し、苧麻其他の有用作物の栽培試験を行ひつゝあり、更にゼセルトン沖所在のマヌカム島を永代租借し同島に於て椰子園の經營中であり、更に北ボルネオに對する移民事業も行ひつゝある。

東印度諸島—昭和十四年二月東部爪哇トロンナゴン市に於ける華南銀行所有蘭領法人イヅナ商事建築株式會社を肩替りし、同社所有イヅナ製油工場にて椰子油及落花生油製造業を行つて居り、更にリオー群島バタム島デバン園にて從來護謨栽培業を行つてゐた同名異社舊臺灣拓殖株式會社の護謨園を昭和十二年末買收し、其の經營を古河合名會社バタム出張所に委託經營せしめてゐる。

南支那—廣東省に於ける農林畜産業の經營は南支那の宣撫、經濟並に文化工作上極めて緊要な問題であり臺灣は其の爲に廣東興業公司を設立し、水稻、蔬菜、甘蔗、煙草、纖維植物、藥用植物等を栽培する傍、鑛物の採掘及買鑛事業を經營しつゝあり、汕頭に於ても買鑛事業、又海南島に於ては農林事業、畜産事業に従事し、就中ゴム園の經營は見るべきものがある。

更に帝國領土たる新南群島パラセル島が高雄を中心とする漁業根據地として好適せるを以て同じく投資會社たる開洋興業株式會社及拓洋水産株式會社に對し總督府補助金を以て之等諸島の水産其他施設を實施せしめたが、其の利用見るべきものがある。

(二) 福大公司

福建省を中心とする南支産業資源の開發を基調とし日華經濟提携の促進を圖る目的を以て設立したのが株式會社福大公社であり、同公社は廈門、廣東、汕頭に於て水産、製氷、荷役倉庫等の諸會社に投資參畫する外、宣撫用物資の供給に従事し、其他水道及自動車交通、内河運管等の公共事業に従事してゐるが之等公共事業に就ては其の項参照のこと。

第三節 移民事業

總督府施策の一としての移民事業は從來北ボルネオに限られてゐた。即ち北ボルネオに於ける邦人企業家の勞力不足を

緩和し、又南洋華僑と人種的摩擦少き本島人の將來に於ける南方への礎石たらしむる目的を以て、臺灣をして先づ本島人五十數名をタワオに送り邦人經營マニラ麻園にて實習勞働せしめたが、之等移民は實習期間満了と共に、既に其の貯金により、移住地モステンに定着獨立し現在麻の耕作に従事してゐる。

第四章 公共事業施策

總督府の南支南洋に對する公共事業施策は主として事變勃發に伴ふ臺灣總督府の協力事業として參畫せるものであり、之等公共事業は電氣、瓦斯、水道、自動車、港灣、倉庫、製氷、建築其他各種に及ぶが、之に關する事業會社は、臺灣拓殖會社、福大公司、臺灣電力會社、臺灣瓦斯會社、大阪商船等臺灣關係諸會社の進出によるものであり、更に總督府の之等の關係諸官衙の直接指導によるものもある。

之等は或る場合は全く採算を度外して銳意其の復舊經營に當つてゐたが、之等の或ものは支那側に還付後も支那側の委託により經營し居るもの多く、更に大東亞戰爭による南方占領地域の之等公共事業の復舊處理にも進出中である。然し之等は未だ機密に屬するもの多く詳細は次に讓ることとする。

第五章 交通通信施策

臺灣の地理的關係上、臺灣を起點又は中繼とする南支南洋航路に對して總督府は多年補助金を交付し之を助成し來つたが、大東亞共榮圈の建設に當り南方各地域を連絡する航路網に止まらず、航空網及通信網の建設に關しても積極的協力を必要とするに到り、其れが必然的結果として、先づ南支各占領地域に對し夫々有線及無線の電信裝置を施設し應急的に臺灣を中心とする通信網を構成し之が運営に當りつゝあつたが、皇軍の佛印進駐後は更に南方諸地域を含め綜合的に之が擴充整備をなす必要あり、航路に就ては臺灣南洋間航路に對する助成を繼續するの外、事變以來殆んど廢絶中の臺灣支那各

地間の命令航路を再開充實すると共に新に海南島航路を開設し、航空路に就ては臺北廣東間、臺北海南島間及臺北上海間等の定期航空路の運営に協力し、進んで東京盤谷線、又は臺北廈門線と共に之が助成を行ひつゝあつたが、之等は大東亞戰爭への推移と共に改變され其の詳細は不明である。

又臺灣を中心とする放送關係事業に就ても總督府が敵性國家の虛構宣傳に對抗し、聖戰の眞義並に帝國の公正なる主張を南方諸民族間に徹底せしむべく努力し居る事を附言しなければならぬ。

第六章 大東亞戰爭勃發に伴ふ總督府の協力概要

既に述べた如く臺灣總督府は領臺以來夙に南支南洋に於ける文化、經濟、其他各般の施策遂行に邁進しつゝあつた。而して支那事變の勃發、國際關係の急變に伴ひ南方地域特に海南島、泰國、佛印に對しては特別の考慮を拂ひ各般の施策を遂行中であつたが、支那事變の大東亞戰爭への進展によつて總督府は臺灣の持つ凡ゆるものを擧げ之に協力挺身しつゝある。

之等に就ては其の或物は既に記述した通りであるが、南支那、海南島方面に對しては

- (一) 政治行政關係に就ては各種調査團の派遣、總督府出張所の設置、治安維持會其他委員會等に對する總督府職員の派遣、總督府職員の興亞院轉入、警察官の派遣、警察指導官の派遣
- (二) 宣撫宣傳關係に就ては、難民救濟船の派遣、共榮會の創設配置、新聞社の經營、放送事業に對する協力、宣傳冊子及日語教本等の配布
- (三) 文教關係に就ては既述の如く國民學校の再開、支那小學校教科書稿本の編輯、教育關係委員の派遣
- (四) 醫療防疫關係に就ては既述の如く博愛會醫院の再開及醫院職員の派遣、風土病對策調査員の派遣、檢疫所の設置に對する協力

- (五) 交通通信及土木關係に就ては郵便局の假設及開設、電氣通信施設の復舊運営、通信航路の再開助成、通信業務關係要員及鐵道部職員の派遣、都市計畫調査員の派遣
 - (六) 公共事業關係に於ては電氣、瓦斯、水道、製氷、運輸、港灣事業の復舊及經營
 - (七) 産業經濟關係に就ては、基本調査員の派遣、鹽田、干拓、農林業調査團の派遣、金融、物資の調整、一般産業開發に對する協力と臺灣關係會社の進出あり
 - (八) 其他皇軍慰問團の派遣、通辯及軍夫の派遣並に農業義勇團及農業指導員の派遣
- 等を行つて來たが、更に南方占領地域に對しては、從來南支に對して遂行し來つた之等と同様の協力は勿論、本島人の特設勞務奉公團の組織による勞務者の提供其他商業實習生の派遣、更に南洋諸地域の行政機構の確立に協力する司政長官乃至司政官の派遣、及軍政部要員の派遣更に大東亞共榮圈經濟の確立に關する産業の再編成に關聯し、臺灣が今迄努力し來つた熱帯産業の知識及經營を活用すべく、關係事業會社及専門家の進出を要望され、之に關し凡ゆる努力を吝みなく拂つてゐるのである。

第七章 結 語

之を要するに既に序説に於てふれた如く、臺灣が過去五十年に亘つて培つた特殊の知識及經驗と凡ゆる外的要素の爲に沈み勝ちになり易き状態にも拘らず、努力繼續して來た南方に對する從來の施策、又臺灣の持つ人的特異性等の爲に、帝國の南方施策遂行上臺灣の受持つべき分野は高く評價され、臺灣の物心兩面を擧げて之に參畫すべき時期となつた。思へば臺灣の南方に對する施策の遂行も茨の途が多かつた。然し今臺灣の擔當し行くべき路は明らかに開け、果しなき希望の光に輝き初めたのである。

第四部

- 一 臺灣經濟日誌 (昭和十六年)
- 二 重要經濟文献目錄
- 三 重要經濟統計

一、この日誌編纂に當り、編者は主として臺灣日々新報、臺灣時報、臺灣警察時報に依據した。

一、固より臺灣の經濟が中心ではあるが、地域的にも、現象的にも、より廣く取扱ひ、東亞共榮圏の一環としての臺灣を知り得べく心掛けた。

一、記述漏れ及び誤記の若干あるやを怖れる。大方の御叱正を乞ふ。(東嘉生)

一月

- 2日 △日蘭印間の經濟調節に關する蘭印總督と芳澤使節との第一回會談開かる。△安平の船渠を整備し漁業振興を企圖す(臺南州)
- 4日 △日佛印第二回東京會談開催——日佛印間の經濟問題を原則的に討議す。△佛印に關稅自主權付與さる。
- 5日 △泰佛印交渉決裂す。
- 6日 △日佛印第三回東京會談開催。
- 7日 △昭和十六年度臺灣總督府特別會計豫算決定——三億一千五百餘萬圓(前年度より四千五百七十餘萬圓の増)。
- 8日 △臺灣總督府振興協議會開催(八、九兩日、臺北)。△新高漁港株式會社(資本金百萬圓全額拂込)設立計畫。△臺灣鐵工所四百萬圓(拂込二百五十萬圓)に増資せられたるを機に製糖機械製作より精密機械製作本位に事業轉換を行ふこととなる。△督府企業部の昇格と増員に伴ひ人事異動行はる。△外事部長更迭——後任蜂谷輝雄氏。△故ゴム、又は屑ゴムの販賣價格指定さる。△昭和十五年告示第五三號即ち皮革、砂糖及燐寸の販賣價格中改正。
- 10日 △高雄農機具製造株式會社(資本金十八萬圓半額拂込)設立決定(高雄)。△稅務課所長會議開催(臺北)——經濟統制令を中心に討議す。△臺灣銀行支配人級人事異動行はる。
- 12日 △督府農務課にて、島内を打つて一九とする農産物集荷配給機關計畫中。△臺灣羽毛輸出振興株式會社(資本金五十萬圓)創立總會開催(臺北)。
- 13日 △臺灣青果聯合會評議員會同總會開催(臺中)——同會改組決定。△臺灣水産會主催、水産座談會開催——日魯漁業社長を中心に(臺北)。
- 14日 △督府の新計畫——五百噸級二隻の母船式漁船隊編成計畫發表。△新高港に都市建設計畫。△臺灣總督府勸行報國青年隊、臺北市大直道場に入所、三ヶ月間の鍛鍊をなすこととなる。
- 15日 △臺灣青果會社定時總會開催(臺中)。△臺灣商工銀行虎尾支店開設。△基隆前田鐵工所にて硫酸滓から特殊鋼の電氣處理成功。△一期米の増産獎勵全面的に乗り出す(新竹州)。△木材物價專門委員會開催(臺北)。△臺灣石油販賣會社創立披露(臺北)。
- 16日 △臺灣證券興業株式會社第四回定時總會開催(臺北)——一刻配當決定。△高砂株式會社(臺北)。△基隆高雄兩港に肥料と洋灰運貨す。
- 17日 △臺灣食糧對策協議會開催(殖産局)。
- 18日 △臺灣畜産會第四回定時總會開催(督府)——飼料部新設決定。△臺灣農會第四回定時總會開催(督府)。△昭和十五年度肥料購入補助は實に七百四十萬圓と當局發表し、一般農民の覺醒を促す。△昨年十月臺北に創立された南海興業株式會社(資本金四百萬圓)の海南島開發計畫發表。△日東拓殖農林株式會社、臺北と海南島支店昇格内定す。△辰馬汽船會社臺北支店開設。△高雄州結核療養所敷地鳳山の高臺に決定。△桃園郡、茶業統制に乗り出す。△廳下内地移民の分戸六十名を銓衡(花蓮縣)。
- 19日 △府令第一號臨時資金調整法第十六條の規定により昭和十六年度國內資金調査規則公布實施。△督府、家庭防空群組織要綱決

定。△商業對策官民懇談會(臺北と基隆)。△水利組合の整理を行ふ(新竹州)。△臺灣電力の大甲溪發電所建設工事起工式行はる。△肥料配給統制規則第一條の規定による肥料の最高販賣價格及販賣條件指定(昭和十五年府告示四五一)中改正(府告示二四)。△島内鹽業は南日本鹽業と臺灣製鹽の二會社に統合再編さる。

20日 △第十三回食糧品物價委員會開催(督府)。△金使用規則に基き金賣買業者指定(府告示二六)。△臺北州自動車用品商組合總會開催(臺北)。臺北臺南に恩給相談所開設。△臺灣工業協會第三回總會開催(臺北)。

22日 △鋼ベン先の販賣價格指定(府告示二八)。△滿洲産穀類の販賣價格指定中改正(府告示二九)。△海南物産株式會社(三井、臺灣合同鳳梨、神戸水垣商店共同出資、廿二萬圓全額拂込)海南島事業計畫内容發表。△臺南製糖株式會社第十二回定時總會開催(臺南)——配當一割据置決定。△基隆那野柳に船渠を築造、竣工式舉行さる。

23日 △臺北州、新竹州、臺中州、臺南州及高雄州に於ける屑米の取扱業者指定(府告示三〇)。△府殖産局海南島調査團報告會開催(督府)。△臺灣清涼飲料水統制組合第五回總會(臺北)——共有工場案提議。

24日 △熱帯醫學研究所、秋津村拓土道場に入所すべき内地移民の健康調査に乗出す。△臺灣纖維統制組合立案決定(山林課)。△國有林野法本島にも施行か。△蓬萊紙業株式會社第六回定時總會開催(臺北)——生産能力擴充計畫。△豐榮水利組合の別路通

二月

1日 △郵便局の名稱及位置變更(府告示五六)。△郵便局出張所の名稱及位置變更(府告示五七)。△郵便局所に於ける外國郵便爲替事務取扱の範圍中改正(府告示六一)。△臺灣拓殖株式會社の機構改革——人事課新設と共に大異動行はる。△花蓮港米崙に市營住宅七十戸建設計畫。△全國一齊に職業紹介所國民職業指導所と改めらる。

2日 △臺北州農業試驗所水稻の新品種發見——三割方増收を可能視さる。△高砂麥酒株式會社原料二條麥を試作す。△新竹州竹南郡鋪裝道路完成。

3日 △東亞新秩序建設に全力傾注を決議す(逓信部と企畫部)。△在臺華僑新民總公會總會開催。

4日 △自動車運送事業組合發起取扱手續(府令二五)公布。△貨物自動車運送事業者補助規則(府令二八)公布。△自動車運送事業組合補助規則(府令二九)公布。△鹹乾魚介類の販賣價格指定中改正(府告示六六)。△海上輸送協會設立の具體化——海運の一元的統制に乗出す(逓信部)。△北海道海産物見本市開催(臺北、四、五日)。

5日 △廈門の痘瘡流行地指定廢止さる(府告示六七)。△臺灣電力株式會社の新龜山發電所竣工——營業運轉は本月中旬より。△臺灣南洋貿易聯合創立總會開催(臺北)。△臺灣私設鐵道資材協議會發會式舉行さる(臺北)。△臺灣肥料株式會社臨時總會開催(基隆)。△日本アルミ株式會社職制變更——花蓮港建設所

水により美田一千餘甲歩確保(臺中州)。25日 △臺灣織物移入協會と配給統制組合の通常總會開催(臺北)。△臺灣南部無盡株式會社第二九回總會開催(臺南)。△東石郡二千六百甲を美田化生産擴充に大業(臺南州)。

27日 △臺灣製紙株式會社第三回總會(士林)——配當一割据置。△彰化銀行第七一回總會(彰化)——配當六分据置。△臺灣砂糖配給株式會社第一回定期總會開催(臺北)。△鷄卵移入組合創立總會開催(臺北)。

28日 △臺北商工會講所第十二回定時總會開催(臺北)。△國有財産法施行規則中改正(府令三)。29日 △臺灣煉瓦株式會社總會(臺北)——配當一割据置。△臺灣商工銀行總會(臺北)。△指定部落振興研究會(臺中州四會場にて)。

30日 △臺灣炭業株式會社第十四回定時總會開催(臺北)。△新高臨港鐵道線技術陣容成る。△高砂麥酒株式會社定時總會開催(臺北)——配當年八分据置決定。△海南製粉株式會社四二總會(臺中)——配當年七分内定。△東海自動車運輸會社第十九回總會(臺北)——配當年八分。

31日 △臺灣瓦斯株式會社第十三回定時總會開催(臺北)——配當六分据置。△新高拓殖軌道株式會社第十九回總會開催(臺中)——配當年一割据置。△臺灣窯業株式會社第三二回總會(臺北)——配當年一割決定。△合同後の臺灣製鹽株式會社、鹽夫の待遇改善實施の模様。△臺灣鋼材配給株式會社第五回總會(臺北)——初配當年六分可決。

は花蓮港工場と改稱。

6日 △州廳有給吏員恩給規則(府令三一)公布。△輸出入品等に關する臨時措置に關する法律(昭和十二年法律九二)に依る南洋貿易調整規則(府令三三)公布。△昭和十五年度臺灣總督府特別會計歳入歳出科目中増設(訓令一二)。△府令三三號による物品指定(府告示六八)。△府令三三號による輸出調整機關指定(府告示六九)。△同地域指定(府告示七〇)。△内地生産特免綿織物臺灣生産特免綿織物及内地生産カタン綿の販賣價格指定(府告示七一)。△纖維製品の價格指定中改正(府告示七二)。△臺灣糖業令による帝國製糖株式會社糖子脚製糖所原料採取區域追加指定(府告示七三)。油頭の電氣廠、臺灣電力株式會社の委任經營となる。△臺灣製鹽株式會社臨時總會開催——五百萬圓に倍額増資、株の大部分は日曹の引受となる模様。

7日 △グリースの協定販賣價格認可(府告示七四)。△九州製油所製品の協定販賣價格認可(府告示七五)。△全島主要驛に簡易起重機据附決定(鐵道部)——勞力不足を補ふ。△督府昭和十五年度追加豫算案十二百三萬圓決定(大藏省)。△全島總務部長打合せ會開催(督府)——時局對策審議。

8日 △臺灣石粉株式會社製炭酸カルシウム搗粉生石灰及消石灰の販賣價格指定(府告示七六)。△高雄魚市會社一月中の鮮魚取扱高は金額にして百三十一萬五千餘圓と發表——臺灣水産の飛躍振り。△臺南州專用農場特設——二十ヶ年繼續にて農作物の經濟調整に乗出す。△阿公店治水愈々再興決定(高雄州)——岡山に大沃野出現せん。△全島産業部長打合せ會開催(督府)——食糧問

題其他重要案件協議。△大角大將等搭乘の海軍徵用機遭難公表(海軍省)。

9日 △臺灣青果同業組合聯合會事務所を臺中市より臺北市に移轉す
△臺灣織維工業會社苗栗に亞麻採織工場建設地鎮祭舉行(苗栗)
△臺北倉庫信用利用組合第七回總會開催(臺北)、△三井銀行人事異動。△臺灣ゼニスバイ一株式會社高雄にも工場建設内定。

11日 △全島警察部長會議開催(督府)——時局對策を協議。
12日 △臺灣電力新編山發電所營業運轉開始。△東臺灣電力大南溪發電所起工式舉行(臺東)。

13日 △各郵便局にて支那事關國庫債券(る號)及支那事關引國庫債券(第十一回)賣出を取扱ふ(府告示八〇)。△第六回國庫債券及第二十回貯蓄債券を各郵便局にて賣出し取扱ふ(府告示八一)
△臺灣に於ける國立公園の風景を畫題とする郵便切手及組合せ切手賣捌(府告示八二)。△重要物産同業組合法により同業組合設置認可(府告示八三)。△酢の販賣價格指定は内地製品については三月一日より實施(府告示八四)。△ソースの販賣價格指定(府告示八五)。△食料品の販賣價格指定中改正(府告示八六)。

△住友、高雄に大ゴム工場建設計畫を立つ。△新竹州崎頂海岸に熱帯植物園の設立計畫發表(新竹州山林課)。△糖業界の合同問題接觸。
14日 △臨時農地價格統制令施行規則(府令三四)公布。△辛味料の販賣價格指定(府告示八七)。△臺東廳青果同業組合認可さる。△莧麻栽培の面積大擴張(臺南州)。

15日 △金使用規則に基く金地金賣業者指定(府告示九二)。△臺灣

肥料輸入商同業組合解散清算報告會開催(臺北)——臺灣肥料配給統制組合に使命を譲る。

16日 △佛印輸入組合公布さる——在ハノイ邦人商社強硬決意を表明す。△督府工業研究所電氣製鐵法の研究奏功す。△督府殖産局、米増産への奮起を島民に要望す。

17日 △定例局長會議に於て、皇民奉公會、砂金等追加豫算を論議
△臺中州農事。驗場にて臺中蓬萊種六五號を凌ぐ新品種育成に成功。△臺北州砂糖卸商組合總會開催(臺北)。△臺北建築信用組合總會開催(臺北)。

18日 △甘藷の最高價格指定中改正(府告示九六)。△段丘砂金採掘先づ霧社からと殖産局發表——府直營。△第十三回織維品物價專門委員會開催(臺北)。△臺灣石炭配給統制會社(資本金八百萬圓)近く創立決定。

19日 △臨時農地等管理令施行規則(府令三五)公布——農耕地遺廢を防ぐ。△臺灣總督府拓土道場規程(訓令一四)公布。△全島保安課長會議開催(臺北)——自動車事業組合新設決定。

20日 △農地等管理令實施。△臺南都市計畫事業實施計畫認可(府告示一〇二、一〇三)。△農業用石灰岩粉末の販賣價格指定(府告示一〇五)。△南京、湖州に臺銀派遺員事務所設置、營業開始さる。△南邦建築信用組合第四回總會開催(臺北)。

21日 △臨時計及豫中時計の販賣價格指定(府告示一〇六)。△電線販賣價格指定中改正(府告示一〇七)。△嘉義都市計畫一部變更決定(府告示一〇九)。△臺東都市計畫一部變更決定(府告示一一〇)。△金屬品物價專門委員會開催(臺北)。△臺灣銀行支店長

會議開催(臺北)——二、二二兩日。△臺中州都市計畫稅務課徵收規則公布(臺中州)。△大肚山麓に湧水——開田打合會開催(臺中州)。△臺灣米車利用信用販賣購買組合十四回總會開催(臺北)——貸出、度擴張、役員改選。

22日 △上海落細、廣東晒細、臺灣蒲團等々販賣指定(昭和十五年告示四四七)中改正(府告示一一一)。△督府内地人移民二十戶の募集開始——臺南州虎尾郡下新虎尾溪新生地へ。△臺灣水産會十九回總會開催(臺北)——豫算案等可決。

23日 △高雄都市計畫一部變更決定(府告示一一二)。△佛印の反日積極化す——ドクター總督計日戰備を命令。△佛印 泰國へ再戰備中
24日 △臺灣農機具移入組合創立總會開催(臺北)。△大成火災海上保險株式會社廿一回總會開催(臺北)。

25日 △内外地物資調會開催(東京)——内外地を通ずる物資の一貫的配給協議。△臺灣織維製品移入小賣商組合創立さる(臺北)。

26日 △昭和十六年度臺灣貯蓄目標二億五千萬圓と決定——各州廳への割當決定。△島内産業組合貯金激増す——一億六千萬圓突破
△臨時發賣の樽詰清酒定價公定(府告示一一五)。△臺灣電力株式會社四三回定時株式總會開催(東京) 配當年七分案可決。
△華南銀行四四回株主總會開催(臺北)。

27日 △鐵道船舶通し運送規則中改正(府令三八)。△臺灣生産綿製品中改正(府告示一一七)。△乳製品の販賣價格指定(府告示一一八)。△戰時食糧確保に萬全を期するため島民一致の節米運動展開さる。△米穀増産五ヶ年計畫により嘉南平野に過く灌漑するに決定(臺南州)。△臺灣青果株式會社二一回總會開催(臺中)

株式會社東亞商工公司第六回總會(臺北)。

28日 △食堂喫茶店等食料品を自己の營業場に於て飲食用に供することを業とする者の販賣價格指定並實施(府告示一二〇)。肥料の最高價格及販賣條件指定中改正(府告示一一一)。△臺中都市計畫一部變更決定(府告示一二二)。△花蓮港都市計畫一部變更決定(府告示一二三)。△臺南の販賣價格指定中改正(府告示一二四)。△全島統制課長會議開催(臺北)。△北川産業海運株式會社、資本金三百萬圓全額拂込済。臺灣に伸鐵工場新設計畫。△全島肥料打合會開催(督府農務課)。△臺灣日産自動車株式會社第三回總會——七分配當可決。△小樽青果組分長、臺灣總督府に出頭陳情——芭蕉公定値と直航定期船設置につき。△臺灣興業信託會社五十回總會開催(臺北)。△全島肥料打合會開催(督府農務課)。△臺灣拓殖の機構改革、人事課新設と共に大異動行はる。

三月

1日 △保險業法施行規則中改正(府令三九)。△新高港附近都市計畫事業實施計畫認可さる(府告示一二六)。△臺灣體育運動用品配給株式會社(資本金十九萬圓四分一拂込)營業開始(臺北)。△自轉車共同販賣營業所開設(臺中市)。△竹南茶業株式會社發起人總會開催(竹南)。△臺灣銀行八十三回株主總會開催(東京)——配當六分割置決定。△大日本製糖系の大成化工業株式會社(資本金百萬圓、拂込八十五萬圓)は日本化學工業株式會社(資本金二千萬圓、拂込一千二百萬圓)に譲渡さるることとなる——讓渡販賣四十五萬圓。△廈門金融組合(資本金二十二萬

圖)復活開業す。△甘蔗枯腐葉から一割強の糖蜜産出——各製糖會社利用に努む。

2日 △督府評議員懇談會開催(督府)——時艱突破全員鐵石の決意表明。

3日 △糖業協議會開かる(臺北、三、四兩日)——生食用甘蔗の栽培禁止案等協議。△全島トラツク事業第一回研究會開催(臺北)。

△全島農林勸業課長會議開催(臺北)——豚肉需給調整と米穀増産對策協議。△臺北市調査臺北市人口(昭和十五年十二月末現在)三十五萬三千七百四十四人、内地人十萬五千五百五十四人と發表。△南支派遣軍、北海地區に無血敵前上陸敢行直ちに軍政を布く——西南支援將ルート完全遮斷。

5日 △大豆白絞油販賣價格指定中改正(府告示一三八)。△硝酸カリの販賣價格指定(府告示一三九)。△工業用智利硝石販賣價格指定(府告示一三〇)。△安全剃刀の販賣價格指定(府告示一三二)。△臺灣石炭株式會社設立委員初顔合せ(臺北)。△日商株式會社(資本金五百萬圓全額拂込済)臺灣に進出——臺北出張所開設。

6日 △タイ失地回復要求を實體とするタイ佛印兩國境紛争に關する帝國政府の調停案を兩國とも原則的に承認す。△香留ルート遮斷により香港弗の對軍票相場は作戦前に比し四十圓方崩落す。△食料品罐詰(内地製品)の販賣價格指定(府告示一三二)。△薯榔の販賣價格指定(府告示一三四)。薯榔釜の販賣價格指定(府告示一三五)。△硫化ソーダの販賣價格指定(府告示一三六)。△南方開拓の拓土道場入所生八十七名渡臺——十五日臺中州北斗郡北斗街の道場に入所豫定。△臺中州二林の三五公司陣容強

化——源成農場資本金三百五十五萬圓、南隆農場四百四十萬圓(何れも全額拂込)を分離經營に決定。

7日 △南洋材ベニヤ板の販賣價格指定(府告示一三九)。△食糧用切乾甘藷の販賣價格指定(府告示一四〇)。△臺北市米需配給組合創立總會開催(臺北)——共精共販を目論む。△北投青年團米穀増産に挺身——松岡殖産局長激勵。

8日 △石油配給統制規則中改正(府令四一)。石油副生物指定(府告示一四一)。△臺灣農機具製造統制株式會社(資本金百萬圓内四分の一拂込)發起人會開催(臺北)。△臺灣製糖株式會社創立總會(臺北)。△第十一回化學工業品物價専門委員會開催(臺北)。

9日 △鼻緒(内地製品)の販賣價格指定(府告示一四二)。△臺北川故銅鐵屑配給組合總會(臺北)。

10日 △臺東廳關山郡蕃地に蕃人兇行事件(所謂内本匪事件)起る。11日 △内地と臺灣間の氣象圖近く中継送信所から放送。△日本藥局方醫藥品の販賣價格指定(府告示一四三)。△臺北市計畫事業實施計畫認可(府告示一四四)。△關山、池山の兩水利組合を合併し關山水利組合を設置認可(府告示一四五)。△臺灣青果株式會社資本金百五十萬圓、内四分の一拂込済)を二百五十萬圓に増資決定。△タイ佛印國境紛争輝かしき終止符を打つ——歴史的調印式東京にて行はる。△第九回雜品専門委員會開催(臺北)。

定(府告示一五三)。△臺灣電力新龜山發電所竣工式舉行(龜山)。

14日 △銅地金、錫地金、鉛地金、銻地金及アンチモン地金の販賣價格指定中改正(府告示一五四)。△嘉義都市計畫事業實施計畫認可(府告示一五五)。△馬公都市計畫事業實施計畫認可(府告示一五七)。△盤谷見本市報告會開かる(臺灣商工會議所)。

15日 △船底塗料の販賣價格指定中改正(府告示一六一)。△醫療用品の販賣價格指定中改正(府告示一六二)。△督府工業研究所、工業用水の分布圖全島的に調査計畫樹立——昭和十六年度より三ヶ年計畫。△臺灣貿易振興株式會社第二回設立發起人會開催(臺北)。△米穀局廳合落成式舉行(臺北)。△高砂化學工業株式會社(資本金二百五十萬圓)を中心に臺灣有機合成株式會社(資本金五百萬圓、拂込百二十萬圓)創立さる。

16日 △海南島進出事業會社廿八社による海南島農林聯合會組織——委員長は臺灣拓殖。△臺灣東亞貿易聯合會第一回總會(臺北)。

18日 △國民職業能力申告令第十四條の規定による官廳被用者の特例中改正(府令四四)。△第十五回纖維製品物價専門委員會開催(臺北)。△香港、食糧雜を傳ふ。

19日 △事務用ゴム印の販賣價格指定(府告示一六七)。△全島バス事業大會開催(臺北)——企業合同必至。△臺灣バルブ工業株式會社大肚工場バガス篩滓の飼料化に成功——工業化し得ば本島畜産界に福音。△烏山頭に魚池建設計畫(臺南州)。

20日 △臺灣所得稅令施行規則中改正(府令四五)。△鐵木捻子の販賣價格指定(府告示一六八)。△グルタミン酸ソーダを主成分とする粉末調味料の販賣價格指定並實施(府告示一六九)。△カーバ

21日 △銑鐵、鑄物の販賣價格指定(府告示一七三)。△食糧品の販賣價格中改正(府告示一七四)。△滿洲産穀類の販賣價格中改正(府告示一七五)。△米國産精製松脂の販賣價格指定(府告示一七七)。△級外鐵鋼線及古鐵鋼製の販賣價格指定(府告示一七七)。△海南物産株式會社(資本金廿萬圓全額拂込)設立さる——本社三井内、出張所、工場は海口に。△昭和纖維工業株式會社(資本金六十萬圓)のテツクス製造活況。

22日 △臺灣石鹼齒磨藥粧小間物統制組合創立さる(臺北)。

25日 △鋼板を原材料とする摺刺金鋸インボリニト齒切フライス等販賣價格指定(府告示一八六)。△白蠟の販賣價格指定(府告示一八七)。△肥料の最高販賣價格及販賣條件指定中改正(府告示一八八)。△姜黃の協定販賣價格認可(府告示一九三)。△臺灣電力、ウライ上流に水力發電計畫——但し臺電としては大甲溪發電に主力傾注。△臺北州自動車運輸株式會社第五回總會(臺北)——配當六分据置。

26日 △臺灣郵便貯金利子を三分に引下決定(閣議)——四月一日より實施。△西臺灣水産株式會社(資本金百萬圓)初配當——年六分。27日 △臺灣炭業組合第一回協議會(臺北)。△臺灣山林會第十三回總會(臺北)。△大販貿易館臺灣に分館設置決定。△タイ米相場暴

- 31日 香港筋の買漁り。△臺北市米穀配給組合設置のこと決定
—四月一日より實施。
- 28日 △星野企畫院總裁海島を詳細視察して寄臺。△化學石膏及燒石膏の販賣價格指定(府告示一九六)。△齒刷子の販賣價格指定(府告示一九六)。△基隆—臺北間トラック輸送強化實現か——鐵道緩和策として。△海防清瀾に油脂工業計畫——椰子と海棠を利用する日本油脂。△全島商工水産課長會議開催(府府水産課)——魚價安定と重油の消費對策を協議。△各州廳物價連絡第一回會議開催(臺北)——價格公定の迅速處理と州廳間の不均衡を是正。
- 29日 臺灣銀行潮州派遣員事務所にて外國爲替業務を管むの件許可さる(府告示一九八)。△活性炭素製造株式會社(資本金十九萬圓)設立計畫——日本興業株式會社(資本金五十萬圓、拂込廿二萬五千圓、臺南)より分派して。△火燒島附近のフーバー號解體引揚事業進捗。△集約的製鹽法とバルブ副産法計畫製鹽事業の革新に乗出す(府專賣局)。△臺南岡山郡共興社堤火山に日本興業株式會社石油井を開鑿決定。△第十二回金屬品物價専門委員會開催(臺北)。
- 30日 △南海興業株式會社の海綿織の製造計畫進む。
- 31日 △南京還都一周年を慶祝して在臺華僑益南新民公會で祝賀會開催。△臺北州米粉統制組合創立總會開催。△臺灣茶共同販賣所第十三回總會開催(臺北)。

四月

- 6日 △臺南市寺廟整理による財産百萬圓、整理後南生會組織と發表。△高雄州屏湖水利組合大灌溉水路施設計畫發表。
- 7日 △臺灣トラクタ事業研究會開催(新竹州)。△海岸林造成組合結成(臺中州北斗郡)。△新竹州柑橋同業組合擴充さる。
- 8日 △清掃用具の販賣價格指定(府告示二三八)。△臺灣ゼニスバイブ株式會社鳳山工場建設を決定す。△臺灣通信工業株式會社(資本金百五十萬圓半額拂込)創立(士林)。
- 9日 △臨時移出入品調整規則公布(府令八七)。△學用品の販賣價格指定中改正(府告示二二九)。△羅東都市計畫事業實施計畫認可(府告示二四〇)。△員林都市計畫事業實施計畫認可(府告示二四二)。△花蓮港都市計畫事業實施計畫認可(府告示二四四)。△物品及移出調整機關指定(府告示二四六)。△獸疫血清製造所製品賣渡規程中改正(府告示二四七)。△佳里都市計畫事業實施計畫認可(府告示二四八)。△甘藷の敵菌斑病臺灣にも侵入の兆あり。△嘉南大圳組合にて合作區域一萬六千七百八十甲歩に新灌溉。△臺灣製粉株式會社重役會開催(東京)——當期配當年一割二分据置決定。
- 10日 △臺灣の南玄關高雄港と帝都東京港を結ぶ新航路航船賀茂丸(八千噸)高雄初入港。△毛織物の販賣價格指定(府告示二四九)。△臺灣產黃麻製品の販賣價格指定(府告示二五〇)。△ペルトワツクスの販賣價格指定(府告示二五一)。△臺灣製地下足袋用ゴム底の販賣價格指定(府告示二五二)。△ゴム底布靴及地下足袋の價格指定中改正(府告示二五三)。△糖業聯合會の時局即應改組問題擡頭。△臺灣石炭株式會社第二回發起人會開催
- 1日 △臺灣銀行法の臨時條例に關する法律により昭和十六年度臺灣銀行券發行限度は二億四千萬圓と決定(大藏省)。△大日本航空協會空のダイヤを改正南方への運行増加さる。△臺北市の飯米配給は米穀配給組合を通ずることとなる。臺灣商工銀行の職制改革發表。△臺灣總督府工業技術練習生養成所規程中改正(訓令第三十二號)。△臺灣砂糖元商組合第一回總會開催(臺北市)。△全島農林課長會議開催(臺北市)。
- 2日 △臺灣滿洲間無線電話開通式舉行さる(臺北)。
- 3日 △昨年度島内郵便貯金五千四百萬圓と發表さる。選信部調査。△府にて能高越え自動車道七ヶ年計畫で開鑿決定。△日東拓殖農林會社臺北出張所を支店に昇格せしむ。△臺南州米穀同業組合解消す。
- 4日 △臺灣農業水利臨時調整令(勅令三八二)公布、五月一日より實施。△臺灣合同鳳梨申請にかゝる昭和十六年度鳳梨罐詰原料買收規程認可さる。十錢方引上げ實施。
- 5日 △孔明煉炭の販賣價格指定(府告示二三一)。△萬年筆の販賣價格指定(府告示二三二)。△棕櫚製糖率及其の製品の販賣價格指定(府告示二三三)。△臺灣商工會議所令に依り商工會議所設立の件中變更(府告示二三四)。△臺灣通信工業株式會社(資本金百五十萬圓半額拂込)新設さる。△州下セメント配給統制規程決定(臺北州)。△臺北州落花生胡麻加工配給組合創立總會開催(臺北)。△臺灣砂糖新商聯合會第一回臨時總會、臺灣砂糖元商組合第一回臨時總會同時に開催(臺北)——卸小賣商の整理統合を示唆す。
- 11日 △臺灣輸入取扱規程改正(府訓令四〇)。△麵類の販賣價格指定(府告示二五五)。△コカインの販賣價格指定(府告示二五六)。△液化炭酸瓦斯の販賣價格指定(府告示二五七)。△石油類の協定販賣價格認可(府告示二五八)。△臺灣皇民化運動の準備委員決定す。
- 12日 △營繕工事施行規程中改正(府訓令四一)。△昭和十五年第二期作根、玄米、屑米及碎米の最高賣渡價格指定中改正並實施(府告示二五九)。△支那事變國庫債券(ラ號)及支那事變割引國庫債券(第十二回)賣出(府告示二六二)。△第七回國庫債券及第二十一回貯蓄債券賣出(府告示二六三)。△減配問題を中心に糖業新體制論擡頭す。△花蓮港驛より築港岸壁に至る臨港線の一部竣工。△臺灣製糖株式會社(資本金十九萬八千圓)六十六萬圓に増資決定。
- 13日 △小運送業法施行規則中改正(府令九一)。△クレオソート及コルタールの協定販賣價格認可(府告示二六四)。△國庫補助金の種類及割合指定(府告示二六五)。東部都市計畫區域及都市計畫決定(府告示二六八)。△感光紙の販賣價格指定(府告示二六九)。△醬油(内地製品)の販賣價格指定(府告示二七〇)。△臺灣糖業協議會規定内容發表さる——臺灣糖業の官民研究機關。△臺灣燐竹煙火株式會社燐寸製造に乗り出す。△臺灣木材協會昭和十六年度總會開催(臺北)。△世界史的的重大意義をもつ日ソ中立條約締結——松岡、モロトフ劃期的調印。

14日 △臺北州農機具工業組合創立總會開催。
 15日 △昭和十六年度臺灣總督府特別會計出科目増設(府訓令四三) △底双フライス、筒形底双フライス丸鋼を原材料とする摺割金鋸、平削フライス及側双フライス(孰れも輸入品を除く)の販売價格指定(府告示二七一)。△昭和十五年度の山火事四十三件、被害價格約二萬圓と發表(府山林課調査)。△臺灣映畫電機工業株式會社第一回總會開催(臺北)——配當一割決定。△臺灣商工銀行佳里支店を開業す。

16日 △秋田拓相、南方新事態に即應を聲明す。△臺灣産業組合協會顧問參與制新設。△米穀集荷配給組合の下部組織として部落農業協同組合の結成研究中(米穀局)。△本年度内地酒移入大體昨年通りの見込。臺灣映畫電機工業株式會社第一回定時總會開催(臺北)——配當一割決定。△臺灣木材移入組合創立總會開催(臺北)。△宜蘭濁水の浮復地煙草の適地として有望視さる。

17日 △内閣統計局發表によれば第五回國勢調査による帝國全版圖の總人口一億五千二百六十六萬六千八百八十七萬二千八百八十四名。△對南洋貿易を統制する南方貿易會創立準備、組織要綱決定(東京)。

18日 △皇民奉公會準備委員會開催(臺北市)、待望の皇民奉公會選しき發足をなす——實踐要綱、運動規約決定。△臨時措置法に基く肉豚配給統制規則(府令九三)公布。△臺灣に於ける三バルプ工業會社の聯絡機關として臺灣バルプ聯合會結成さる(臺北市)。△鹽水港製糖株式會社產糖高、今期二〇八萬擔と發表(府特産課)。△臺灣農會にて黃麻、ケナフの多收競作會開催決定。

19日 △肉豚販賣價格指定(府告示二七八)。△食鹽賠償價格指定並實施(府告示二七九)。△阿里山番地で綠肥の試作をなす。

20日 △特免毛製品、富士絹、廣輪交織絹織物、ステープル・ファイバー織物、毛紡式ステープル・ファイバー織物、毛絹毛糸、臺灣生産絹織物及臺灣生産莫大小の販賣價格指定(府告示二八一)。△内地生産麻製品、同綿製品、ステープル・ファイバー製品、同人絹製品、同絹製品、同服地類、同帽子、臺灣生産官廳需要特免織物及同靴下の販賣價格中改正(府告示二八二)。△上海落綿廣東晒綿、臺灣蒲團綿、臺灣生産莫大小製品、局方ガーゼ、家庭用綿紗、鐵道用屋根張防水布及酒造用濾袋の販賣價格中改正(府告示二八三)。△小麦粉の販賣價格中改正(府告示二八五)。△大豆自絞油販賣價格中改正(府告示二八六)。△蓖麻子の販賣價格指定(府告示二八七)。△臺灣産白銑ボールの販賣價格指定(府告示二八九)。△臺灣自轉車タイヤ配給統制會社設立計畫(府企畫部)。明治製糖株式會社產糖高今期二九一萬擔(前期より二割二分減收)の見込。△肥料は勿論バルプ、纖維又は木炭にもなる新田菁の移植に成功(臺南州)。△皇軍、南支最後の抗戰據點福州に入城す。

21日 △島都に偉容誇る新市廳舎竣工。△十六年度最初の支那事變國債賣出さる——本島の割當額は百廿五萬圓。△畜産普及會結成さる(花蓮港廳花蓮郡)。

22日 △朝鮮總督府の命令航路として朝鮮郵船により高雄清津間航路開始——近く與東丸就航決定。△臺灣茶滿支向輸出組合第二回總會開催(臺北)。

23日 △臺灣臨時利得稅令施行規則中改正(府令九四)。△内燃機關の販賣價格指定(府告示二九八)。華南銀行海口出張所外國爲替業務許可(府告示二九九)。△米國製精製松脂の販賣價格指定中改正(府告示三〇四)。△臺灣産ホルランドセメントの販賣價格指定(府告示三〇五)。△酢の販賣價格指定中改正(府告示三〇六)。△新興窒素工業株式會社(資本金五百萬圓)の工場建設に着手——十七年中に竣工の豫定。△日東拓殖農林株式會社臺北出張所を支店に昇格せしむ。△臺灣貿易振興株式會社(資本金四百萬圓)設立認可さる。

24日 △從業者移動防止令第二條第一號の事業中改正(府告示三〇七) △從業者移動防止令第二條第一號の勞務者中改正(府告示三〇八)——港灣荷役にも適用。△貨物自動車シャシーの販賣價格指定(府告示三一〇)。△ラジオ受信機の販賣價格指定(府告示三一〇)。△工業用ホルマリンの販賣價格指定(府告示三一三)。△臺灣産銑鐵製風呂用鐵砲釜の販賣價格指定(府告示三一四)。△ゴム底、布靴及地下足袋の價格指定中改正(府告示三一五)。△大日本製糖株式會社の今期產糖高四五〇萬擔の見込。△殖産局本年二期作米増産等發表——主眼點は正條密植機助成と作付面積の擴張。△臺灣の帽子俄然活況。

26日 △臺灣糖業の新體制具現のための官民協議機關、糖業協議會成立發會式舉行(臺北市)。△臺灣乳製品移入統制組合第一回定時總會開催(臺北市)。△臺灣鐵工業協會第五回定時總會開催(臺北市)。

27日 △東京市場仲買人排除問題でバナナの成行注目さる。△大甲溪

河畔改修工事基本調査開始——完成の曉一萬甲歩の水田擴充されん。△臺灣皮革販賣株式會社第三回定時總會開催(臺北)。△生産擴充に備へ産業技術員養成所新設計畫(臺南州)。

28日 △臺灣製糖株式會社第六五回定時總會開催(東京)。明治製糖株式會社定時株主總會開催(東京)。

29日 △臺灣農業水利臨時調整令施行規則(府令一〇〇)公布。△教具の協定販賣價格認可(府告示三二七)。△製材料帶鋸地の販賣價格指定(府告示三二八)。△特殊工具鋼製材用帶鋸地の販賣價格指定(府告示三二九)。△肥料の最高販賣價格及販賣條件指定中改正(府告示三三一)。△珞珈鐵器の販賣價格指定(府告示三三三)。△昭和十六年第一期作糧、玄米、屑米碎米の最高賣渡價格指定並實施(府告示三三四)——先づ高雄州米最高價指定、玄米各等四十八錢方引上げ。△大連臺灣物産紹介所は大連臺灣貿易事務所と改稱。

30日 △臺灣茶輸出統制會社(資本金百五十萬圓)設立發起人會開催(臺北)。△臺灣建物株式會社五十八回定時總會開催(臺北)——配當八分捌置決定。△臺灣ゼニスバイブ株式會社第五回定時總會開催(臺北)——配當一分増七分決定。△臺灣米穀調製機同業者組合創立總會開催(臺北)。

五 月

1日 △米穀納入組合骨子案發表(米穀局)——農業倉庫、現摺業者各獨立存置。△青果關係出荷統制機關の統合強化に伴ひ、蕉實本年は島内向け重點主義に轉換發表(殖産局)。△在外凍結財産調

查規則(府令一〇一)公布。△中古ドラム罐の販賣價格指定(府告示三三五)。△石油空罐及ドラム罐の販賣價格中改正(府告示三三六)。△臺灣倉庫株式會社、臺北臺中臺南各出張所を支店に昇格せしむ。

6日 △日佛印經濟交渉妥結、内容中注目すべきは日佛印間貿易を受拂共同建とする爲替決済方法。△臺灣農具製造株式會社(資本金百萬元半額拂込済)創立總會開催(臺北)。△指定輸出品及統制機關指定(府告示三五〇)。△配給機關及輸出品用原料指定(府告示三五二)。△生鮮魚類の販賣價格指定中改正。府告示三五二。△臺灣茶葉株式會社(資本金五十萬元)機構擴大、百萬圓に増資、再製工場を新竹に集中するに決定。△新竹警察大山の密林伐採工事着手。△新竹自動車運輸會社第五回總會開催(新竹)。△臺灣貿易興株式會社設立登記完了。

2日 △第七回内外地物價調整會議開催(臺北)——價格指定の計畫化、公定範圍限定。△炭酸ソーダの販賣價格指定(府告示三三八)。△乾貝柱等の販賣價格指定(府告示三三九)。△滋強飲料の販賣價格指定(府告示三四〇)。△高雄州米穀増産に乘出す、灌漑擴張荒地改良で年度内に千百甲造成豫定。△臺灣米穀集荷機構整備要綱發表(米穀局)——農業倉庫、土體間の共同計畫制度確立す。

7日 △新高工業都市建設事業施行(府告示三五七)。△眉溪橋社間の道路改修竣工し、埔里霧社間のバス自動車路貫通す。△高雄歡樂地に大火——損害廿萬圓の見込。

3日 △嗜好飲料及滋養飲料の販賣價格指定(府告示三四一)。△煉製品の販賣價格指定(府告示三四二)。△臺灣拓殖株式會社資本金三千萬圓を倍額増資に認可申請決定。△高雄港、第一號運河起工式舉行(高雄)。△臺灣度量衡器販賣組合總會開催(臺中)。

8日 △貸金統制令施行規則中改正(府令一〇五)。△學校卒業者使用制限令施行規則中改正(府令一〇六)。△芋麻買上販賣大市引上げ豫定(殖産局)——最高六十三圓、昨年度に比し三割六分方引上げ。△貨物小運搬業組合結成、發起人會開催(臺北市)。△府物價調整課主催により、中央關係官と督府關係官打合せ開催(臺北)——抜荷、卸値段低下等につき。△第十八回物價専門委員會開催(臺北)——冷凍魚、熱油、清涼飲料水の公價改定。△明治製糖株式會社今期産糖高二九四萬二千擔(府特産課公表)。△臺灣自轉車配給統制組合創立總會開催(臺北)。

4日 △米穀の受渡地中改正(府告示三四六)。△青年團の食糧増産報國運動強化さる(臺北州)。

9日 △全島私設鐵道資料協議會開催(臺北)——資料配給、割當基準決定。△新竹州竹南郡下に金銀脈發見さる。△鹽煮やうだがつをの販賣價格指定(府告示三六六)。△臺灣産麥類の販賣價格指

5日 △外國爲替管理法施行規則(府令一〇二)制定公布。△臺灣産業組合共濟會實施要項發表(殖産局)。△臺灣合同鑄造株式會社(資本金二十萬圓五分の三拂込)創立發起人會開催(臺北)。△臺南州曾文郡下地主懇談會開催さる——小作改善を討議。

10日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

11日 △有價證券取扱規則(府令一〇八)公布即日施行さる。△自轉車並に其の部分品及附屬品の販賣價格指定。府告示三七二。△電氣配線器具の販賣價格指定。府告示三七三。△新竹都市計畫事業其他工事竣功期限延期さる(府告示三七四)。△臺灣製糖株式會社今期産糖高三三九萬餘擔(府特産課公表)。△牛馬車運輸組合結成さる(臺北市)。△中部臺灣工業化のための調査委員會設置か(臺中州)。

11日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

12日 △廣幅人造絹織物の販賣價格指定(府告示三七五)。△市街地購買組合協議會開催(臺北)。△臺灣鹿麻蠶株式會社設立か(資本金五十萬圓)——三井、東洋紡、日本農園の三者共同出資による買取會社。△東臺灣電力株式會社(資本金二千萬圓)五割増資決定(東京)。

12日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

13日 △督府首腦部人事異動、拓務省との人事交流行はる。△セロフアンの販賣價格指定(府告示二八二)。△興西貯蓄保險講演會今日臺北を振出しに開催(生命保險協會主催)。△島内主要驛の荷役設備機械化を企圖(交通局鐵道部)。

13日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

14日 △木船構造に關する件改正(府令一〇〇)。△板橋都市計畫變更決定(府告示三八四)。△全島バス事業組合結成、創立總會開催(臺北)。△大日本製糖株式會社海南島に改良麻廬五ヶ所建設

14日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

15日 △木船構造に關する件改正(府令一〇〇)。△板橋都市計畫變更決定(府告示三八四)。△全島バス事業組合結成、創立總會開催(臺北)。△大日本製糖株式會社海南島に改良麻廬五ヶ所建設

15日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

16日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

16日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

17日 △海藻類の販賣價格指定(府告示三九四)。

17日 △海藻類の販賣價格指定(府告示三九四)。

18日 △潤葉樹利用開發を計畫す(殖産局)。△臺灣茶輪移出統制規則公布。△今期全島産糖高一千三百四十八萬八千六百五十擔(府特産課發表)。△臺灣鐵業會第二九回定時總會開催(臺北)——定款一部變更。△遠洋漁船の無電裝置に高雄水産會費用補助。△廣東荷役倉庫組合、日支航運隆盛に伴ひ陣容強化さる。

18日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

19日 △南邦林業株式會社(資本金三百萬圓)四分の一)創立總會開催(臺北)。△全島肥料官會議開催(臺北市)——本年二期米肥料豫定通り配給可能と發表。

19日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

20日 △纖維製品工業組合創立總會開催(臺北)——生産命令、賃銀統制を實施決定。△臺灣バルブ工業株式會社第六回定時總會開催(東京)——年六分配當決定。△濁水溪下流新生地へ内地移民百家族入植計畫發表(殖産局)。△臺灣水産工業株式會社申請の特殊保稅工場(高雄港に)建設認可さる。△臺灣製糖株式會社(資本金一千萬圓、七百萬圓拂込済)總會開催——全益金を償却費

20日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

21日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

21日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

22日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

22日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

23日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

23日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

24日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

24日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

25日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

25日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

26日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

26日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

27日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

27日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

28日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

28日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

29日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

29日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

30日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

30日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

31日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

31日 △全島勸業課長會議開催(高雄)。△臺灣電氣工事工業組合結成さる(臺北)。△臺灣纖維工業株式會社重役會開催(臺北)——配當九分据置決定。△臺灣故銅屑鐵統制株式會社第四回定時總會開催(臺北)。

に。△暴利行爲封鎖のため全行商人に登録採用(臺南市)。△臺灣電氣工事工業組合第一回總會開催(臺北)。

21日 △蘇澳築港起工式舉行(蘇澳)。△臺北鐵道工場の大擴張計畫進捗と發表(鐵道部)。△本年全日本産糖高は一千六百五十四萬六千擔、前年に比し五百六十三萬擔減收(督府發表)。△大日本生産黨、長谷川總督に諸策建言。△大甲溪發電所工事中の佐藤工業株式會社臺北に出張所を開設す。

22日 △臺南州帽子同業組合創立總會開催(臺南市)。△本期赤糖採算を割り擔當り五十錢の赤字と發表。△對支輸出バルブ大巾値上か。

23日 △國有林野の地域指定中改正(府告示四〇六)。△二期作米増産計畫、五百四十九萬石と殖産局發表。△高雄州青果同業組合臨時總會開催(高雄)。△州下芭蕉圃場制撤廢されることとなる。

△臺中市區擴張決定(南屯、西屯、北屯の部編入)。△大工、左官、鳶職も國民登録制へ追加する(府告示四〇二)。

24日 △臺灣輸出竹材同業組合創立總會開催(臺北)。△一期米最高賣渡價格指定(府告示四一〇)。△昨年二期に比し玄米四十八錢高。△臺北地區バス合同、初の官民打合せ開催(臺北市)。△買收評價方式決定。△鳳梨塊莖の澱粉工業化有望。△萬丹熱帯園藝試驗所研究に着手。

25日 △滿洲産穀類の販賣價格指定中改正(府告示四一三)。△大豆グールの販賣價格指定中改正(府告示四一四)。△臺灣産鐵製風呂用鐵砲釜の販賣價格指定中改正(府告示四一五)。△クロム明礬の販賣價格指定(府告示四一六)。△封印鉛の販賣價格指定

(府告示四一七)。△チオ硫酸ソーダの販賣價格指定(府告示四一八)。△キヤツサバ澱粉粕の飼料用としての適正值を督府農務課に陳情。臺灣澱粉工業組合聯合會の要望。

26日 △日本アルミ工業株式會社(資本金三千萬圓)第十二回定時總會開催(東京)。△倍額増資決定。△臺灣農産興業株式會社(資本金四十八萬圓)第五回定時總會開催(臺北)。△臺灣テックス紙類貿易組合第一回總會開催(臺北)。

27日 △礪砂の販賣價格指定(府告示四一九)。△バガス製テックス販賣價格指定(府告示四二〇)。△本島乾澱粉移出制限により内地酒造業大恐慌を來す。△沿岸航路補助船に機帆船を活用することとなる。

28日 △新興窒素株式會社第三回定時總會開催(東京)。△臺灣製鹽株式會社(資本金五百萬圓)臨時總會開催(臺南)。△大和田氏社長就任決定。△臺灣畜産興業株式會社(資本金五百萬圓、四分の一拂込)第三回定時總會開催。△六分据置決定。△基隆港灣荷役力増強の官民懇談會開催(基隆)。△電熱器具協定販賣價格認可(府告示四二二)。

29日 △南方委員會規程(訓令六八)公布。△亞鉛板の販賣價格指定(府告示四二三)。△工業藥品(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示四二四)。△十五年度本島貯蓄額増加し、二億廿二萬圓に達す。△財務局發表。△生茶新協定値認可(新竹)。△夏茶最上斤當り四圓。△増産計畫に備へて技術員養成所設立要項、機構決定。△第三回全島物價調整連絡協議會開催(臺中)。

30日 △臺灣菓子統制組合第一回定時總會開催(臺北)。△第六回臺灣坪にて天然瓦斯採取計畫を立つ。採掘開始は明年一月。

米穀移出管理委員會開催(總督府)。△赤糖使用の菓子十種に公價指定(府告示四二五)。△切乾甘藷の販賣價格指定(府告示四二七)。△時計用並蓄音機用ゼンマイの販賣價格指定(府告示四二九)。△錫箔の販賣價格指定(府告示四三〇)。△農家自家用米共同管理實施(高雄州)。△臺灣殖産シンチケート團、五百萬圓を社債前貸として共同投資するに決定。△臺銀、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、興銀の九行)。△臺灣茶商公會定時組合開催(臺北)。

31日 △臺灣東亞貿易聯合組合第二回定時總會開催(臺北)。△昭和十六年第二期作米の買入價格告示(府告示四三一)。△前年二期に比し四、五分方値上げらる。△ゲートル(内地製品)ゲートル用生地(内地製品)及水産用ゴム引布製品の販賣價格指定(府告示四三二)。△森永製品臺灣販賣株式會社第三十二回總會開催(臺北)。△配當八分、定款變更決定。△福大公司第五回定時總會開催(東京)。△臺灣茶販賣組合結成第一回總會開催(臺北)。

六 月

1日 △臺北州の起業に係る蘇澳港修築工事の全部を直接施行(府告示四三三)。△肥料の最高價格及販賣條件指定中改正(府告示四三四)。△高雄鐵道工場移轉、臨港驛構内擴張に充當する計畫。△臺灣合同鳳梨株式會社本社を臺北に移轉、高雄臺中に出張所を置くことに決定す。△水利組合の統合に併行し農事組合も一元化、會社組織に建直し(臺南州)。△日本鑛業、高雄州滾水

2日 △臺灣醫藥品輸移入統制會の發展的解消により昨年末新設された臺灣醫藥品中央統制會の第一回總會開催(臺北)。

3日 △臺灣製糖株式會社(資本金六千三百萬圓)は新興製糖株式會社(拂込資本金百二十萬圓)を合併することとなり、兩社代表間に假契約の調印を了した(東京)。△大日本製糖株式會社は本社に海南島事業部を設置、海口、儋縣、那大に事業所設置決定。

4日 △比島銅鑛石の對日輸出の許可申請を高等辨務官却下す。△自動車修理用部分品配給統制要綱制定(臺灣總督府)。△本島海南島定期船航東亞海運で計畫。△臺中州の芭蕉同業組合と柑橋同業組合の合併決定。△近く青果關係同業組合の統合を見ん。△機帆船用重油確保。△選信、殖産、企畫の三部合議制で認可。△賃銀統制令の圈外におかれていた日僱労働者賃銀の昂騰に鑑み、労働者の賃銀統制に乗り出す(臺南州)。

5日 △昭和十六年第一期作親、支米、屑米及碎米の最高賣渡價格指定中改正(府告示四四一)。△臺灣銀行嘉積派遺員事務所に於て外國爲替業務を營む(府告示四四三)こととなる。△大日本製糖株式會社人事大異動行はる。△臺灣纖維工業株式會社第十一回總會開催(臺北)。△配當年九分据置可決。

6日 △資源調査法により重要物資現在高調査規則(府令一一六)公布さる。△支那事變國庫債券(の號)及支那事變割引國庫債券(第十三回)賣出さる(府告示四四九)。△製糖用石灰、花蓮港廳新竹州で原石發見。△島内自給可能視さる。△臺北ガラス製造工業組合結成、創立總會開催(臺北市)。△督府第二次大異動

行はる。△皇民奉公會中央本部事務局首屆決定——事務總長山本真平氏。△日蘭第三次會談開る。

7日 △工業用藥品(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示四五三)。△清涼飲料の販賣價格指定(府告示四五四)。△花蓮港屬下全高砂族(一萬四千名)移住完了式舉行(花蓮港)。△臺中州バス合同官民懇談會開る(臺中)。

8日 △糖油の販賣價格指定(府告示四五五)。△寫真材料の販賣價格指定(府告示四五六)。△白色減摩合金の販賣價格指定(府告示四五七)。△昭和十六年第一期作糧、玄米等の最高價格指定中改正(府告示四五八)。——上玄米前年二期に比し四十八錢の高値。△臺北食料品小賣商配給組合創立。

10日 △書道用品(内地製品)の販賣價格指定(府告示四六二)。△製糖用石灰原石輸送船腹重大化——海運統制中央統制組合に交渉か。△硫安工場建設計畫督府農務課にて審議中——明年度豫算に計上されん。△十五年の歴史をもつ株式會社アルテツクス製作所(資本金二十萬圓全額拂込、配當年九分)明治製糖株式會社に譲渡決定。

11日 △農産物配給の大統制會社設立の要望昂る。△臺灣精糖工業株式會社第五回定時總會(臺北)——配當年六分可決。

12日 △北川産業海運會社船體解體火燒島私設稅工場並新港稅工場特許消滅す(府告示四六八)。△臺灣國產自動車部分品組合創立總會(臺北)。△木炭も配給所より配給決定(臺北)。

13日 △島内夏季砂糖配、適切適量主義により實施さる、模様。△殖産局に於ては、本年二期作から模範田千六百五十甲を設置し

甲當り七十圓を補助するに決定。△本島、海南島連絡航路に大球丸就航と決定(東亞海運)。△冷凍魚介類(内地製品)の販賣價格指定(府告示四七一)。△生鮮魚類の販賣價格中改正(府告示四七二)。△全島商工水産農林經濟統制各課長參集し、重要物資在高調査打合會開催(臺北)。

14日 △臺灣汽船移出統制會社(資本金百五十萬圓半額拂込済)創立總會(臺北)——社長鶴友彦氏。△全島自動車の總行的代燃費に關する第二次協議會開る(臺北)——自動車代燃費社設立か。△島内石灰原石探鑛官民視察團現物調査に出發す。△臺中州合同運送、成への機運濃厚。△臺灣鐵道維新移出組合創立總會(臺北)。△海南島に鹽田開發會社創立か——三市化學工業と大日本鹽業の提携、資本金百萬圓の豫定。△汪國民政府主席訪日決定。

15日 △全島各州廳毎に公定貨銀を告示す。△板硝子の販賣價格指定(府告示四七五)。△國有林野の地域指定中改正(府告示四七六)。△電氣架線金物の販賣價格指定(府告示四七七)。△臺中州下の臺南一期作米の作柄に影響。△海南島の臺南バス開通す。

16日 △皇民奉公會地方州廳各支部の參與並に奉公委員任命——皇民奉公會體制成る。

17日 △日蘭印經濟交渉不調に終る——芳澤使節一行廿七日引揚ぐる豫定。△臺南州米穀納入組合創立總會(臺南)。

18日 △高雄、臺東南廻り局管バス用地買収打合せに着手。

19日 △全島産業組合實踐要項發表さる——國民貯蓄、加運動に参加等。△督府にて收穫期の降雨対策考究——簡易熱風乾燥機普及

を企圖す。△臺中州下の買上米四十五萬三百餘袋(十七日現在)と米穀同發表す。△臺中州青果同業組合、臺中州柑橘果菜同業組合と合併することとなる。△臺灣家機具研究會創立さる(臺北)。

20日 △臺灣統治上期的の本島志願兵制度明年より實施、軍及び總督府共同聲明發表。△新高雄驛落成式舉行さる(高雄)。△大日本製糖株式會社、海南島に新工場建設計畫決定。△臺灣帽子同業組合聯合會評議員會開催(臺北)。

21日 △船員費用旅費規則(府令一一八)公布。△中央當局拓務省の意見として、南方施策に當り本島の創意經驗活用と發表。△臺灣拓殖株式會社、南方向貨物船建造計畫進捗す。△皇民奉公會臺北支部遷しく誕生す。△臺灣運輸組合第三三回全島總會(臺南)。

22日 △昭和十六年第一期作糧、玄米、屑米、及碎米の最高價格指定中改正(府告示四八〇)即日實施。△本島産砂糖、バルブ中南支市場擴充か——督府の方針注目さる。△第四回全島商工會議所理事會開る(臺南)。

24日 △貯蓄戰國、週週全島一齊に實施開始。△督府殖産局にて、行政官廳と各試験、研究機關連絡初會議開る——生産擴充方策を懇談す。△臺北州機械木型工業組合創立總會(臺北)。△全島稅務會議開る(府財務局)。

26日 △十七、十八年期甘蔗自作並各州廳別豫定面積決定す。臺灣拓殖株式會社第一回定時總會(臺北)——配當年六分据置。△全島私設鐵道業務研究會開催さる(臺北)。△醋酸ソーダの販賣價格指定

(府告示四八六)。△亞酸化銅の販賣價格指定(府告示四八七)。

△硫酸銅の販賣價格指定(府告示四八八)。△硼酸の販賣價格指定(府告示四八九)。△モノクロール醋酸の販賣價格指定(府告示四九〇)。△蠟燭の販賣價格指定中改正(府告示四九一)。△基隆驛改裝根本方針決定す——客貨専用の兩驛に分離。△臺灣自給肥料株式會社(資本金十八萬圓全額拂込)創立總會(臺中市)。

27日 △海外鐵業協會(構成員は臺南、南拓、日本鐵業、石原産業、三井鐵山、三菱鐵業其他)佛印、ノイに印度支那鐵業研究所(豫算五十萬圓)設立決定。△年産八百萬圓に上る本島産雜纖維も統制か——近く組合創立されん。△全島物價調整會議開る(新竹)。△臺灣硝子株式會社(資本金三百萬圓)第一回定時總會開る(臺北)——配當年五分決定。△臺灣私設營業軌道組合創立總會(臺北)。△第一回臺灣糖業協議會開催さる(臺北)——本期産糖高千八百萬擔の豫想。

28日 △朝鮮産工業用ステアリン酸の販賣價格指定(府告示四九六)。△活字の販賣價格指定(府告示四九七)。△齒科醫療器械の販賣價格指定(府告示四九八)。△日本油脂株式會社、海南島に工場建設計畫。△臺灣自動車用品組合聯合會臨時總會開催(臺北)——機構改革新發足。△臺灣青果同業組合聯合會改組臨時總會開催(臺北)——本島青果界配給一體化す。

29日 △賃金統制令施行規則中改正(府令一一九)。△精米、精麥及食事の販賣價格並實施(府告示五〇四)——食糧増産第一主義、不急物抑制。

30日 △市議代表總督を訪問、工業立地都市計畫につき全島の要望陳情) △全 商工水産課長會議開催(臺北)。△臺灣府米配給組合第一回總會開催(臺北)。

七 月

1日 △地代家賃統制令施行規則(府令一二〇)公布。△利器類の販賣價格指定(府告示五〇五)。△食料品罐詰用空罐及木函の販賣價格指定(府告示五〇六)。△バナナ纖維販賣制限規則による指定(府告示五〇七)。△府米穀局發表によれば昭和十六年第一期作米收穫豫想高四四萬九五〇〇石(六月一日現在)。△臺北州下の皇民奉公會陣容成る——奉公運動展開の逞しき第一歩。△酒專賣實施二十周年記念式舉行さる(府專賣局)。△獨伊を始め樞軸五國、支那新國民政府を正式承認す。

2日 △全島保安課長會議及自動車業者大會同時開催(臺北)。△粉の簡易乾燥機普及座談會開催(臺北)。△全島自動車業大會(臺北)。3日 △化學石膏及燒石膏の販賣價格指定中改正(府告示五一〇)。△ミシン針の販賣價格指定中改正(府告示五一二)。△研磨材の販賣價格指定(府告示五一三)。△鐵塔の販賣價格指定(府告示五一四)。△時局即應の府殖産局機構改革要望さる。△督府の東京大阪物産紹介所殖産局出張所と改めらる。△臺中州北斗部北斗街の督府拓土道場開場式舉行さる(北斗)。4日 △電線の販賣價格指定中改正(府告示五一五)。△屏東都市計畫事業實施計畫認可(府告示五一六)。△トマトケチャップ類の販

賣價格指定(府告示五一八)。△食料品罐詰島内製品の販賣價格指定(府告示五一九)。△日佛印銀行協定成立す——圓貨中心の決済制擴大。

5日 △米穀の受渡地中改正(府告示五二〇)。△共販機關の指定(府告示五二一)。△電熱器具協定販賣價格變更認可(府告示五二二)。△督府農務課、雜作農産物の全島的集荷配給統制に乗出す。△臺灣青果株式會社の一元化による青果移入業者轉向對策要望さる。6日 △輸出爲替豫約取締規則(府令一二四)公布。△島内産煉瓦の最高販賣價格指定(府告示五二三)。△石灰の最高販賣價格指定(府告示五二四)。△石油類の最高販賣價格指定(府告示五二六)。△酒類及酒精定價表中改正(府告示五二七)。△石灰原石輸送對策手配完了す——糖聯代表と南日本汽船とで。△府評議會會員更改さる——新任六名。7日 △殖産米穀兩局機構改革に關し兩局長及び各課長參集打合會開催。△第十七回金屬品物價專門委員會開催。△臺灣貿易株式會社(資本金四百萬圓拂込四分の一)創立總會(臺北)。

9日 △革調帶の販賣價格指定中改正(府告示五三三)。△自動車用軸受輸入を除くの最高販賣價格指定(府告示五三三)。△戸車、鐵パイプの最高販賣價格指定(府告示五三四—五三五)。△基隆都市計畫事業實施計畫認可(府告示五三六)。△嘉義農業試驗所中埔庄支所にて、臺中六十三號に劣らぬ嘉南二號育成成功。△米穀局は來年度事業として米糠榨油工場建設を計畫す——差當り蒸油一千二百萬の豫定。△臺灣運輸株式會社が中心となり佛印

に日佛合辦の印度支那運送會社設立計畫具體化す(資本金十五萬ヒアスターの内十萬ヒアスターは臺灣運輸の出資)。

10日 △臺灣總督府特別會計歲入歳出科目中新設(訓令八三)。△更生絲織物の最高販賣價格指定(府告示五三七)。△臺灣産再生銃の販賣價格指定中改正(府告示五三八)。△臺灣銀行海口、三亞の派遣員事務所、出張所に昇格。△上海臺北間直接無電路開設さる。△三十萬圓密輸事件の賣國奴一味其降税關に摘發さる。△全島造林主任官會議開催(十、十一日兩日、府内にて)——熱帶特用樹種造成協議。△臺灣炭業組合定時總會開催(臺北)。△第五回全島トラクタ研究會開催(臺北)。

11日 △清涼飲料の販賣價格指定中改正(府告示五三九)。△固形洗濯石鹼の最高販賣價格指定(府告示五四〇)。△臺灣燐寸統制組合第一回定時總會開催。△臺灣石灰會社(資本金七百萬圓)役員陣内定——社長は今川淵氏。△臺北商工會事務所總會開催(臺北)。△臺北州經濟課調査の結果、昭和十五年度に於ける州下轉失業者の筆頭は時計従業員と判明。

12日 △第一回特別報國債券賣出さる(府告示五四一)。△食料品の販賣價格指定中改正(府告示五四四)。△硝子文具の最高販賣價格指定(府告示五四五)。△塗料の最高販賣價格指定(府告示五四六)。△南方經濟懇談會設立決定(東京)。△株式會社南興公司(資本金四十五萬圓)第六回定時總會——配當八分決定。臺灣清涼飲料水統制組合第六回總會(臺北)。△督府指導鍊成會開催(臺北)。

13日 △故銅及鐵屑配給統制規則中改正(府令一二八)——懸案の上物 第四部 臺灣經濟日誌(昭和十六年)

鐵屑の大引下げ實現。△故又は屑鐵の販賣價格指定(府告示五四七)。△物品及移出調整機關指定中改正並實施(府告示五四八)。△高雄都市計畫事業實施計畫認可(府告示五四九)。△北海産産豆類の最高販賣價格指定(府告示五五一)。△砂糖、臺灣産豚油、故又は屑ゴム、内地製粉摺ゴムロール、孔明煉炭の販賣價格指定中改正(府告示五五二—五五五)。△米の粉の販賣價格指定及個煮類の販賣價格指定中改正(府告示五五六)。△味噌、海苔、佃煮、澱粉、ハム、ベーコン、ソーセージ、漬物類、乾物類、パン粉、生パン粉、マヨネーズソース、鹽乾魚介類、酢ソース、辛味料、乳製品、食料品罐詰、醬油の販賣價格指定中改正(府告示五五七)。△食料品の販賣價格指定中改正(府告示五五八)。△粗穀灰磨粉の販賣價格指定中改正(府告示五五九)。△除虫菊製品、殺虫液用噴霧器、齒磨、小麥粉、藥用人參、麵類の販賣價格指定中改正(府告示五六〇)。

14日 △臺北州中古自動車組合創立さる(臺北)。△蘇澳港港愈々實現——起工式舉行さる。15日 △漬物類の販賣價格指定中改正(府告示五六一)。△自動車タイヤ、バルブの最高價格指定(府告示五六二)。△五ガロン罐其の故もの、最高價格指定(府告示五六三)。△工作機械配給統制要綱公表、即日實施——重點主義で需要規正をなす。

16日 △有價證券取締規則(府告示三七二)の公布による有價證券業者の許可申請は僅かに三割弱と發表(督府)。△近衛内閣總辭職す。17日 △特別會計歲入歳出科目中増設(訓令八八)。△飼料の製造業者指定中改正(府告示五七五)。△顯微鏡及同附屬品の最高販賣價

格指定(府告示五七六)。△フルファッシュ式絹婦人長靴下及ステープル・ファイバー莫大小靴下の最高販賣價格指定(府告示五七七)。△臺灣商工會議所にスラバヤ日本實業協談會參加、認可さる。

18日 △大命近衛公に再降下、近衛新内閣成立す。△昭和十六年第一期作粗玄米屑米及碎米の數量賣渡價格指定中改正(府告示五七八)即日實施。△臺南都市計畫區域及都市計畫變更決定(府告示五七九)。△虎尾、朴子、東港諸都市計畫區域及都市計畫決定(府告示五八一—五八三)。△内地產陶磁器製雜品の最高價格指定(府告示五八五)。△蠟サラダ油の最高價格指定(府告示五八六)。△飼料の販賣價格及販賣條件指定(府告示五八七)。△再製糖業者の對策に糖業聯合會が幹旋することに決定。△第十九回布帛織雜品物價專門委員會開かる(物價調整課)。△自動車新車刺當燃料タイヤと共に決定。

19日 △綿莫大小製品(輸出不適内地製品)の最高販賣價格指定(府告示五八八)。

21日 △花蓮港商工會議所創立さる。△臺灣爆竹煙火株式會社四十一回總會(臺北)——久し振りに配當を行ふことに決定。

22日 △臺灣商工會議所第五回臨時總會(臺北)——製糖業者を勞刀供給に活用。△糖業令第九條に基く昭和十七、八年期甘蔗買收價格決る——原料代各社一律に四圓五十錢。

23日 △學校卒業者使用制限令施行規則中改正(府令三六)。△鐵道枕木の販賣價格指定中改正(府告示五九五)。△煤油の販賣價格指定中改正(府告示五九六)。△石油類の最高販賣價格指定中改正

(府告示五九七)。△テトブル掛及カーテンの最高販賣價格指定(府告示五九九)。△ラジオ受信機協定販賣價格認可(府告示六〇二)。

24日 △華利行爲等取締規則中改正(府令一三七)。△酸性白土及活性白土の最高販賣價格指定(府告示六〇三)。△臺灣豚豚、最高販賣價格指定(府告示六〇四)。△井ノポンプ用附屬品の最高販賣價格指定(府告示六〇五)。△臺灣の郵便貯金額六千萬圓を突破す。

25日 △生活必需品物資指定規則(府令一三八)公布さる。△青果物配給等統制規則(府令一三九)公布さる。△青果物の輸出入者指定(府告示六一七)。△内地生毛莫大小製品の最高販賣價格指定(府告示六一一)。△臺灣茶輸出統制會社採辦を開始す。△支那産雜穀輸入組合創立さる(臺北)。△臺灣貯蓄銀行第三八回總會。△在米日本實業凍結さる。

26日 △勞働技術統計調査施行規則(府令一四一)公布さる。△肩掛及首巻の最高販賣價格指定(府告示六一四)。△牛標の最高販賣價格指定(府告示六一五)。△アセトン、醋酸メチル醋酸エケル其他の最高販賣價格指定(府告示六一六)。△佛印の共同防衛——日佛の意見完全一致す。△臺灣銀行外國爲替業務許可(府告示六二〇)。△臺北華僑新民公會發行的解消をとげ那署單位に再出發と決定。

28日 △第六回各州廳物價連絡會議開催(二十八、九兩日、高雄市)。△臺灣電力株式會社、社債一千萬圓發行方を發表す。△臺灣銅材配給株式會社第六回定時總會(臺北)——配當年五分可決。△

臺灣製紙株式會社第四十四回定時總會開催(士林)——配當年一割可決。△臺北築港協會代表總督を訪問築港の急速實現を陳情す。

29日 △臺灣菓子販賣統制組合に對する茶類協定販賣價格追加認可(府告示六二七)。△臺灣麥粉移入統制組合初總會開催(臺北)。△臺灣瓦斯株式會社第十回總會(臺北)。△臺灣商工銀行總會開催(臺北)——配當六分可決。△バガスの廢液より肥料採取可能の研究發表さる(臺北帝大)。△皇軍南都佛印に進駐す。△臺灣軍に兵事部新設。

30日 △在米日本實業凍結令の對策として外國爲替管理法の規定による外國人關係取引取締規則の本島施行は大藏省令に則り、府令公布即日實施。△臺灣炭業株式會社總會(臺灣)——年一割配當可決。△高砂麥酒株式會社總會(臺北)——八分配當可決。△臺灣商工會議所、新中國汪政府に對し、英語強用の海關手續、日本語に改正方を建議す。

31日 △一昨年八月創立された新興窯業株式會社(資本金五百萬圓拂込三七五萬圓)豫定變更——資材節約で差當り石灰窯業製造設備に實力傾注。△第一回全島商運連絡會議開かる(高雄)。

八月

1日 △輪移出切乾諸檢査標準中改正(府告示六三四)。△泰、對日一千萬パソの對日借款供與の諒解成立——英米の資産凍結一賦。△七月末臺灣銀行高二億五百八十一萬三千圓と發表。

2日 △鷺庄洲にて模範田植栽培開催(臺北州)。

7日 △煙草耕作地域改正(府令一四六)。△ツルハシ及ハンマーの最高販賣價格指定(府告示六五二)。△電氣絕緣布の最高販賣價格指定(府告示六五三)。△臺北食料品雜貨卸商組合總會(臺北)。

8日 △支那事變國庫債券(一號)及支那事變刺引國庫債券(第十四

3日 △屏東都市計畫事業實施計畫認可(府告示六三八)。△特免毛製品、富士絹、廣幅交織絹織物、ステープル・ファイバー織物、等々の販賣價格中改正(府告示六四二)。△臺灣商工會議所、職業輔導所設置方總督に建議す。△臺灣商工會議所、全業者を網羅する移入機關設置方總督に陳情す。△高雄商業學校生徒一行比島より歸る。

4日 △第一回海上重要物資輸送對策打合せ會開催(交通局)。△臺灣鹿麻製株式會社(資本金五十萬圓内半額拂込)發起人總會(臺北)。

5日 △甘藷及キャッサバの配給統制に關する件改正(府告示六四三)。△寫眞用感光材料の販賣價格指定中改正(府告示六四四)。△墨縫糸の最高販賣價格指定(府告示六四五)。△水銀の最高販賣價格指定(府告示六四六)。△臺灣砂糖貿易組合臨時理事會開催(臺北)。△第二回臺灣肥料委員會開かる(府府)——地方作物別に適正配給。

6日 △砂糖の販賣價格指定中改正(府告示六四八)。△印度產黃麻製米袋(臺灣製品)の最高價格指定(府告示六四九)。△洋紙の最高販賣價格指定(府告示六五〇)。△全島各州廳經濟統制課職員開議開かる(府物價調整課)——全島地代家賃統制につき具體的打合せ。△海運中央統制輸組臺灣事務所機構整備協議會開催(臺北)。

回) 賣出さる(府告示六六〇)。△錫箔の販賣價格指定中改正(府告示六六一)。△鹽乾魚介類の販賣價格指定中改正(府告示六六二)。△大釘の最高販賣價格指定(府告示六六三)。△セメント(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示六六四)。△全島經濟統制係官會議(臺北)——廢品の回收と更生を企圖。△臺北州勞務協力會發會式舉行(臺北)——勞務需給調査に積極的協力を申合す、同時に第一回理事會をも開催。△臺灣製製被服工業組合設立委員會開かる(臺北)。△局管バス當局、車輛修繕打合會開催(臺北)。

9日 △國民職業能力申告令第二條第五號の規程による檢定試験の免許指定中改正(府告示六六五)。△魔法瓶の最高販賣價格指定(府告示六六六)。△印箱及肉池等の最高販賣價格指定(府告示六六七)。△本島各種貿易團體近く整理統合に着手か。△臺灣材木商聯合會總會開催(臺北)。△臺灣興業信託株式會社總會(臺北)——配當年五分据置。

11日 △第六回木材物價專門委員會開催(臺北)——島産針葉木材公價。△麻配給統制規則中改正(府令一四八)。△落花生及胡麻配給統制規則中改正(府令一四九)。△第二回特別報國債券賣出さる(府告示六七二)。△磨鋼板、軌條甲ボルトナットの最高販賣價格指定(府告示六七三)。△鳳山、員林都市計畫區域變更決定(府告示六七六)。△臺工品指定中改正(府告示六七八)。△臺銀調査による本年上半期末に於ける島内銀行預金残高は三億七千三百四十二萬四千圓の新記録を示す——臺灣經濟の膨脹を反映。△大日本製糖今期の産糖、六百五十萬

擔可能と發表。△昨年十一月創立の天然セメント株式會社(資本金十九萬五千圓、半額拂込)北投に建設中の工場殆んど竣工す。

13日 △螺錐(輸入品を除く)の販賣價格指定中改正(府告示六七九)。△鐵の最高販賣價格指定(府告示六八〇)。△鐵鋼調車の最高販賣價格指定(府告示六八一)。

14日 △熱帶醫學研究所血清其他細菌學的豫防治療品の最高販賣價格指定(府告示六八二)。△臺灣銀行福州派遣員事務所を開設す。△臺灣製糖の産糖豫想——新興を合せ四百六十餘萬擔。△臺灣通信工業株式會社士林工場竣工す。△貿易統制會施行規則運用の基隆高雄稅關關係官連絡會議(臺北)。

15日 △研磨布及研磨紙の最高販賣價格指定(府告示六八八)。△貿易統制會施行規則運用連絡會議(商工課)。△明治製糖の今期産糖四百五萬餘擔の見込。△第十五回雜品物價專門委員會開催(臺北)。△臺灣炭業株式會社第五回總會(臺北)。△臺北洋服聯合會結成式(臺北)。

16日 △事務文具、玩具の最高販賣價格指定(府告示六九〇、六九一)。△齒刷子の販賣價格指定中改正(府告示六九七)。△鹽水港製糖の今期産糖二百八十五萬擔の見込。△米穀納入組合今後の運營關係者協議。△樟帽振興座談會(鹿港)。

17日 △高雄都市計畫事業實施計畫認可(府告示六九八)。△花蓮港都市計畫事業實施計畫一部變更認可(府告示七〇〇)。△學用品の販賣價格指定中改正(府告示七〇一)。△押ねちの最高販賣價格指定(府告示七〇二)。△綿縫糸配給要綱改正——中央機關改

組、縫紉配給組合結成決定(府商工課)。△臺東製糖今期産糖高約二十三萬擔の豫想。

19日 △昭和十六年度臺灣總督府特別會計歲入歳出科目中増設(訓令一〇三)。△三五公司源成製糖場今期産糖十萬四千餘擔の見込。△全島本期の赤糖産額四十五萬擔可能。△高雄州で土性調査始めらる(三ヶ年計畫事業)。

20日 △工業用智利硝石の最高販賣價格指定(府告示七〇七)。△教具の協定販賣價格認可に對し變更認可(府告示七〇八)。△府營林所木材拂下方針を變更——臺灣拓殖に一元化決定。△石井殖産局長等一行米増産進行脚に出發す。△臺灣自動車業組合聯合會創立打合會開かる(臺北)。

21日 △掛時計の販賣價格指定中改正(府告示七一〇)。△臺灣木材組合(昨年十月創立)臨時總會(臺北)。△七、八月の旱天多照で全島の鹽は大増産。△臺灣枕木組合臨時總會(臺北)——枕木の自給對策、納入側の具體案を決定す。

22日 △酒類定價表中改正(府告示七一三)。△布袋(輸入品を除く)の協定販賣價格認可(府告示七一四)。△八・一一價格停止令本島適用種目督府關係官慎重協議(督府)。△華南銀行第四五回定時總會(臺北)。

23日 △特殊釘の最高販賣價格指定(府告示七一五)。△毛織物の最高販賣價格指定(府告示七一六)。△硝酸カリの販賣價格指定中改正(府告示七一七)。△セツカールの最高販賣價格指定(府告示七一八)。△高雄都市計畫變更決定(府告示七一九)。△家庭用アルミ器物内配給統制要綱發表さる(企畫部)。

24日 △臺南飛行場設置の件中改正(府告示七二三)。△運動用具の最高販賣價格指定(府告示七二四)。△電氣計測器、内地産冷蔵庫の最高販賣價格指定(府告示七二五、七二六)。△臺北地區マス業者燃料對策を打合す。△臺南州農産加工品配給統制要綱を發表す。

26日 △第九回報國債券及第二十三回貯蓄債券賣出さる(府告示七二九)。△ラジオ受信機の販賣價格指定中改正(府告示七二八)。△ガソリン規正に對する本島の對策決定(交通局發表)。△臺灣家庭必需品株式會社新たに統制會社として指定され、その改組を兼ねた第一回定時總會開かる(臺北)。△南日本汽船株式會社第二回總會(臺北)。

27日 △單寧含有樹皮使用制限に關する件中改正(府令一五五)。△肥料の最高販賣價格及販賣條件指定中改正(府告示七三〇)。△鐵道枕木自給對策官民合同協議會開かる(臺北)。△臺北州給工業組合、州下全製糖業者の統制組合として再出發——創立總會開かる。△全島總額二千萬圓程度の増稅、十月より間接稅對象に實施すべく當局にて審議中。△臺灣電力株式會社第四四回總會——配當年七分。

28日 △石炭配給統制規則(府令一五八)公布、十月一日より實施。臺灣石炭會社指定さる(府告示七三一)。△石炭の卸賣業者指定並實施(府告示七三二)。△三井物産會社、三菱商會社。△株式會社東亞商工公司第七回總會——五分配當案可決。△近衛首相メッセージ、ルーズベルト米國大統領に手交す。

29日 △臺灣銀行外國爲替業務許可(府告示七四一)。△雨衣、衛生陶

器、印材及印内、スタンブインキの最高販賣價格指定(府告示七四三—七四六)。△第六回全島物價調整連絡會議開催(二九、三〇兩日、高雄)。△砂糖荷役賃率改正を近く認可申請(高雄港)。

30日 △高雄都市計畫變更決定(府告示七四八)。△風呂敷の最高販賣價格指定(府告示七四九)。△今期第一回蔗園調査によれば、今期産糖二千萬擔確實となる。△石灰石の代用として牡蠣殻風爽と登場——臺中州生産販賣一元化企圖——州水産會第十四回臨時總會。△臺灣農機具製造統制株式會社第一回總會開催(臺北)——藤田信次郎氏社長。△臺灣酒統制株式會社第十回總會——一年四分配當可決。

31日 △南洋貿易調整規則により物品輸入調整機關及地域指定(府告示七六一)。△臺北州下トラツク輸送、代燃車で完遂計畫樹立。△新竹市消費米共精共販組合創立。△全島商業聯合會第一回連絡會議開催(高雄)。△郷土工藝勃興のため、臺灣工藝協會を結成するに決す(高雄に)。

九月

1日 △督府糖業試驗所にて同所育成の新品種F一二一—一二五號を全島製糖會社に配布す。△海運中央統制輪組臺北支部事業を開始す。△日本郵船高雄出張所業務を開始す。
2日 △井戸ポンプ用附屬品の最高販賣價格中改正(府告示七六二)。△籐の最高販賣價格指定(府告示七六三)。△六角ボルト黒皮鋼製、六角ナット、黒皮鋼製の最高販賣價格指定(府告示七六四)

△總務長官より地方長官宛物價統制協力對策要綱通達。△臺灣住宅督團法制局で再検討。△五徳圓の督府豫算査定開始。△臺灣製製工業組合創立(臺北)。

3日 △炭酸ソーダ類の販賣價格指定中改正(府告示七六八)。△官民合同の海上輸送懇談會(臺北)。△臺灣自動車事業聯合會創立委員會開催——臺灣自動車聯合會の發展的解消。△第二回臺灣貿易懇談會開催(基隆)。

4日 △携行電燈用乾電池の販賣價格指定中改正(府告示七七〇)。△菓子類、鼻緒(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示七七一、七七二)。△支那産豌豆の協定販賣價格認可(府告示七七四)。△光輝墨縁の最高販賣價格指定(府告示七七五)。△酢の販賣價格指定中改正(府告示七七六)。△臺灣藍藤株式會社(資本金五十萬圓)創立。

5日 △府當局、本島硫安工業の確立を期し技術者打合せを開催。
6日 △内地産厨房用荒物の最高販賣價格指定(府告示七八一)。△鹽銜及鹽鹵の最高販賣價格指定(府告示七八二)。△毛紡式ステール・フアイバー手編絲、茶船、土瓶敷、德利袴、家庭用金物の販賣價格指定(府告示七八四—七八六)。△臺灣製糖の新興製糖吸收合併事務引繼完了。

7日 △價格統制令施行規則改正(府令一六六)。△ダイヤモンF入硝子切器の最高販賣價格指定(府告示七八七)。△膠寫版の最高販賣價格指定(府告示七八八)。△著書器用針の最高販賣價格指定(府告示七八九)。△内地肥料工業界の權威者一行臺中州當局首腦と懇談す。

8日 △高雄の芭蕉實出荷、内地移出は今月で打切る。△臺北鐵道株式會社第四十四回定時總會開催(臺北)。

9日 △把柳製糖の最高販賣價格指定(府告示七九一)。△疊經絲(混紡絲)、炭酸加里、油桐實及桐油、鹽化炭素、蟻酸、蟻酸曹達、蓆酸及蓆酸曹達、炭酸曹達(洗曹達)の最高販賣價格指定(府告示七九四—七九九)。△嗜好飲料及滋養飲料の販賣價格指定中改正(府告示八〇〇)。△石灰小口販賣機構整備に關する要綱發表(府鐵務課)。

10日 △價格統制令施行規則中改正(府令一六七)。△海運統制令施行規則中改正(府令一六八)。△内地製釘類、苛性加里、帽子掛衣紋掛、洋服カパー、トリクレシールフオスフエイト等の最高販賣價格指定(府告示八〇二—八〇五)。△臺灣洋紙配給組合創立總會(臺北)。

11日 △モツプ、モツプ替絲、雜巾及垢摺、爪揚技の最高販賣價格指定(府告示八〇六、八〇七)。△硫安工業實地調査團報告座談會(臺北)。△合同鳳梨株式會社遊休施設を活用し、豚肉、野菜混合罐詰製造。△高雄州米穀納入組合創立總會(高雄)——委託糶摺調製料決定、玄米一袋當り卅錢。

12日 △米穀取引事業補償委員會規程(訓令一一〇)公布。△洋服掛の最高販賣價格指定(府告示八〇八)。△國有林野の地域指定(府告示八〇九)。

13日 △貿易統制令施行規則(府令一七一)公布——輸出第一主義から重要物資國內確保へ。△臺中州の地主、家主組合創立總會(臺中)。△糖業聯合會臺灣支部臨時總會。△臺灣勸業無盡株式會

社臨時總會(臺北)。△臺北州落花生、胡麻加工組合創立(臺北)。△島内の菓子移入統制組合創立(臺北)。

14日 △臺灣都市計畫令施行規則中改正(府令一七二)。△船員保險法施行規則中改正(府令一七三)。△梳織物既製服の最高販賣價格指定(府告示八二二)。△臺灣拓殖、島内芭蕉纖維増産に犠牲的努力を拂ふ——機械購入者に半額補助等。

15日 △十三日夜來の北部一帯を襲つた豪雨禍、作物の被害相當——田畑浸水千七百餘甲(臺北州)。△肥料割當打合せ(高雄州)。△第三回臺灣貿易懇談會開催(臺北)。

16日 △薄荷製品、圓筒型蒸汽罐、紙函及紙函材料、磨粉等の最高販賣價格指定(府告示八二二—八二六)。△内臺青果物配給機構改革具體策決定す。

17日 △貨物自動車シャシーの販賣價格指定中改正(府告示八三〇)。△臺北州鉛鐵板線材製品配給組合創立總會(臺北)。

18日 △臺灣中央衛生會規則廢止(府令一七九)。△ハイドロキノン及モノメチールバラアミノフェノールサルフェイトの最高販賣價格指定(府告示八三五)。△臺灣鐵工統制協會創立總會舉行(臺北)——本島に於ける「統制會」の前哨。△督府企畫部を中心に、本島雜貨輸送統制協議會開催。△臺北商工會議所主催、航空窓飾會開催(今日から三日間、臺北)。△定例局長會議、港灣行政整備を協議す。△本島關係の雜貨品海上計畫輸送を實施のこと決定(臺北支部協議會)。

19日 △薰物及線香の最高販賣價格指定(府告示八三六)。△臺灣小麦粉移入統制組合懇談會開催(臺北)。

- 20日 △總督府内に南方委員會設立され、四二委員任命さる。△國民職業能力申告令による要申告者に關する申告の特例(府令一八一)——青壯年國民登録制の實施。△工場事業場技能者養成令に依る特例(府令一八二)。△バナナ纖維販賣制限に依る指定輸旋者中改正(府告示八四一)。△苧麻纖維の最高販賣價格指定(府告示八四二)。△工業藥品(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示八四四)。△精鍊塊狀硫黃の最高販賣價格指定(府告示八四五)。△臺灣家具指物組合聯合會創立さる(臺北)。
- 21日 △布帛製品の最高販賣價格指定(府告示八四六)。△史蹟名勝天然紀念物保存法中改正(府告示八四六)。△鋼製黒皮座金の最高販賣價格指定(府告示八五六)。△自動車一市郡一自動車營業所主義に轉換(臺北州)。△南洋貿易協會、佛印當局主催、日佛印國際見本市、河内で開催決定。△佛印今後の産業政策日本と提携とトク一總督放送す。△臺灣北部に皆既蝕あらはる。
- 22日 △日本鐵業の金瓜石鑛山、産銅第一に轉換。△臺電、臺銀記念事業として、拓南工業協會(工業關係の學生に學資補助)の登記完了す。△島都防衛費八十餘萬圓追加——臨時臺北市會で可決。△臺灣肥料配給統制組合第一回定時總會(臺北)。
- 23日 △カレンダーの最高販賣價格指定(府告示八五七)。△臺灣受信機販賣組合に對するラジオ受信機の協定販賣價格認可變更(府告示八五八)。
- 24日 △主要港灣作業割期的統制——關係當局打合會開かる。△富國徵兵保險臺北支部新築成る。
- 25日 △定額郵便貯金規則(府令一八三)公布。△荒物類の最高販賣價格指定(府告示八六〇)。

- 價格指定(府告示八六〇)。△毛紡式ステーパー・ファイバー織物の最高販賣價格指定(府告示八六一)。△高雄港擴張第一期工事着々進捗——商業港から工業港へ一大飛躍。△雜貨及重要物資輸送對策打合會、企画部にて開催。△代燃石炭瓦斯座談會開かる(臺北)。△南方經濟懇談會創立總會開かる(東京)。△製糖業原價計算準則完成發表(府特産課)。
- 26日 △蘭陽のバス合同決定(羅東)——新合同會社の資本金五十萬圓
- 27日 △銅地金、錫地金、鉛地金、亜鉛地金及アンチモン地金の販賣價格指定中改正(府告示八六三)。△いすゞ號貨物自動車シャシの最高販賣價格指定(府告示八六五)。△自動車用薪炭特配機構確立——州應別に配給組合結成計畫(督府)。△北部局管バス當分試験的に樟油で運行することとなる。
- 28日 △米穀局米穀事務所及同出張所規程中改正(訓令一一四)。△オホボンテンクワ粗製纖維、毛織物既製服、洋式カーボン紙の最高販賣價格指定(府告示八六六—八六八)。△臺灣自動車技術研究所設置大綱決定——島内技術の綜合と指導。△海南島自動車循環路完通す——臺灣拓殖の割期的交通事業成る。△嘉義製紙會社創立さる(嘉義)。
- 29日 △臺灣石炭商組合解散總會開かる(臺北)。△税關鑑定官會議開かる(臺北)。
- 30日 △臺灣産業組合規則改正(律令第七號)公布さる——協同組織から國策機關へ。△臺灣銀行福州派遣員事務所に於ける外國爲替業務廢止さる(府告示八六九)。△臺北州生薬配給組合結成さる(臺北)。△臺中州下バス合同纏らず、業者州當局に一任す。

△臺灣畜産株式會社三五回定時總會(臺北)。

十月

- 1日 △金屬類保有狀況調査規則(府令一八五)公布。△回收物件及施設指定規則(府令一八六)公布。△金屬類回收施行規則(府令一八七)公布。△臺中市計畫變更決定(府告示八七四)。△一般工場用標準型天井走行電氣起重機の最高販賣價格指定(府告示八七五)。△臺灣石炭株式會社業務開始す。△臺灣米買上げ價格引上げか。△六月末本島内生命保險契約高六億四千四百三萬圓と府商工課發表。△港灣運送業統制令臺灣では今日より實施。
- 2日 △會社經理統制令施行規則中改正(府令一八八)。△港灣運送業等統制令施行規則(府令一八九)公布。△石炭の最高販賣價格及最低販賣價格指定(府告示八七九)改定——等級整理、規格の合理化。△臺灣火災保險協會改組に着手。
- 3日 △臺灣産バカスバルプの最高販賣價格指定(府告示八八二)。△彰化、鳳山都市計畫區域變更決定(府告示八八五、八八六)。△肥料の最高販賣價格及販賣條件指定中改正(府告示八八八)。△第七回内外地物價懇談會開催(拓務省)。△臺灣古麻袋卸商組合創立總會(臺北)。△臺灣拓殖株式會社資本金三千萬圓を倍額に増資計畫——南方の繼續事業擴充)。
- 4日 △第十回國債債券及第廿四回貯蓄債券、支那事變國庫債券(く)及支那事變割引國庫債券(第十五回)賣出さる(府告示八八九、八九〇)。△臺灣管理米買上げ引上げ決定(拓務省)——石

第四部 臺灣經濟日誌(昭和十六年)

- 當り三四程度、督府支出増九百萬圓。△臺灣神社外苑造營工事起工式舉行さる。
- 5日 △宜蘭都市計畫事業實施計畫(府告示八九四)。△毛紡式ステーパー・ファイバー織物及絲、富士絹等價格改正(府告示八九五)。△金屬野絲の最高販賣價格指定(府告示八九六)。△人絹、綿織物の本島移入基礎契約、内地側と締結さる。
- 6日 △第三回全島林業試驗連絡會議開かる(六、七日、臺北)。△臺灣テックス工業組合臨時總會(臺北)。△安平船溜場竣工式舉行(臺南)。
- 7日 △齒科醫療器械販賣價格指定中改正(府告示八九七)。△米管委員幹事會開催。△臺灣醫療用ゴム製品配給統制會臨時總會開催(臺北)。△臺灣綿帶材料配給統制會と前記統制會とを統合して臺灣衛生資材移輸入生産配給聯合會結成さる、こととなる。△花蓮瑞穂穂庄に含銅硫化鐵鑛發見さる。△南進火藥株式會社(資本金五百萬圓)創立計畫——日本火藥が中心に督府に願書提出す。△三菱重工業、高雄港に大船渠建設計畫を發表す。
- 8日 △鐵製品製造制限規則(府令一九六)。△臺灣總督府買入米穀品等検査規則中改正(府令一九七)。△砂糖袋の回收(府令一九八)△昭和十六年第二期作米の買入價格改正(府告示九〇四)。△酒類及酒精定價表中改正(府告示九〇六)。△内地産セルロイド製品の最高販賣價格指定(府告示九〇八)。△港灣運送統制官民打合會開催(臺北)。△臺灣南方協會再出發——全役員一應總辭職。△第三回臺灣拓殖債券一千萬圓を發行——七百五十萬圓はシ國引受。

- 9日 △奢侈品販賣禁止の改正と在庫販賣許可實施を督府當局より發表す。
- 10日 △揮發油及重油販賣取締規則中改正(府令二〇三)——燈油、輕油も切符制、來月一日實施。△宜蘭都市計畫事業實施計畫認可(府告示九一一)。△島内苛性曹達、臺灣產銹鐵鑄物製釜輪、銹鐵鑄物製木炭用アイロン、臺灣產針葉樹材、内地產銹鐵管の最高販賣價格指定(府告示九一四—九一八)。△臺灣味噌工業組合臨時總會(臺北)。△臺灣金融協議會第一回會合行はる(臺銀にて)——時局下金融機關の連繫強化を申合す。△ガソリン代用無水酒精の研究進む(工業研究所)。
- 11日 △苧麻纖維又は黃麻纖維の販賣制限に關する件中改正(府令二〇七)。△臺灣產銹鐵鑄物製焚口、活版地金及アンチモン合金地金、白金製坩堝及白金製蒸發皿の最高販賣價格指定(府告示九二〇—九二二)。△臺灣木材協會臨時總會(臺北)。
- 12日 △花蓮港商工會議所設立認可(府告示九二二)。△特免總ゴム靴の最高販賣價格指定(府告示九二六)。△工業藥品(内地製品)の販賣價格指定中改正(九二七)。△クロム鹽類の最高販賣價格指定(府告示九二八)。
- 13日 △督府明年度豫算案總額三億六千餘萬圓と決定。
- 14日 △シヤベル及スコップ、冷壓蓖麻子油の最高販賣價格指定(府告示九三三、九三四)。△本島の鷲内地に移植さる。
- 15日 △臺灣經濟審議會官制(勅令九一六)公布さる。同時に委員二十七名決定發表さる。△砂糖配給規則中改正(府令二〇九)。△肥料の最高販賣價格及販賣條件指定中改正(府告示九三八)。△防

- 空用防毒面及防空用防毒服、内地產曹達灰、内地產洋樂器類、同附屬品、内地產銹鐵鑄物製家庭用品、洋裝附屬品用具(厨締用金具)の最高販賣價格指定(府告示九三九、九四四)。△内燃機關の販賣價格指定中改正(府告示九四五)。△休閒空地調査規則(臺北州令二七)公布。△臺北臨時市會開かる——バス賃値上げ可決。△近衛内閣總辭職。
- 16日 △臺灣總督府特別會計歲入歲出科目増設(訓令一一六)。△タオル製品、速乾性麻質油、椰子油の最高販賣價格指定(府告示九四八—九五〇)。△大學、專門學校等の修業年限臨時短縮——兵役法改正により臨時徵兵検査のため。
- 17日 △東條首相組閣の命を拜受。△國民貯蓄獎勵事務講習會開催(各州)——戰時財政の強化等。
- 18日 △東條新内閣成立す。△臺灣日本ベイント會社愈々操業へ。△大日本製糖、月眉製糖所の白糖化施設——嵌子脚より設備を移駐す。
- 21日 △臺灣產漢藥の最高販賣價格指定(府告示九五七)。△本島海事行政組織一元化へ——連絡機關設置か。△督府移民政策に一大轉換——島内開拓から南方移民へ。△殖産局、食糧緊急對策として二萬六千甲歩の作付轉換計畫樹立。
- 22日 △マニラ麻漁網(内地製品)の最高販賣價格指定(府告示九五八)。△本島鐵道枕木の自給根本策に關する第二回官民協議會開催(臺北)。△今期產糖高は一千五百萬擔を割る模様。
- 23日 △鹽水港製糖今期產糖二百九十五萬擔の見込。△各製糖會社の工務關係者及技術者で組織せる製糖研究會第七八回例會(臺北)

△各製糖會社の農務關係者で組織せる蔗作研究會第二六回大會開催(臺南)。

- 24日 △昭和十六年第二期作粮、玄米、屑米、碎米及七分搗米の最高販賣價格指定(府告示九六〇)——買入價格引上に伴ふ引上げ。△臺灣產伸鐵の最高販賣價格指定(府告示九六一)。△軸受(輸入品を除く)の販賣價格指定中改正(府告示九六二)。△全島商工會議所第五回理事會(二四、二五兩日、新竹市)。△食糧増産女子挺身隊員三十名、内地農村へ見學手傳に出發す(臺北州)。
- 25日 △奢侈品等製造販賣制限規則による物品指定(府告示九六四)。△醫藥品の最高販賣價格指定(府告示九六五)。△大日本製糖六百五十萬擔に上る。△全島私設鐵道研究會(臺中)。△臺灣清涼飲料統制組合は臺灣清涼飲料水工業組合と改稱決定。△臺灣織維集荷配給輸出組合創立總會開催(臺北)。
- 26日 △臺東飛行場設置中改正(府告示九六六)。
- 27日 △臨時臺灣經濟審議會總會開催さる(二七、二八、三〇、三日間、臺北)——諮問事項、臺灣に於ける工業振興に關する方策と臺灣に於ける交通施設の整備擴充に關する方策。△産業組合改正法を繞つて經濟新體制官民合同座談會(臺北)。
- 29日 △臺灣倉庫株式會社二五回總會(臺北)——配當年五分据置。
- 30日 △臺灣土地建物株式會社第五九回總會(臺北)——配當年八分可決。△本島港運送業統制、一元會社の設立は望み薄——差當り地區別團體主義をとる。△臺北州水産會臨時總代會開かる。△大同自動車株式會社第二回總會——初配當年四分可決。△臺灣ゼニス・バイブ株式會社第六回總會——配當年八分可決。△興亞製

- 網株式會社(資本金八十萬圓全額拂込済)第六回總會(臺北)——配當年六分可決。△臺灣皮革販賣會社第四回總會(臺北)。
 - 31日 △電氣通信機用フタク、内地產苛性曹達、實綿の最高販賣價格指定(府告示九七〇—九七二)。△帽子用原料纖維、屋根張帆布衛生用纖維製品及實綿の販賣價格指定中改正(府告示九七三)。△臺灣テックス株式會社第三回總會(屏東)——配當年一割可決。△臺灣皮革販賣會社第四回總會(臺北)——製造にも乗り出す。△臺灣澱粉工業聯合會許議員會開催(臺北)。
- 十一月
- 1日 △國民職業能力申告施行規則中改正(府令二一一)。△屏東臺東間、楓港鸞鑾鼻間、車城四重溪間及恒春上响林間に於て、自動車運輸開始さる(府告示九七六)。△チニブ入阿片烟膏販賣價格指定(府告示九七八)。△臨時移出入品調整規則による物品及移輸入調整機關指定(府告示九七九)。△麻布ホースの最高販賣價格指定(府告示九八〇)。△内地と共に煙草の値上げ實施さる——小賣人利潤九分から八分に。△臺灣三共株式會社設立さる(臺北)。
 - 4日 △第十五回臺灣商工會議所常議員會開かる(臺北)——戰時商業道德作興案附議。△專賣局地方官署會議(四、五日、專賣局)。
 - 5日 △臺灣總督府買入米穀包裝用具給付規程中改正(府告示九八四)。△鐵道用解毛絲屑の最高販賣價格指定(府告示九八五)。△臺灣米穀納入協會第一回總會開く(臺北)。△臺灣亞鉛鐵板線材製品配給組合臨時總會(臺北市)。△家庭必需品統制株式會社拂込資

- 6日 △内地産木材(杉、松)の協定販賣價格認可(府告示九八六)。
 △ソフトカラーの最高販賣價格指定(府告示九八七)。
 △ダイヤモンド入硝子切器の販賣價格指定中改正(府告示九八九)。
 △スチールファイバー莫大小製品、綿莫大小製品、絹莫大小製品の最高販賣價格指定(府告示九九〇)。
 △足袋及ソックスの最高販賣價格指定中改正(府告示九九一)。
 △電線管及其の附屬品の最高販賣價格指定(府告示九九二)。
 △海水から臭素採取可能—督府工研の研究に凱歌ある。△臺灣司法保護事業大會開かる(臺北)。
- 7日 △第三回特別報國債券賣出取扱(府告示九九三)。
 △漬物類販賣價格指定中改正(府告示九九七)。
 △滿洲産豆類の最高販賣價格指定(府告示九九八)。
 △小麦粉の最高販賣價格指定(府告示九九九)。
 △寶珠の最高販賣價格指定(府告示一〇〇〇)。
 △銘仙の最高販賣價格指定(府告示一〇〇一)。
 △砂糖袋回収運用懇談會開かる(臺北)。
 △臺灣水産開發株式會社(資本金四十萬圓全額拂込)設立許可(新竹州)。
- 8日 △自轉車タイヤ及中袋の販賣價格指定中改正(府告示一〇〇二)。
 △臺北都市計畫變更(府告示一〇〇三)。
 △日滿支貿易連絡會議にて臺灣貿易會の新設決定。△九大海南島農業調査團寄臺。
- 9日 △金屬類回收令による回收機關指定(府告示一〇〇五)。
 △高雄都市計畫變更(府告示一〇〇七)。
 △ハイドロサルファイド及ロソナリットの最高販賣價格指定(府告示一〇〇八)。
 △南日本化學工業の高雄工場日本興業銀行の融資で再建に決す。△臺灣商會事務所、營業の免許制早急實現方、總督に建議す。
- 10日 △鐵道部輸送方針根本的轉換を行ふ—米、砂糖、石炭、肥料等に對する繁忙期乗切策成る。△東亞家畜防疫第十三回會議開催(十日から三日間、臺北)。
 △全島商工水産課長會議開催(臺北)。
 △臺灣貿易一體化—大連の臺灣物産統制五組合指定さる。△南方經濟懇談會連絡委員會開催(東京)—占領地の通貨工作討議。
- 11日 △絹織物の最高販賣價格指定(府告示一〇〇九)。
 △海藻類販賣價格指定中改正(府告示一〇一〇)。
 △魚粉フリカケ食の最高販賣價格指定(府告示一〇一一)。
- 12日 △空堀、臺灣産伸鐵の販賣價格指定中改正(府告示一〇一六、一〇一七)。
 △硫酸曹達及硫酸加里、漆器の最高販賣價格指定(府告示一〇一八、一〇一九)。
 △全臺灣洋服商工組合聯合會結成さる。
- 13日 △醫藥品、内地産厨房用荒物の販賣價格指定中改正(府告示一〇二二、一〇二五)。
 △新高港附近都市計畫事業實施計畫變更(府告示一〇二三)。
 △高雄都市計畫事業實施計畫認可(府告示一〇二四)。
 △消費米代用食全面的管理斷行決定(督府)。
- 14日 △第十一回報國債券及第二十五回貯蓄債券賣出さる(府告示一〇二六)。
 △交通運輸用綿製雨履及綿製天幕(臺灣製品)の最高販賣價格指定(府告示一〇三〇)。
 △臺灣總督府追加豫算案決定す—特別會計千五百三十七萬圓、米管歲出七千五百七十四萬圓。
- 15日 △歴史的第七十七臨時議會召集さる。△兵役法改正さる—丙種合格者も召集。△滿洲綿及中入綿の最高販賣價格指定(府告示一〇三一)。
 △臨時増稅案による本島の増徴總額千二、三百萬圓程度と當局語る。△米十萬石増産を日指し臺南州下に八千二百甲歩を干拓決定。△臺中州鳳梨同業組合創立さる(臺中)。
- 16日 △カレンダリーの最高販賣價格指定中改正(府告示一〇三二)。
 △内地産ホンプの最高販賣價格指定(府告示一〇三三)。
 △大日本製糖、製糖酒精設備を海南島へ移駐實施に着手。△新興窒素株式會社(資本金五百萬圓)とその姉妹會社朝鮮化學株式會社(資本金一千萬圓)とは共に、三菱系の日本化成工業株式會社(資本金六千萬圓、内拂込四千萬圓、配當年七分)に吸收合併決定—花蓮港の工場建設促進せられん。△家畜飼料雜打開のため、關係官重要會議を遂ぐ(府農務課)。
- 17日 △督府專賣病院新設、總工費四十萬圓で着工。△フライリッピンより七百餘名の引揚者歸る。
- 18日 △サイザル纖維製ロープの最高販賣價格指定(府告示一〇三四)。
 △粉砕用ボールの最高販賣價格指定(府告示一〇三五)。
 △臺灣電力圓山發電所竣工—本年末から營業運轉の豫定。△臺灣石炭株式會社初總會開催(臺北)。
 △臺灣青果同業組合聯合會打合せ會(臺北)。
 △青果物配給圓滑化につき。△臺灣皮革販賣株式會社、生産配給業開始す。
- 19日 △支那事變國庫債券(ヤ號)及支那事變割引國庫債券(第十六回)賣出さる(府告示一〇三六)。
 △化學石膏及燒石膏の販賣價格指定中改正(府告示一〇三七)。
 △脱脂綿及家庭綿、經木類、内地産履物表、草履の最高販賣價格指定(府告示一〇三八、一〇四〇—一〇四二)。
 △蘭草、墨表及莫蔴、臺灣生産ステープ

- 20日 △島内産煉瓦の最高販賣價格指定中改正(府告示一〇四五)。
 △督府山地局官制案遂に絶望となる。△臺灣澱粉移出組合役員會開催(臺北)。
- 21日 △石炭の最高販賣價格及最高販賣價格指定中改正(府告示一〇四七)。
 △南洋貿易調整規則による指定輸出品指定中改正並實施(府告示一〇四八)。
 △臺灣澱粉工業組合聯合會第二回總會(臺北)。
 △高雄州下水稻二期作、一割の増産確實さる。△高雄に砂糖保管倉庫建設か。
- 22日 △花蓮港都市計畫事業實施計畫認可(府告示一〇五三)。
 △特殊鋼の原料とする金切鋸刃の販賣價格指定中改正(府告示一〇五六)。
 △督府農業試驗所平鎮茶業試驗支所では昭和十六年秋の茶の生産高一割九分の減收と發表。△鐵道部にて、陸運統制令改正施行規則審議中。
- 23日 △臺灣米穀移出管理令施行規則による米穀の受渡地中改正(府告示一〇五七)。
- 24日 △督府鐵道部、抜荷根絶防止週開始。△火災保險協會改組決定。△日佛印貿易増進のための卸小賣商希望者、臺北商工會議所取扱分は百名餘に上る。
- 25日 △臺灣布ホース配給統制實施要綱發表さる(警務局)。
 △臺灣石油販賣有限會社(昨年十一月創立資本金百萬圓全額拂込)第二

回總會開催(臺北)。△臺灣バルブ工業株式會社總會(東京)——七分配當可決。

26日 △律令臺灣住宅營團令公布。△臺灣住宅營團施行規則(府令二一四)公布。十二月一日より施行。△臺灣住宅營團(資本金三百萬圓、更にこれに十倍する住宅債券の發行)設立決定、四箇年にて七千三百戸供給。△臺灣住宅營團發起取扱手續(府令二一五)公布。△臺灣土地收用規則施行規則中改正(府令二一七)。△製糖各會社は賠償價格引上げを要望するも、拓務、農林兩省強硬に反對す。△來月十一日より實施する全島貯蓄實踐運動の具體方策官民合同打合せ開かる(臺北)。△第百生命徵兵保險株式會社臺灣支社を新設決定。△臺灣國產自動車株式會社第五回總會開催(臺北)。△日米第四次會談開かる。△臺灣高級硝子工業株式會社重役會臨時總會(臺北)。

27日 △米穀生産獎勵規則(府令二一九)公布。△臺灣重要礦物増產令施行規則中改正(府令二二〇)。△昭和十六年第二期作親、玄米、屑米、碎米及七分搗米の最高販賣價格指定中改正(府告示二〇六九)。△新糖の容量變更さる——百六十斤から百五十斤入に。△南日本汽船による臺灣——海南島航路實現決定。△臺中州工業開發調査第一回委員會開催(臺中)。

28日 △肥料の最高販賣價格及販賣條件中改正(府告示一〇七二)。△石炭の最高買取價格及最高販賣價格指定中改正(府告示一〇七三)。△燃料用變性無水酒精の最高販賣價格指定(府告示一〇七六)。△臺灣農會主催、甘藷、黃麻等製作者褒賞授與式舉行(臺北)。

29日 内地產瓜掛、折箱類、内地產糖類の最高販賣價格指定(府告示一〇八一—一〇八三)。△府農務課、芭蕉、鳳梨の作付減反決定——先づ八百七十甲を甘藷と蔬菜へ。△臺灣電力の萬大發電工事進捗す。

十二月

30日 △臺灣の臨時増稅細目公布、十二月一日實施。△昭和十七年第一期作米の買入價格決定(府告示一〇八五)——本年二期米と同値據置。△全島家庭年末糖、各配給期毎に定量の二倍増配と決定(府特產課)。

1日 △臺灣支那事務特別稅令施行規則中改正(府令二二三)。△砂糖消費稅法施行規則中改正(府令二二三)。△臺灣國稅徵收規則施行規則中改正(府令二二四)。△市街庄に於て徵收する國庫金の種目並交付金に關する件(府令二二五)。△臺灣地方稅規則中改正(府令二二六)。△臺灣市制施行令による市稅及街庄稅指定中改正(府令二二八)。△直接稅の種中改正(府令二二九)。△臺灣歲入取扱規程中改正(訓令二二九)。△物品の販賣價格及宿泊料指定(府告示一〇八六)。△奢侈品等製造販賣制限規則による物品並當該物品及其の中古品に付ての年月日指定中改正(府告示一〇八七)。△砂糖の最高販賣價格指定(府告示一〇八九)。△學習文具の販賣價格指定、印箱及肉池等の最高販賣價格指定事務文具の最高販賣價格指定、把柳製靴の最高販賣價格指定中改正(府告示一〇九〇)。△扇子及團扇(内地產)の販賣價格指定中改正(府告示一〇九二)。△内地產陶磁器製雜品の最高販賣價格指定中改正(府告示一〇九五)。△ネクタイの最高販賣價格中改正(府告示一〇九六)。△洋裝附屬品用具(胸締用具)の最高價格指定中改正(府告示一〇九七)。△銘仙の最高價格指定中改正(府告示一〇九八)。△蔬菜及果實の販賣價格中改正(府告示一〇九九)。△國家總動員法に基く國民勤勞協力令施行規則公布(府令二三〇)。△皮革製靴の最高販賣價格指定(府告示一〇一〇)。△雙眼鏡、眼鏡類及其附屬品の最高販賣價格指定(府告示一〇一一)。△更生絲使用織物、内地生産麻製品、同綿製品、同ステープル・ファイバー製品、同人絹製品、同服地類、同帽子、蘭草墨表及蕨産、臺灣産ス・フ織物、脱脂綿、カタン絲、毛織物、綿莫大小製品等の最高販賣價格指定中改正(府告示一〇三—一〇一一)。△雨衣の最高販賣價格指定中改正(府告示一〇三—一〇一三)。△故銅の最高販賣價格指定(府告示一一一四)。

食用油の企業化に乗出す——將來各州別に工場新設か。△臺灣總督府糖業試験所創立十周年記念式典舉行さる(臺南)——糖業展示會、記念講演會開かる。△比島に陸軍緊急會議開かる。△濠洲兵泰國に侵入と英放送す。

8日 △米英に對する宣戰布告の大詔漢發さる。帝國陸海軍は八日未明西太平洋に於て米英軍と戰鬪状態に入つた。△帝國海軍航空部隊布陸空襲大戦果を擧ぐ。△皇軍、泰に平和進駐す。△陸海空軍、比島を爆撃す。△臺灣纖維工業株式會社第十二回定時總會開催(臺北)。△督府非常行政機構編成さる。

9日 △臺灣總督府特別會計及臺灣米穀移出管理特別會計歳入歳出科目増設(訓令一三二)。

10日 △大東亞戰爭によつて本島經濟界に衝擊を與へることなきやう官民合同の臨時臺灣金融協議會開催さる(臺南)。△米穀局にて食糧、物資の第一回連絡會議開かる——島民の必需物資確保に不安毫もなしと明言す。△食料品物價専門委員會開催中止となる。△臺灣産塗料の最高販賣價格指定(府告示一〇二八)。△臺北市食糧國防團、臺北市食糧配給挺身隊結成式舉行さる(臺北市)。△比島に上陸作戦敢行さる。△マレー沖海戦にて帝國海空軍、英東洋艦隊主力を全滅さす。

11日 △會社經理統制令施行規則中改正(府令二二九九)。△醫藥品の販賣價格指定中改正(府告示一一三〇)。△昭和十六年第二期作粗玄米、屑米、碎米及七分搗米の最高販賣價格指定中改正(府告示一一三一)。△企業許可制に關する勅令公布さる——外地は二十六日より施行。△對英米戰協同遂行軍獨不講和及新秩序建

設に關する日獨伊三國協定締結さる。△獨伊對米宣戰を布告す

12日 △生鮮魚介生産配給統制規則(府令二四三)公布——決戦時下の水産企業整理組合、會社、漁業組合の二本建。△非常災害時の郵便貯金拂戻臨時措置實施。△廣東西村發電所の未拂代金は臺灣電力が保證——修理工事進み閉春運轉。△對米英戰支那事變を包含し、大東亞戰爭と呼稱するに決定。

13日 △清掃用具の販賣價格指定中改正(府告示一一四〇)。△活性炭濾節等の最高販賣價格指定(府告示一一四一、一一四二)。△食料品の販賣價格指定中改正及實施(府告示一一四三)。△長期征戰に對處する烈々の決意を披瀝して府評議會の時局懇談會開かる。△南日本汽船による花蓮港蘇澳間定期客船航路就航——東海バスの經營に暗影。△拓務省の海南島試驗移民の實行は臺灣拓殖で擔當に決定。

14日 △内地製膠の最高販賣價格指定(府告示一一四五)。△本島工業振興に備へて臺灣總督府交通局機構改革案成る——新年度より擴充さる、こととなる。△大東亞戰大講演會開催(臺北)——殉國の至誠堂に充つ。

15日 △第七十八臨時議會召集さる。——歴史的戰時議會、世界新秩序建設決議案の上程を見ん。△米國人の旅行等に關する臨時措置令(府令二四四)公布。△青化曹達、特免タオルの最高販賣價格指定(府告示一一四七、一一四八)。△臺灣生産綿製品中官廳需要特免織物、ロックス芯、鮎繩用堅打ロープ、軍手、タオル及通運、内地生産綿製品中鮎繩堅打ロープ、漁具及漁網修繕用捻絲綿網縫綯、臺灣蒲團用絲染縫絲及晒縫絲、生縫絲並に内地

生産縫絲の販賣價格指定中改正(府告示一一四九)。△海人草の最高販賣價格指定(府告示一一五〇)。△臨時軍事費の公債發行臺灣關係は二百五十萬圓と決定。△熱帯産業、南國産業共同出資による資本金五千萬圓程度の佛印のゴム開發新會社設立さる。△模倣。△大東亞戰に即應し臺灣局鐵の劃期的ダイヤ改正行はる。△臺灣銀行券發行高二億三千六百九十八萬二千圓に達す——創業以來の新記録。

16日 △國民徵用令一部改正さる——性別年齢等除外例を撤廢し、國民は全部徵用さる、こととなる。△鹽素酸加里の最高販賣價格指定(府告示一一五三)。△無水鹽化アルミニウムの最高販賣價格指定(府告示一一五四)。△重慶への全南方華僑よりの送金獻金杜絶す。△開戦後全島郵便局の預金増加す。△ボルネオに敵前上陸敢行さる。

17日 △臨時郵便取締令改正(府令二四五)。△臺北市計畫事業實施計畫認可(府告示一一七一)。△臺灣麻袋納入組合第二回總會(臺北)。

18日 △硫化炭素、酸化チタン、過マンガン酸加里、白蠟華の最高販賣價格指定(府告示一一七五—一一七八)。△下駄(内地製品)の販賣價格指定中改正(府告示一一七九)。△齒磨の販賣價格指定中改正(府告示一一八〇)。△南方産業開發のための南方經濟懇談會に呼應して關西にても南方殖産資源調査會具體的計畫樹立につき協議す(神戸)。△パンコックに於ける臺灣物産見本市展示會、大東亞戰で中止さる。△第二十一回金屬物價専門委員會開かる(府物價調整課)。

22日 △石炭増産の貯炭場施設費問題、府補助と會社融資で解決す。△臺灣茶商公會總會開催さる(臺北)——敵性茶館除名を決議す。

19日 △内地産磁器製電氣用品の最高販賣價格指定(府告示一一八一) △肩掛及首巻の最高販賣價格指定中改正(府告示一一八二)。△内地産蓄音器用レコードの最高販賣價格指定(府告示一一八三) △玩具、食料品、内地産セルロイド製品、漆器の最高販賣價格指定中改正(府告示一一八五—一一八八)。△魔法瓶、内地製品たる化粧品、齒科醫療器械の最高販賣價格指定中改正(府告示一一九一—一一九三)。△小幅絹織物無地染地、寫真用感光材料の最高販賣價格指定(府告示一一九四、一一九五)。△内地産薰物及線香の最高販賣價格指定中改正(府告示一一九六)。△幅絹織物無地染地の最高販賣價格指定(府告示一一九七)。△臺灣電力圓山發電所營業運轉を開始す。

20日 △高雄港灣運送業會開かる——決戦體制機構確立。△皇軍ミンドナオ島に上陸敢行す、ダバオ占領。

21日 △貨金統制令による團體指定(府告示一一〇六)。△臺灣造船組合聯合會申請に係る協定貨金認可(府告示一一〇七)。△ラジオ受信機の販賣價格指定中改正(府告示一一〇八)。△竹東都市計畫變更改正(府告示一一〇九)。△臺中市計畫事業實施計畫(府告示一一一一)。△國産寫真機及び附屬品の最高販賣價格指定(府告示一一一二)。△本島本年二期作米さらに増收の見込——實收四百八十萬石突破の豫想。△日タイ攻守同盟條約調印さる。

23日 △ミシン針の販賣價格指定中改正(府告示一二二四)。△旋盤の最高販賣價格指定(府告示一二二五)。△從來その存続を云々されてゐた臺灣勞務協會が解消し、別個の官廳外廓團體の誕生をみる模様。△花蓮港商工會議所の第一回議員總會開催(花蓮港)。

24日 △貨物自動車車體の最高販賣價格指定(府告示一二一九)。△携行電燈用乾電池の販賣價格指定中改正(府告示一二二〇)。△グルタミン酸ソーダを主成分とする粉末調味料、亞鉛末、臺灣産工業用蓖麻子油の最高販賣價格指定(府告示一二二一―一二二三)。△毛織物の最高販賣價格指定中改正(府告示一二二四)。△砂糖帶貨處理對策を協議す(府特産課)。△督府水産試験所獨立す―南方水産の進出に備ふ。△第七回各州物價連絡會議開催(二三、二四兩日、臺北)。△國産コルク工業株式會社發起完了(事務所臺北)。

25日 △企業許可施行規則(府令二五三)公布―企業整備確保と勞務動員圓滑化の實施。△本島産酒類増産す―昨年に比し一割五分増。△臺灣金物商聯合會創立總會開催(臺北)。△槌柑、桶柑の各州月別割當量決定(府特産課)。△臺灣電力の傍系會社として計畫中の南方電氣工業株式會社(資本金七十五萬圓全額拂込)は督府の内認可を得。△皇軍の猛攻撃に香港の敵軍降伏す。

26日 △第七十九議會開院式舉行さる。

28日 △臺灣地方稅規則中改正(府令二五五)。△總動員事務協議會規程(訓令一四九)。△蓖麻子の販賣價格指定中改正(府告示一二四九)。△石油類の最高販賣價格指定中改正(府告示一二五〇)。△罐詰類の最高販賣價格指定(府告示一二五一)。△人造絹織物の最高販賣價格指定(府告示一二五二)。△紋附地の最高販賣價格指定中改正(府告示一二五三)。

29日 △外國爲替管理法に基く大藏省令公布―米英貨基準を廢し、爲替相場自主化(翌年一月一日實施)。△臺灣生命保險協會定時總會開催(臺北)。

30日 △改正臺灣產業組合規則律令第七號公布。明年一月一日より施行。△會社經理統制令施行規則中改正(府令二六三)。△價格統制令施行規則中改正(府令二六四)。△奢侈品等製造販賣制限規則中改正(府令二六五)。△臺灣青少年團設置要綱(訓令一五四)。△内地産農機具の最高販賣價格指定(府告示一二五七)。△帶地類、内地産炬燵及其の附屬品の最高販賣價格指定(府告示一二五八、一二五九)。△臺灣損害保險協會、從來の火災保險協會の發展の形態として誕生す―創立總會開催さる(臺北)。

31日 △事變當初よりの、臺灣軍司令部取扱ひ國防性兵費の總額百萬圓に達す。

臺灣經濟に関する重要經濟文献目錄

(自昭和元年至同十六年)

凡例

- 一、本目錄は臺灣銀行調查課の所藏にかかる臺灣關係資料（昭和十六年末現在）を主として編纂せるものなり。
- 二、同一分類内の配列は資料名の五十音順によれり。
- 三、本目錄には左の項目は之を省略せり。
 - イ、地 圖
 - ロ、各州市街庄勢一覽類
 - ハ、文學、藝術、其他本目錄の分類項目に含まれざる雜書

目次

臺灣事情一般	五
經濟	七
經濟施設團體及研究所	八
企業及經營（會社組合等）	一〇
金融	三
商業及貿易（關稅を含む）	四
交通及通信	七
產業一般	九
農業	二
農村經濟及農村問題（農地問題を含む）	四
米及米穀問題	六
茶	九
其他農作物	一〇
果樹及果實	三
林業	四
畜産業	六

水産	三
工業一般	三
糖業	四
其他工業	四
鑛業	四
財政	四
專賣	五
政治及行政	五
法律	五
社會問題	五
移植民事	五
教育	五
高砂族及理蕃	五
歷史	五
傳記	五
地誌(旅行案内を含む)	五
統計	六

臺灣事情一般

書名	編者名	發行所	發行年
改隸四十年の臺灣	佐藤政藏(眠洋)	臺灣刊行會	一〇
現在の臺灣	福田廣次	臺灣實業興信所	一二
時局下臺灣の現在と其將來	臺灣總督府情報部	其	一五
時局下の臺灣	臺灣總督府	其	一四
時局と臺灣	屋部仲榮編	經濟時代社臺灣支社	八
施政四十年の臺灣	臺灣總督官房調査課	其	一〇
新臺灣の展望	渡邊節治等編	新臺灣の展望社	七
臺灣	武内貞義	新高堂	三
臺灣	表克吾	著者	二
臺灣を見る	篠田治策	著者	一〇
臺灣事情 昭和元年乃至十六年	臺灣總督府	其	元一六
臺灣大觀	日本合同通信社	其	七
臺灣大觀	太田猛編	臺灣新報社	一〇
臺灣島之現在	大谷光瑞	有光社	一〇
臺灣全志	藤崎清之助	中文館	六

臺灣經濟に關する重要經濟文献目錄

臺灣讀本	臺灣總督府情報部	臺灣時報發行所	一六
臺灣讀本	臺灣通信社編	其社	三
臺灣年鑑 昭和元年乃至同十六年	臺灣經濟研究會編	其會	二一六
「臺灣の再認識」座談會			
(南方の將來性、臺灣と蘭印を語る)の内	大阪毎日新聞社編	其社	一五
臺灣の實情を語る(大東亞の實情を語る)の内	五十嵐 隆	國際日本協會	一六
臺灣の全貌	池田 龜壽	軍人會館出版部	一〇
臺灣吾見たり	空地 硬介	著者	六
帝國主義下の臺灣	矢内原忠雄	岩波書店	四
東洋始政四十周年 臺灣特輯號	東洋協會編	其店	一〇
常夏之臺灣	常夏之臺灣社編	其社	八
躍進臺灣の全貌	池上 清徳	臺灣教育資料研究會	一一
躍進臺灣大觀	中外毎日新聞社編	其社	一二
躍進臺灣の現勢	山本 昌彦	改造日本社	一〇
樂園臺灣の姿	麗島出版社編	其社	一一
黎明の臺灣	唐澤 信夫	其社	二

— 經 濟 —

經濟警察講習錄	臺灣總督府警務局編	其局	一四
現代臺灣經濟論	高橋 龜吉	千倉書房	一二
新臺灣經濟論	陳 逢 源	臺灣新民報社	一二
政學科研究年報			
戰時下の臺灣經濟 昭和十四年版	臺灣經濟通信社編	其社	一四
臺北高商創立廿周年記念論文集	臺北高商創立廿周年記念論文集編輯委員會編	其會	一五
臺北高等商業學校開校十周年記念論文集	臺北高等商業學校編	其校	一五
「臺北帝國大學」記念講演集	臺北帝國大學	其校	一四
臺灣經營論	小林 躋造	臺北商工會議所	一四
臺灣經濟界への展望	林 進 發	民衆公論社	七
臺灣經濟叢書 一乃至九	臺灣經濟研究會編	其會	八一六
臺灣經濟年報 第一輯	平 山 勳	臺灣經濟調查所	七
臺灣經濟年報 昭和十六年版	臺灣經濟年報刊行會編	國際日本協會	一六
臺灣の經濟	坂田 國助	著者	六
臺灣經濟の概要	臺灣銀行調查課編	其課	一四一六
臺灣經濟の基礎知識 昭和十三年版	臺灣經濟通信社編	其社	一三

臺灣經濟に關する重要經濟文献目錄

臺灣經濟に關する重要經濟文獻目錄

- 臺灣經濟問題の特質と批判
- 臺灣經濟要覽 昭和十二年版
- 臺灣財界の危機
- 臺灣最近の經濟界
- 臺灣社會經濟史全集 第一分冊乃至第一九分冊
- 調查資料蒐錄 第一輯乃至第二輯
- 農林經濟論考 第一輯乃至第二輯
- 澎湖の經濟に就いて
- (本島經濟事情調査報告 第三回)の内
- 本島經濟事情調査報告 第一回乃至第三回

經濟施設團體及研究所

- 臺灣商工會議所 一
- 臺灣商工會議所關係法規
- 臺灣商工會議所制度實施に就て
- 臺北商工會議所設置論(臺灣經濟叢書一の内)
- 臺中州農會會報
- 臺灣農會要

陳 逢 源	臺灣新民報社	八
臺灣内外經濟日報社編	其 社	一二
石 原 幸 作	著 者	三
劉 天 賜	臺灣經濟界社	八
平 山 勳 譯	臺灣經濟史學會	八一〇
臺灣銀行調査課編	其 課	八一四
臺北帝大理農學部農	養 賢 堂	九一〇
業經濟學教室編	臺北高等商業學校	八
郭 傳 剛	其 會	六八
臺北高等商業學校南		
支南洋經濟研究會編		

- 臺灣技術協會 設立趣意書會則
- 全島實業大會 決議事項 自第一一回至第二〇回
- 全島實業大會展望
- 始政四十周年記念臺灣博覽會協贊會誌
- 始政四十周年記念臺灣博覽會史
- 盤谷及マニラに於ける臺灣物産見本市報告
- 盤谷見本市報告書 第二回
- 士林園藝試驗所支所要覽
- 新竹州立農事試驗場要覽
- 臺中州立工業試驗所要覽
- 臺灣總督府工業研究所要覽
- 臺灣總督府中央研究所概要
- 「臺灣總督府糖業試驗所」事業實行計畫所(昭和十五年度)
- 「臺灣總督府糖業試驗所」要覽
- 臺灣總督府熱帶特用樹栽培事務所事業概況書
- 臺灣總督府農業試驗所要覽
- 臺灣總督府林業試驗場事業報告
- 臺灣總督府水産試驗場要覽

臺灣經濟に關する重要經濟文獻目錄

其 會 編	其 局 會	二一一
全島實業大會事務局編	全島實業大會展望發行所	一四
宮崎健三編	其 會	一四
其 會 編	其 會	一四
臺灣通信社編	其 社	一一
臺灣商工會議所編	其 所	一五
同 所 編	其 所	一六
臺灣總督府中央研究所編	其 所	四
其 場 編	其 場	一五
其 所 編	其 所	一五
其 所 編	其 所	一四一六
其 所 編	其 所	一〇
其 所 編	其 所	一五
其 所 編	其 所	八、一〇
其 所 編	其 所	一五
其 所 編	其 所	一四
其 場 編	其 所	一六
其 場 編	其 所	一八

— 企業及經營 —

會社

鹽水港製糖株式會社社業現況	其社編	其社	一二
鳳梨合同の真相	臺灣經濟研究所	其社	一一
海南製粉株式會社梗概	海南製粉株式會社編	其社	四
「基隆輕鐵株式會社」創業二十年史	其社編	其社	八
砂糖會社はどうなる	阿部留太	ダイヤモンド社	八
「昭和製糖株式會社」十年誌	其社編	其社	一二
製糖會社要覽	糖業聯合會編	其會	八
臺灣會社銀行錄 第八版乃至第二三版	臺灣實業興信所編	其會	二一六
臺灣會社年鑑 昭和八年版乃至同十六年版	竹本伊一郎	臺灣經濟研究會	八一六
臺灣株式年鑑 昭和六、七年版	竹本伊一郎	右同	六一七
臺灣銀行四十年誌	臺灣銀行編	其行	一五
臺灣製糖株式會社史	其社編	其社	一四
臺灣拓殖株式會社事業概觀	其社編	其社	一五
「臺灣拓殖會社」社業現況	其社編	其社	一四、一五、一六
「臺灣電力株式會社」社業現況	其社編	其社	一五

臺灣電力の展望

臺灣倉庫株式會社二十年史	其社編	其社	一一
臺灣畜產株式會社十周年誌	其社編	其社	一五
臺灣畜產株式會社二十周年誌	其社編	其社	一四
臺灣に於ける新興事業會社調	臺灣銀行調查課編	其課	一四、一六
臺灣日々三十年史	其社編	其社	三一
臺灣帽子統制會社設立に就て	臺灣銀行調查課編	其課	一一
(調査資料蒐録第一輯の内)			
臺灣鑛業株式會社	其社編	其社	一三
新高略史	西原雄次郎編	新高製糖株式會社	一〇
日糖最近二十五年史	西原雄次郎編	大日本製糖株式會社	一〇
本島會社の内容批判	熊野城造	事業界と内容批判社	六
臺灣商工統計 昭和元年—同十四年	臺灣總督府殖産局編	其局	三一—六
臺灣興業株式會社と紙の話	其社編	其社	三一—六
産業組合			
海山郡産業組合要覽	其組合編	其會所	一五
基隆郡産業	臺灣産業組合協會編	其協會	一五
産業組合事業執行細則議事細則監查規程要項準則	臺北州内務部勸業課編	其課	七
産業組合書式便覽	其組合編	其會	三
有限責任臺北信用組合誌			

- 臺中州の産業組合（臺灣經濟叢書五の内）
- 臺灣産業組合協會講演集
- 臺灣産業組合史
- 臺灣産業組合倉庫經營
- 附蓬萊米の取引並取引上の諸書式
- 臺灣産業組合要論
- 「美濃信用購買販賣利用組合」創業二十周年史
- 羅山信用組合創業十周年誌
- 新竹州産業組合要覽
- 臺北州産業組合要覽 自昭和二年至同九年
- 臺中州産業組合要覽
- 臺灣産業組合要覽 自第一四次至第二七次

臺中州産業組合支會編	臺灣經濟研究會	一一
臺灣産業組合協會編	其 協 會	二
産業組合時報社編	其 社	九
遊谷平四郎	産業組合時報社	九
森 忠 平	臺灣産業組合協會	九
臺灣總督府編	其 府	六
同 組 合 編	其 組 合	一六
同 組 合 編	其 組 合	二
臺灣産業組合協會新竹支會編	其 會	二一〇
臺北州勸業課編	其 課	九一三
臺灣産業組合協會臺中支會編	其 會	元一六
臺灣産業組合協會編	其 協 會	元一六

— 金 融 —

- 證券取引所設置問題（調査資料蒐録第一輯の内）
- 信託業法の本島施行と信託會社設立問題
- （調査資料蒐録第一輯の内）

臺灣銀行調査課編	其 課	一一
臺灣銀行調査課編	其 課	一一

- 臺北市公設質舖概況
- 臺北州中小商工業金融調査
- 臺北州下に於ける國民貯蓄の獎勵
- 臺灣各地に於ける各種通貨流通高の景況
- 臺灣貨幣に関する調査事項
- 臺灣銀行券統一論
- 臺灣銀行四十年誌
- 臺灣金融小史
- 臺灣に於ける圓銀の沿革
- 臺灣に於ける金融機關
- 臺灣に於ける公設質舖の現況並に之が助長に就て
- （南支南洋研究第二七號の内）
- 臺灣に於ける國民貯蓄の諸問題
- 臺灣に於ける小農金融（臺灣經濟叢書二の内）
- 臺灣に於ける中小金融に就て
- 臺灣に於ける無盡業（臺灣經濟叢書三の内）
- 臺灣に於ける秤量貨幣制と我が幣制政策
- 臺灣に於ける預金の特性に就て
- 臺灣の金融

臺北市役所編	其 役 所	五
臺北州勸業課編	其 課	一四
右 同 課	右 同 課	一四
郵 松 一 造	臺灣銀行調査課	一六
右 同	右 同	一六
陳 逸 源	臺灣經濟研究所	一〇
臺灣銀行編	其 行	一四
小 倉 文 吉	臺灣商工銀行	一六
郵 松 一 造	臺灣銀行調査課	一六
臺灣銀行調査課編	其 課	一四、一六
高 島 利 彦	臺北高等商業學校	一二
臺灣總督府金融課編	其 課	一六
長 井 岩 太 郎	臺灣經濟研究會	九
臺灣銀行調査課編	其 課	五
古 川 二 部	臺灣經濟研究會	一〇
北山富久二郎	臺北帝國大學文政學部	一〇
臺灣銀行調査課編	其 課	一五
高 北 四 郎	臺灣春秋社	二